

西脇市立地適正化計画

令和8(2026)年2月改定



西 脇 市

はじめに

西脇市では、市の最上位計画である西脇市総合計画や西脇市都市計画マスタープランに基づき、都市拠点の形成と交通ネットワークの充実を通じてまちの持続性の確保に取り組むため、平成30(2018)年12月に「西脇市立地適正化計画」を策定し、まちづくりを進めてまいりました。

令和3(2021)年5月には、市庁舎・市民交流施設「オリナス」が完成し、茜が丘複合施設「Mirai」とともに、2つの都市拠点が形成されました。また、庁舎の移転と併せた公共交通の再編や、中心市街地における幹線道路等の都市基盤整備を進めることで、都市拠点の強化と交通ネットワークの充実を図っています。

一方、少子高齢化に伴う人口減少の進行や、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、本市においても、これまで以上に持続可能なまちづくりの推進が求められています。

本改定では、立地適正化計画における最大の目的である「まちの持続可能性の確保」に加え、「都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を定めることといたしました。引き続き、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づき、次代につながる、暮らしやすい、住みたい、住み続けたいまちの実現を目指してまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、多大なる御尽力をいただきました西脇市都市計画審議会委員の皆様をはじめ関係各位の皆様から貴重な御意見を賜りましたことに対して、心から感謝を申し上げます。

西脇市長 片 山 象 三

目次

序章 立地適正化計画の概要	1
1 立地適正化計画策定の背景と目的	1
2 立地適正化計画改定の背景と方向性	2
1) 視点1：計画の進捗状況による見直し	2
2) 視点2：防災指針の追加	3
3 立地適正化計画の位置付け	4
1) 立地適正化計画の意義と役割	4
2) 立地適正化計画で定める事項	5
3) 計画目標年次	6
4) 計画の対象範囲	6
4 立地適正化計画と関連する他計画	7
1) 第2次西脇市総合計画、後期基本計画（令和7（2025）年2月策定）	8
2) 第3期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略 （令和7（2025）年2月改定）	9
3) 西脇市地域公共交通計画（令和6（2024）年3月改定）	10
4) 本計画におけるSDGsの位置付け	11
第1章 西脇市を取り巻く現状と将来見通し	13
1 西脇市の概況	13
1) 立地状況	13
2) 自然	13
3) 歴史	14
4) 地域の区分	15
2 人口の動向	16
1) 人口の現状	16
2) 人口の将来推計	23
3) 高齢化率の分布	26
3 都市の動向	27
1) 都市計画区域の状況	27
2) 土地利用の概況	30
3) 建物などの概況	32
4) 都市機能の立地状況	35
5) 産業など	41

6) 公共交通ネットワークの状況	45
7) 災害ハザードの状況	53
8) 財政の状況	54
4 市の課題	63
1) 人口	63
2) 土地利用	63
3) 都市機能	64
4) 産業	64
5) 公共交通	64
6) 災害	65
7) 財政	65
第2章 立地の適正化に関する基本的な方針	67
1 西脇市が抱える課題（立地適正化計画で解決する課題）	67
2 まちづくりの方針	68
1) 西脇市の特徴、現状と将来見通しを踏まえた市街化区域内のエリア分類	68
2) まちづくりの方針	70
3) 西脇市のコンパクトシティ形成に向けたこれまでの取組と今後の方向性	74
4) 課題解決のための誘導方針及び施策の考え方	81
第3章 誘導区域及び誘導施設	83
1 立地適正化計画区域	83
2 居住誘導区域	83
1) 居住誘導の考え方	83
2) 居住誘導区域の設定	98
3 都市機能誘導区域	100
1) 都市機能誘導の考え方	100
2) 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定	105
4 区域設定図（総括図）	110
第4章 防災指針	111
1 防災指針を策定する背景	111
2 防災指針策定の流れ	111
3 本市における災害リスク	112
1) 本市における災害特性	112
2) 居住誘導区域における災害リスク分析	116

4	防災まちづくりにおける課題と取組方針	125
1)	防災まちづくりにおける課題	125
2)	防災まちづくりの将来像と取組方針	127
5	取組内容、スケジュール及び目標値	128
1)	取組内容	128
2)	取組スケジュール	130
3)	目標値の設定	131

第5章 計画の推進・進行管理 133

1	居住及び都市機能の維持・誘導を図るための施策	133
1)	誘導施策	133
2)	公共交通ネットワークに関する施策	137
3)	公的不動産の活用方針	137
4)	低未利用地の有効活用と適正管理のための指針	138
5)	立地誘導促進施設協定に関する事項	139
2	届出制度	140
1)	居住誘導区域外	141
2)	都市機能誘導区域外	142
3	計画の評価方法及び管理	144
1)	評価指標（目標値）の設定	144
2)	目標の達成により期待される効果	150
3)	計画の評価方法及び管理	152

参考資料 153

1	用語説明	153
---	------	-----

序 章 立地適正化計画の概要

1 立地適正化計画策定の背景と目的

我が国における多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれていることから、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が将来困難になりかねません。さらに、厳しい財政状況の下、急速に進行している社会資本の老朽化が問題となっています。

本市においても、国と同様、これまで経験したことがない少子高齢化、人口減少社会の局面を迎えつつあり、人口構成が大きく変わることが推測されていることから、平成 28(2016)年 3 月には「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。総合戦略では、将来的な人口構造の変化を将来展望として掲げ、今後 5 か年で展開する施策についてソフト事業を中心に取りまとめていますが、長期的には少子高齢化や人口減少にも目を配る複眼的視点を必要としています。

国においては「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、「立地適正化計画制度」が創設されました。この制度は、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通ネットワークを形成するため、居住や医療、商業などの暮らしに必要なサービス施設の立地の適正化を図るものです。

本市においては、立地適正化計画制度を活用し、まちの持続可能性を確保するため、平成 30(2018)年 12 月に策定した「西脇市立地適正化計画（以下「本計画」という。）」に基づき、拠点の形成と交通ネットワークの充実による都市構造を実現し、次代につながる、暮らしやすい、住みたい、住み続けたいまちを目指します。

2 立地適正化計画改定の背景と方向性

計画策定以降における社会情勢や人口動向の変化として、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、新しい生活様式の普及やデジタル技術の進展など、社会の変化が大きく加速しました。令和6(2024)年には日本の合計特殊出生率が過去最低となる1.15を記録し、今後も世界に例を見ないスピードで人口減少や少子高齢化が進行すると想定されています。本市の人口も減少を続けており、令和6(2024)年4月には、若年女性人口が令和2(2020)年から令和32(2050)年までの30年間に50%以上減少すると推計される自治体を指す「消滅可能性自治体」に該当するとの報道がありました。今後は、ここからの脱却に向け、子育てしやすい環境づくりや、今暮らしている人が住みやすいと感じるまちづくりなど、人口減少対策をバランスよく進めていく必要があります。

一方で、令和2(2020)年3月には、国道175号西脇北バイパスが一部開通したほか、令和3(2021)年5月には市庁舎・市民交流施設が完成し、染色工場跡地に商業施設を誘導するなど、本計画における東の拠点整備が進んでいます。令和8(2026)年春には、国道175号西脇北バイパスが開通する予定で、広域交通ネットワークがより一層強化されることから産業的土地利用の推進が期待されるほか、令和7(2025)年2月に方針を決定した区域区分の廃止と併せ、土地利用における課題解決につながっていくことが期待できます。

本改定では、本計画策定以降の本市を取り巻く社会情勢を踏まえつつ、主に次の2つの視点から見直しを図り、持続可能な都市の実現を目指します。

1) 視点1：計画の進捗状況を踏まえた見直し

■ 策定後の取組：市庁舎・市民交流施設の移転

令和3(2021)年5月に完成した市庁舎・市民交流施設は、まちなか(中心市街地)における都市機能の充実に大きく貢献したほか、商業施設の誘導の実現に寄与し、東の拠点整備が進みました。

また庁舎移転の時期と併せ、公共交通ネットワークの再編が行われました。コミュニティバスでは、ループバス「めぐりん」が中心部の主要な施設を循環運行し、デマンド型交通乗合タクシー「むすブン」の導入及び運用開始により、中心部と郊外部をネットワークでつなぐことにより公共交通空白地域が解消され、公共交通の利便性が向上しています。このほか、高齢になっても健康で元気に暮らせるまちを目指すスマートウエルネスシティ(SWC)の考えに基づく「健幸ポイント事業」等の取組が開始されました。

■ 今後の取組：まちなか区域内の幹線道路整備

まちなか（中心市街地）区域内の基盤整備として、（都）西脇上戸田線（通称：東西道路）の整備を兵庫県と連携して促進しているほか、（主）西脇三田線については、市庁舎西側の交差点改良に引き続き、兵庫県において幹線道路整備が進められています。また、（都）和布郷瀬線（通称：南北道路）においては、令和6（2024）年度から、用地の先行取得を行うなど、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けた取組を進めています。

2）視点2：防災指針の追加

気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化や、近い将来に発生する可能性が高いとされる南海トラフ地震が懸念されています。このような中、水害や土砂災害等の災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める必要性が高まり、令和2（2020）年に都市再生特別措置法の一部が改正されました。この改正では、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を立地適正化計画において定めることとされました。

3 立地適正化計画の位置付け

1) 立地適正化計画の意義と役割

立地適正化計画は、次の7つの意義と役割を果たします。

① 都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡し、持続可能な都市構造を目指す包括的なマスタープランです。

② 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

③ 都市計画と民間施設誘導の融合

民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

④ 市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。
都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

⑤ 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

⑥ 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

⑦ まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化などを背景として、公的不動産の見直しと連動し、将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

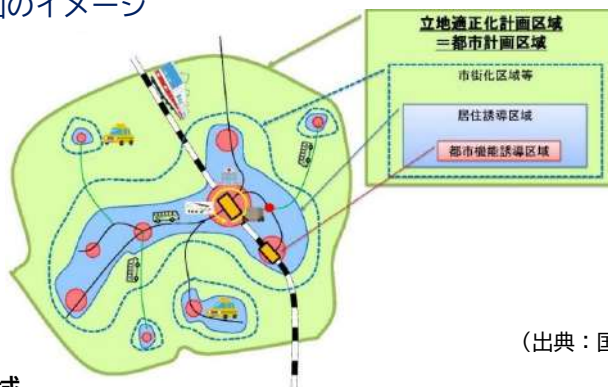
(出典：立地適正化計画の意義と役割（国土交通省）)

2) 立地適正化計画で定める事項

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、次の事項を定めることとされています。

- 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する方針
- 都市の居住者の居住を誘導すべき区域及び都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域）
- 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設として設定する施設（誘導施設）
- 居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針（防災指針）

■立地適正化計画のイメージ



(出典：国土交通省ホームページ)

① 居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域をいいます。

② 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や駅などを含む拠点エリアに誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域をいいます。

③ 誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導又は維持すべき施設をいいます。施設としては、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便性の向上を図るための施設であって、都市機能の増進に寄与するものをいいます。

④ 防災指針

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と合わせて立地適正化計画に定めます。

3) 計画目標年次

立地適正化計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望し、策定するものとされています。

本計画の目標年次は、おおむね 20 年後の令和 22(2040)年度とします。

社会経済情勢の変化や上位計画、関連する計画の改定などに対応するとともに、計画の進捗状況にあわせ、必要に応じて見直しを行います。

4) 計画の対象範囲

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき、計画の対象範囲は都市計画区域とします。

■計画の対象範囲



1) 第2次西脇市総合計画、後期基本計画（令和7(2025)年2月策定）

平成30(2018)年度に策定された「西脇市総合計画」は、西脇市の最上位計画です。基本構想、基本計画、行動計画（実施計画）により構成され、基本構想は、長期的な展望に立ち、将来における本市の目指すべき姿を明らかにし、その実現に向けた政策展開の基本的な方向性を示しています。基本計画は、計画期間を前期と後期に分け、後期基本計画は基本構想の実現に向けた施策の展開方針をまちづくりの分野別に示しています。行動計画（実施計画）は、基本計画に定められた施策について、事業の具体的内容を体系的にまとめたものを示しています。

計画目標年次は、基本構想が令和12(2030)年度、前期基本計画が令和6(2024)年度、後期基本計画が令和12(2030)年度です。

○西脇市の都市像

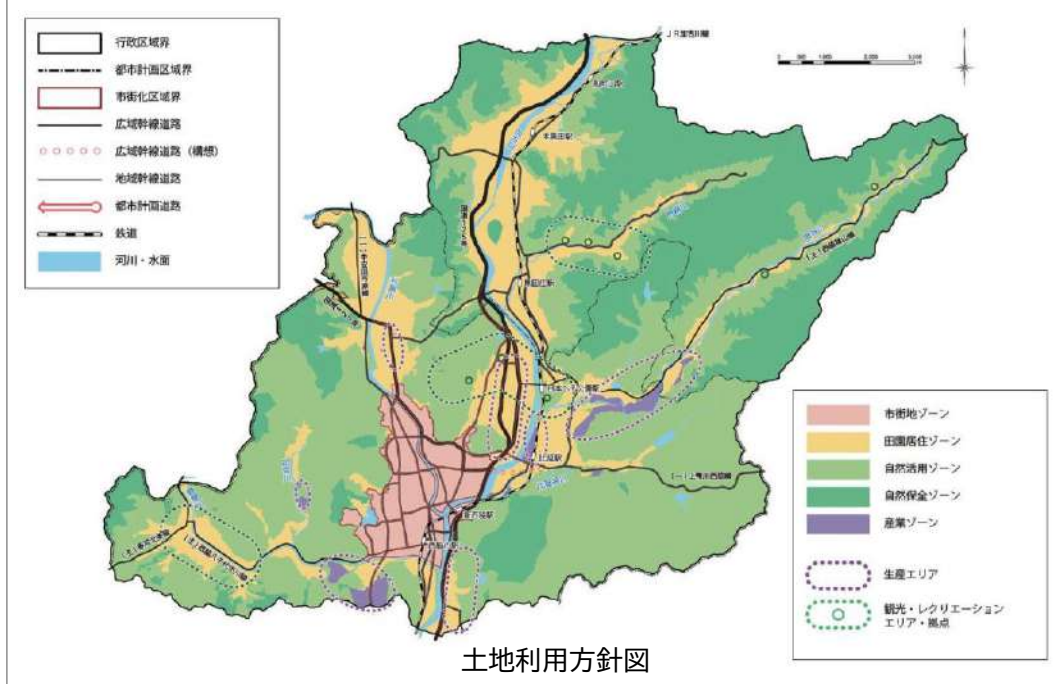
人輝き 未来広がる 田園協奏都市

○西脇市の将来像（キャッチフレーズ）

つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき

○土地利用の基本方針

- 無秩序な市街化の防止と抑制
- 都市拠点の機能強化と土地利用の高度化
- 安全・安心で良好な居住環境の形成
- 周辺環境と調和した操業環境の保全・育成
- 田園環境及び自然環境の保全・活用



2) 第3期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7(2025)年2月改定）

本市においては、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくため、「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成28(2016)年3月に策定し、地方創生の取組を進めています。

その後、全国的に人口減少は本格化し、東京一極集中が加速するなど、本市をはじめとした地方都市を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、今後もこの傾向は続くことが想定されます。他方で、情報通信技術の発達には目覚ましいものがあり、Society 5.0 時代の到来や外国人労働者の増加など、本市を取り巻く諸情勢は、目まぐるしく変化しています。

このような時代においても、今後の暮らしやすさや住みやすさを重視し、持続可能で豊かな暮らしを実現するため、令和2(2020)年3月に「第2期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下におけるデジタル活用の進展、新型コロナウイルス感染症収束後の東京圏への人口集中の再加速などを背景に、令和4(2022)年にデジタル田園都市国家構想総合戦略が策定されたことなどを踏まえ、令和7(2025)年2月に西脇市総合計画と一体的に、「第3期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改定しています。

計画目標年次は、令和12(2030)年度です。

〇ビジョン

総合計画に定める将来像と共有し、「つながり はぐくみ 未来織りなす 彩り豊かなまち にしわき」とします。

〇基本目標

- ・基本目標1：未来をひらく「ひとづくり」の循環サイクルの構築
- ・基本目標2：活力みなぎる「しごとづくり」の推進
- ・基本目標3：魅力あふれる「まちの元気づくり」の推進

〇第3期総合戦略における施策の展開

第2期西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す方向性を継承し、デジタル技術の活用に留意の上、各基本目標の実現に向けた取組を進めます。

基本目標1	基本目標2	基本目標3
① 結婚・出産・子育ての希望の実現を支援します ② 魅力ある教育環境をつくります ③ 移住・定住につながる良好な都市イメージを発信します	④ 地域産業の活性化と新たな産業の創出を進めます ⑤ 地域産業を支える人材を確保・育成します ⑥ 地域資源を生かした観光交流を進めます	⑦ ひとの元気づくりを進めます ⑧ 活力生み出す基盤づくりを進めます ⑨ 持続可能な地域づくりを進めます

3) 西脇市地域公共交通計画（令和6(2024)年3月改定）

本計画に掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に当たって、公共交通は「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、特にまちなかの移動の円滑化、交通拠点の強化など、公共交通ネットワークの再編は、コンパクトな都市の実現に不可欠となります。

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のための計画制度としては、本計画と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画がありますが、本市においても令和6(2024)年3月に「西脇市地域公共交通計画」を策定していることから、同計画と連携した取組を展開していきます。

■基本方針1：ネットワークを維持する

市民生活を支える公共交通ネットワークの維持・充実

<具体的な推進施策>

路線バスの運行改善・運行支援、JR加古川線との連携強化、ループバス「めぐりん」の維持・改善、デマンド型交通乗合タクシー「むすブン」の維持・改善、コミュニティバス「おりひめバス」の維持・改善

■基本方針2：利便性を向上させる

利用しやすい公共交通サービスの充実

<具体的な推進施策>

利用者にやさしいバス等の利用環境の改善、パーク（サイクル）&ライド（バスライド）等の推進、市内均一料金制度の継続、多頻度利用者を対象とした割引制度の導入検討、デマンド型交通乗合タクシー「むすブン」の乗継利用割引の導入検討、広報紙・ホームページ等を活用した情報提供、交通結節点における分かりやすい情報提供、先進技術を活用したサービスの拡充

■基本方針3：利用促進を図る

公共交通をみんなで支える取組の推進

<具体的な推進施策>

モビリティ・マネジメント（MM）の実施、マイレール・マイバス意識の醸成、地域団体や住民等による駅周辺地域の活性化と利用促進、地元企業等の参画・協力推進、様々な分野の施策との連携推進

4) 本計画におけるSDGsの位置付け

SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年 9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12(2030)年までに達成すべき 17のゴールと 169のターゲットから構成されています。

本計画においても、SDGsの 17のゴールのうち、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」の 4つを念頭に、持続可能なまちづくりに取り組めます。



本計画に関連する主なSDGsの目標

第1章 西脇市を取り巻く現状と将来見通し

1 西脇市の概況

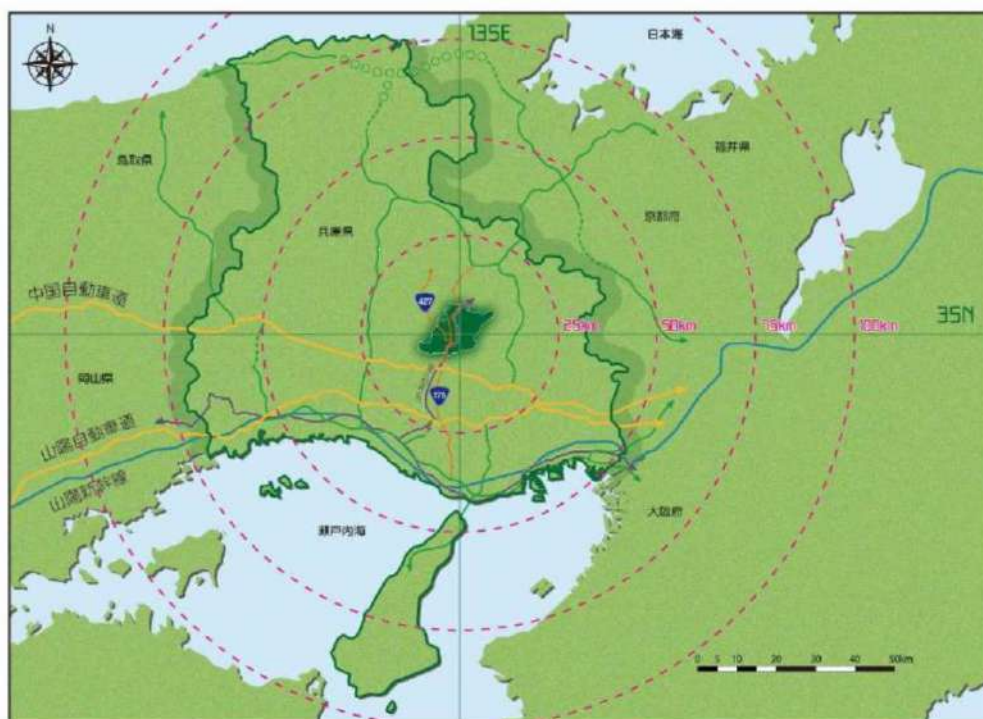
1) 立地状況

本市は、兵庫県のほぼ中央部、東経 135 度と北緯 35 度が交差する「日本列島の中心」に位置しています。

市の南北に国道 175 号が走り、中国自動車道と接続されています。また、市中心部から北西部にかけては国道 427 号が走っています。

鉄道は、加古川沿いに J R 加古川線が通り、加古川駅（加古川市）から谷川駅（丹波市山南町）を結んでいます。

阪神都市圏からは 60km 圏内にあり、北は丹波市、東は丹波篠山市、南は加東市及び加西市、西は多可町に隣接しています。



(出典：第2次西脇市都市計画マスタープラン(H31.3))

2) 自然

本市の地形は、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、標高 200～600m の山々・丘陵に囲まれており、中央部を加古川が流れ、杉原川、野間川沿いの平野部に集落が形成されています。気候は、瀬戸内式気候に属しており、年間を通じて気温の較差が大きい内陸型の特徴を示していますが、比較的温暖です。

3) 歴史

中世においては、中央の貴族や寺社の荘園として繁栄し、近世においては農業を中心とした農村集落が点在しており、江戸時代後期には農閑期の副業として綿織物が作られるようになりました。

明治期の廃藩置県の後、明治9(1876)年に兵庫県となり、明治22(1889)年の市制町村制施行に伴い多可郡津万村ほか5か村が誕生しました。この頃から江戸時代以来の家内工業であった綿織物は次第に工場生産へと移り、「播州織」としてその名が知られるようになりました。

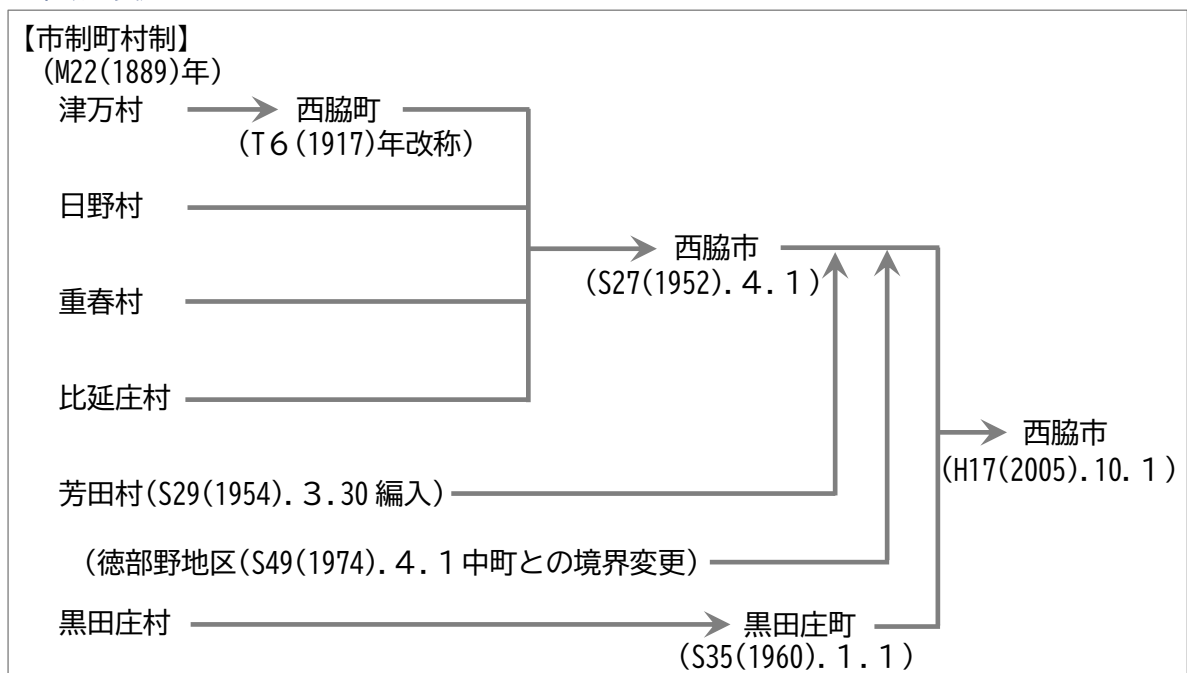
織物産業の成長と鉄道の開通に伴い、播州鉄道西脇駅前の耕地整理が終了した西脇区を中心に住宅や商店が立ち並び、杉原川左岸のまちなみと一体となり新たな市街地が形成されたことから、大正6(1917)年に津万村が町制施行し、西脇町となりました。

戦後、織物・釣針産業の興隆を背景に、県内の内陸部で最も早い昭和27(1952)年4月に、歴史的・経済的につながりの深い西脇町・日野村・重春村・比延庄村の多可郡1町3村が合併し、旧西脇市が誕生し、さらに昭和29(1954)年3月には、加西郡芳田村を編入し、播磨内陸地域の拠点都市として発展を遂げてきました。

旧黒田庄町は明治期に多可郡黒田庄村となり、以来合併することなく、昭和35(1960)年1月に町制施行し、黒田庄町となりました。

平成17(2005)年10月、地理的・歴史的・経済的につながりの深い両市町が新設合併し、新「西脇市」が誕生し、現在に至ります。

■市域の変遷



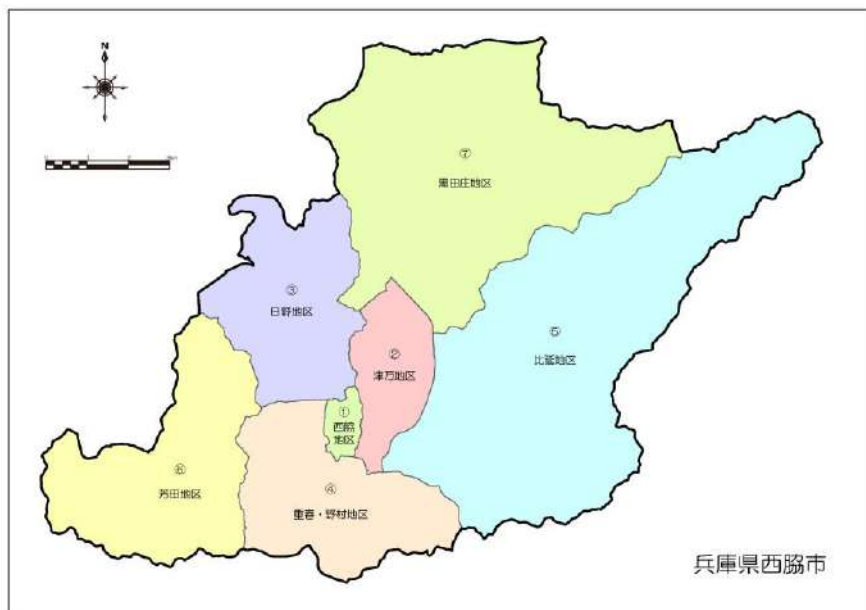
(出典：西脇市ホームページより作成)

4) 地域の区分

本章1－3)までの本市の地理、歴史など都市の成り立ちを踏まえ、「西脇市都市計画マスタープラン」では、7つの地域に区分し、地域別構想を定めています。

本計画の対象範囲は、前章3－4)で示したとおり、都市計画区域（西脇地区、津万地区、日野地区、重春・野村地区、芳田地区の全域と、比延地区の一部）となりますが、本市全体を見渡す必要性から、本計画では、下図に示す7つの地域区分を踏まえ、市全域の現状などを把握します。

■地域区分



2 人口の動向

1) 人口の現状

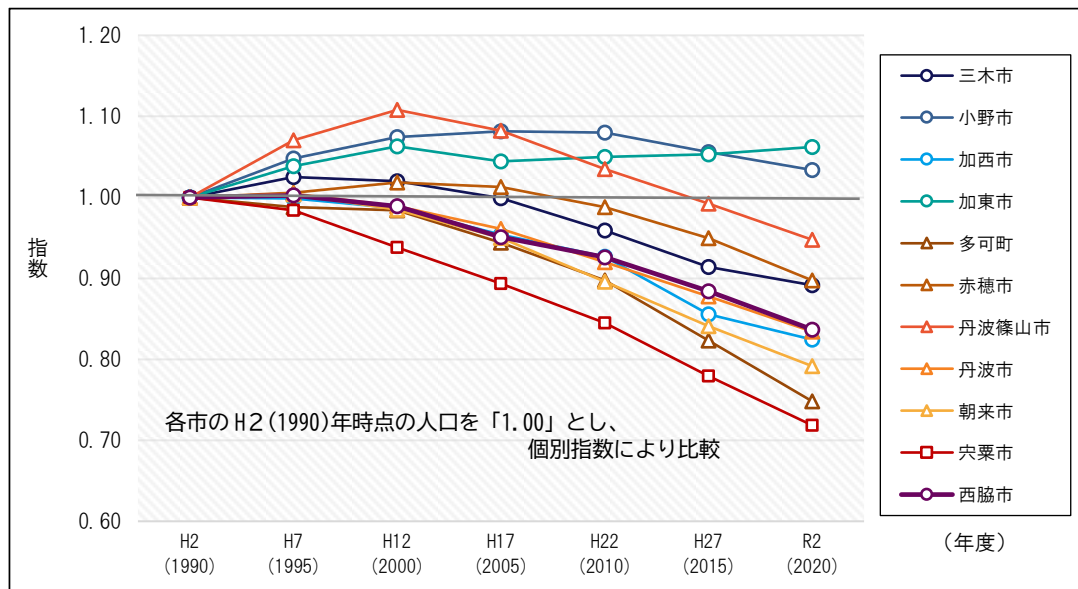
(1) 人口の推移

本市の人口について、国勢調査を基に、近隣・類似団体※との比較や年齢3区分別の人口の動態について整理します。

本市の人口は、平成7(1995)年以降減少傾向となっており、令和2(2020)年の人口は、平成2(1990)年時点の84%となっています。近隣・類似団体も、加東市以外は減少傾向にあります。

※類似団体：人口や産業構造により国が市町村を分類するもので、令和6(2024)年の兵庫県内の類似団体は、赤穂市、小野市、加西市、朝来市、朝来市、宍粟市、加東市です。

■近隣団体と類似団体の人口推移

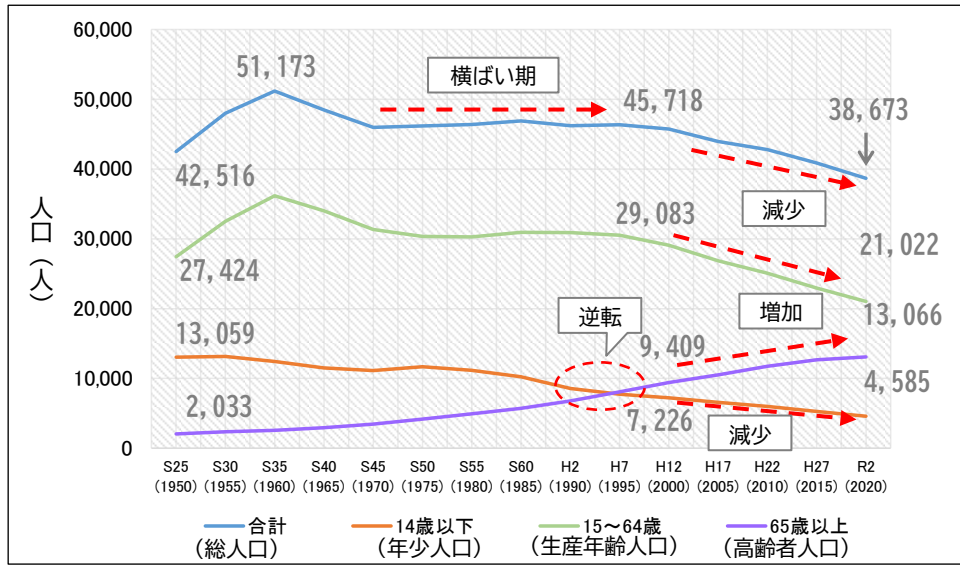


(出典：国勢調査より作成)

総人口は、昭和35(1960)年をピーク(約51,000人)として減少に転じ、昭和45(1970)年から平成7(1995)年まで約46,000人程度で横ばい期が続いていました。年少人口及び生産年齢人口が減少傾向の一方で、高齢者人口(65歳以上)は一貫して増加傾向となっており、平成7(1995)年に年少人口を上回ってからその差は拡大しています。

年齢階級別人口移動の状況をみると、特に20歳代の転出超過が目立ち、その前後の年代でも転出超過となっています。これは、大学進学や高校・大学卒業後の就職などが影響していると考えられます。

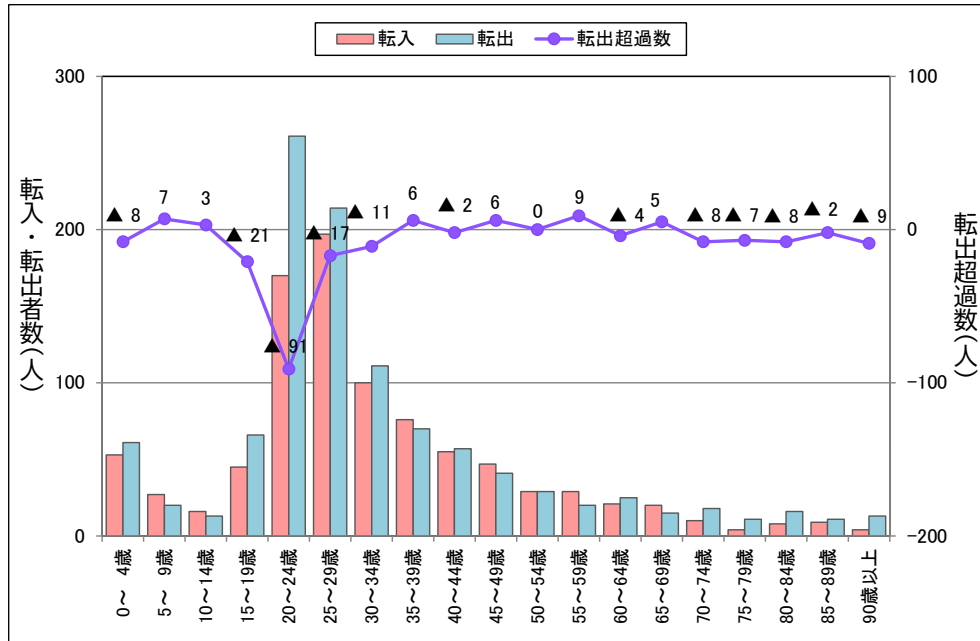
■総人口/年齢3区分別の人口推移(人数)



※H17年以前の人口は、旧西脇市と旧黒田庄町の人口を合算したものの。

(出典：国勢調査より作成)

■令和6(2024)年 転出超過数(年齢別)



(出典：総務省住民基本台帳人口移動報告より作成)

(2) 人口分布

人口は、令和2(2020)年国勢調査を基に総人口(38,673人)と年齢3区分の都市全体における分布状況を整理しました。

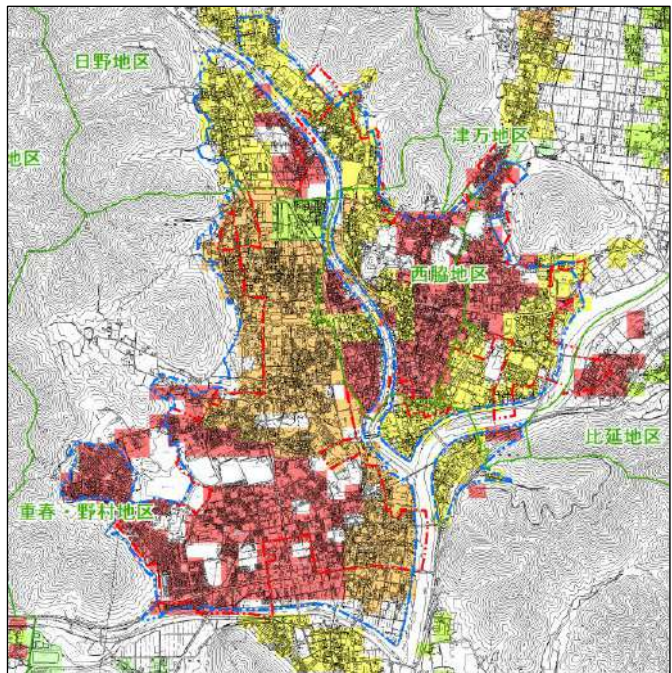
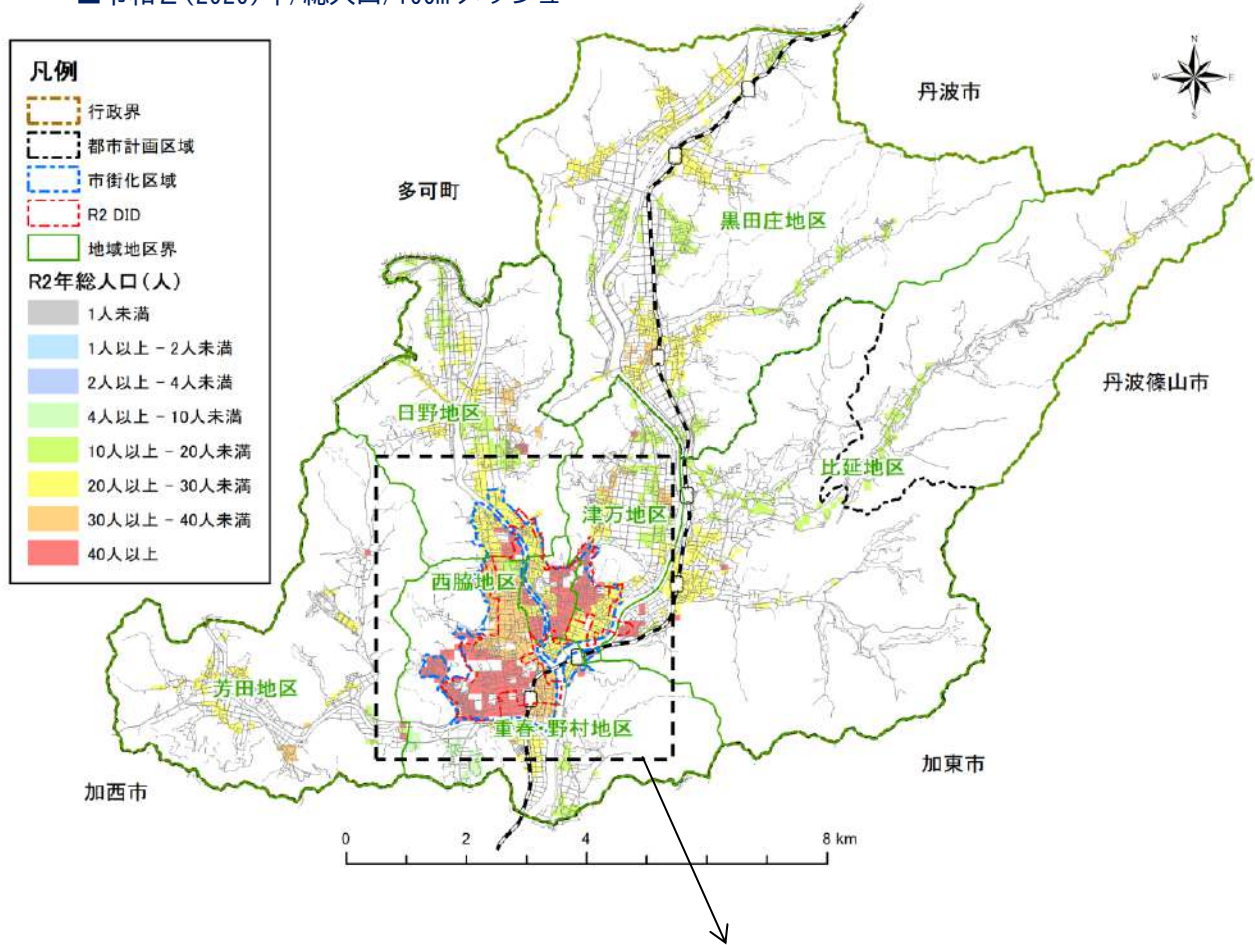
人口分布は、国土交通省国土技術政策総合研究所が提供する「将来人口・世帯予測ツール[※]」を用いて、100mメッシュに配分した推計データを用いて作成しています。

加古川、杉原川、野間川の各河川合流部における市街化区域を中心に、西脇、津万、日野、重春・野村の4地区に人口の約7割が分布しています。

国勢調査では、都市的地域を表す指標として、人口密度が40人/ha以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区を「人口集中地区(以下「D I D区域」という。)」と設定しています。市街化区域内は、おおむねD I D区域に設定されていますが、この都市的地域を表す基準といえるD I D基準(40人/ha)(100mメッシュ当たり40人以上)の人口密度に満たないエリアもあります。

※本ツールは、小地域(町丁・字)を単位とした将来人口・世帯予測ツールで、予測結果の100mメッシュへの配分も可能となっている。策定当初は、国勢調査4次メッシュ(500mメッシュ)で集計された統計データと、4次メッシュを100mメッシュに配分するという計算を行っており、今回の計算とは手法が違う点に留意を要する。

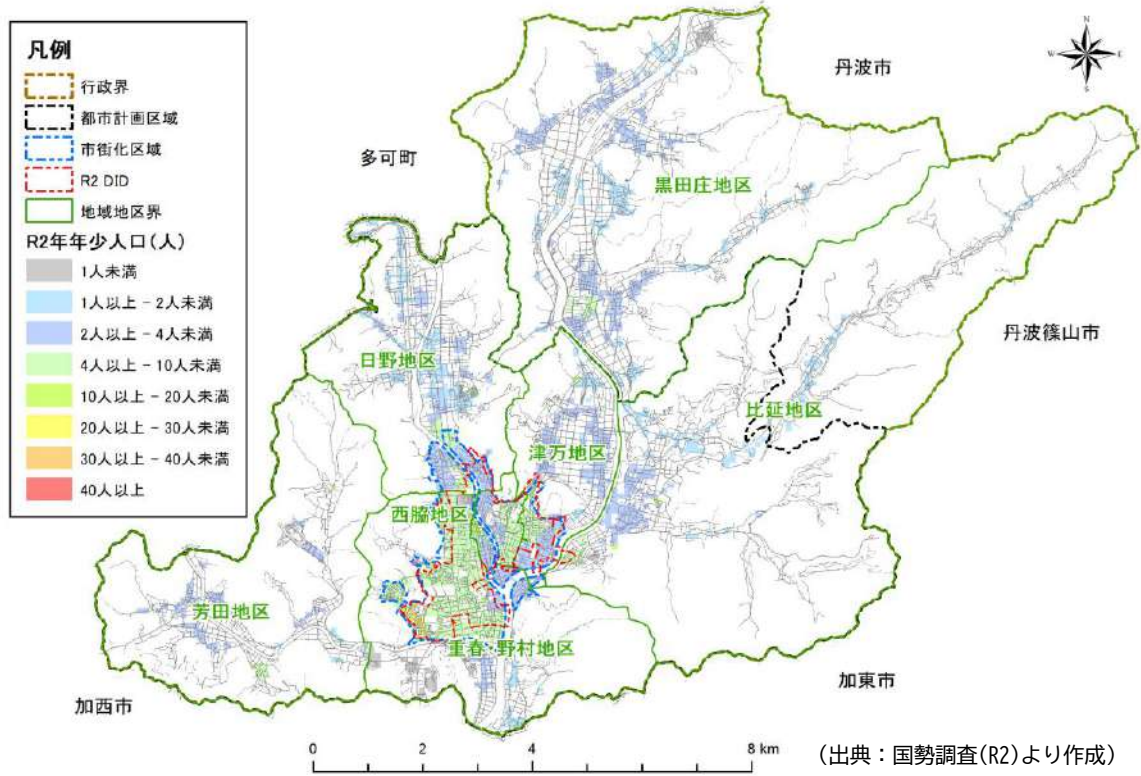
■令和2(2020)年/総人口/100mメッシュ



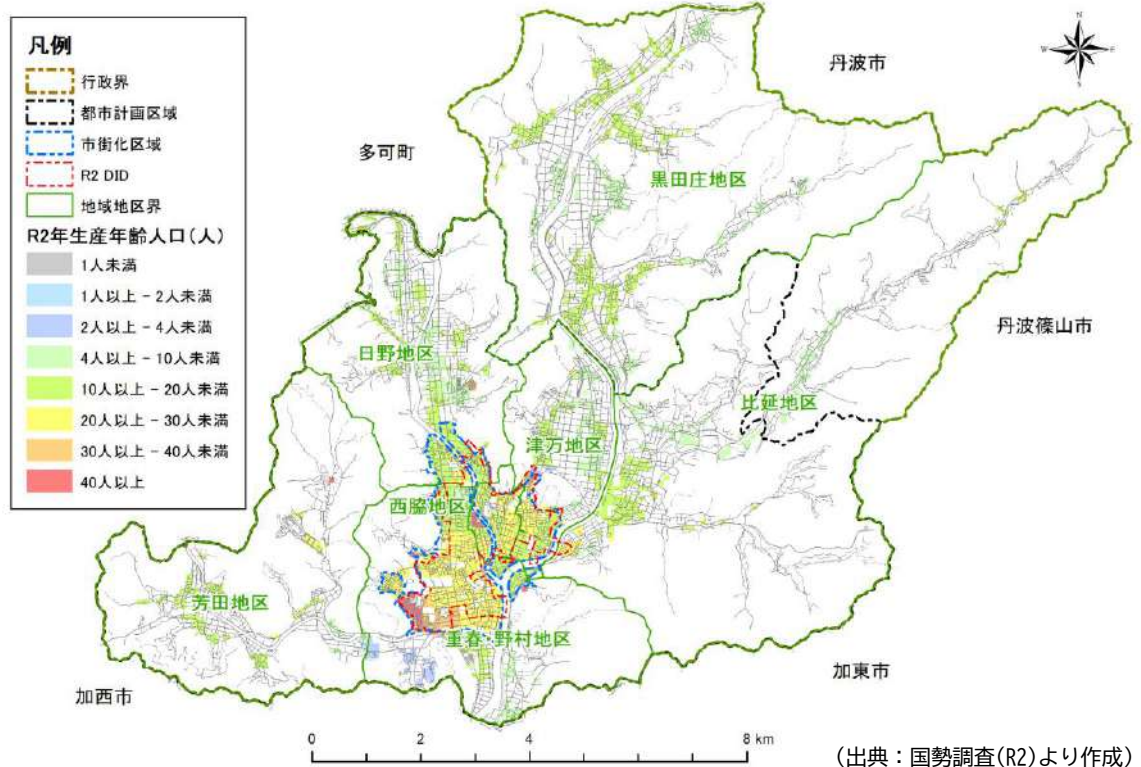
(出典：国勢調査(R2)より作成)

年齢3区分別の人口分布状況は、いずれの場合も総人口と同様、市街化区域に集中しており、その市街化区域内においても年少人口や生産年齢人口、高齢者人口を比較すると年少人口が最も少なくなっています。

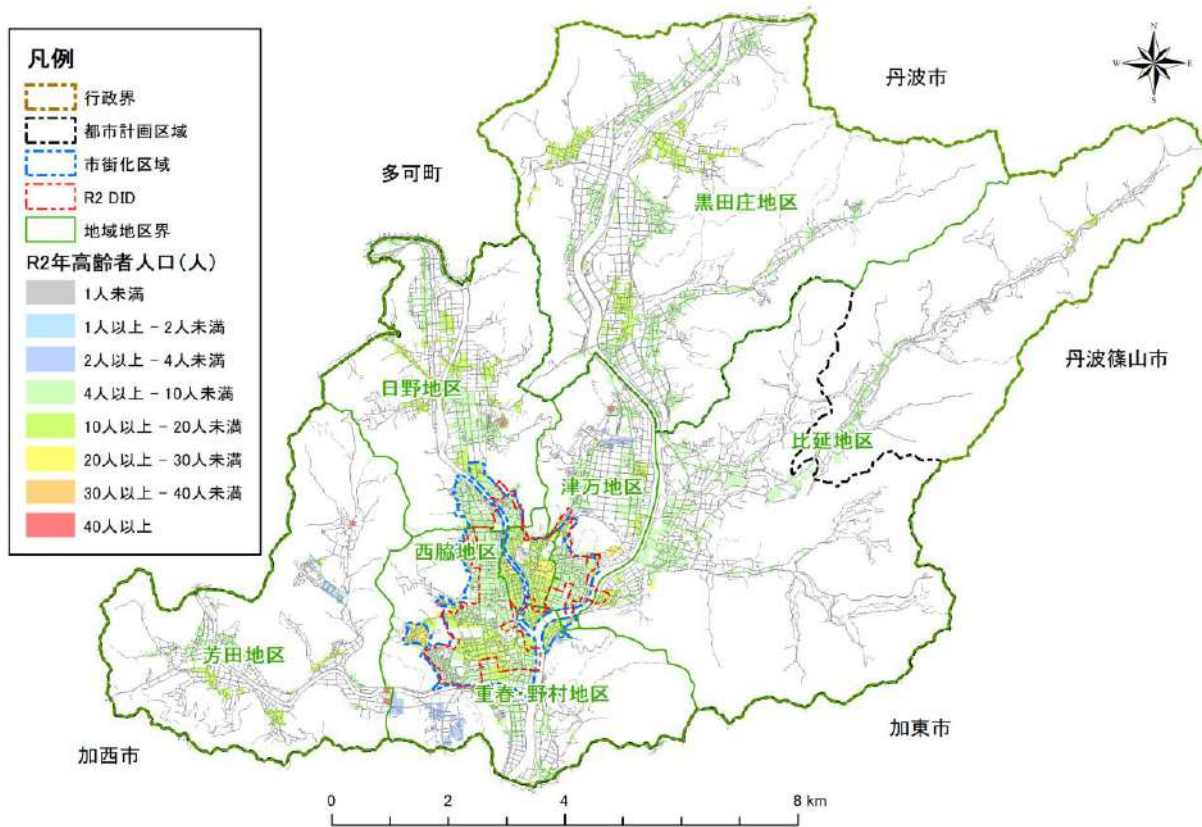
■令和2(2020)年/年少人口/100mメッシュ



■令和2(2020)年/生産年齢人口/100mメッシュ



■令和2(2020)年/高齢者人口/100mメッシュ



(出典：国勢調査(R2)より作成)

(3) DID区域

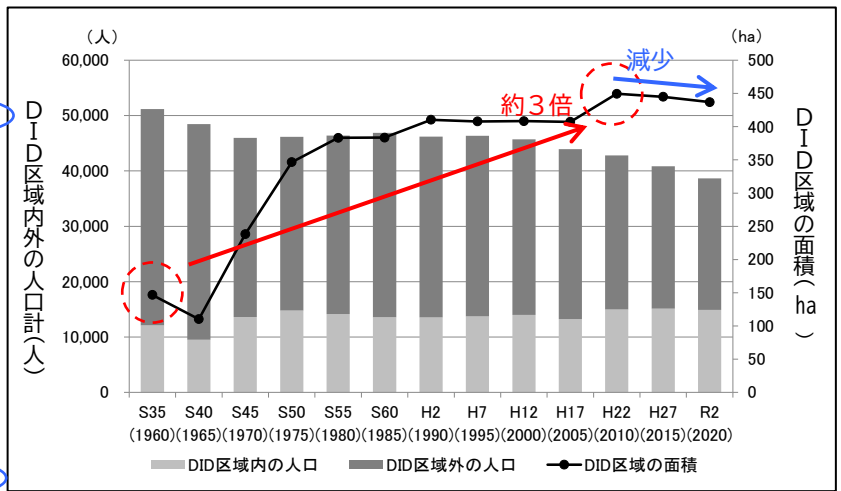
D I D区域は、面積が昭和 35(1960)年時点から平成 22(2010)年にかけて約 3 倍に拡大しています。D I D区域面積は、昭和 40 年代に急拡大した後、しばらくは横ばいで推移していましたが、平成 12(2000)年にまちびらきをした茜が丘（重春・野村地区）への人口集積の影響により、平成 22(2010)年に再び増加して約 450ha となりました。しかし平成 22(2010)年以降、D I D区域面積は減少傾向にあり、平成 27(2015)年から令和 2 (2020)年にかけては、重春・野村地区の一部で拡大したものの、中心部の市庁舎周辺は縮小しています。

D I D区域内の人口は、昭和 35(1960)年から令和 2 (2020)年にかけて約 1.2 倍の増加となっており、人口密度は 82.3 人/ha から 34.1 人/ha に低下しています。

■ DID区域の変遷

統計年		DID区域の面積 (ha)	DID区域内の人口 (人)	人口密度 (人/ha)
西暦	和暦			
1960	S35	147	12,098	82.3
1965	S40	110	9,495	86.3
1970	S45	238	13,635	57.3
1975	S50	347	14,780	42.6
1980	S55	383	14,151	36.9
1985	S60	384	13,588	35.4
1990	H02	410	13,554	33.1
1995	H07	408	13,753	33.7
2000	H12	408	14,016	34.4
2005	H17	407	13,245	32.5
2010	H22	449	14,977	33.4
2015	H27	445	15,144	34
2020	R02	437	14,886	34.1

■ DID区域の人口、面積・総人口



■ DID区域

<昭和 35 (1960)年>



147ha

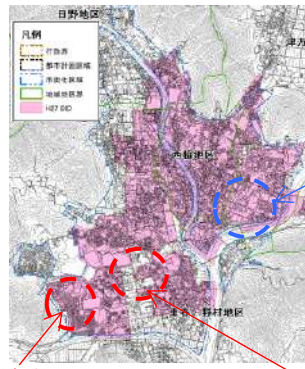
DID区域面積約3倍

<平成 22(2010)年>



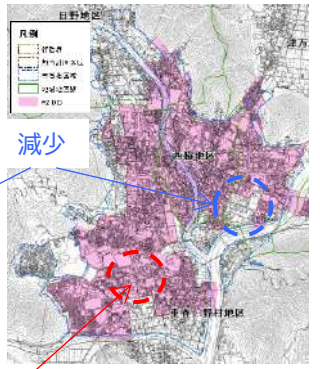
449ha

<平成 27(2015)年>



445ha

<令和 2(2020)年>



437ha

茜が丘

増加

(出典：国土交通省国土数値情報より作成)

2) 人口の将来推計

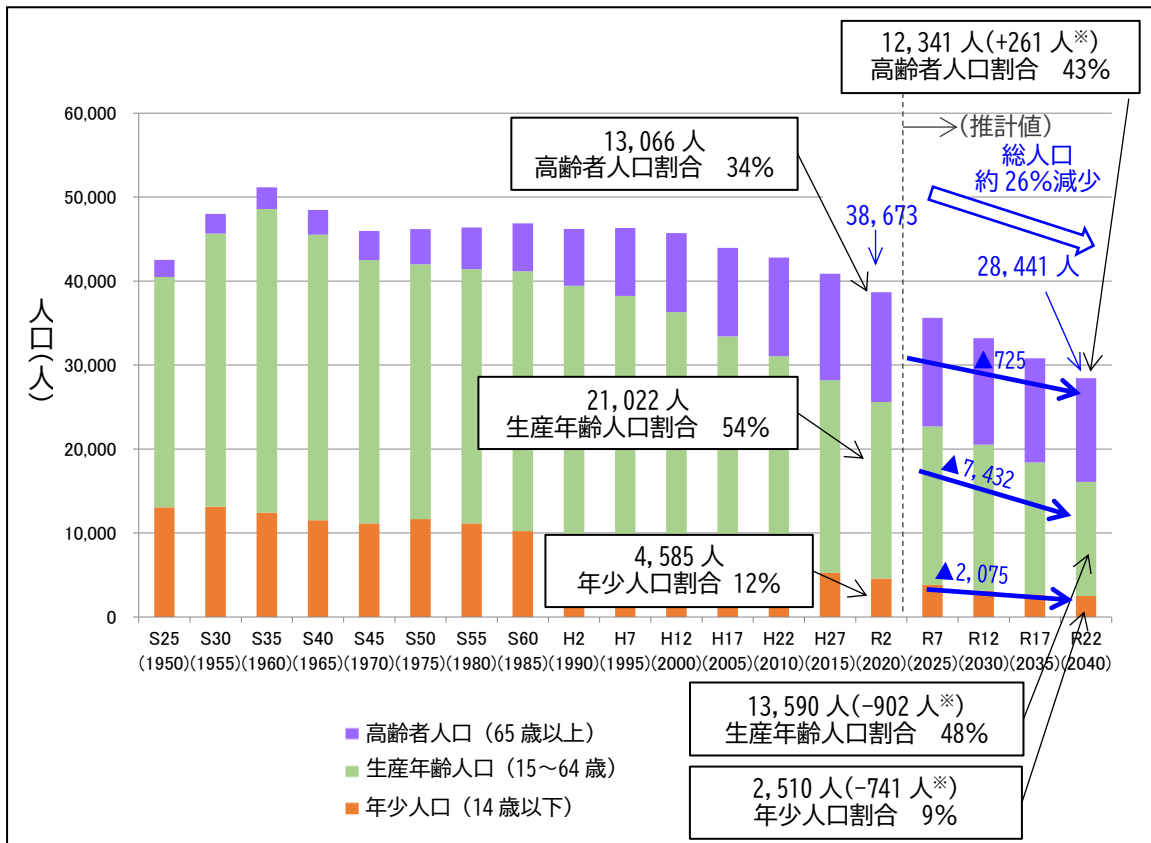
(1) 将来の人口の推移

令和2(2020)年以降の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」(以下「社人研推計」という。)によると、令和22(2040)年で28,441人と大きく減少(約26%)すると推計されています。年齢3区分別にみると、年少人口は2,075人減少、生産年齢人口は7,432人減少します。高齢者人口も725人減少しますが、高齢化率は増加します。

策定当初の推計においては、令和22(2040)年時点で29,823人と推計されていたことから、人口減少が加速しているものと考えられます。

なお、社人研推計は、令和2(2020)年の国勢調査を基に、社人研が設定した本市の「生残率」、「純移動率」、「子ども女性比」、「0-4歳性比」の仮定値を用いて男女5歳階級別人口を推計したものです。

■将来人口の推移



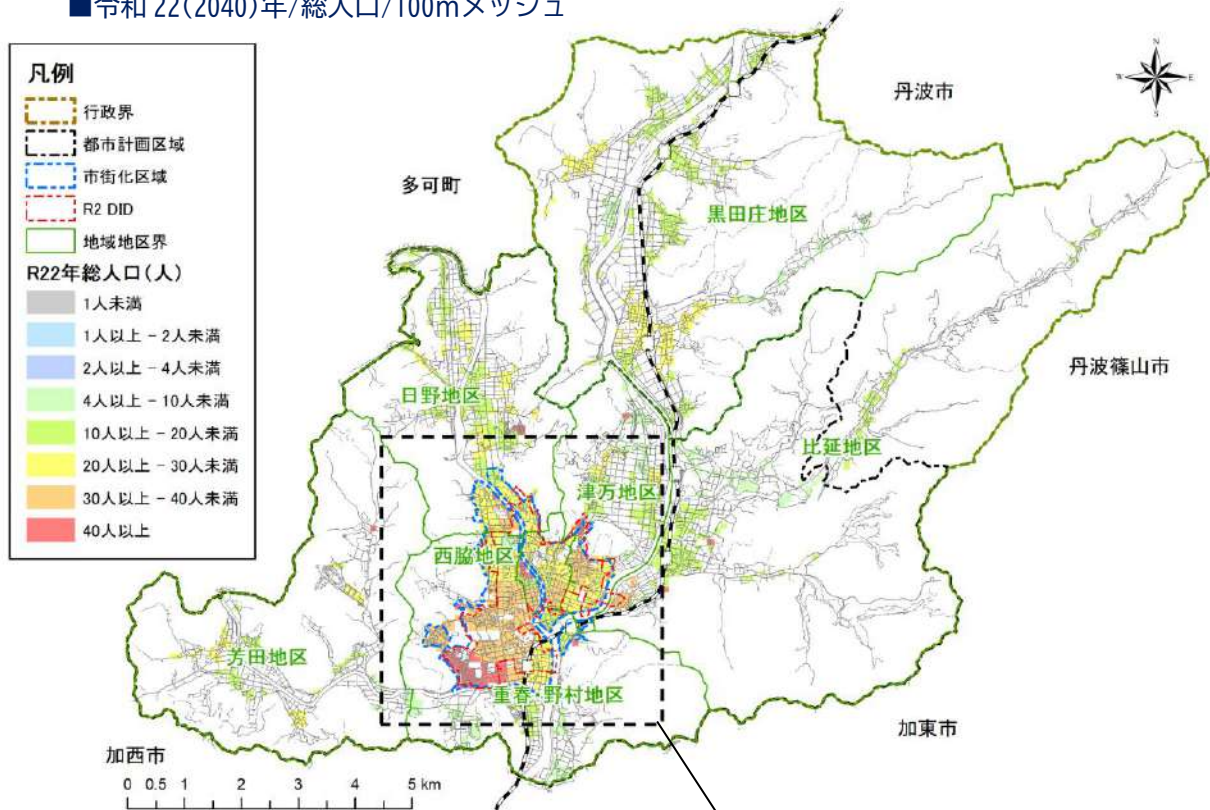
※ () 内の数値は前回推計との差を示す

(出典: 【S25~R2】国勢調査より作成
【R7~R22】社人研推計より作成)

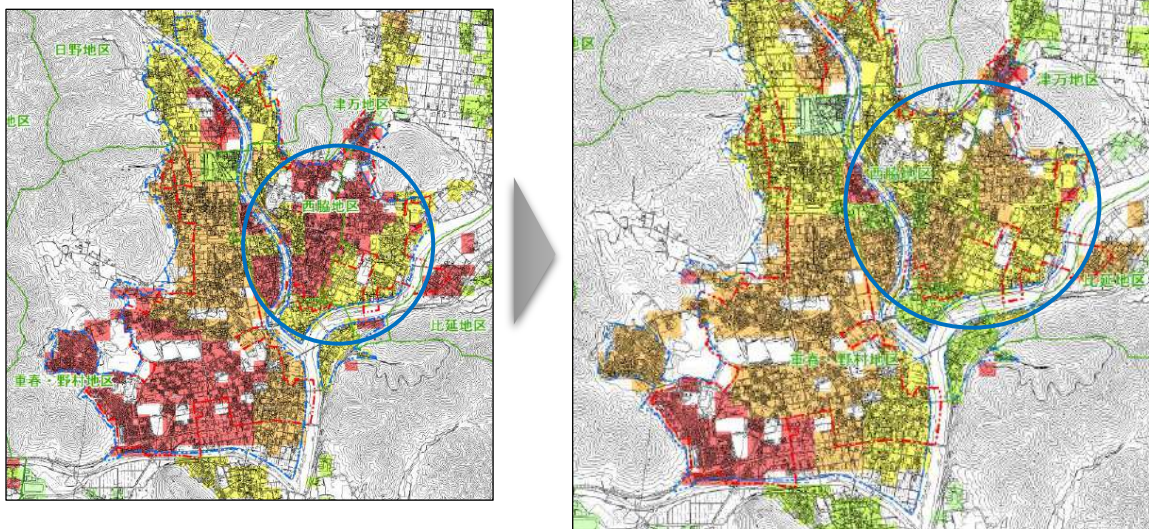
(2) 将来の人口分布

社人研推計によると、令和 22(2040)年の人口分布は、下図のように推測されます。市街化区域内ではD I D基準 (40 人/ha) を満たす赤色のエリアが、特に市街化区域東部で減少すると推測されます。

■令和 22(2040)年/総人口/100mメッシュ



■令和 2 (2020)年/総人口
 (拡大図：100mメッシュ)

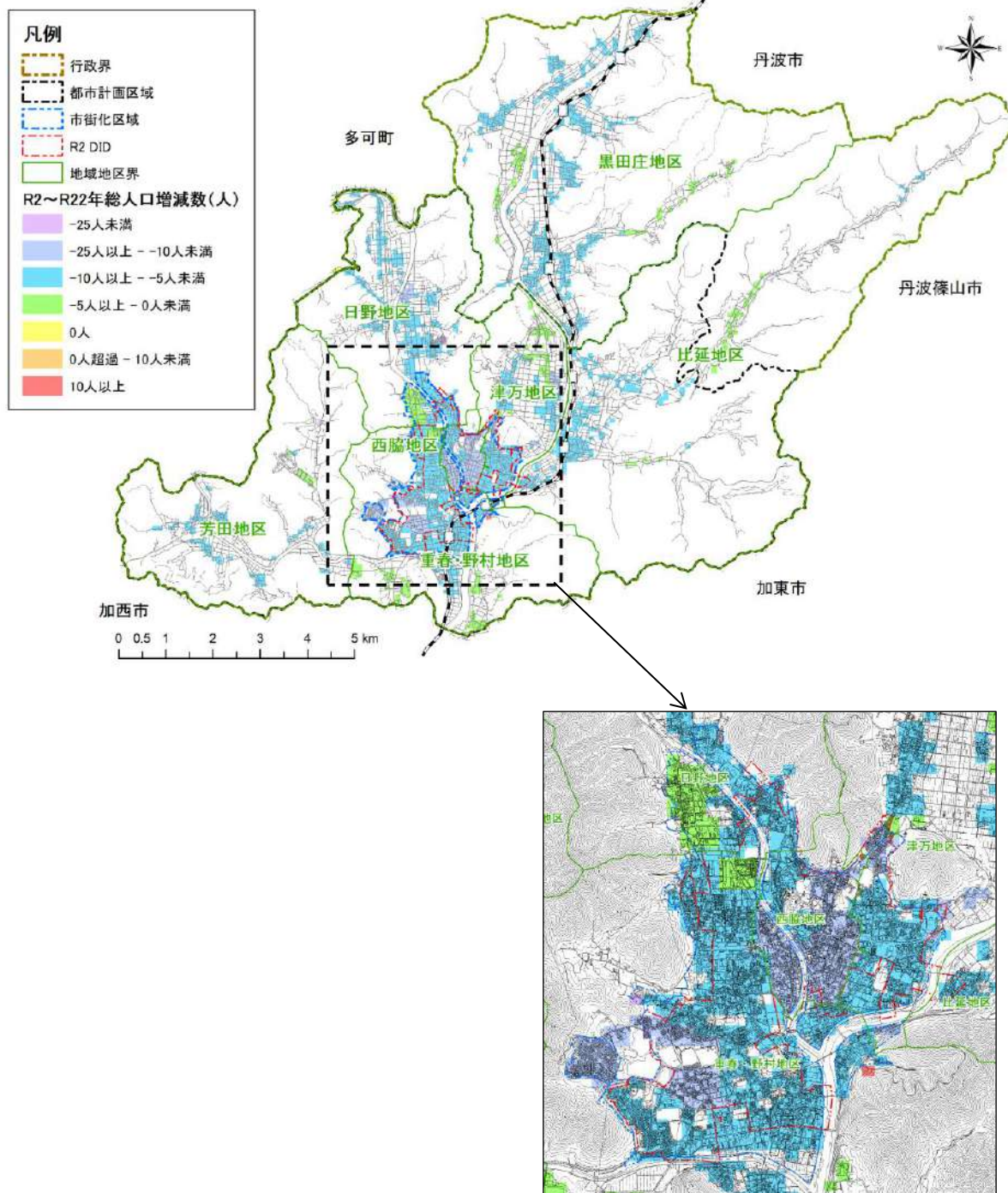


(出典：国土交通省国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール(R2 国調対応版)」より作成)

(3) これからの人口増減

令和2(2020)年から令和22(2040)年にかけて、市域全体で人口減少、人口密度の低下が進むと推測されます。

■ 令和2(2020)年→令和22年(2040)年/総人口増減/100mメッシュ



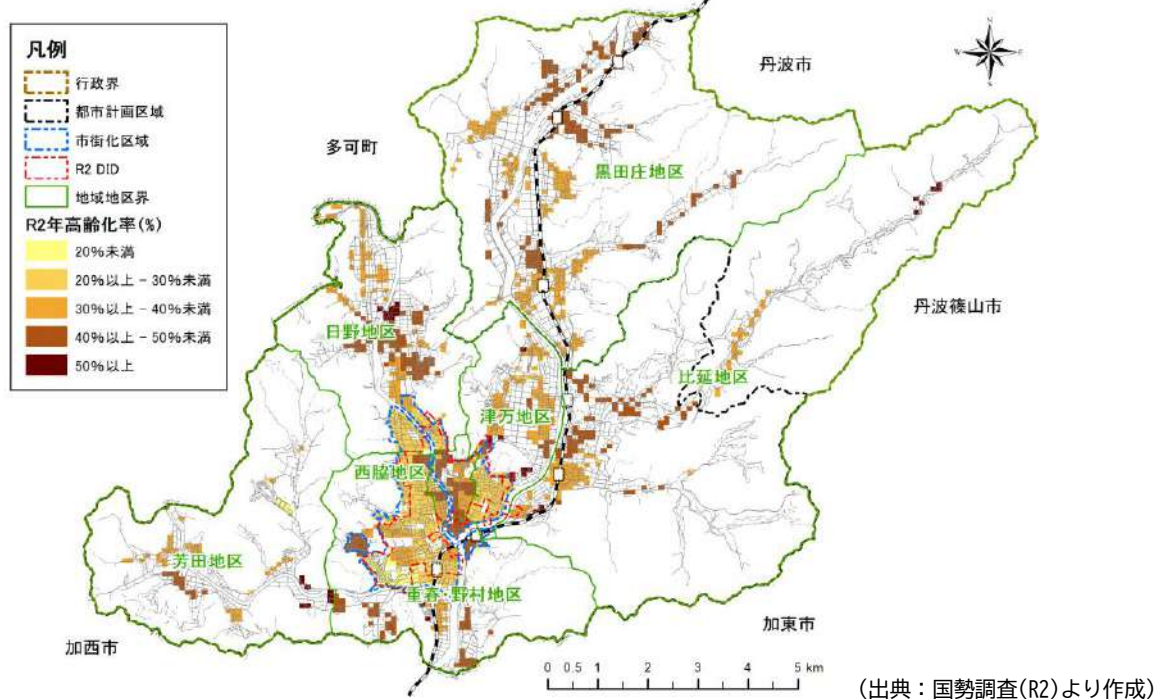
(出典：国土交通省国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール(R2 国調対応版)」より作成)

3) 高齢化率の分布

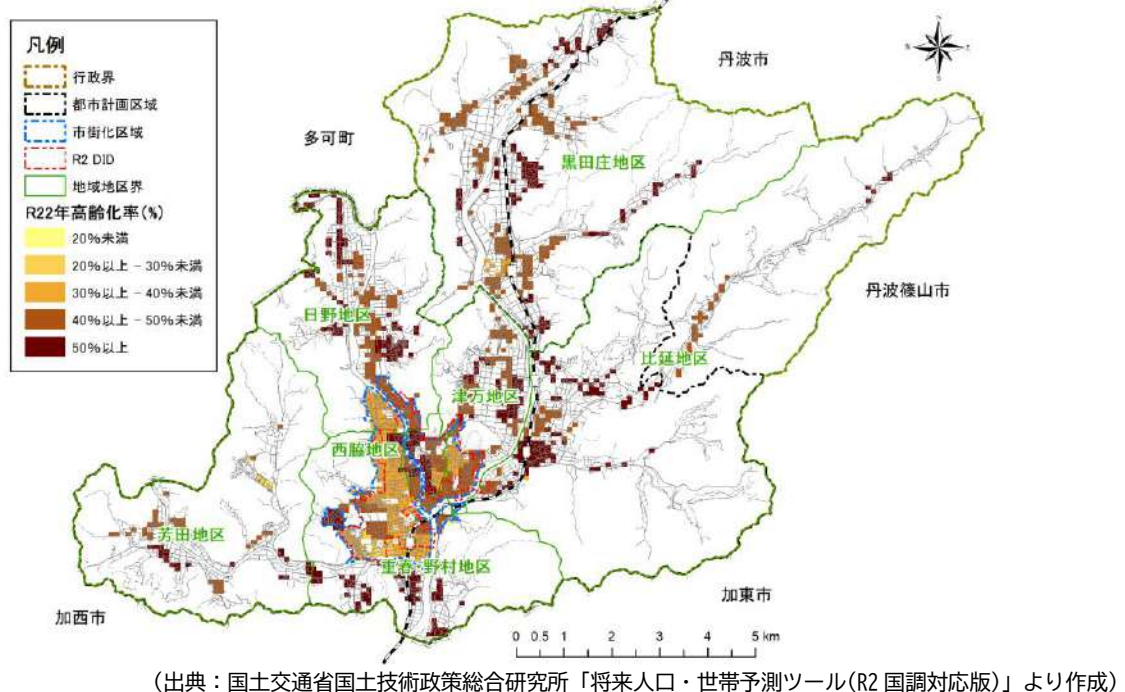
令和2(2020)年の高齢化率は、市全体平均では34%ですが、市街化区域内においてもメッシュ当たり的高齢化率が40%を超えるエリアが存在します。また、市街化区域外では、高齢化率50%以上のエリアもみられます。

令和22(2040)年の高齢化率は、市全体平均では43%です。市街化区域内においても高齢化率が50%を超えるエリアがみられ、山間部の集落では、高齢化率50%を超えるエリアが多く発生すると推測されます。

■ 令和2(2020)年/高齢化率/100mメッシュ



■ 令和22(2040)年/高齢化率/100mメッシュ



3 都市の動向

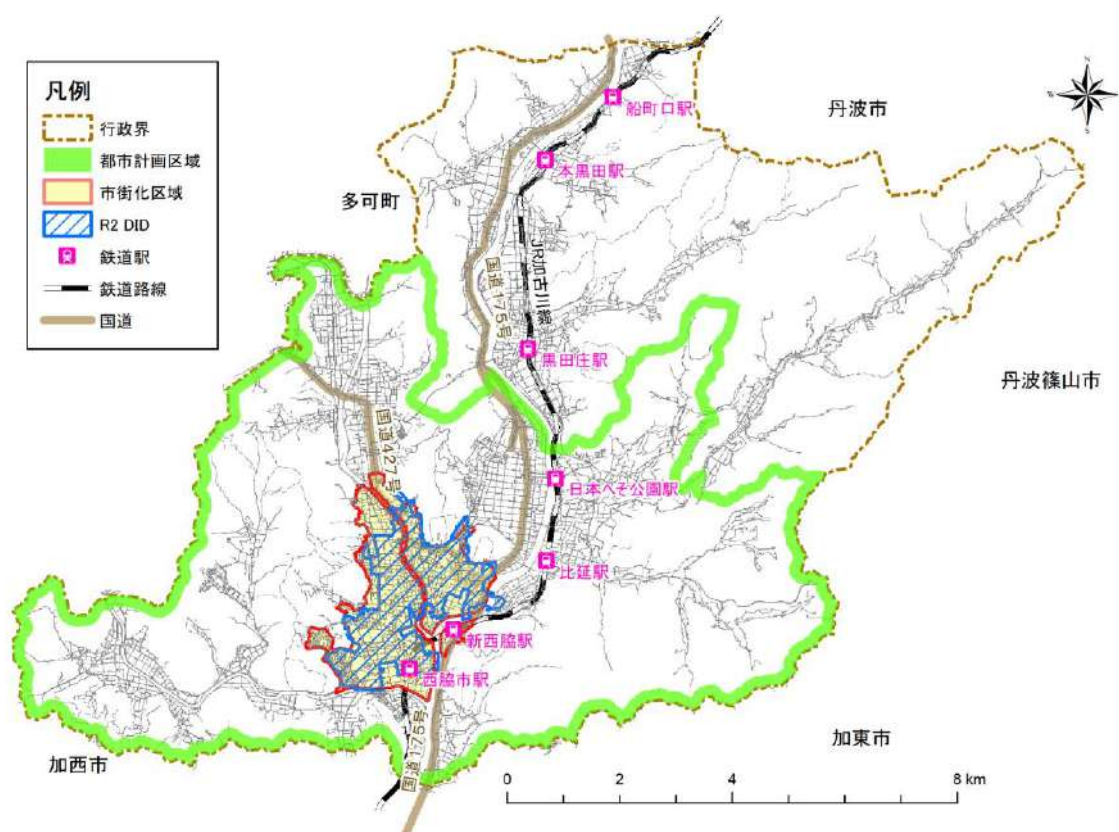
1) 都市計画区域の状況

(1) 都市計画区域

本市は、旧西脇市の大部分が都市計画区域に属し、比延地区の一部と黒田庄地区の全域が都市計画区域外となっています。都市計画区域の約1割が市街化区域、市街化区域の過半がD I D区域となっています。

なお、都市計画法における区域区分の設定について、令和7(2025)年2月に区域区分を廃止する方針を決定しました。

■西脇市の都市計画区域及び市街化区域



R 7. 4. 1 現在	面積		人口	
	ha	割合	人	割合
市域全域	13,244	—	37,447	—
都市計画区域	7,805	—	—	—
市街化区域	607	4.6%	18,994	50.7%
市街化調整区域	7,198	54.3%	11,978	32.0%
都市計画区域外	5,439	41.1%	6,475	17.3%

(2) 市街化区域

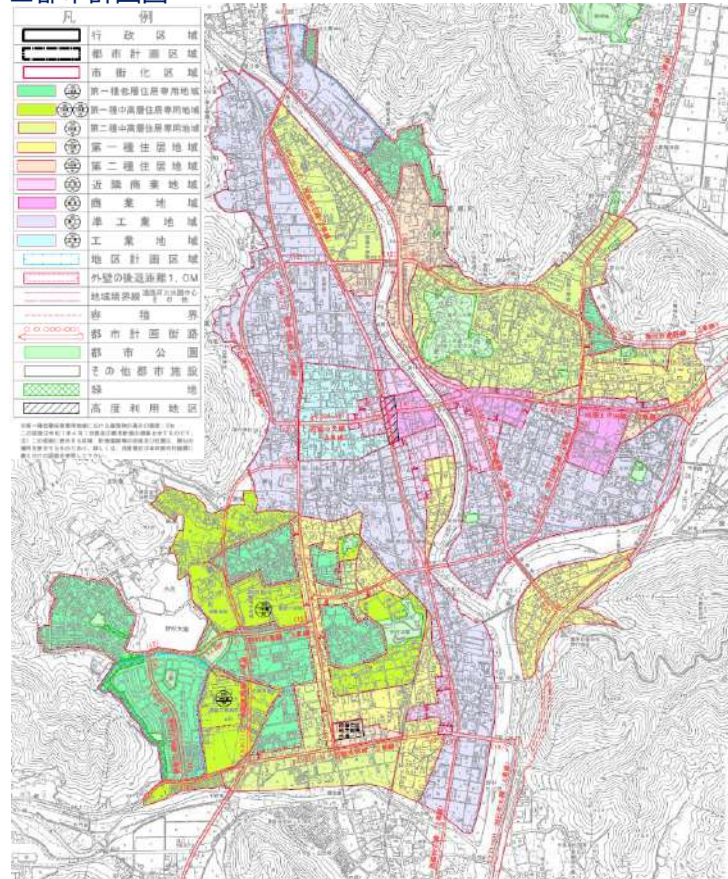
本市は、農業を中心とした暮らしから、織物産業の興隆と鉄道の開通により、耕地整理が終了した加古川と杉原川に囲まれたエリアに市街地が形成され、産業や人口が集積してきました。織物産業の発展・成長を経て、まちなみが形成された結果、準工業地域が比較的広く指定されており、混在型の土地利用となっています。その後、西は山の裾野まで、南は野間川まで徐々に市街地が広がり、現在の市街化区域となっています。東西約2 km、南北約4 kmと、市全域から考えると比較的コンパクトな市街化区域に、文化、教育、福祉・医療施設などの都市機能が集積しています。また、生活利便施設は、主に市街化区域の外縁部に多く立地しています。

一方、地場産業の停滞や鉄道の廃線、ロードサイド型の大型商業施設の立地などにより、特に市街化区域東部において、人口減少や高齢化が進行しています。さらに、ロードサイド型の大型商業施設の撤退などもあり、市街化区域全体で空洞化が進行しています。

市街化区域東側は、急速な市街化が進んだ結果、狭あいな道路に囲まれた木造の密集した市街地が形成されていますが、令和3(2021)年に市庁舎・市民交流施設が整備され、都市計画道路の整備も進んでいます。一方、北西部は、幹線道路に挟まれた田畑や

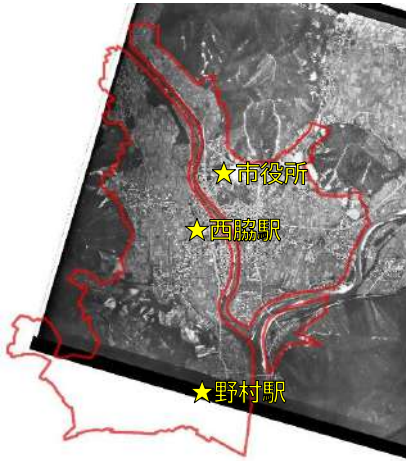
工場跡地の土地利用転換などにより住宅地や商業地が広がっています。また、南西部においては、学校教育施設が多く立地する文教地区であり、比較的若い世代が多く住む新興住宅地が広がっています。

■都市計画図



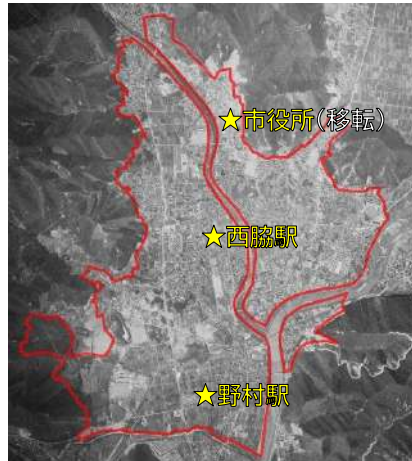
■市街化区域内の都市の変遷

昭和 22(1947)年 10 月



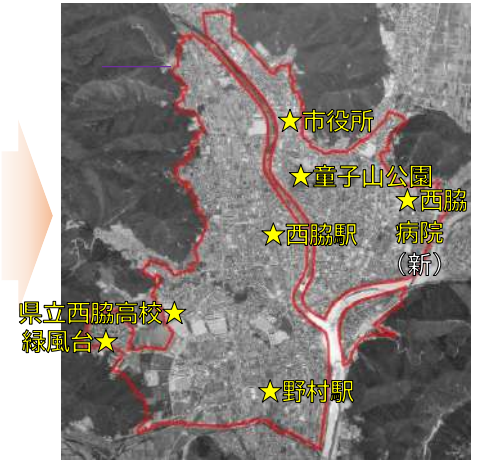
・西側はまだ山が残る。

昭和 44(1969)年 4 月



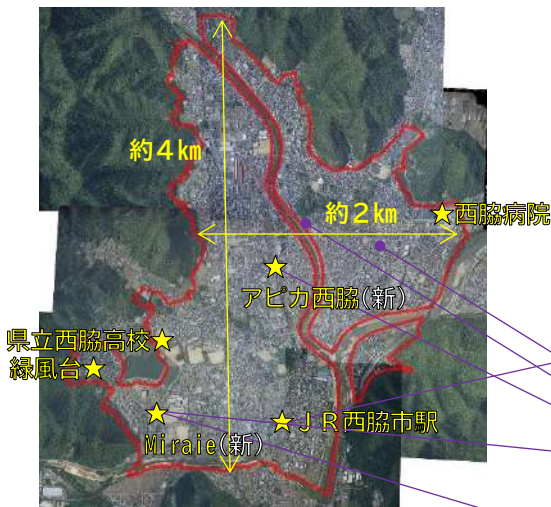
・西側は開拓が進むが、田んぼが多い。
・鍛冶屋線が市内を縦断していた時代。

昭和 55(1980)年 4 月



・西側(緑風台)の開発が進む。

平成 21(2009)年 5 月



・市街化区域の外縁部に都市機能の集積が進む。

— 現市街化区域

～大正～

大正 2(1913)年★播州鉄道 国包(現厄神)～西脇間開通
大正 13(1924)年★播但鉄道 鍛冶屋・谷川まで開通

～昭和～

昭和 28(1953)年★国鉄西脇駅舎完成
昭和 43(1968)年★新庁舎完成
昭和 45(1970)年★市立西脇病院完成
昭和 46(1971)年★童子山公園起工
昭和 49(1974)年★県立西脇高校移転

～平成～

平成 2(1990)年★J R鍛冶屋線廃線、野村駅→西脇市駅へ改称
平成 5(1993)年★ネーブルショッピングタウン完成
平成 8(1996)年★アピカ西脇竣工
平成 9(1997)年★センティア西脇開設
平成 12(2000)年★ニュータウン茜が丘まちびらき

平成 25(2013)年★カナート西脇閉店
平成 27(2015)年★茜が丘複合施設「Miraie (みらいえ)」オープン

～令和～

令和 3(2021)年★市庁舎・市民交流施設完成

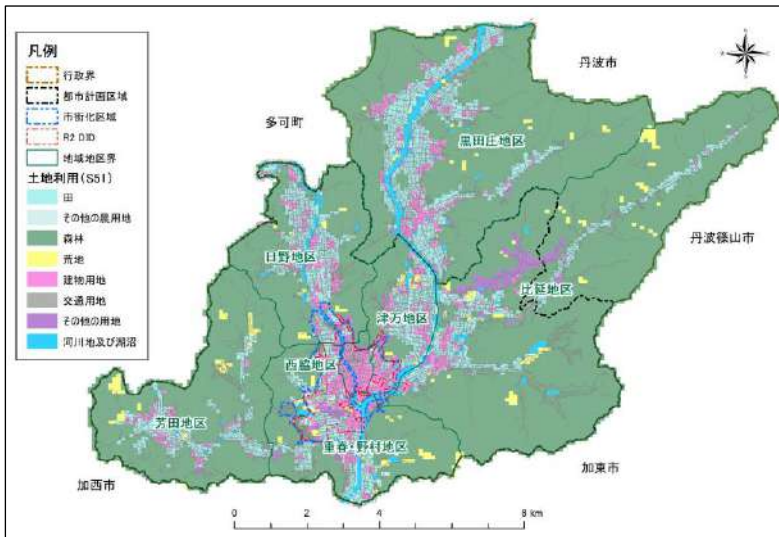
(出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービスより作成)

2) 土地利用の概況

土地利用現況として、国土交通省の国土数値情報（3次メッシュ）を用い、昭和 51(1976)年と令和 3 (2021)年の建物用地や田、その他農用地、森林の分布状況を整理しました。

加古川、杉原川、野間川の各河川合流部に広がる平野部を中心に市街地が形成され、上流部の河川沿いの平野部に田畑、集落が広がっていることが分かります。また、昭和 51(1976)年から令和 3 (2021)年までの 45 年間で、河川の合流部を中心に田の面積が大きく減少し建物用地に転用されています。市全域では、45 年間で建物用地面積が約 1.7 倍に拡大しています。

■昭和 51(1976)年/土地利用現況図/100m メッシュ

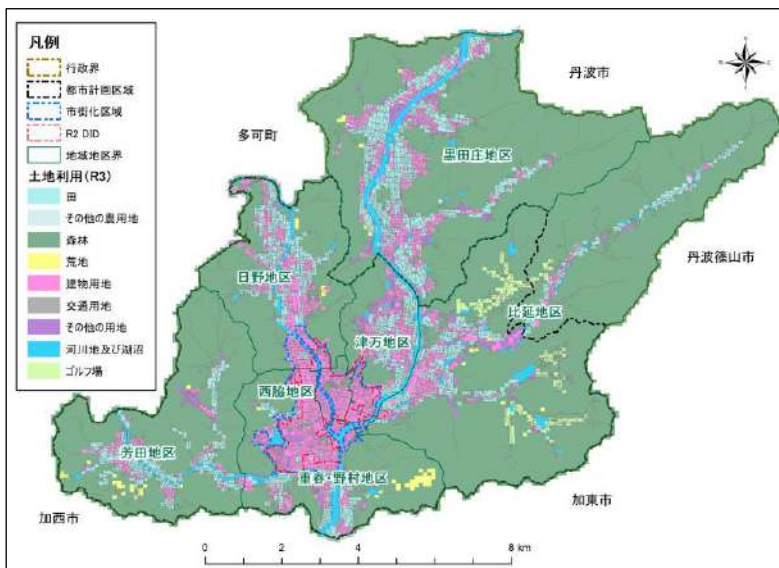


※面積：1メッシュ=1ha で計測

	全体	市街化区域	
		内	外
田	約1,780ha	約150ha	約1,630ha
その他の農用地	約80ha	約40ha	約40ha
森林	約9,490ha	約110ha	約9,380ha
建物用地	約780ha	約290ha	約490ha

(出典：国土交通省国土数値情報より作成)

■令和 3 (2021)年/土地利用現況図/100m メッシュ



※面積：1メッシュ=1ha で計測

	全体	市街化区域	
		内	外
田	約1,320ha	約20ha	約1,300ha
その他の農用地	約20ha	約0ha	約20ha
森林	約9,340ha	約20ha	約9,320ha
建物用地	約1,330ha	約490ha	約840ha

約 1.7 倍

(出典：国土交通省国土数値情報より作成)

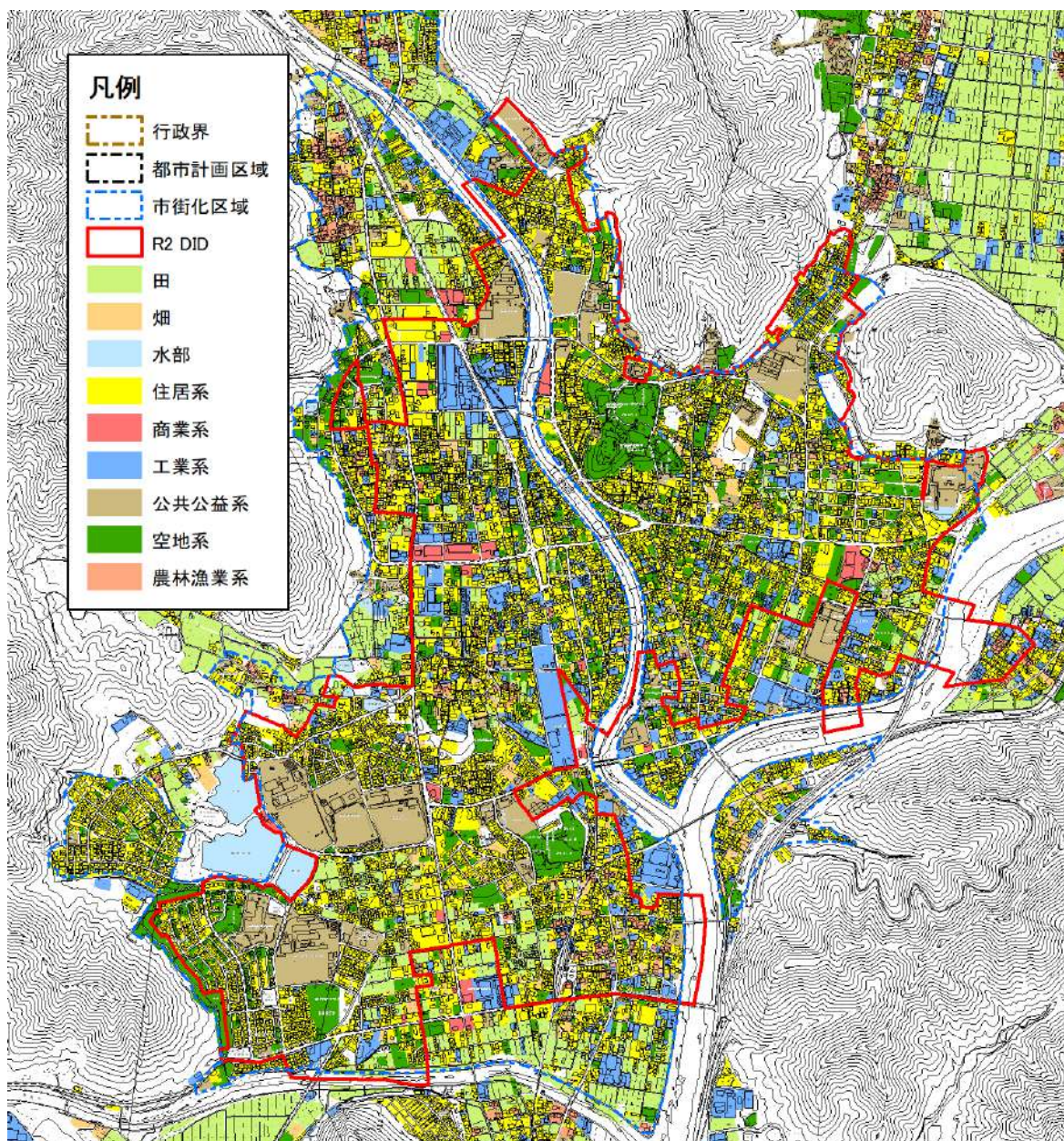
※建物用地が占める割合

①約 490ha/市街化区域面積：607ha×100)＝約 80.7%

②約 840ha/市街化区域外の面積：12,637ha×100)＝約 6.6%

市街化区域における土地利用の動向について、都市計画基礎調査を基に現況図を示します。市街化区域においては、特に東部において、住居系・商業系・工業系の混在した土地利用となっています。一方、北西部は、幹線道路に挟まれた田畑や工場跡地の土地利用転換などにより、住居系や商業系の土地利用が進んでいます。また、南西部においては、学校教育施設が多く立地する文教地区であり、比較的若い世代が多く住む新興住宅地が広がっています。

■令和4(2022)年/土地利用現況図



(出典：都市計画基礎調査(R4年度)より作成)

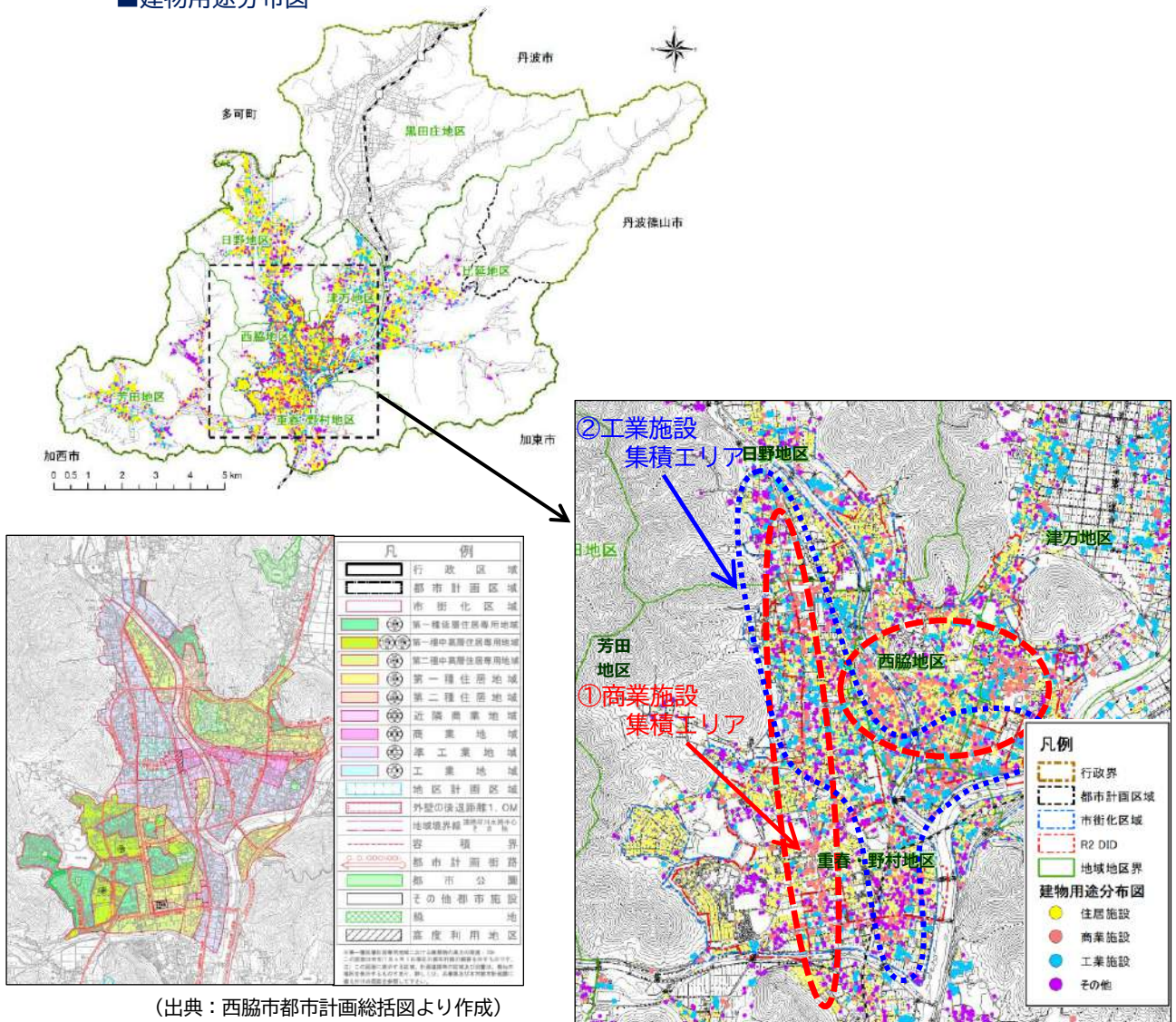
3) 建物などの概況

(1) 建物の立地状況

都市計画基礎調査の情報より、市街化区域内における建物の立地状況を整理しました。住居施設は、市街化区域全域に立地しています。市街化区域南西部は、主として住居施設が立地しています。また、商業施設は、駅周辺よりも、下の図中①に示す道路沿道に多く立地しています。工業施設は、下の図中②に示す準工業地域を中心に多く立地しています。

本市は、織物産業の発展・成長を経て、まちなみが形成された結果、特に市街化区域東部において、住居・商業・工業施設が混在して立地しています。播州織の低迷とともに、居住施設が多く残り、今後、人口減少の更なる進行に伴い空き家・空き工場などの増加が懸念されます。

■建物用途分布図



(出典：西脇市都市計画総括図より作成)

(出典：都市計画基礎調査(R4年度)より作成)

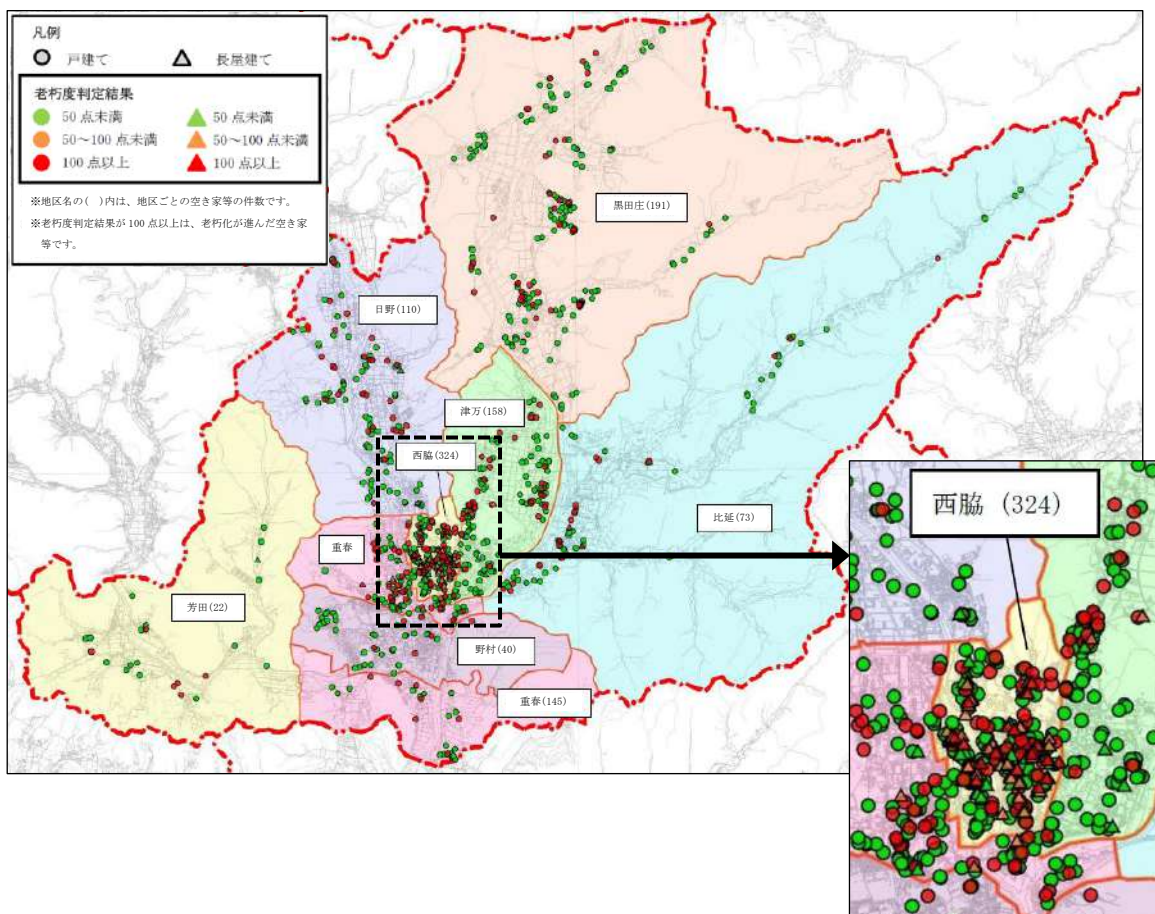
(2) 空き家の状況

「西脇市空家等対策計画(令和5(2023)年3月改定)」や「西脇市住生活基本計画改定版(令和5(2023)年3月)」を参考に、空き家件数や分布状況を整理します。

空き家の件数と空き家率は横ばい傾向ですが、策定当初と同様、空き家率は兵庫県や全国平均を大きく上回っています。地区別の空き家率は西脇地区が最も高く、策定当初(12.2%)と比較しても上昇しています。

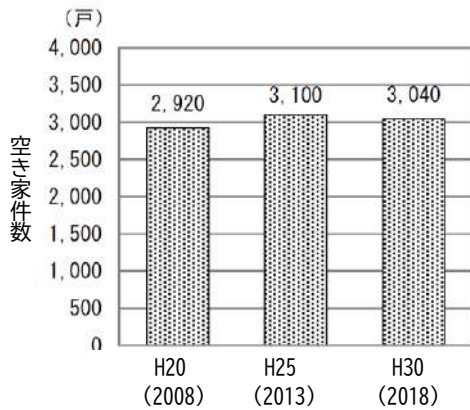
新規の住宅(持家)は減少傾向にあります。

■空き家分布図



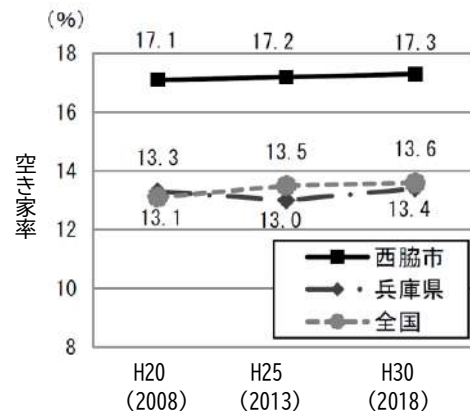
(出典：西脇市空家等対策計画(R5.3改定))

■空き家件数



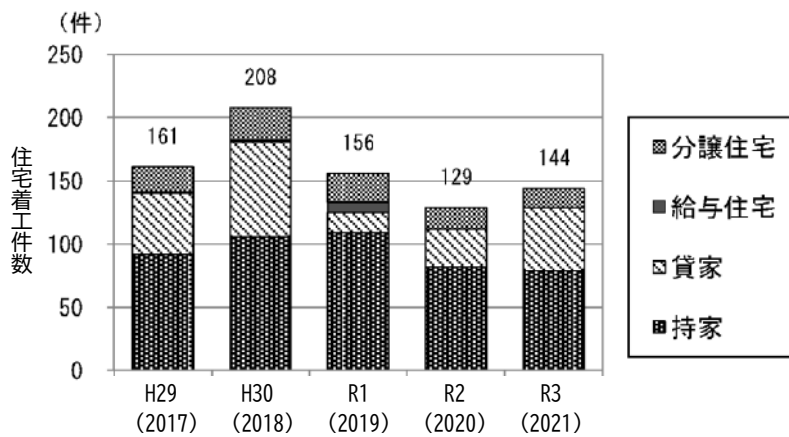
(出典：西脇市空家等対策計画(R5.3改定))

■空き家率



(出典：西脇市空家等対策計画(R5.3改定))

■住宅着工状況



(出典：西脇市住生活基本計画(R5.3改定))

■地区別空き家等数

地区別 空き家等数	現地調査結果に よる空き家等数 (件)	住宅等数 (件)	現地調査結果に よる空き家率 (%)
西脇地区	324	1,895	17.1
津万地区	158	1,865	8.5
日野地区	110	2,193	5.0
重春地区	145	2,143	6.8
野村地区	40	2,750	1.5
比延地区	73	1,287	5.7
芳田地区	22	597	3.7
黒田庄地区	191	2,251	8.5
西脇市(総計)	1,063	14,981	7.1

(出典：西脇市空家等対策計画(R5.3改定))

4) 都市機能の立地状況

都市機能は、市資料や国土数値情報（国土交通省）等を参考に、公共施設や生活関連施設の分布状況を整理しました。

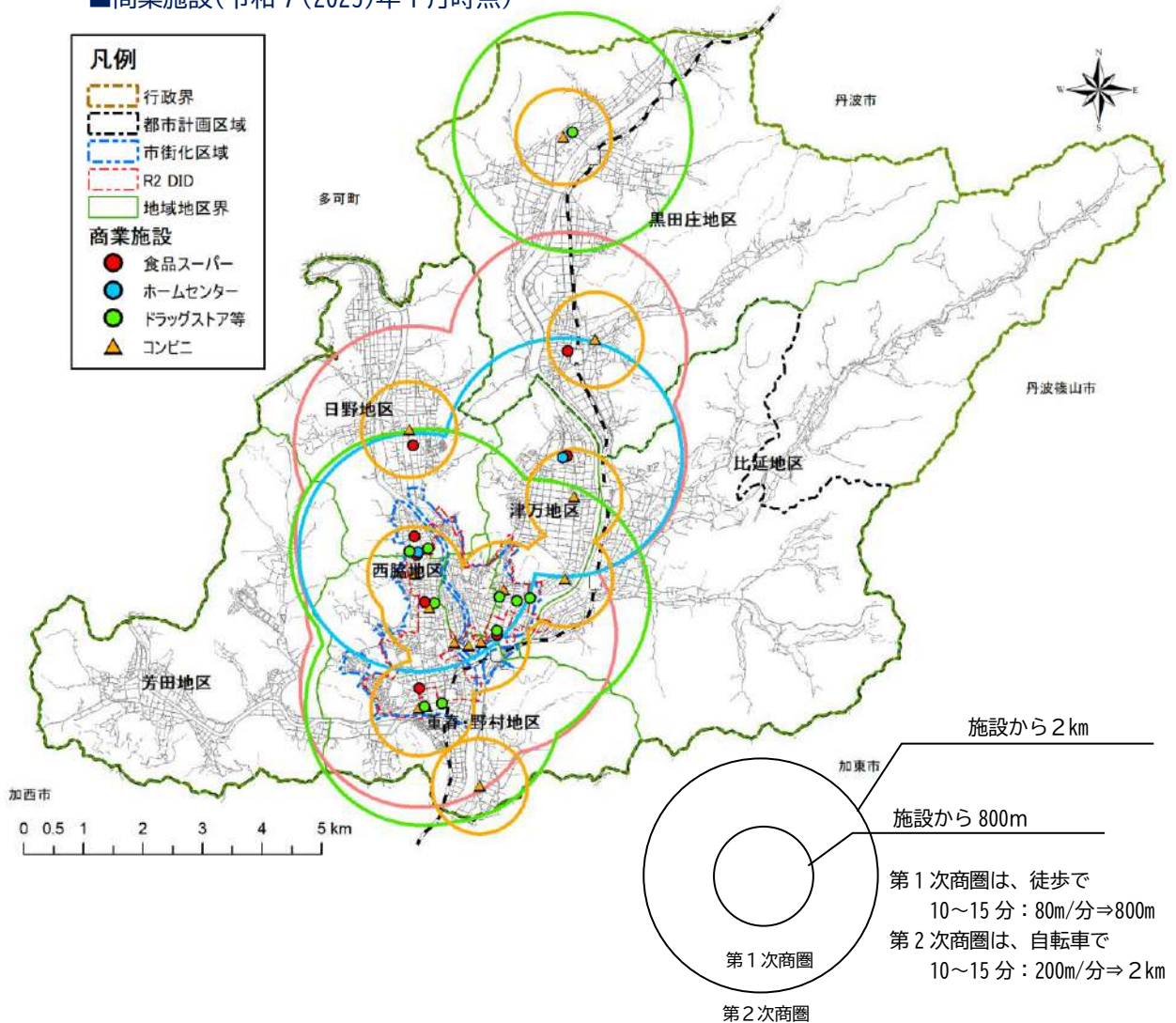
なお、商業・医療施設など各施設の立地状況図に掲載している勢圏は一般的な徒歩圏である800mで設定し、高齢者福祉施設については、500mで設定しています。

(1) 商業施設

市内の商業施設は、食品スーパーが8施設、ホームセンターが2施設、ドラッグストアなどが10施設、コンビニエンスストアが14施設立地しています。

商業施設の多くが市街化区域内に立地しており、第1次・第2次商圏によって市街化区域全域をカバーしている状況です。

■商業施設(令和7(2025)年1月時点)



(出典：ネット調査などにより作成)

(2) 医療施設

医療施設は、総合病院が津万、黒田庄地区に各1施設立地しています。診療所については、津万、日野、重春・野村、芳田、比延、黒田庄地区にそれぞれ立地しています。

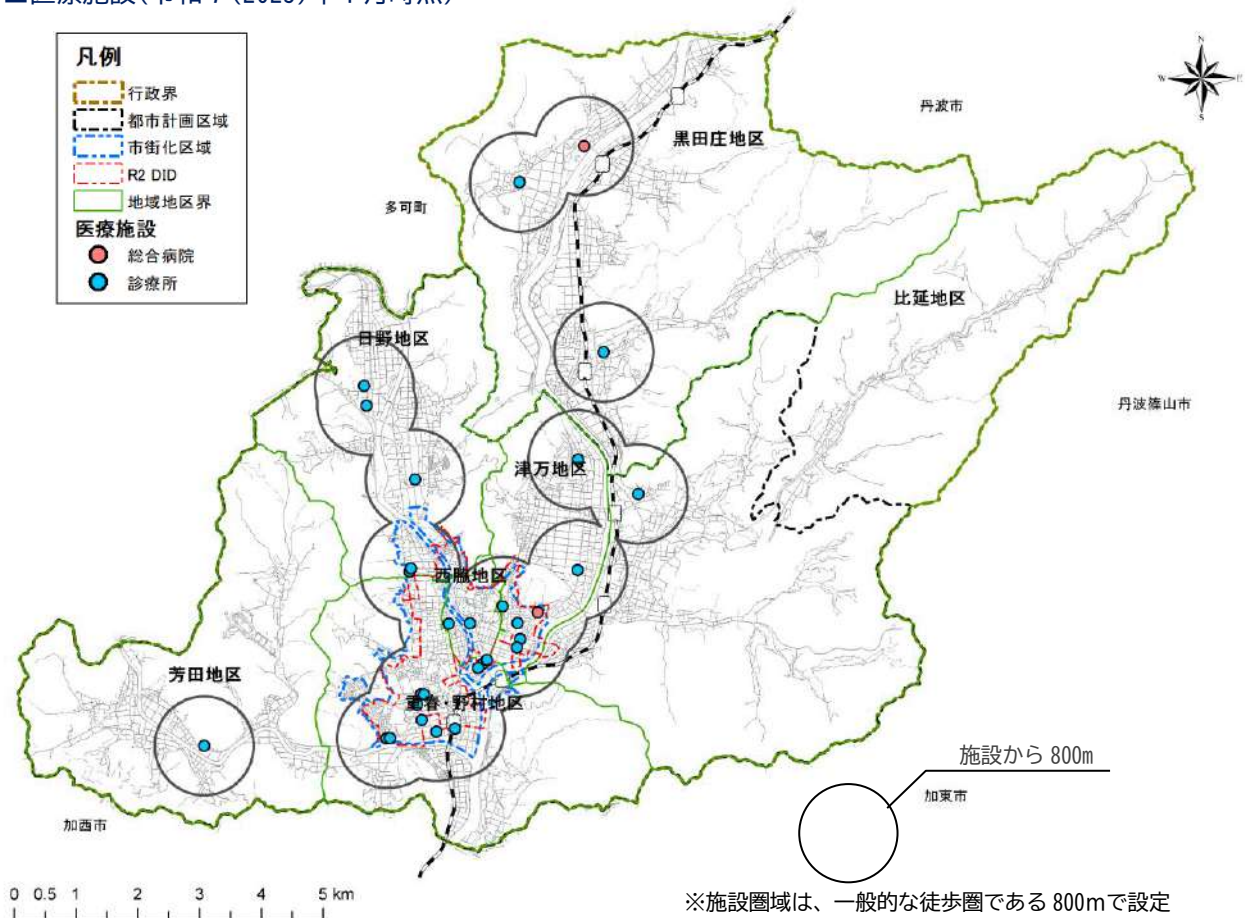
市立西脇病院は兵庫県地域医療再生計画において救急医療連携を図るため、北播磨圏域北部の二次救急拠点病院として位置付けられています。

市内の診療所は、比較的人口が集積しているエリアに立地しています。また、市街化区域内は、一般的な徒歩圏（800m）でおおむねカバーされています。

診療科別では、内科11か所、外科1か所、産婦人科2か所、小児科4か所、整形外科3か所が立地しています。内科は、市街化区域内を一般的な徒歩圏（800m）でカバーできていますが、外科、産婦人科、小児科及び整形外科は、市街化区域内でも一般的な徒歩圏（800m）でカバーできていません。

今後、人口減少と高齢化率の上昇がさらに進む中、特に市街化区域から離れた場所に居住されている方にとって、徒歩での通院が難しい状況にあります。

■医療施設(令和7(2025)年1月時点)

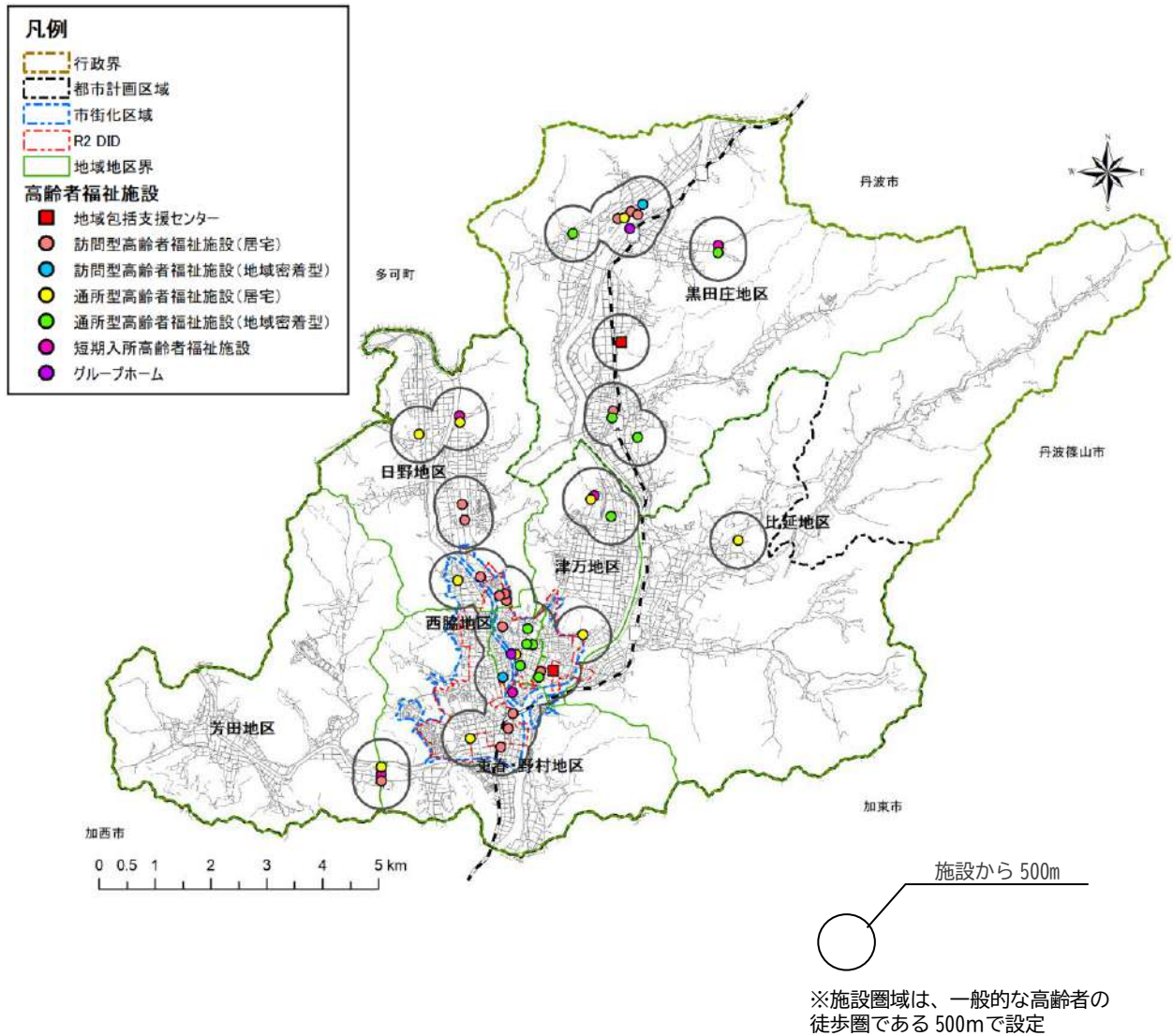


(出典：高齢者べんり帳(R6 年度～R8 年度版)、ネット調査などにより作成)

(3) 高齢者福祉施設

高齢者福祉施設は、市街化区域内に多く立地していますが、市街化区域から離れるにしたがって施設数が少なくなっています。

■高齢者福祉施設



(出典：高齢者べんり帳(R6年度～R8年度版)
西脇市ホームページ(高齢者のための窓口相談)
介護保険サービス事業者一覧表(R4.4)
西脇市内の介護保険施設(R1.11)より作成)

(4) 主要施設

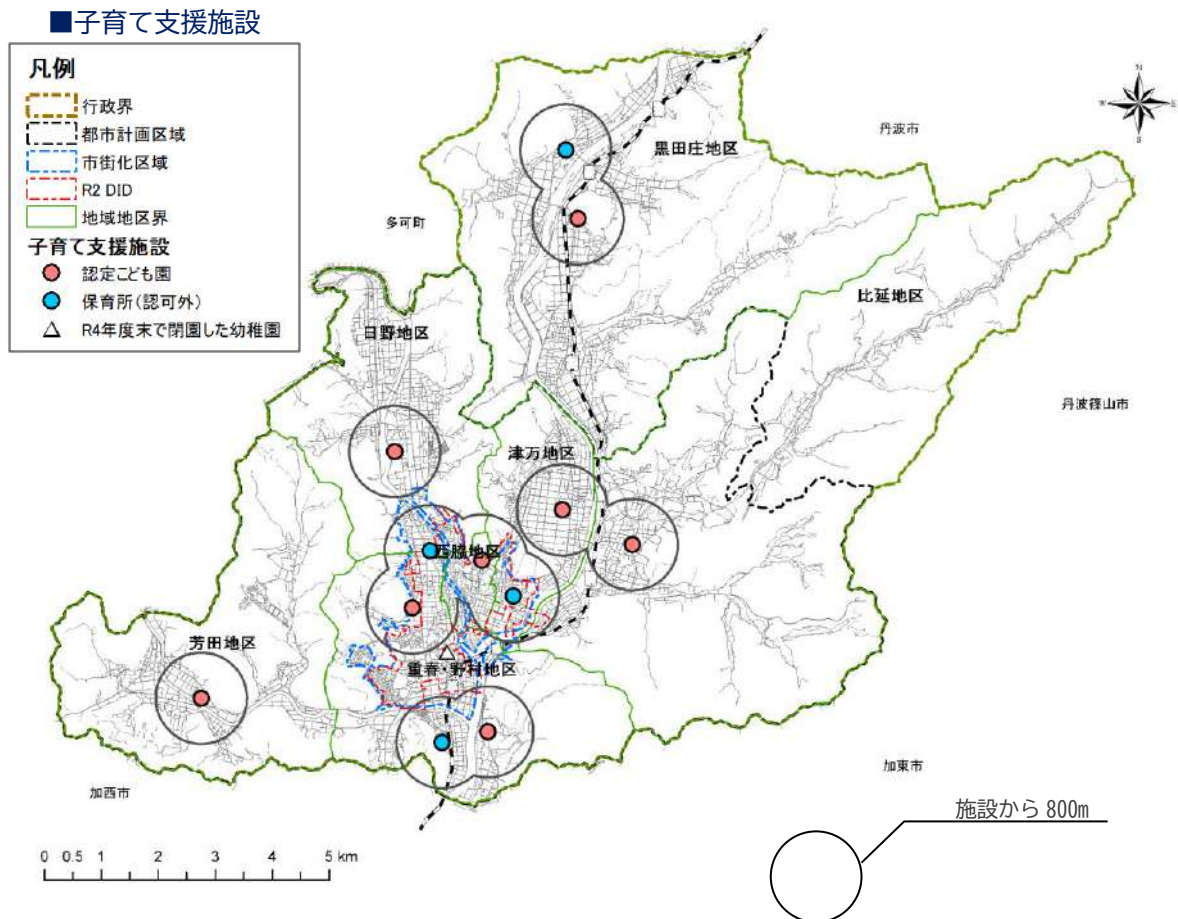
子育て支援施設は、幼保連携型認定こども園が8園、認可外保育所が4所立地しています。平成 29(2017)年度に新設された市立幼稚園は、令和 4(2022)年度末には閉園となりました。

学校教育施設は、市内に小学校が8校、中学校が4校、高等学校が3校立地しています。

スポーツ・レクリエーション施設は、市内にスポーツ施設が18施設、レクリエーション施設が7施設立地しています。

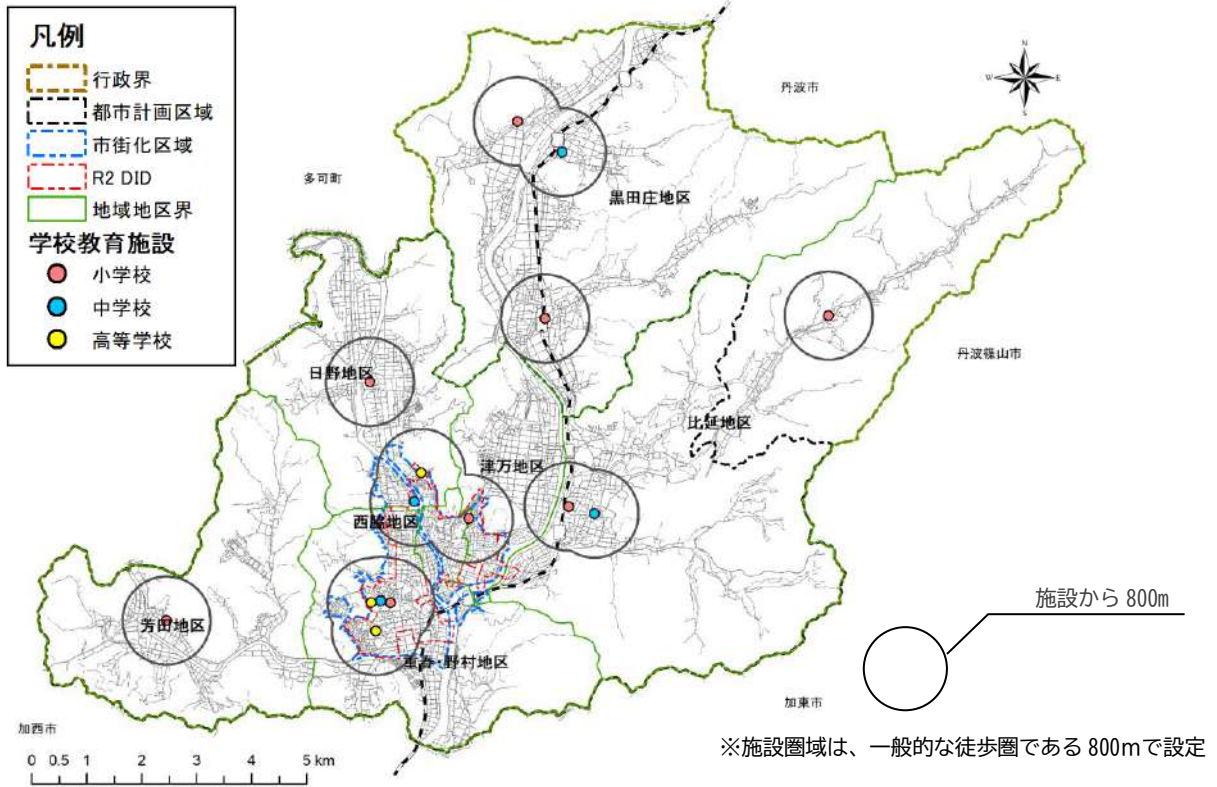
文化施設は、西脇地区に2施設立地しており、集会施設は、西脇、津万、日野、重春・野村、芳田地区に9施設、黒田庄地区に5施設が立地しています。

行政関連施設は、日野、津万、黒田庄地区にそれぞれ1施設立地しています。



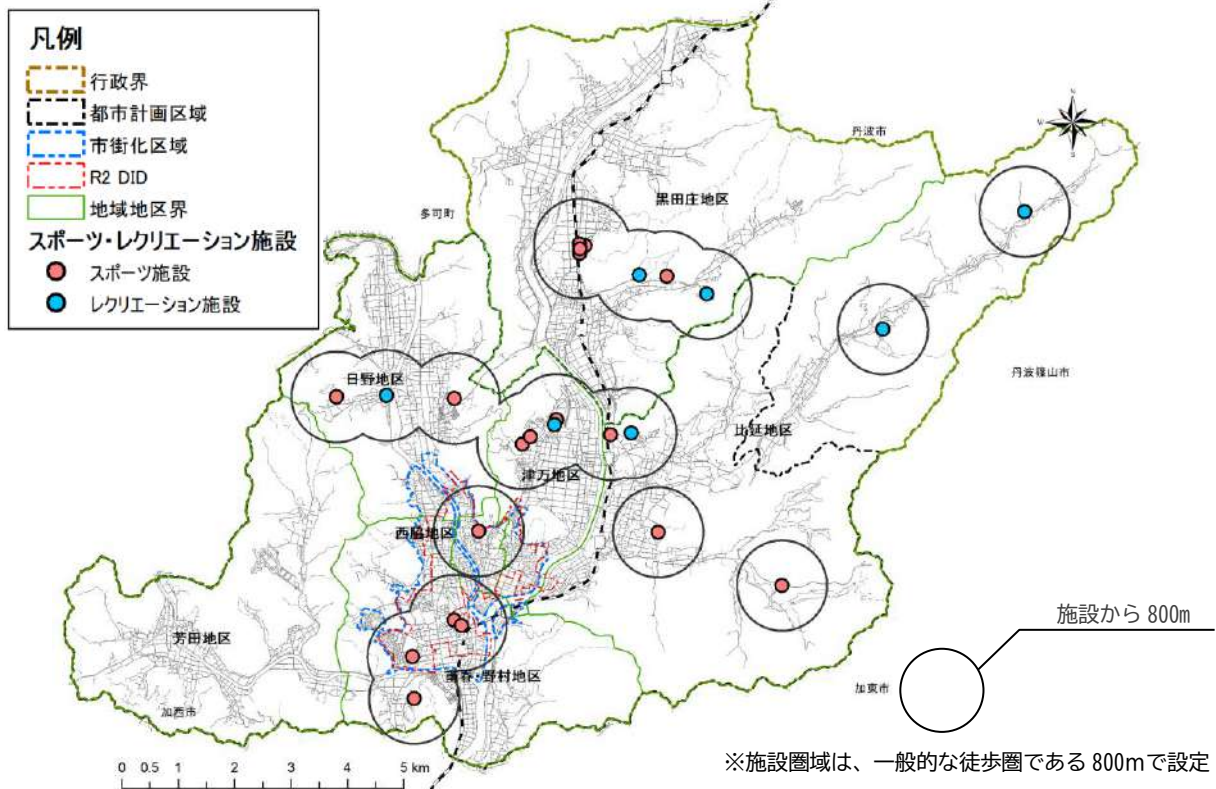
※施設圏域は、一般的な徒歩圏である 800m で設定
(出典：子育て支援ガイドブック(R6)より作成)

■学校教育施設



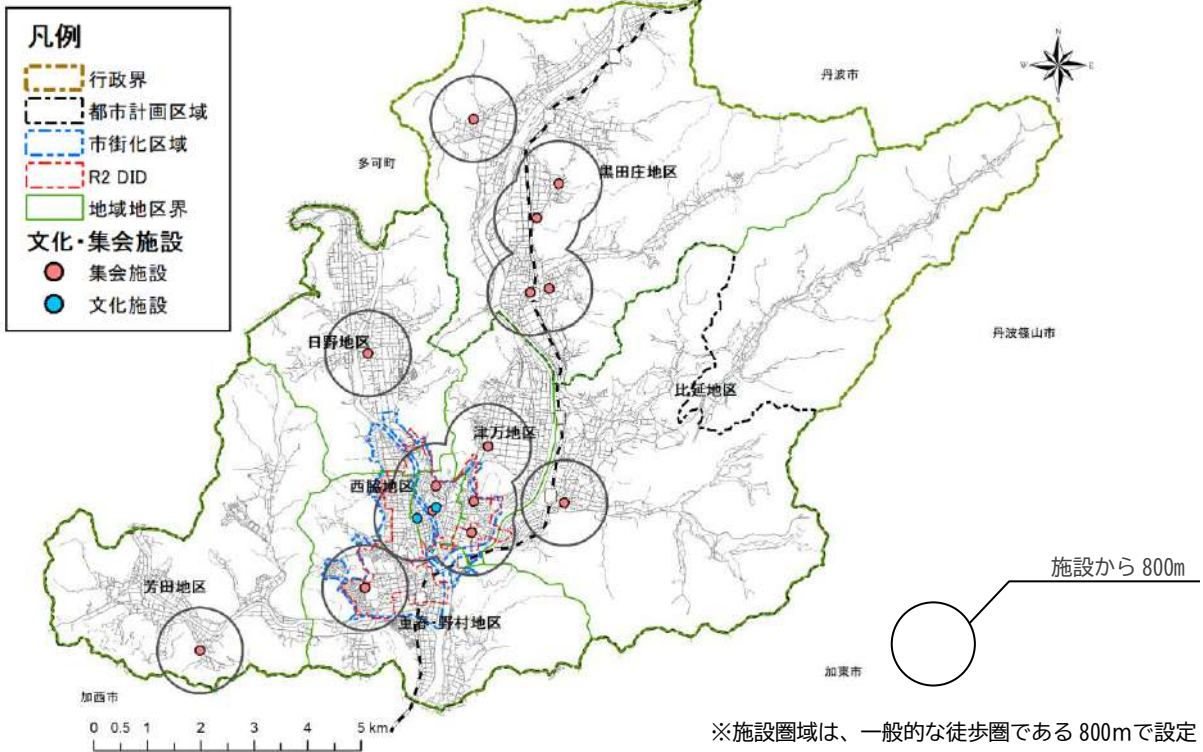
(出典：西脇市 HP「小学校・中学校一覧」、兵庫県教育委員会 HP「県立学校一覧」より作成)

■スポーツ・レクリエーション施設



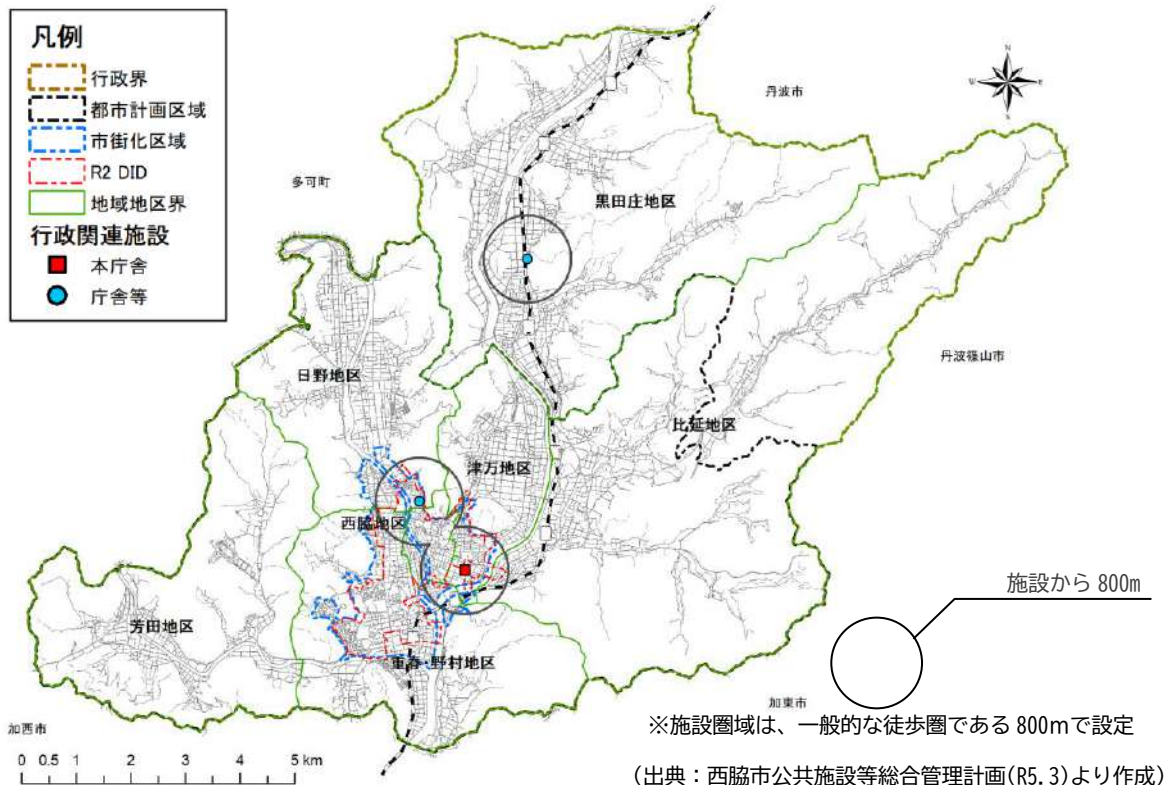
(出典：西脇市 HP「スポーツ施設一覧」「レクリエーション施設」より作成)

■文化・集会施設



※施設圏域は、一般的な徒歩圏である 800m で設定
 (出典：西脇市公共施設等総合管理計画(R5.3)より作成)

■行政関連施設



※施設圏域は、一般的な徒歩圏である 800m で設定
 (出典：西脇市公共施設等総合管理計画(R5.3)より作成)

5) 産業など

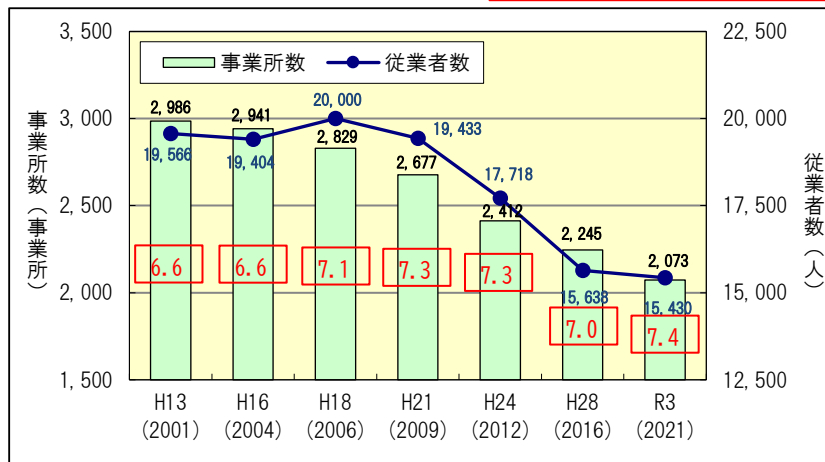
(1) 産業

令和3(2021)年の事業所数は2,073事業所、従業者数は15,430人となっています。平成13(2001)年以降、事業所数は一貫して減少傾向にあり、従業者数は平成18(2006)年に一時的に増加しましたが、その後は減少に転じています。1事業所当たりの従業者数は7.4人となっており、市内には小規模な事業所が多いことがうかがえます。

事業所数、従業者数の分布を以下に示します。事業所及び従業者は、市街化区域内に広く分布しています。

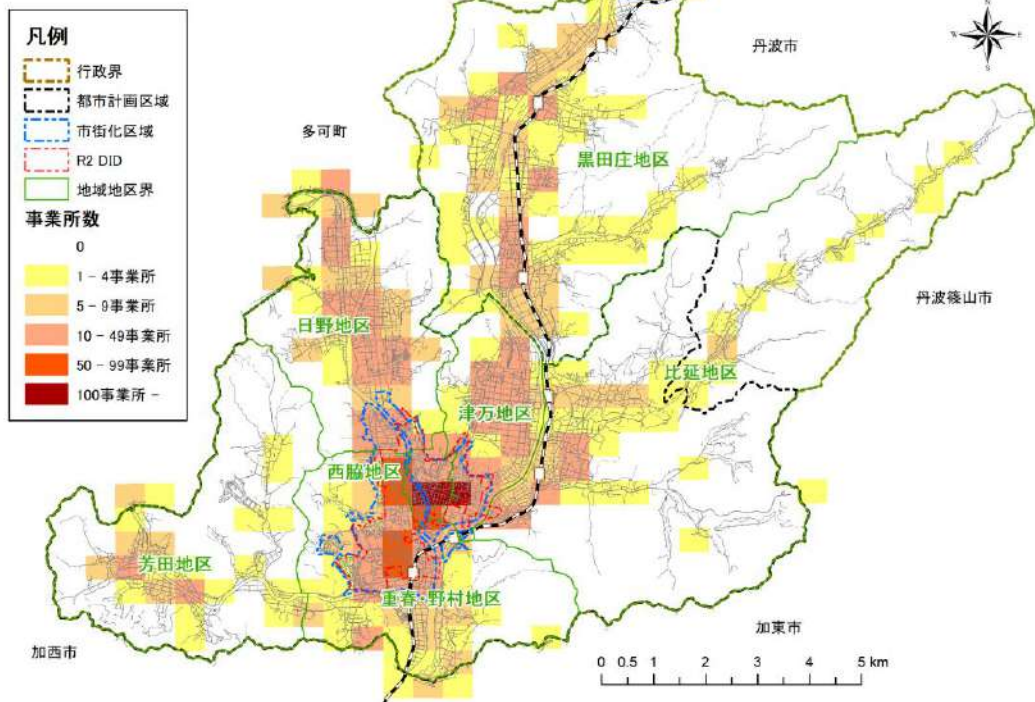
■事業所数・従業者数の推移

1事業所当たりの従業者数(人)



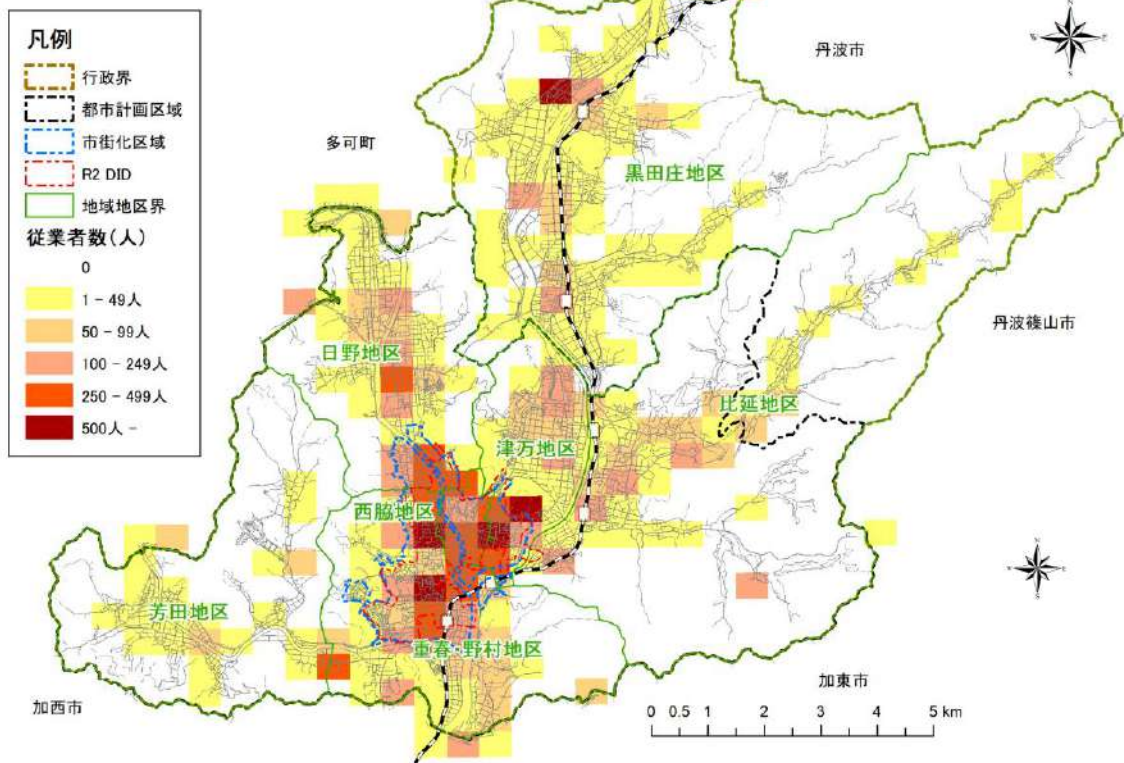
(出典：事業所・企業統計調査、経済センサス)

■事業所数の分布/500mメッシュ



(出典：経済センサスー活動調査(R3)より作成)

■ 従業者数の分布/500m メッシュ



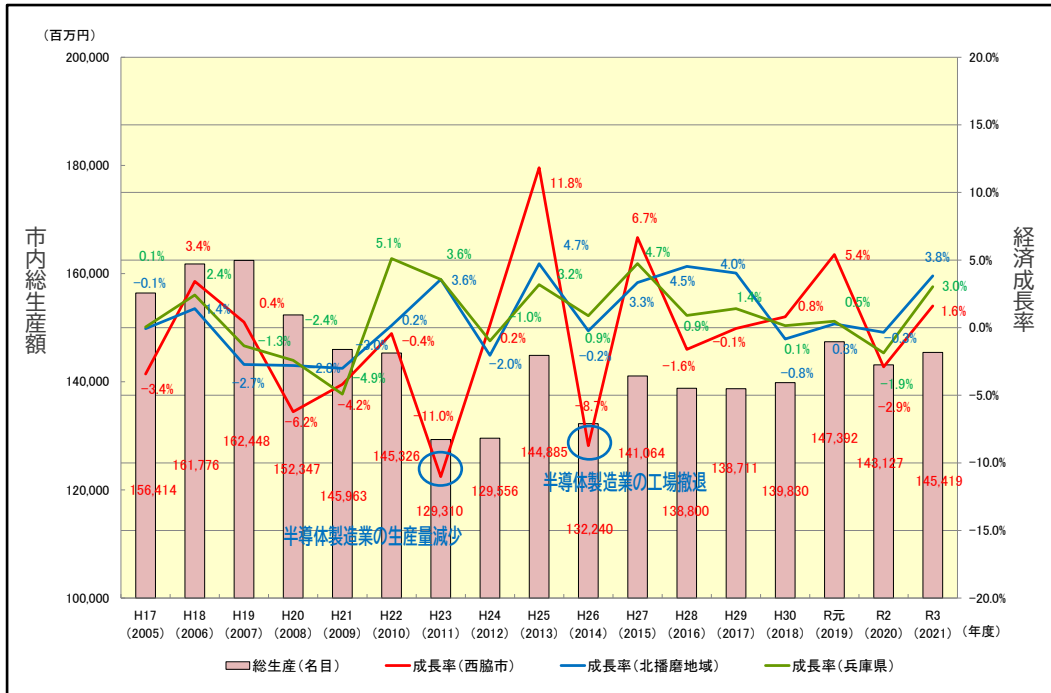
(出典：経済センサスー活動調査(R3)より作成)

(2) 市内総生産額

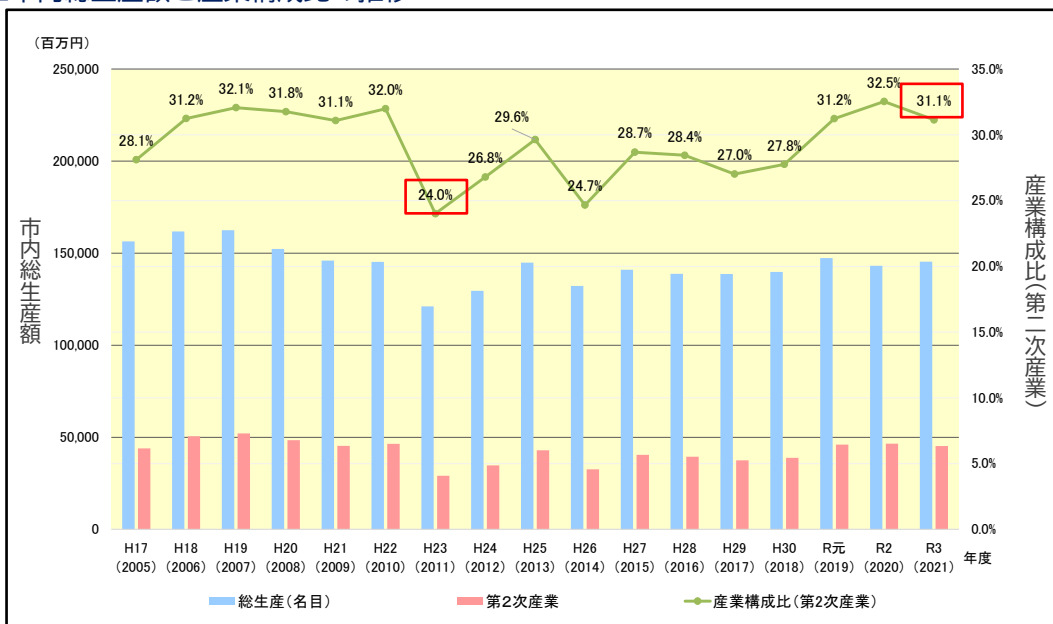
平成 17(2005)年度以降の市内総生産額（名目）は、市内の主要産業となっていた半導体製造業の生産量減少や工場撤退等によって、平成 26(2014)年度頃までは減少傾向にありましたが、近年は緩やかに回復しています。

市内総生産額（名目）における第2次産業の構成比率は、平成 23(2011)年度に 24.0% にまで低下したものの、近年は 30%台に回復しています。

■市内総生産額と経済成長率の推移



■市内総生産額と産業構成比の推移



(出典：兵庫県市町民経済計算)

(3) 地場産業

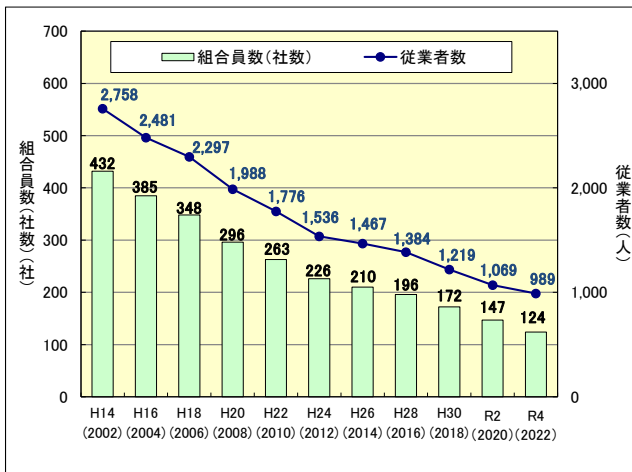
本市の地場産業は播州織と播州釣針です。

播州織の生産数量・生産金額は、平成14(2002)年には約1億2千万㎡・約541億円でしたが、令和4(2022)年には約1千万㎡・90億円となっており、生産数量は20年で約10分の1に減少、生産金額は2割以下に減少しています。

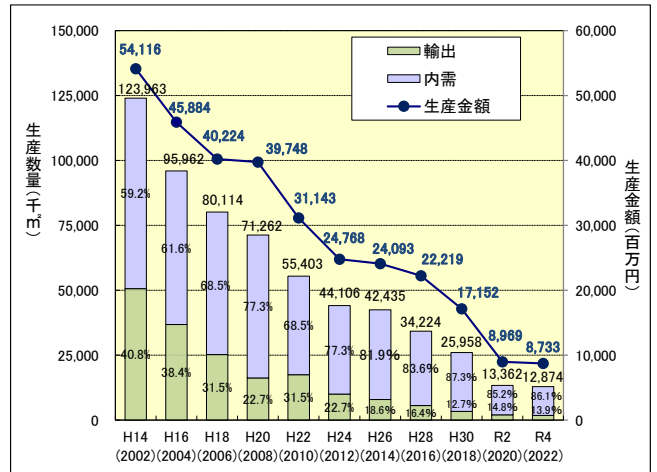
播州織業界(織布・染色・加工・産元)の組合員数(社数)・従業者数は、平成14(2002)年には432社・2,758人でしたが、令和4(2022)年には124社・989人となっており、20年で組合員数は約3割、従業者数は約4割程度にまで減少しています。

農家の副業として導入され発展してきた播州釣針は、生産数量、生産金額ともほぼ横ばいで推移していましたが、平成28(2016)年以降は増加傾向にあります。

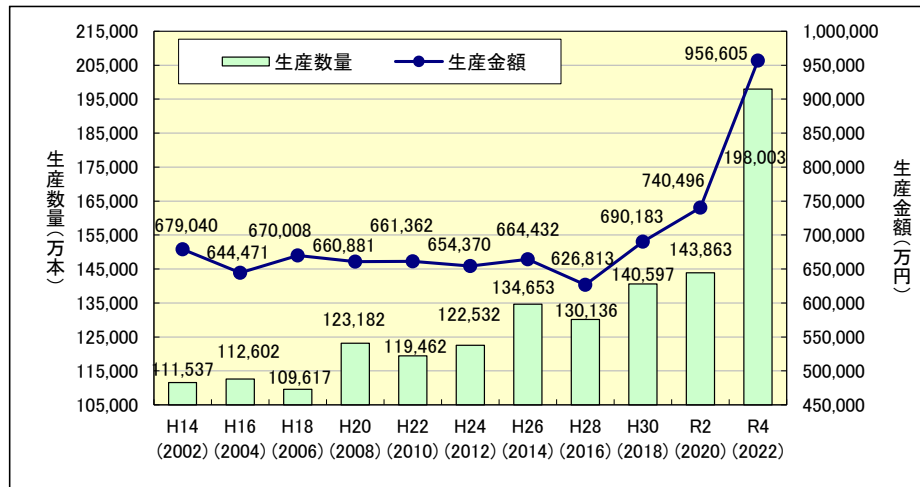
■播州織業界の組合員数(社数)・従業者数の推移



■播州織の生産数量・生産金額の推移



■播州釣針の生産数量・生産金額の推移



(出典：西脇市経済振興アクションプランより作成)

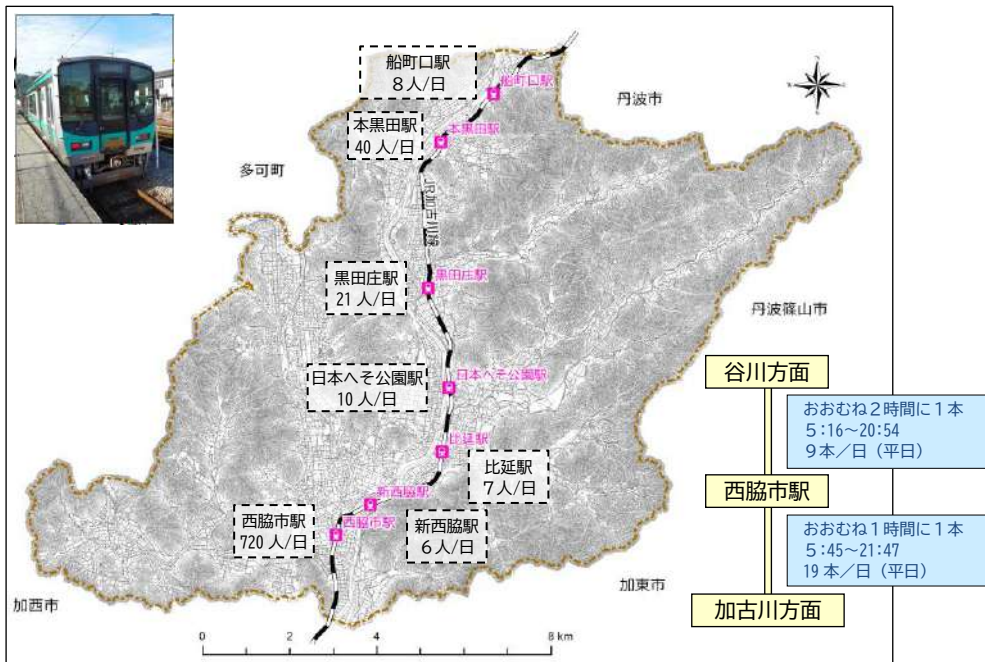
6) 公共交通ネットワークの状況

公共交通は、「西脇市地域公共交通計画(令和6(2024)年3月)」を参考に、鉄道、路線バスのほか、コミュニティバスとして「おりひめバス」、ループバスの「めぐリン」、デマンド型交通乗合タクシーの「むすブン」について整理、分析しています。

(1) 鉄道の状況

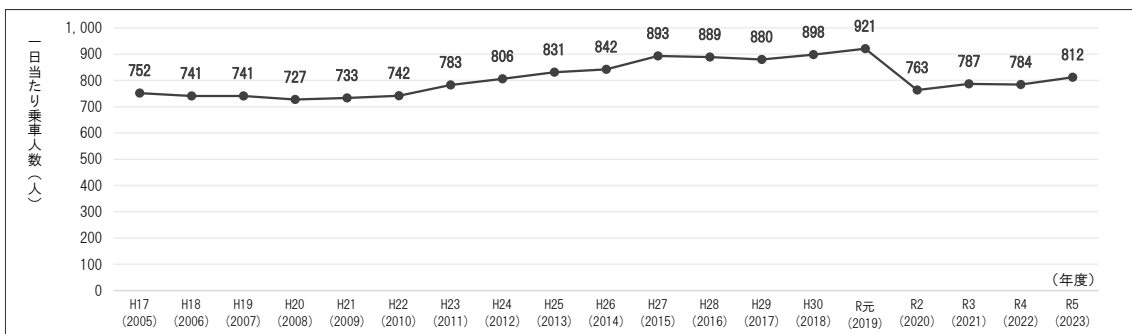
本市の中央をJR加古川線が通っており、加古川方面や丹波方面への広域的な移動を支えています。市内7駅の1日当たりの合計乗車人数は令和元(2019)年度まで緩やかに増加していましたが、その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく減少したものの、回復の兆しが見られ、令和5(2023)年度で812人/日(約30万人/年)となっています。1日当たりの運行本数は、西脇市駅より粟生・加古川方面に19本、西脇市駅より谷川方面に9本となっています。

■西脇市における鉄道の概要



(出典：西脇市地域公共交通計画(R6.3)より図面作成)

■鉄道の1日あたり乗車人数の推移



(出典：西脇市統計書(R6年度版)より作成)

(2) 高速バス、路線バス、コミュニティバスの状況

本市と大阪府を結ぶ高速バスについては、神姫バス西脇営業所から西脇（アピカ）を經由し、大阪方面に直結しており、休日と平日ともに6時頃から17時頃まで6本運行しています。

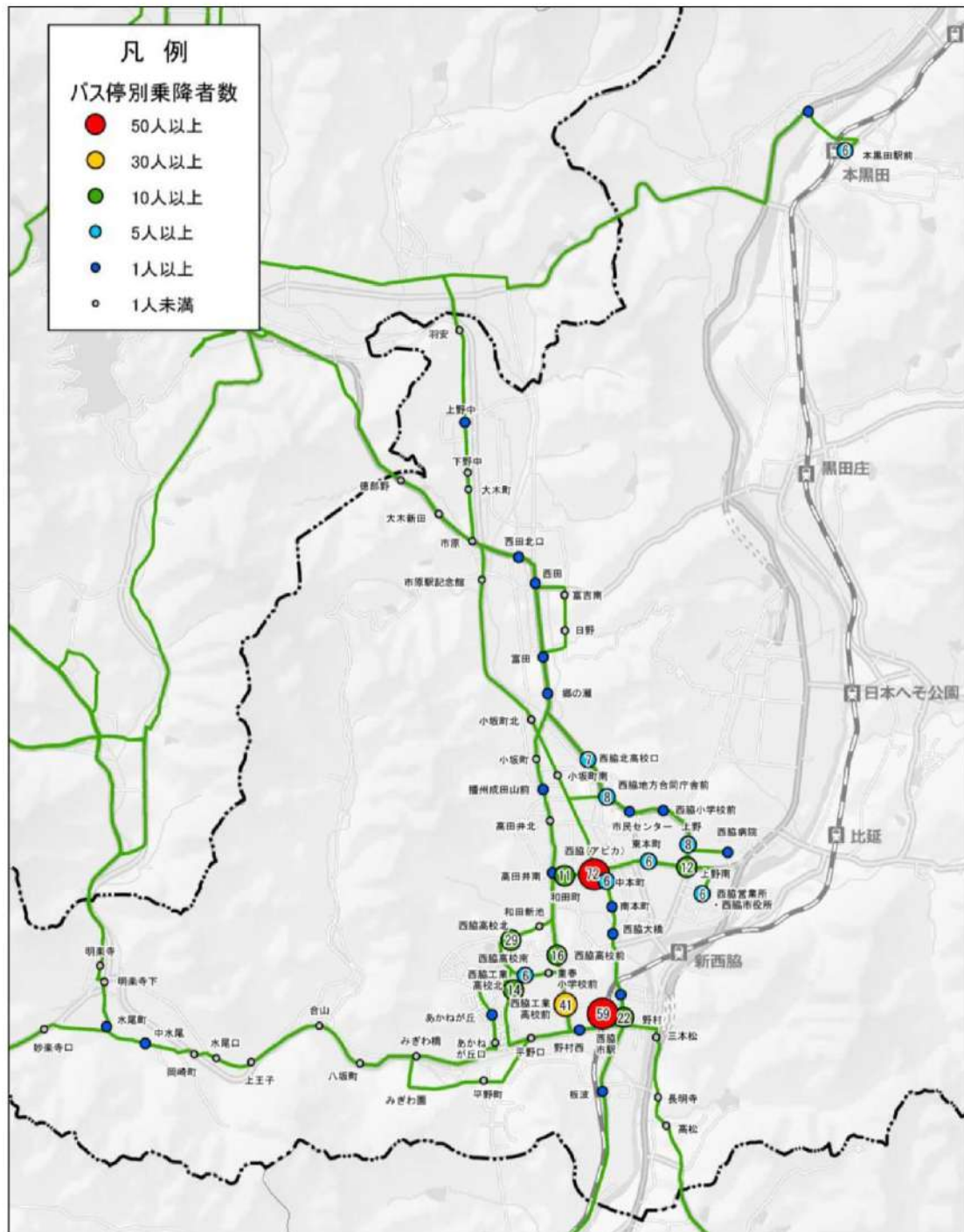
路線バスは、西脇市駅、西脇（アピカ）、市立西脇病院、神姫バス西脇営業所を中心に日野、芳田地区経由で多可町と結ばれています。バス停別乗降者数は西脇（アピカ）が72人/日で最も多く、次いで西脇市駅59人/日、西脇工業高校前41人/日、西脇高校北29人/日と商業施設、駅周辺、高等学校前の利用が多くなっています。乗降者数1人/日未満の利用が少ないバス停もみられます。

路線バス乗車人数は、平成13(2001)年度の252万人/年から減少し続け、令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により83万人/年にまで大きく減少しました。その後やや回復し、令和5(2023)年度は96万人/年となっています。

コミュニティバスは、令和3(2021)年度に再編され、主に比延地区と市街地を結ぶ「おりひめバス」、市街地内の主要な施設を循環運行する「めぐリン」、自宅付近などの指定場所と公共施設や医療施設など市が登録した場所の間を送迎「むすブン」が運行しています。

コミュニティバスは、デマンド型交通乗合タクシー「むすブン」が導入されたことにより、令和5(2023)年度の乗車人員は約6.1万人/年度となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元(2019)年度より約2.9倍に増加しています。

■路線バスのバス停別乗降客数（1日当たり）



(出典：西脇市地域公共交通計画(R6.3))

加美中線・大屋線・中黒田線・八千代加西線

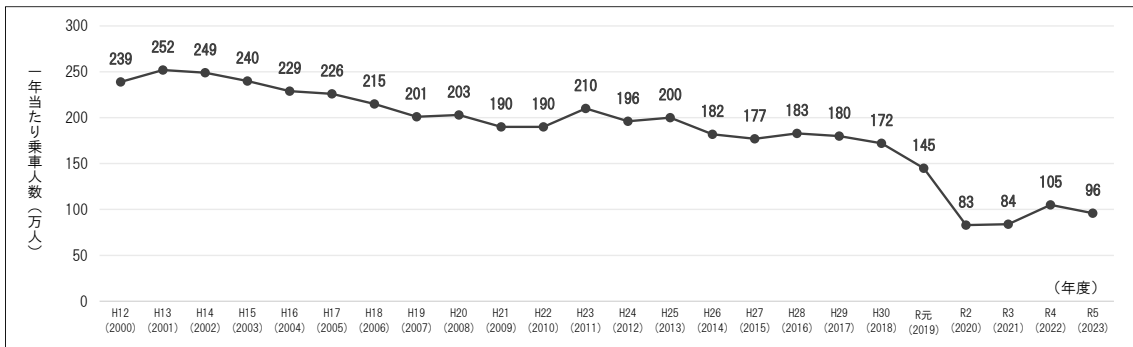
：令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日の1年間

社方面路線（西脇～三宮線・西脇～社線・西脇～電鉄小野線・社高校線）

：令和3(2021)年10月1日～令和4(2022)年9月30日の1年間

（社高校線は、令和4(2022)年4月1日～令和5(2023)年3月31日の1年間

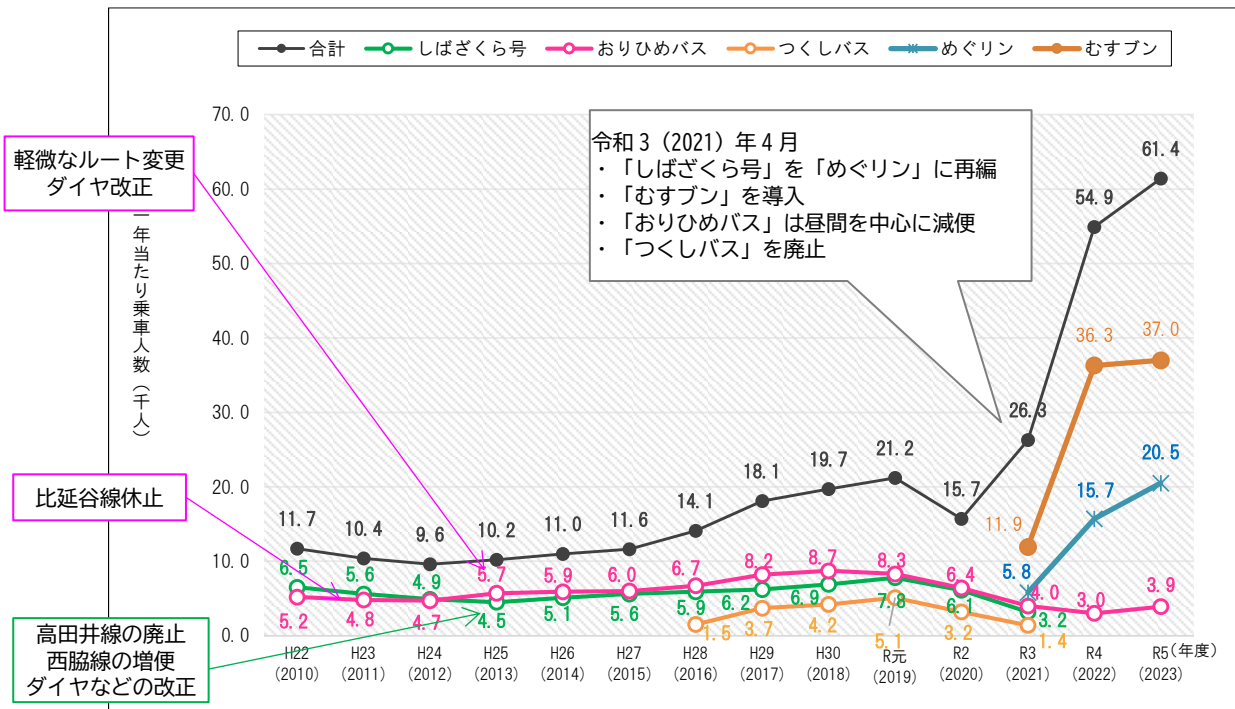
■路線バスの1年あたり乗車人数の推移



- * 1 西脇営業所が担当する全ての路線に係る数値を計上
- * 2 平成 24(2012)年 10 月 1 日に一部の路線が神姫バス(株)から神姫グリーンバス(株)に移管された。神姫グリーンバス(株)は令和 4 (2022)年 10 月に(株)ウエスト神姫と合併し、(株)ウイング神姫として運行を開始
- * 3 平成 24(2012)年以降は、神姫バス(株)、(株)ウイング神姫の合計

(出典：西脇市統計書(R6 年度版))

■コミュニティバスの1年あたり乗車人数の推移



- * 1 各年度は、前年の 10 月から当年の 9 月までの値
- * 2 「しばざくら号」、「つくしバス」は、令和 3 年(2021)年 3 月まで運行
「めぐリン」、「むすブン」は、令和 3 (2021)年 4 月から運行
- * 3 「むすブン」は、予約システムによる集計値

(出典：西脇市地域公共交通計画(R6. 3)、西脇市所管データより作成)

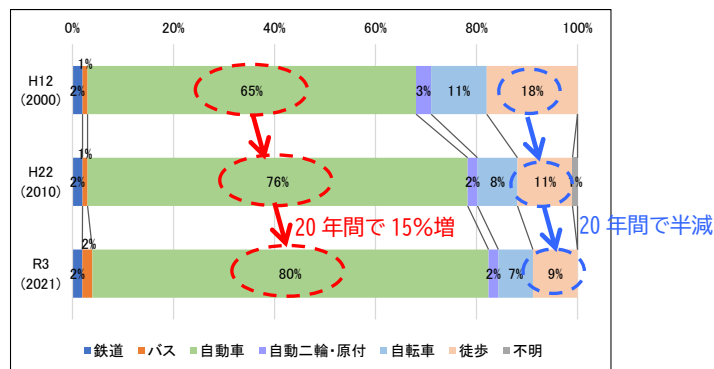
(3) 代表交通手段分担率の状況

平成12(2000)年、平成22(2010)年、令和3(2021)年における代表交通手段分担率を整理しています。

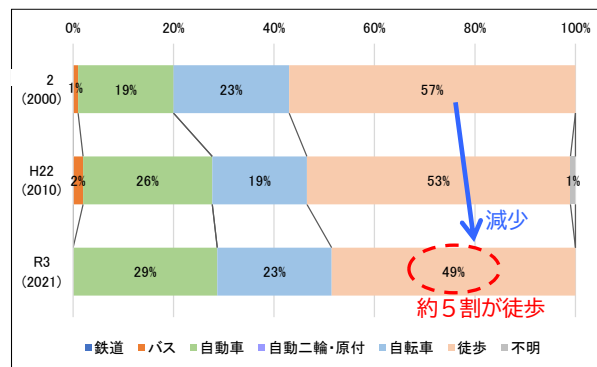
代表交通手段は、自動車利用割合が増加し徒歩割合が減少しています。策定当初と比べても、その傾向が強まりつつあることがうかがえます。

5歳から14歳では徒歩の分担率が最も高く約5割となっていますが、その割合は減少傾向にあります。一方、15歳以上では自動車の分担率が最も高く、約8割が自動車利用となっており、その割合も増加傾向にあります。

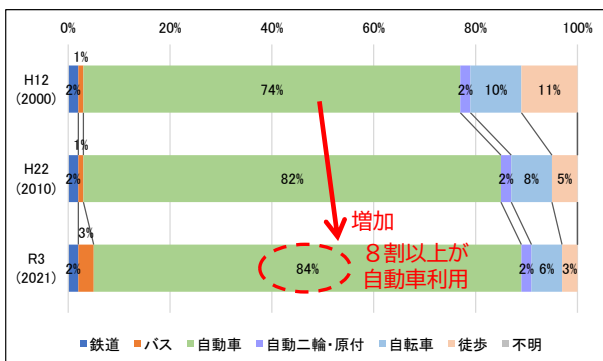
■代表交通手段分担率の推移



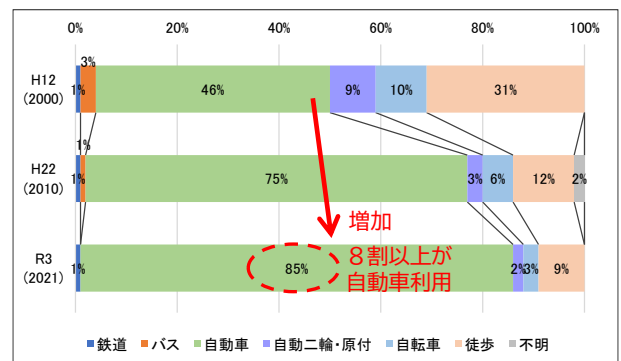
■年齢3区分別代表交通手段分担率の推移 (5～14歳)



(15～64歳)



(65歳以上)



(出典：西脇市地域公共交通計画(R6.3))

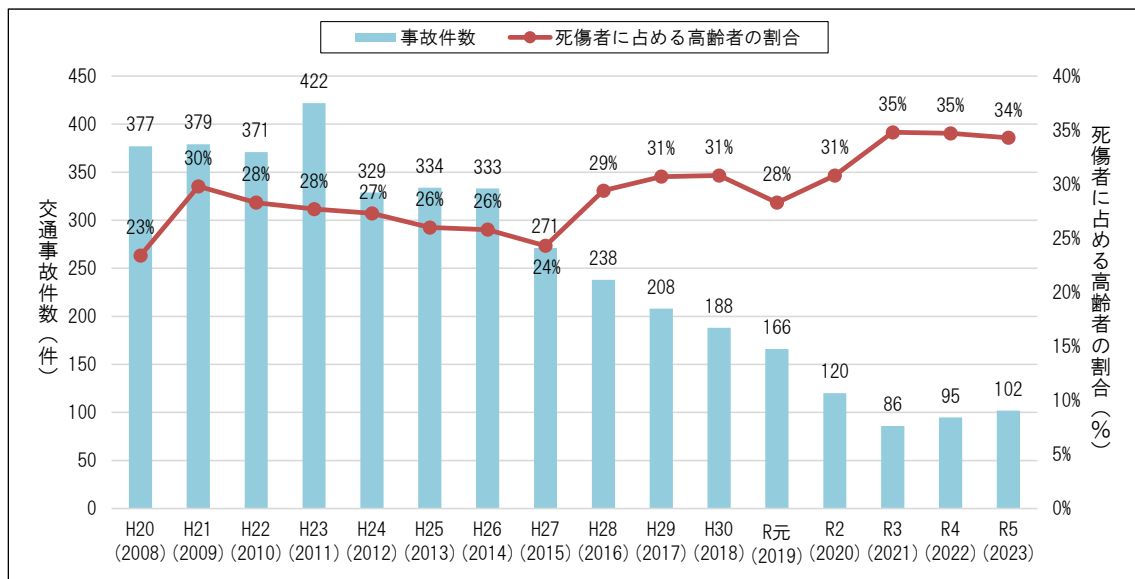
※H12、H22年、R3年近畿圏パーソントリップ調査

(4) 交通事故件数と死傷者に占める高齢者割合の推移（西脇警察署管内）

交通事故件数は、平成 23(2011)年には年間 400 件を超えていましたが、近年は 100 件程度にまで減少しています。

一方、死傷者に占める高齢者の割合は、平成 27(2015)年以降増加傾向にあり、令和 5(2023)年は 34%となっています。

■交通事故件数と死傷者に占める高齢者割合の推移(西脇警察署管内)



(出典：交通事故統計(兵庫県警察)より作成)

(5) 鉄道・バスサービス空白地域の状況

平成28(2016)年度時点では、駅勢圏(500m)、バス停勢圏(300m)のサービス圏で人口の約7割はカバーされていたものの、残りは公共交通空白地域※となっていました。

また、郊外のバス路線の多くが、国勢調査4次メッシュ(500mメッシュ)当たり250人未満の地域となっており、今後の人口減少に対するサービス水準の維持や高齢化に対応したサービスの維持が懸念されていました。

こうした課題に対応するために、令和3(2021)年度にコミュニティバスが再編され、ループバス「めぐリン」とデマンド型交通乗合タクシー「むすブン」の運行を開始しました。

現在では、市庁舎・市民交流施設と茜が丘複合施設「Miraie(みらいえ)」の2つの都市施設をはじめ、西脇市駅や西脇病院等の中心部の主要な施設を連携させる「まちなか巡回交通」として「めぐリン」が運行し、「広域連携軸」としてJR加古川線や路線バスが中心部と各地域、さらに他市町を結んでいます。また、これらの公共交通では網羅できない地域から中心部への移動や、地域内での移動を「地域連携交通」として「むすブン」や「おりひめバス」、タクシーが担うことで、公共交通空白地域は解消されています。

鉄道に関しては、地方部で進行する人口減少・少子化に加えて、コロナ禍で通勤・出張利用、観光利用などが減少し経営状況が悪化したことなどから、JR西日本から輸送密度2,000人/日未満の線区の収支が公表されており、加古川線(西脇市駅～谷川駅)も対象線区に含まれています。この状況に対して本市では、沿線の丹波市や兵庫県、JR西日本など関係団体と連携し、様々な利用促進策を進めています。

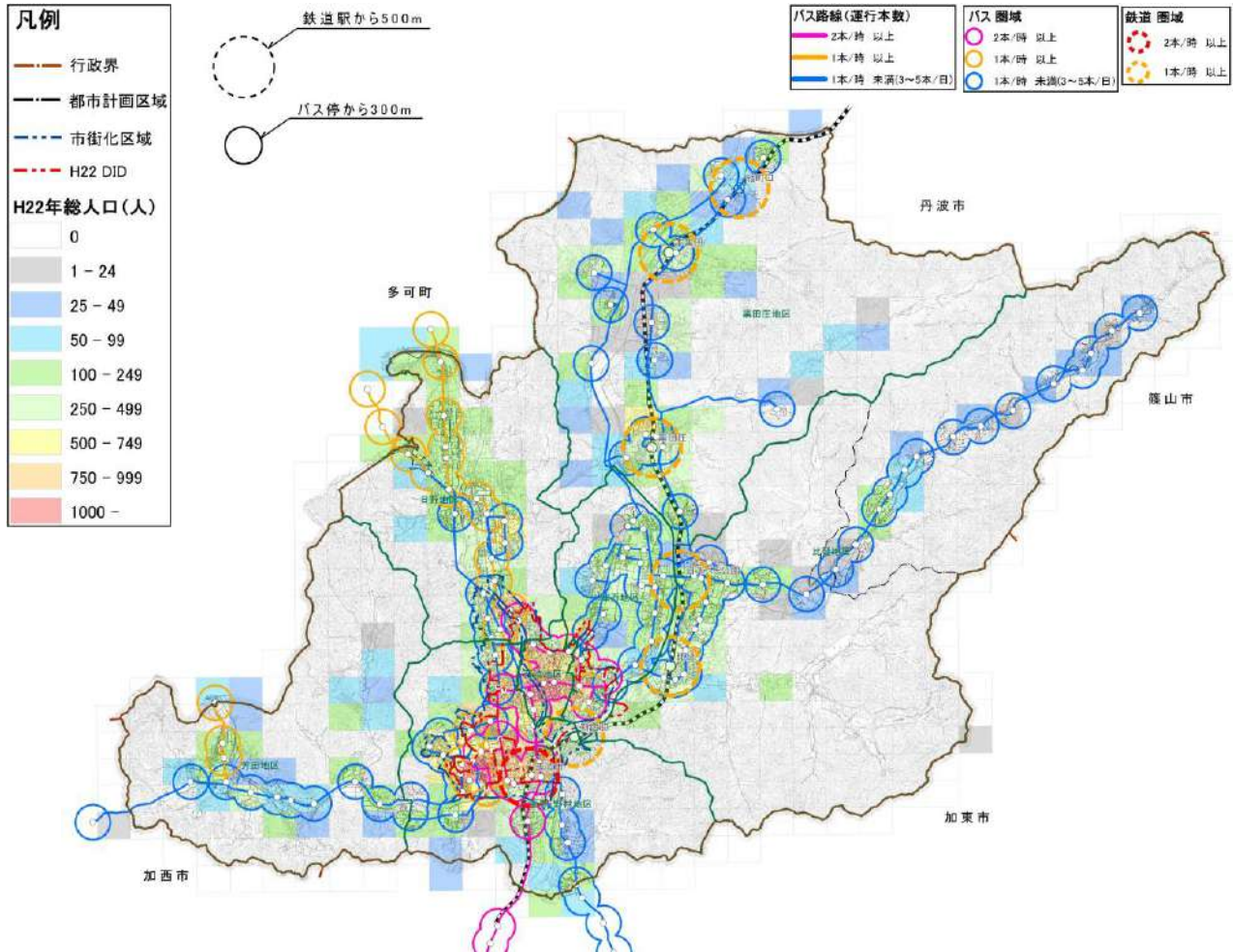
■公共交通利便地域、公共交通空白地域の考え方

		バス	
		バス停から 300m圏内	バス停から 300m圏外
鉄道	駅から 500m圏内	利便地域	
	駅から 500m圏外		

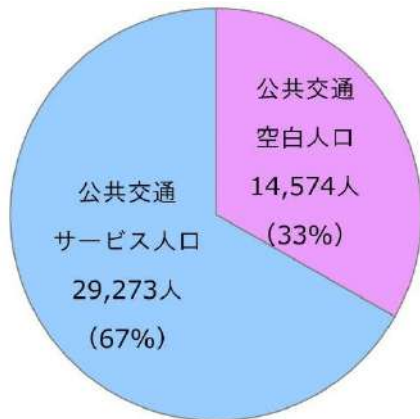
※公共交通空白地域
駅勢圏(500m)、バス停勢圏(300m)のサービス圏外の地域のごとで、公共交通機関の利用が困難と考えられる地域

【参考 平成28年(2016)年度時点の空白地域の状況】

■鉄道・バスサービス人口・空白人口



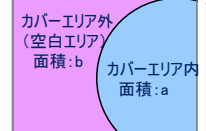
■人口構成



※公共交通サービス人口
 : 国勢調査4次メッシュ(500mメッシュ)人口(Z)を
 バス停・駅のカバーエリアの面積案分により算出。
 $\Rightarrow (Z \times a \div (a+b))$

国勢調査4次メッシュ
 (500mメッシュ)人口: Z

※図に示す範囲の市街を含む国勢調査4次メッシュ
 (500mメッシュ)人口の合計に対して
 公共交通サービス人口を算出。
 したがって、公共交通サービス人口及び空白人口
 の合計は、本市の総人口と合致しない。



(出典: (バス路線)国土交通省国土数値情報、コミュニティバス運行表(H29.4)、神姫バス運行系統図(H29.4)
 (運行本数)神姫グリーンバス・神姫バス・コミュニティバス運行表(H29.4)
 (人口)公益財団法人統計情報研究開発センター資料(H22 国勢調査)より作成)

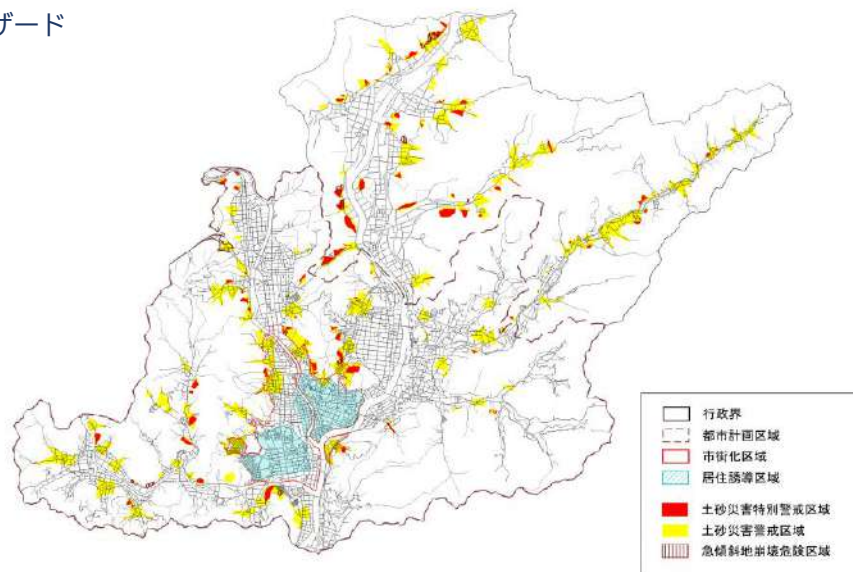
7) 災害ハザードの状況

本市は、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあることから、山々や丘陵に囲まれています。この地形的な特徴から、山間部を中心に土砂災害警戒区域等が多く指定されています。

また、本市は加古川沿いの低地にあり、これまでも風水害による浸水被害が発生しています。加古川水系加古川、杉原川、野間川に沿って広範囲に、水防法による洪水浸水想定区域が指定されています。

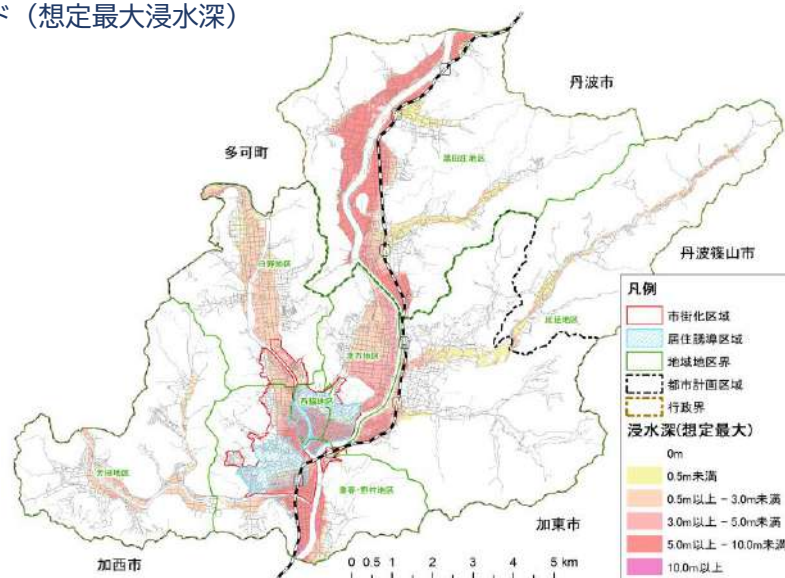
※本市の災害特性については、「第4章 防災指針」に詳述

■土砂災害ハザード



(出典：国土数値情報(国土交通省))

■洪水ハザード(想定最大浸水深)



※想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により当該河川が氾濫した場合の洪水浸水想定のこと。降雨量の想定は西脇市では2日間で750mmとなっている。

(出典：兵庫県)

8) 財政の状況

財政は、地価の動向、市の税収及び歳入歳出の見通しについて整理します。

地価の動向は、国土交通省地価公示（以下「公示地価」という。）及び都道府県地価調査（以下「基準地価」という。）を参考に市内の地点別地価の推移を整理します。

市の税収及び歳入歳出の見通しは、西脇市決算カードなどを参考に整理します。

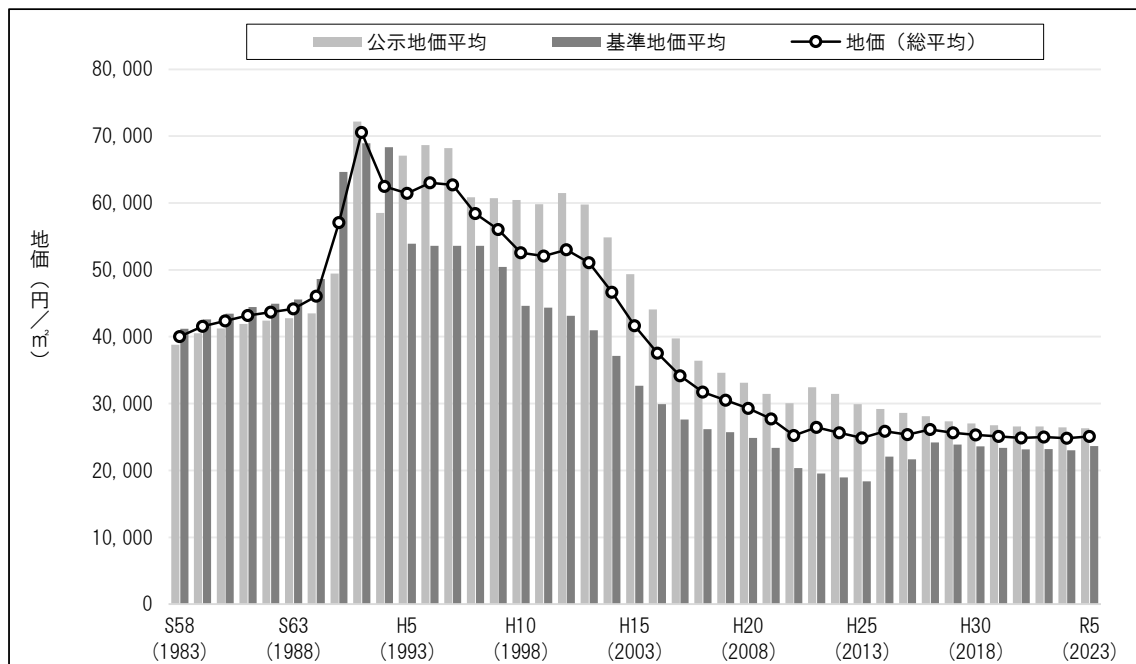
(1) 西脇市の地価の動向

①西脇市内の公示地価と基準地価の総平均

本市の地価は、令和5(2023)年で公示地価平均 26,311 円/㎡、基準地価平均 23,669 円/㎡で、前年度からの変動率は、それぞれ-0.5%、+2.8%となっています。

昭和 58(1983)年以降、公示地価と基準地価の総平均値は、平成3(1991)年をピーク(70,575 円/㎡)として下落傾向に転じ、平成 20(2008)年に 30,000 円/㎡を割り込み、平成 22(2010)年以降は約 25,000 円/㎡で横ばいとなっています。

■西脇市内の公示地価と基準地価の総平均



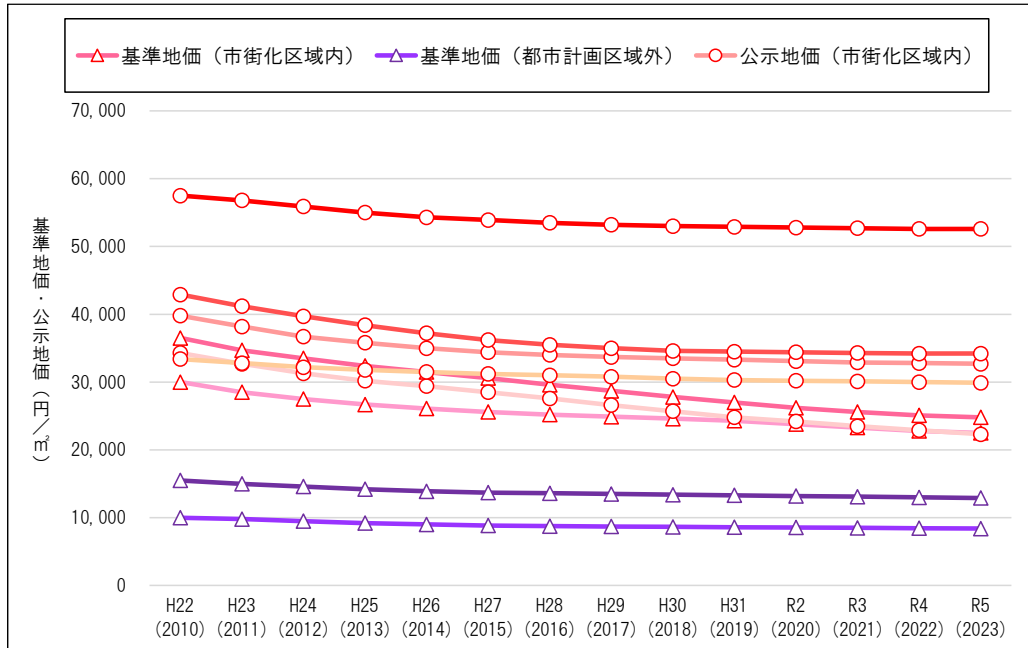
(出典：国土交通省データ(公示地価及び基準地価)より作成)

②地点別住宅地の地価の動向

本市内の地点別住宅地の地価の動向を下図に示します。

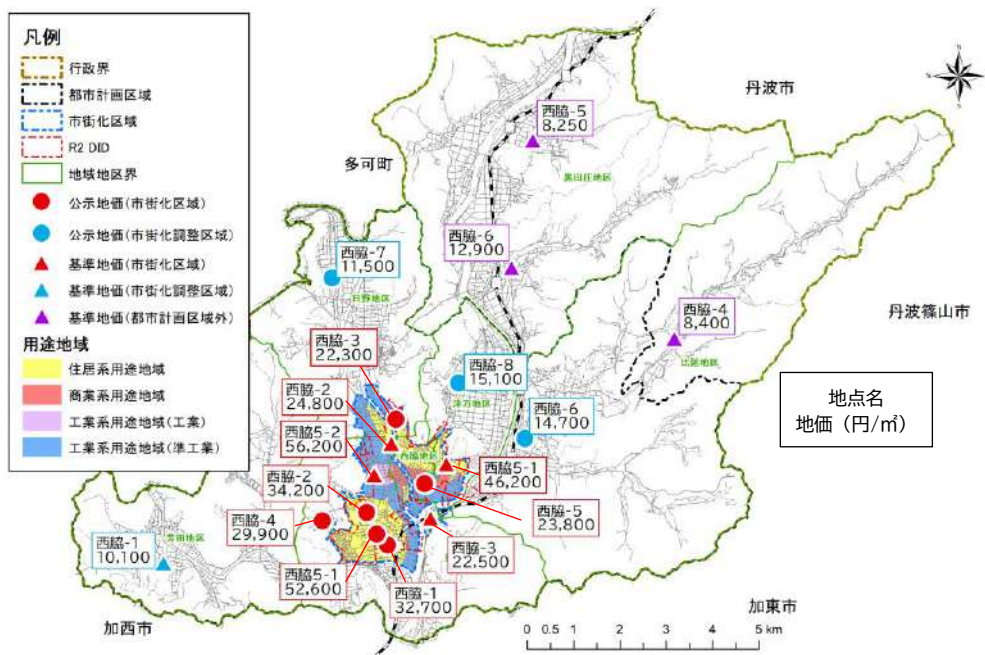
平成 22(2010)年度からの変動率は、市街化区域内で平均-21.3%、都市計画区域外で平均-16.4%となっており、市街化区域内での変動率が大きくなっています。

■地点別住宅地の地価の動向



(出典：国土交通省データ(公示地価及び基準地価)より作成)

■区域別地価

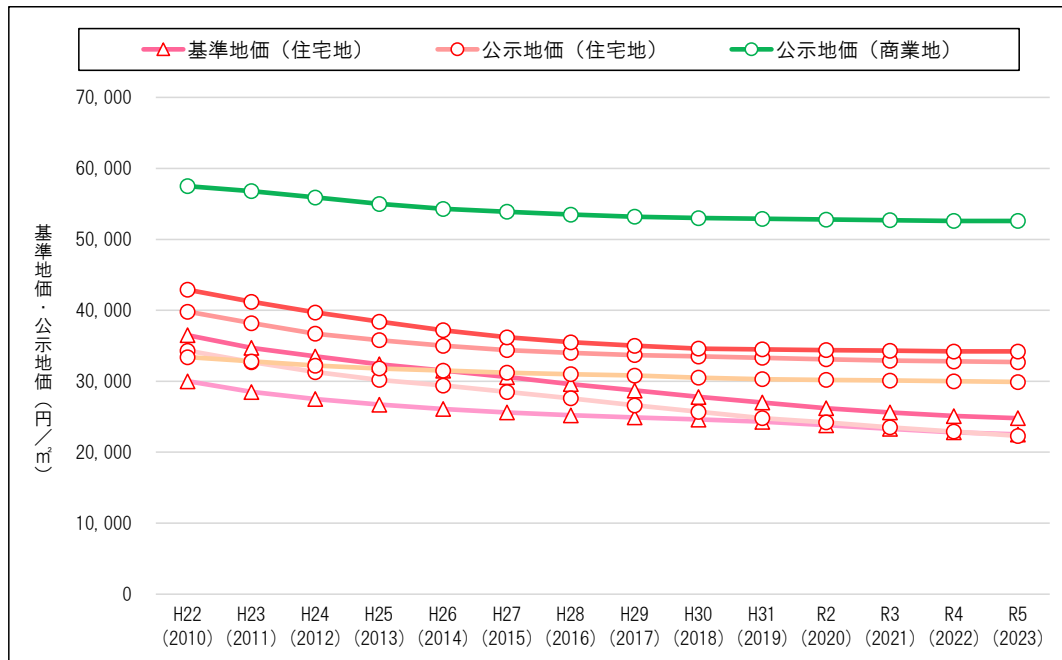


(出典：国土交通省データ/公示地価(R6.1)・基準地価(R5.7)より作成)

③市街化区域内の住宅地と商業地の地価の動向

市街化区域内の住宅地と商業地の地価の動向を下図に示します。
 いずれも減少傾向ですが、住宅地に比べ商業地の地価が高くなっています。

■市街化区域内の住宅地と商業地の地価の動向



(出典：国土交通省データ(公示地価及び基準地価)より作成)

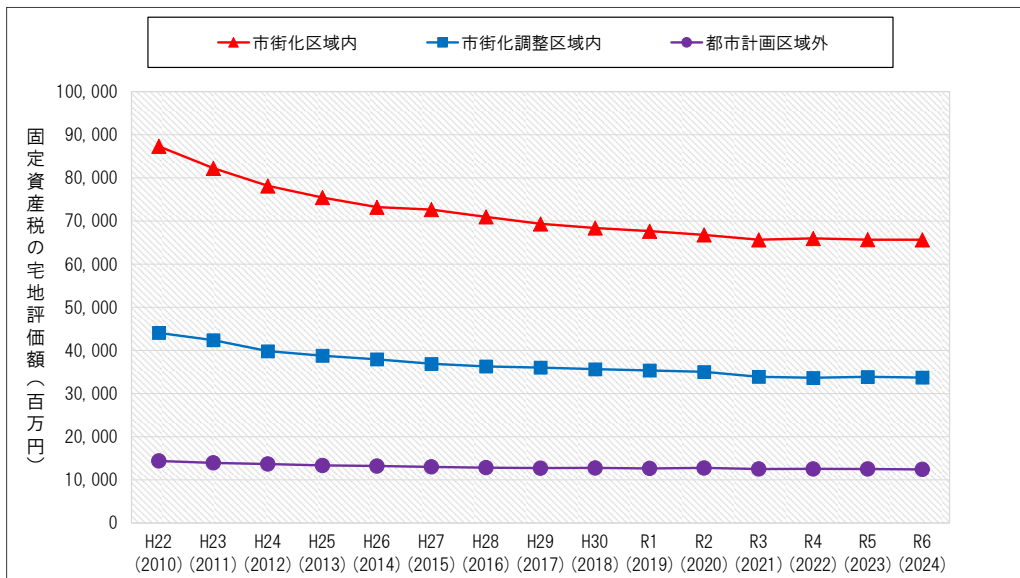
(2) 固定資産税・都市計画税の状況

固定資産税の宅地評価額について、平成 22(2010)年度からの変動率は、本市内の公示地価や基準地価の動向と連動して、市街化区域内で平均-24.8%、市街化調整区域で平均-23.5%、都市計画区域外で平均-13.6%となっており、市街化区域外に比べ市街化区域内での変動率が大きくなっています。

固定資産税など、人口及び面積比率については、固定資産税などの約6割を、市域面積全体の5%程度である市街化区域から徴収しています。

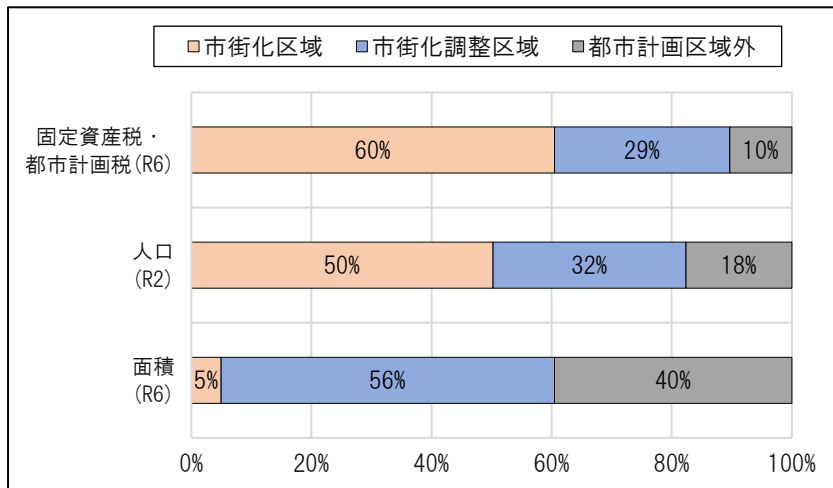
路線価は市街化区域内が高く、中心市街地から郊外へいくにつれて低くなっています。

■固定資産税の宅地評価額



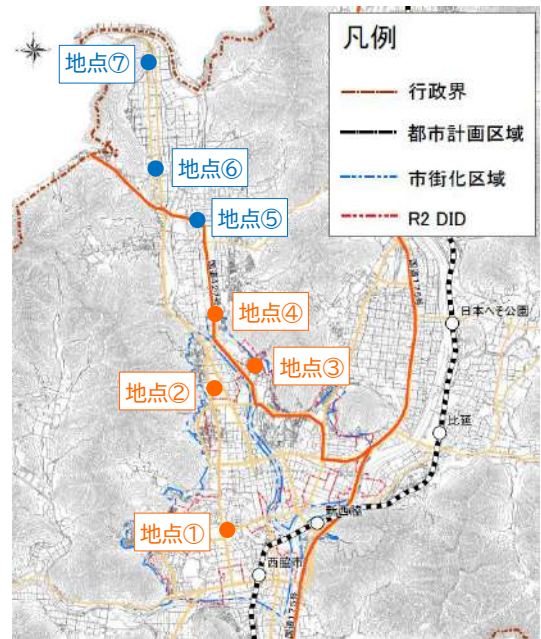
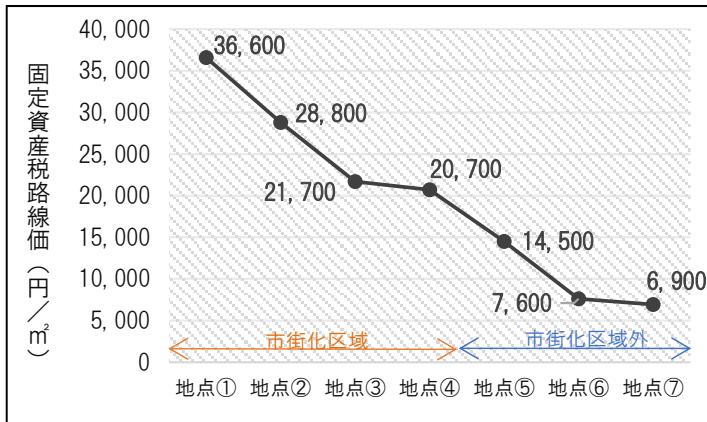
(出典：西脇市固定資産台帳より作成)

■固定資産税など、人口及び面積比率



(出典：西脇市固定資産台帳、国勢調査より作成)

■ 固定資産税路線価



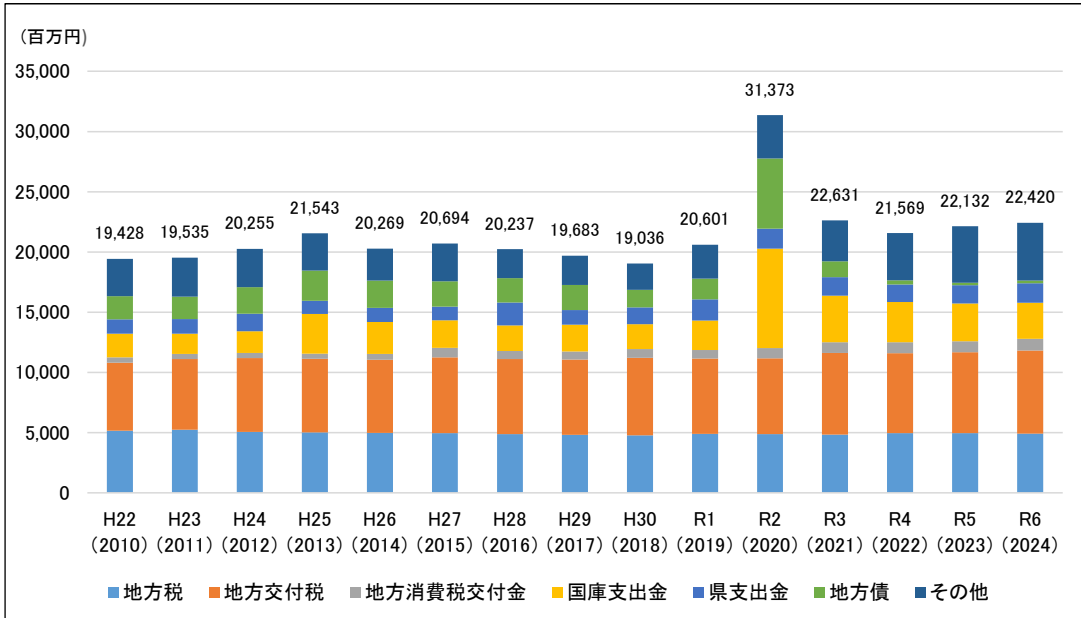
(出典：全国地価マップ(R6)より作成)

(3) 歳入の見通し

平成 22(2010)年度から令和 6(2024)年度にかけて、普通会計歳入総額は 2,992 百万円の増加となっています。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症への対応などの影響により、歳入が大きく増加しています。

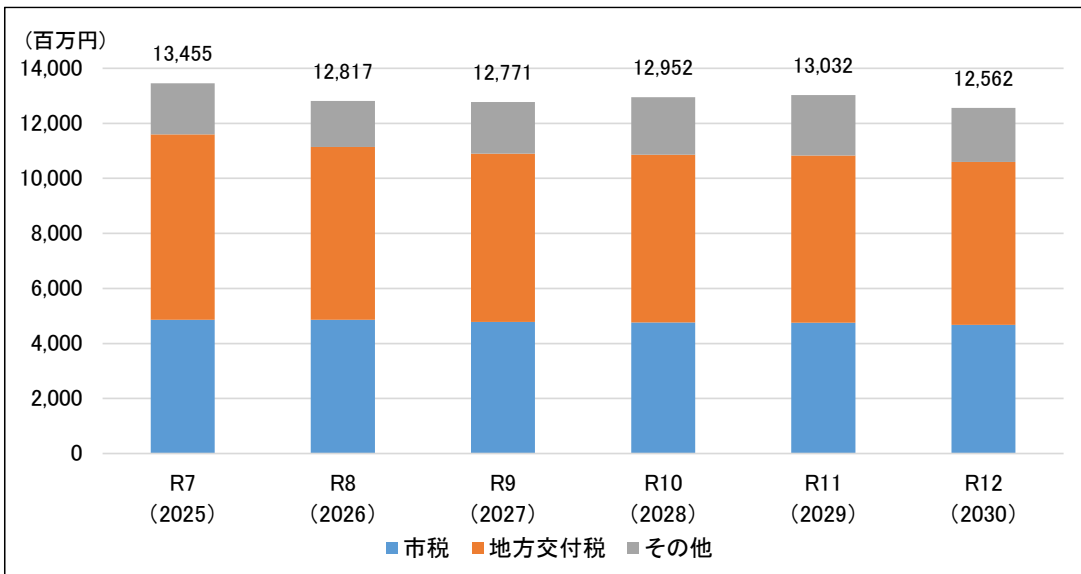
一般財源ベースの普通会計歳入総額の推移については、令和 7年(2025)年度以降、約 13,000 百万円で推移する見込みです。市税については、人口の減少などにより大幅な増加は見込めず、今後減少していく見込みです。地方交付税については、税収減に対する補てんとして一定程度確保されると想定する一方で、人口の減少などにより基準財政需要額の減少が見込まれるため、全体として減少する見込みです。

■歳入の推移（普通会計）



(出典：西脇市所管データより作成)

■歳入の見通し（普通会計一般財源ベース）



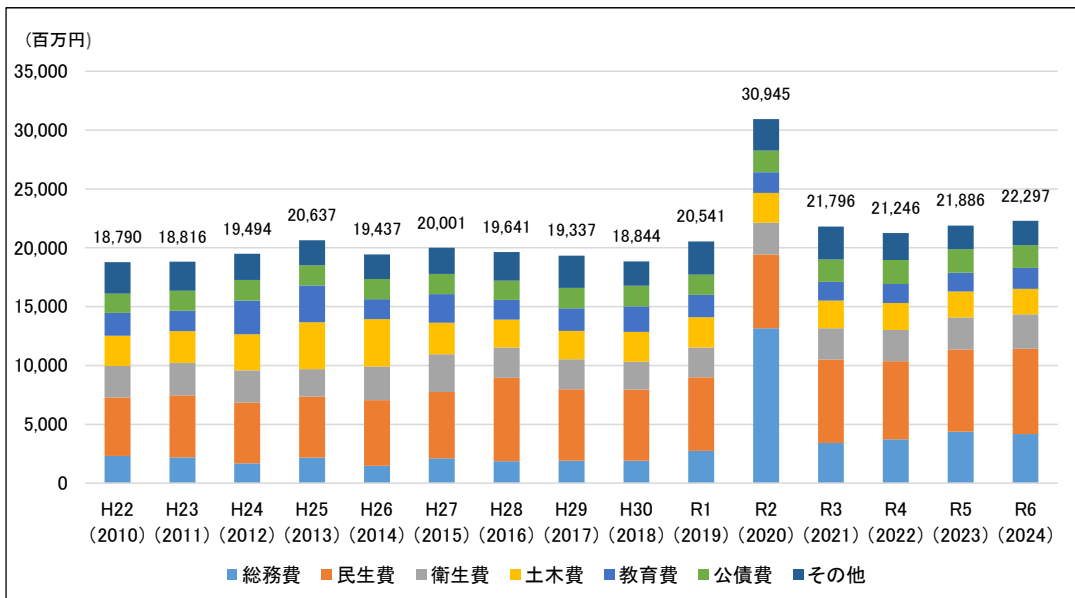
(出典：西脇市所管データより作成)

(4) 歳出の見通し

平成 22(2010)年度から令和 6(2024)年度にかけて、普通会計歳出総額は 3,507 百万円の増加となっています。なお、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症への対応などの影響により、歳出が大きく増加しています。

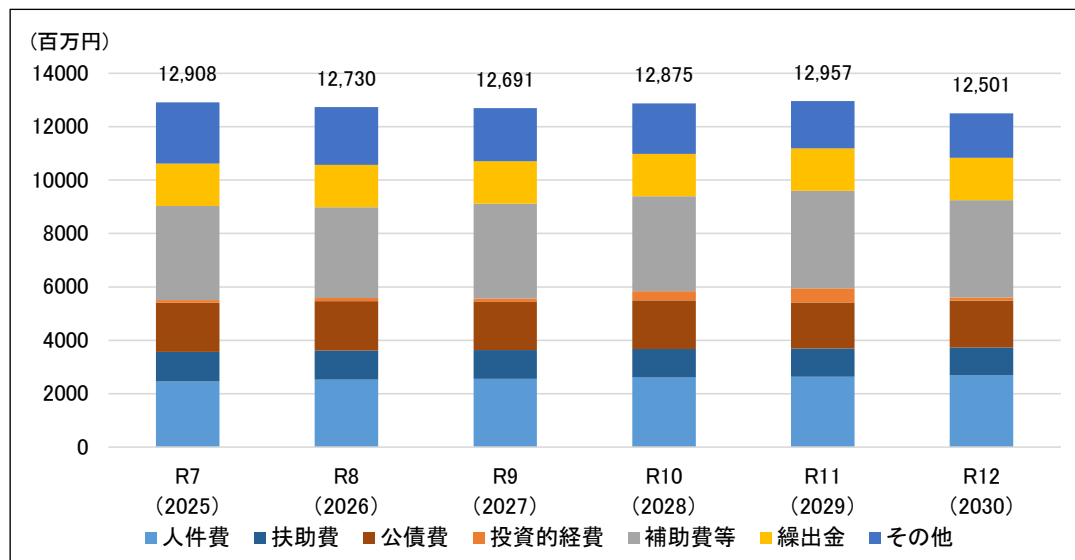
一般財源ベースの普通会計歳出総額は令和 7(2025)年度以降、ほぼ横ばいで推移する見通しです。人件費については、通常の退職者見込数に対し、現在の定員数を維持するために職員を採用するものとして見込んでいます。扶助費については、高齢化が増加要因となるものの、人口の減少によりおおむね横ばいで推移すると見込んでいます。補助費等のうち、病院事業及び下水道事業については、各企業会計で作成した事業計画に基づき見込んでいます。投資的経費については、学校やインフラ等の整備に係る費用を見込んでいます。

■歳出の推移（普通会計）



(出典：西脇市所管データより作成)

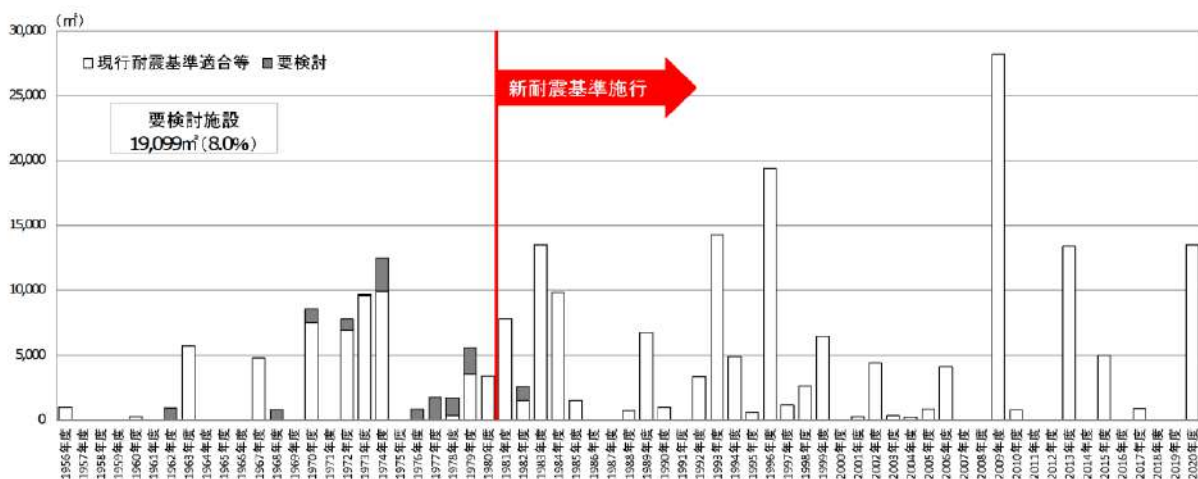
■歳出の見通し（普通会計一般財源ベース）



(出典：西脇市所管データより作成)

(5) 公共施設の築年別延べ床面積の推移

平成12(2000)年頃までに多くの公共施設が整備され、今後30年で耐用年数の到来を迎える公共施設は60施設となります。全施設の57.6%を占めており、将来の施設更新の課題の顕在化が見込まれます。



2044年時点で耐用年数を経過

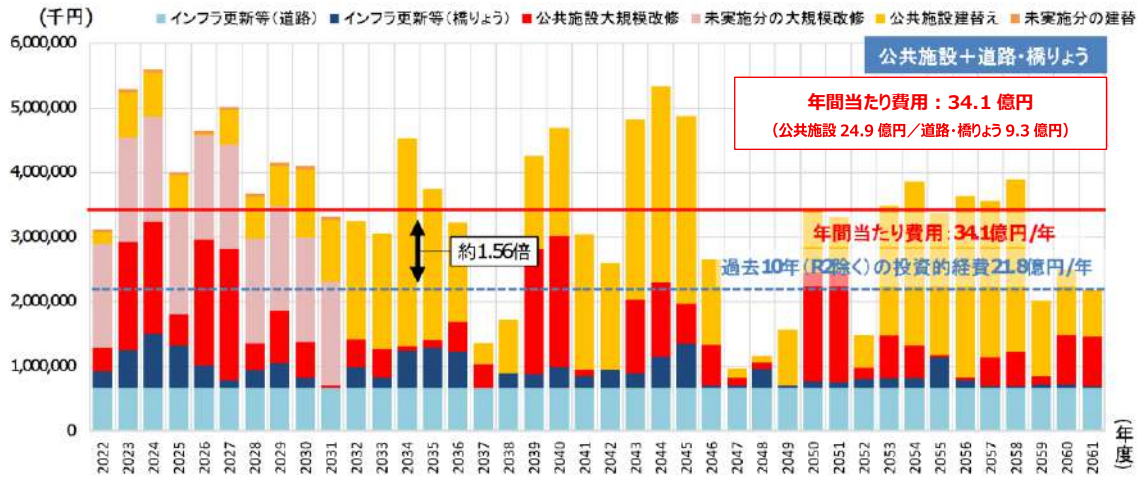
経過年数	延べ床面積 (m ²)	面積比	施設数	構成比
10年未満	32,842	13.8%	7	6.7%
10年以上20年未満	34,567	14.5%	13	12.5%
20年以上30年未満	54,246	22.8%	24	23.1%
30年以上40年未満	36,751	15.5%	17	16.3%
40年以上50年未満	48,703	20.5%	26	25.0%
50年以上60年未満	27,913	11.7%	12	11.5%
60年以上	2,837	1.2%	5	4.8%
合計	237,859	100.0%	104	100.0%

計 57.6%

(出典：西脇市公共施設等総合管理計画(R5.3))

(6) 公共施設等の更新に伴う将来負担

全ての公共施設やインフラを今後40年間保有し続ける場合、年間当たり34.1億円必要となり、過去10年間（令和2年除く）の投資的経費の平均21.8億円/年を大きく上回っています。



(出典：西脇市公共施設等総合管理計画(R5.3))

4 市の課題

1) 人口

本市の人口は、市域全域で急速に減少が進み、低密度化していきます。また、高齢者数は横ばいであるものの、総人口の減少に伴い高齢化率が上昇します。進学や就職によって若年層が多く転出している状況です。

市街化区域内や居住誘導区域では、これまでの取組により一定の人口密度は維持されているものの、市街化区域東部の一部からD I D区域が外れるなど、人口の低密度化が進む地域もみられます。また、高齢化率が40%を超えているエリアも広がり、人口密度の維持を図る必要があります。

2) 土地利用

本市は、織物産業の発展・成長を経て、まちなみが形成された結果、特に市街化区域東部において、住居・商業・工業施設が混在して立地する土地利用となっています。

加古川、杉原川、野間川の各河川合流部に広がる平野部を中心に、比較的コンパクトな市街化区域に都市機能が集積していますが、地場産業の停滞や鉄道の廃線、ロードサイド型の大型商業施設の立地及びその後の撤退などもあり、市街化区域全体で空洞化が進行しています。

特に市街化区域東部は、急速な市街化が進んだ結果、狭い道路に囲まれた木造の密集した市街地が形成されており、災害時の救助活動や円滑な交通に支障を来すおそれがあることから、市街地整備や道路整備等が必要です。

空き家に関しては、除却や活用等の対策に取り組み、一定の効果が得られていますが、今後もますます空き家や空き地が増加することが見込まれるため、引き続き対策が必要とされています。

また、区域区分廃止の方針を受けて、将来的には現在の市街化調整区域への居住の分散、既成市街地における空き家・空き地の増加、地域が望まない建築物の立地等の可能性が懸念されるため、新たな土地利用コントロール手法の検討と導入が必要です。

3) 都市機能

本市における中核的機能のひとつであったカナート（大型商業施設）の撤退など、いわば都市機能・拠点施設が欠如した経緯はありますが、本市の都市機能は市街化区域内に多く立地しており、市街化区域内はおおむね徒歩圏（800m）でカバーされています。

商業施設（スーパーなど）や医療・福祉施設（診療所など）は、日常的な食料品や生活用品の購入、健康管理に不可欠な施設であるため、人口減少が進む中でも、まちの中心拠点へ集約することなどにより、更なる利便性を図り、維持していくことが重要です。

公共施設については、令和3（2021）年に市庁舎・市民交流施設の移転が完成し、市街地における拠点性の向上が図られましたが、少子高齢化を見据えた施設の総量見直し（集約化、空きスペース転用など）など、今後も、市民ニーズにも応えながら、時代の変化に合わせた対応が必要です。

4) 産業

本市の発展に貢献してきた地場産業の播州織は、生産数量・金額、従業者数などがいずれも大きく減少しているものの、依然として製造業においては、市内最大級の雇用の受皿となっています。近年、デザイナー等の人材育成、新たに立地した縫製工場の活用による最終製品の創出、ブランド力向上などに取り組むほか、播州織業界全体の組合等を通じた情報発信など、多角的な取り組みを進めており、一定の成果が見られます。しかしながら、今後も最終製品のさらなる創出・拡大と最終製品を通じた認知度の向上が必要です。

また、本市の経済成長率は北播磨地域や兵庫県の平均を下回っており、地域経済を安定的に支える産業構造の多層化も課題となっています。

5) 公共交通

市内の公共交通網は、市域中央を南北に通るJR加古川線、市中心部から多可町方面、神戸方面へ結ぶ路線バス、市中心部から大阪方面へ結ぶ高速バス、市中心部と集落をつなぐコミュニティバスによって構成されています。庁舎移転の時期と併せて公共交通ネットワークの再編が行われ、デマンド型交通乗合タクシー「むすブン」の導入により公共交通空白地域が解消されました。しかし、便数などの課題もあり、交通分担率は自動車の割合が高く、市民の移動手段は自動車に依存している状況です。

交通事故件数は減少傾向にあるものの、死傷者に占める高齢者の割合は高く、今後の更なる高齢化を踏まえると、高齢者の移動をサポートする公共交通の充実を図ることが課題となっています。

6) 災害

近年、全国各地で土砂災害や洪水等の自然災害が多発しています。今後も気候変動の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが予想されていることから、本市においても、土砂災害や洪水等の自然災害に対するリスクが懸念されます。

※本市の防災まちづくりにおける課題については、「第4章 防災指針」に詳述

7) 財政

固定資産税や都市計画税の6割を、市域面積全体の5%程度である市街化区域から徴収していますが、本市の地価は市街化区域内においても下落傾向にあり、市街化区域外に比べ市街化区域内での変動率がより大きくなっています。

財政に関しては、「持続可能な財政運営」を基本方針に、財政健全化と自主財源の確保に取り組んでおり、健全な財政運営を維持しています。しかしながら、今後、新たな大型事業も控えており、公共施設やインフラの老朽化による修繕・更新費用についても増加していくものと考えられます。また、今後も少子化による生産年齢人口の減少や、都市部への人口流出により市税等の収入の増加は期待しづらいことから、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと考えられます。

したがって、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を実現するため、財政基盤の強化に向けた取組を進めるとともに、「選択と集中」の考え方にに基づき、事業の緊急性や必要性、優先順位等を十分に検討していく必要があります。

第2章 立地の適正化に関する基本的な方針

1 西脇市が抱える課題（立地適正化計画で解決する課題）

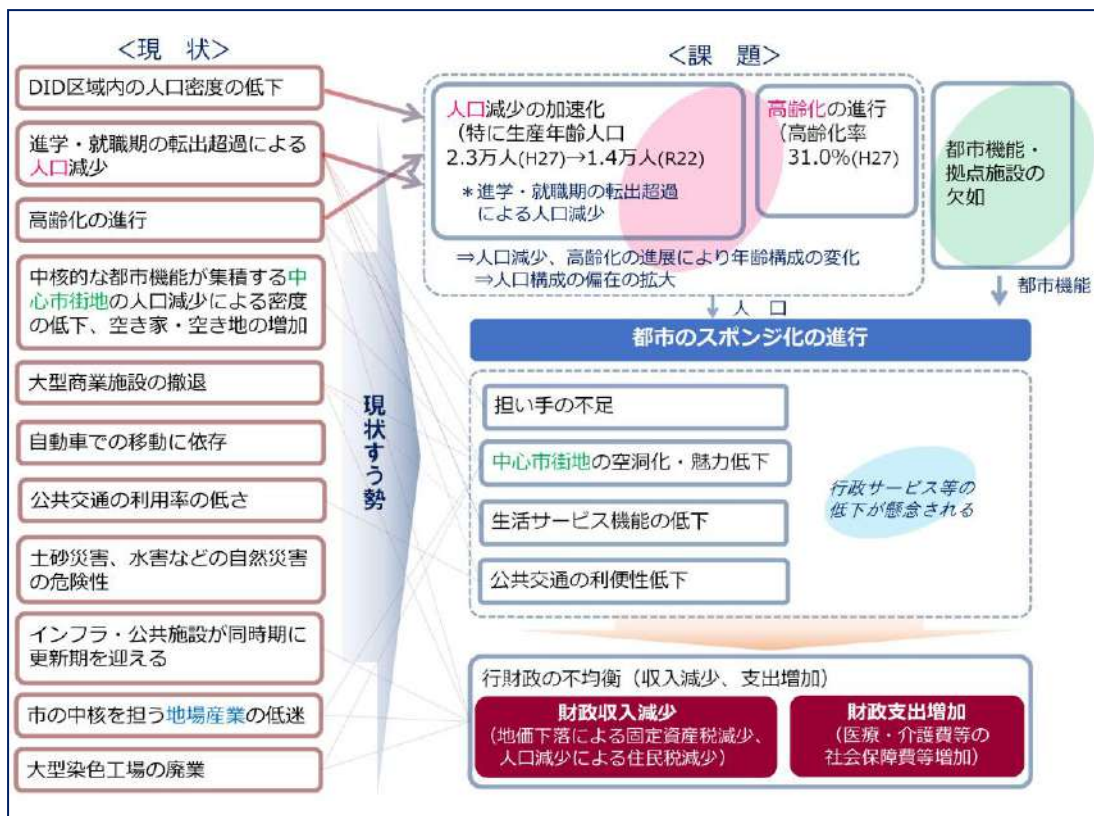
前章では、人口、土地利用、都市機能、交通、災害、財政などの視点で、本市の現状と将来見通しを整理し、課題を抽出しました。

既に顕在化している課題だけでなく、人口減少及び人口動態の変化がもたらす様々な影響を将来的な課題として捉えつつ、「第2次西脇市総合計画」にも掲げているように、計画的な土地利用により、コンパクトで利便性が高い中心部と自然と調和した田園集落の形成を目指し、施策を展開する必要があります。

「第2次西脇市総合計画」では、施策展開の一つとして、「魅力ある市街地の形成」を掲げており、本計画を活用した中心市街地への都市機能及び居住の誘導・集約を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めるとともに、まちなか居住の促進と歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

前章での整理を踏まえ、本市の持続可能性を確保するに当たって懸念される課題として、次のとおり抽出しました。これらの課題を本計画における解決すべき主な課題とし、本章2において課題を解決するためのまちづくりの方針を示します。

■現状と課題まとめ（策定当初）



2 まちづくりの方針

本計画では、上位計画や都市づくりの課題、本市のまちの形成過程を踏まえ、市街化区域内をその特徴により分類し、まちの課題を解決するための都市の再構築（西脇流コンパクトシティの実現）に向けた基本的な考え方（理念）を設定します。

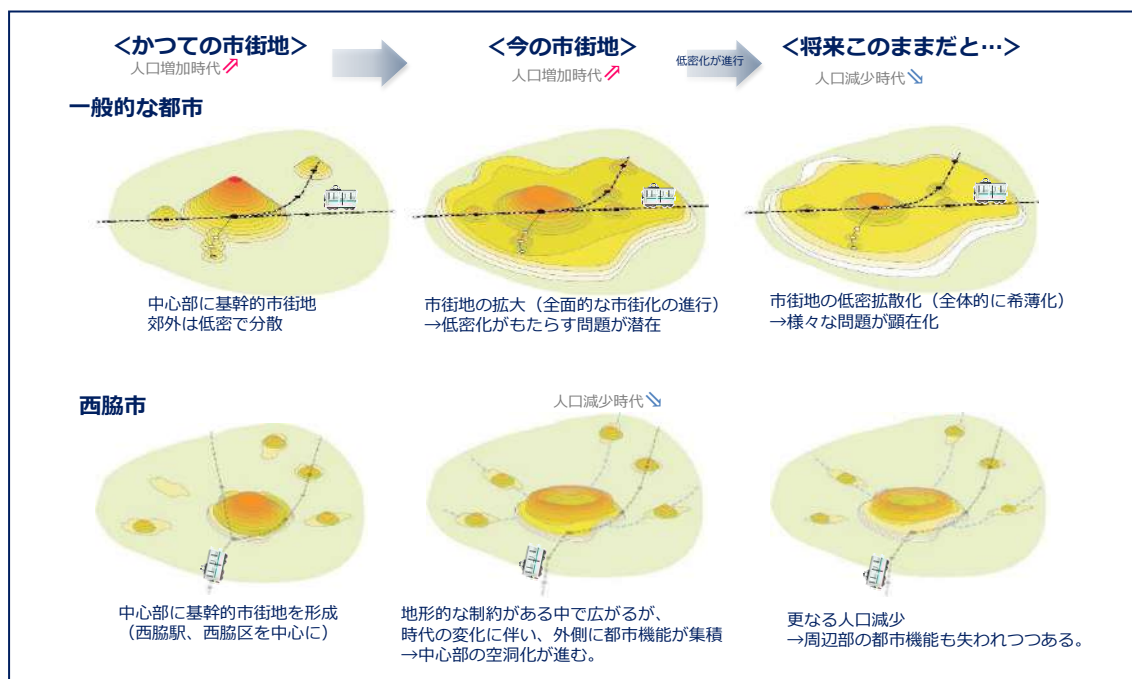
1) 西脇市の特徴、現状と将来見通しを踏まえた市街化区域内のエリア分類

本市の市街地は、中央に一級河川加古川が流れ、周囲は山に囲まれています。市全体の約5%に当たる607haの市街化区域に、約半数の人口が集積しており、比較的コンパクトな空間を形成しています。市街地の形成に当たっては、地理的制約を強く受けているため、一般的な都市と本市のまちの形成を下図のように捉えます。

おおよそ昭和30(1955)年頃の人口増加時においては、一般的な都市においては中心部に基幹的市街地を形成し、郊外部は低密な集落が分散していました。本市においても同様に、中心部に基幹的市街地を形成し、郊外部では低密な集落が分散していました。

その後、一般的な都市においては、さらに人口が増加し、郊外開発が進んだ結果市街地が拡大し、現在に至っています。今後の人口減少時代においては、人口増加時代に広がってしまった市街地が低密度化し、都市が持続するために大きな課題を抱えている状況となります。そこで、基幹的な公共交通拠点周辺に人口や都市機能を集約する都市のコンパクト化の取組が進められています。

■西脇市中心部の都市構造の特徴（一般的な都市との比較）



本市においては、山の裾野までは市街地が広がったものの、大きな外延化はありませんでした。一方で、早くから人口減少時代を迎え、さらにモータリゼーションの進展や鉄道の廃線に伴い、都市機能が駅周辺ではなく市街地外縁部に多く立地し、中心部での空洞化が進んできました。さらに人口減少が進み、中心部での空洞化が加速度的に進んでいるだけでなく、市街地外縁部に立地した都市機能も徐々に失われつつあります。

市街化区域は、A)市街化区域東部の本市の中心市街地である「まちなか周辺エリア」、B)南西部の比較的若い世代が多く住む「新興住宅地が広がるエリア」、C)北西部の田畑や工場跡地の土地利用転換などにより「住宅地が広がるエリア」と、まちの形成過程による特徴により大きく3つのエリアに分類されます。

前章で整理した現状の人口、将来の人口見通し、都市機能や空き家などの分布状況、また災害リスクの想定状況によると、3つのエリアの特徴を次のように整理できます。

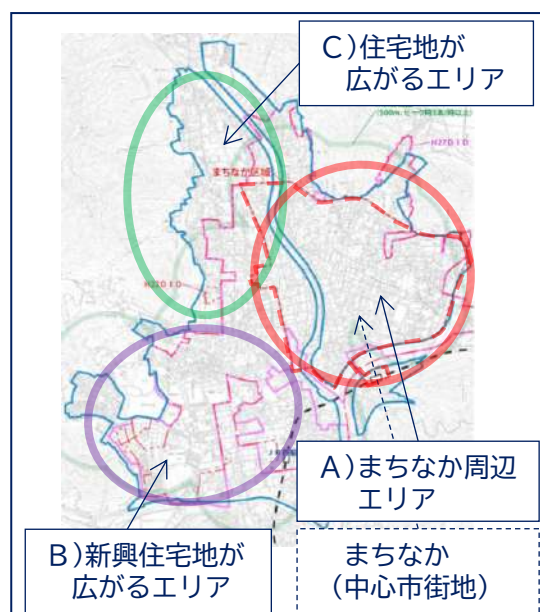
A)「まちなか周辺エリア」は、「まちなか(中心市街地)」を中心としたエリアで、人口減少や高齢化が著しく、令和2(2020)年に一部の地域がD I D区域から除外されたほか、空き家などが多くみられるなど、課題の多いエリアといえます。

一方、主要な都市機能が多く立地しており、また約1.5km四方の比較的コンパクトな空間に市内各所や大阪、神戸などの都心と結ばれるバス路線が多く運行しており、利便性の高いエリアでもあります。

令和3(2021)年には市庁舎移転と併せて、市民交流や福祉の拠点としての機能強化が図られました。また、まちなか(中心市街地)区域内の基盤整備として、(都)西脇上戸田線(通称:東西道路)の整備を兵庫県と連携して促進しているほか、(主)西脇三田線については、市庁舎西側の交差点改良に引き続き、幹線道路整備が兵庫県において進められています。併せて、(都)和布郷瀬線(通称:南北道路)においては、令和6(2024)年度から、用地の先行取得を行うなど、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けた取組を進めています。

このように、「まちなか周辺エリア」においては、日常生活を営む上での利便性の高さ(「強み」)という、課題(「弱み」)を解決していくためのポテンシャルを有してい

■市街化区域内のゾーニング



ます。

B)「新興住宅地が広がるエリア」は、エリア東南部に「JR西脇市駅」が位置し、住居系の用途地域が広がっており、平成12(2000)年にまちびらきした茜が丘地区など、良好な住環境が形成されています。また、学校教育施設も多く立地しており、文教地区として位置付けています。特に茜が丘地区周辺では、平成22(2010)年から令和2(2020)年までにかけてもDID区域が広がるなど、人口密度が高いエリアですが、このエリアも将来的には人口減少と、高齢者人口の増加が見込まれています。当該エリアの人口を将来的にも維持していくため、先導的に文教地区の機能強化を図っています。

C)「住宅地が広がるエリア」は、幹線道路に挟まれた農地や工場跡などの土地利用転換が進んだことで、商業施設や住宅が立地しています。廃線敷が道路化され、沿道の土地利用が進んだことから利便性が向上し、一部人口密度の上昇が見られたものの、西側は山の裾野に当たるため、土砂災害リスクが高いエリアです。当該エリアと同様、農地などが広がっていたB)「新興住宅地が広がるエリア」とは異なり、人口密度は低く、当該エリアの北側はDID区域外となっています。住宅建設は進んできましたが、工場、商業施設、住宅など多様な用途の建物が建てられる準工業地域であることから、住宅だけに特化せず、様々な用途が混在している状況です。

2) まちづくりの方針

人口問題や都市機能・拠点施設の欠如がもたらす都市のスポンジ化というすう勢の中で、行政サービス水準の低下などが懸念されています。このような中、本市の持続可能性を確保するためには、都市の再構築を図っていくことが必要と考えます。機能分担・連携強化・官民連携の視点で、市有地・民有遊休地を活用してまちの新陳代謝を図ることで、段階的に課題解決を図っていきます。

そこで、課題解決に向けた理念として、都市の再構築に向けた基本的な考え方を次のように設定します。

○都市の再構築に向けた基本的な考え方（理念）

【都市の再構築に向けた基本的な考え方】

“日本のへそ” 再生による地域価値向上に向けたまちづくり
～にしわきの資源^{※1}を活かし、3R^{※2}の理念で推進～
“まんなかから つながるまち” を目指して



生活利便性の確保を通じた持続可能なまちづくり

■※1：「にしわきの資源」 ～にしわきブランド～

○西脇市は、まるで1本の樹がごとく
深い“根”のような豊かな自然に支えられ、自然がもたらす都市景観が太い“幹”となり、
そして、その“根”から育まれる都市・産業・農業などが“葉”のように広がり、
西脇にしかないブランドを形成

西脇市の資源の木【にしわ木】

豊かな自然の恵み
・まちを囲む山々・丘陵、緩やかに流れる加古川、杉原川、野間川の恵み

まちの景観・“美術家 横尾忠則も愛した昔風情のY字路のあるまちなみ”
・川沿いの道とまちの料簡の目と交差することにより生まれた懐かしい昭和の風景

緑の山並み・“自然と共生する都市景観”
・心和む日本のふるさと原風景

至高の一粒・“イチゴ”
・新たな攻めの農業
・“産く農業”を機軸として観光・交流入口の拡大
・定住促進への発展の可能性

美と技の伝承・“播州毛鉤”
・国内シェア1位
・多くの釣り師も認める確かな品質

酒米の王者・“山田錦”
・JAL国内線ファーストクラスでも提供された“醸し込み平次”、“豊盛”

日本のへそ・“金ゴマ”
・風味豊かなゴマの王様
・海外輸入99%のシェアの中、希少価値の高い西脇産

日本列島の中心地・“日本のへそ”
・東経135度（子午線）、北緯35度が交差するまち
・日本に唯一ここにしかない、郷土のシンボル

神戸ビーフの産地・“黒田庄和牛”
・豊潤の恵み、黒田庄和牛の“西脇ローストビーフ”誕生

JR鍛冶屋線の廃線跡・“遊歩道”
・鉄道跡は負の遺産ではなく大事な資源
・道路ネットワークの構築に向け予定利用中も有効活用

まちの景観・“美術家 横尾忠則も愛した昔風情のY字路のあるまちなみ”
・川沿いの道とまちの料簡の目と交差することにより生まれた懐かしい昭和の風景

■※2：「3R」

○「3R」とは、
資源（Resource）を活用した都市の再生（Regeneration）によって、
地域の魅力が向上し、地域へ人が戻り、そして集まる流れを生み出す。
その流れは、何度も巡り流れ（廻流（Recurrent））、好循環を生み出す。
好循環の廻流が折り重なり、西脇が目指す将来のまちの姿を実現していく
ことを指します。

Resource
- 資源 -
- まちの修繕 -

Regeneration
- 再生 -

Recurrent
- 廻流 -

西脇流
コンパクトシティ

拠点形成
←まちの修繕

“織りまち・にしわき”

「織る」という言葉には、
「縦糸と横糸を組み合わせて布を作る」という意味以外に、
「いろいろなものを組み合わせて作り上げる」という意味があります。

様々な要素が組み合わさることによって形成される「まち」は、
布のように捉えることができます。

西脇市は、播州織を地場産業として発展し、
まちの姿を少しずつ変えてきました。

その変化の過程は、タテイトとヨコイトによってつくった布が、
やがて古くなり、糸がほつれたりする中で、
新たな糸をより合わせ、紡ぐように修繕を重ね、
魅力を取り戻していく様子的です。

布を織るように、そして紡ぐように修繕を重ねてきた本市の取組は、
「織りまち」と表現することができ、
今後も「織りまち・にしわき」を築いていきたいと思えます。

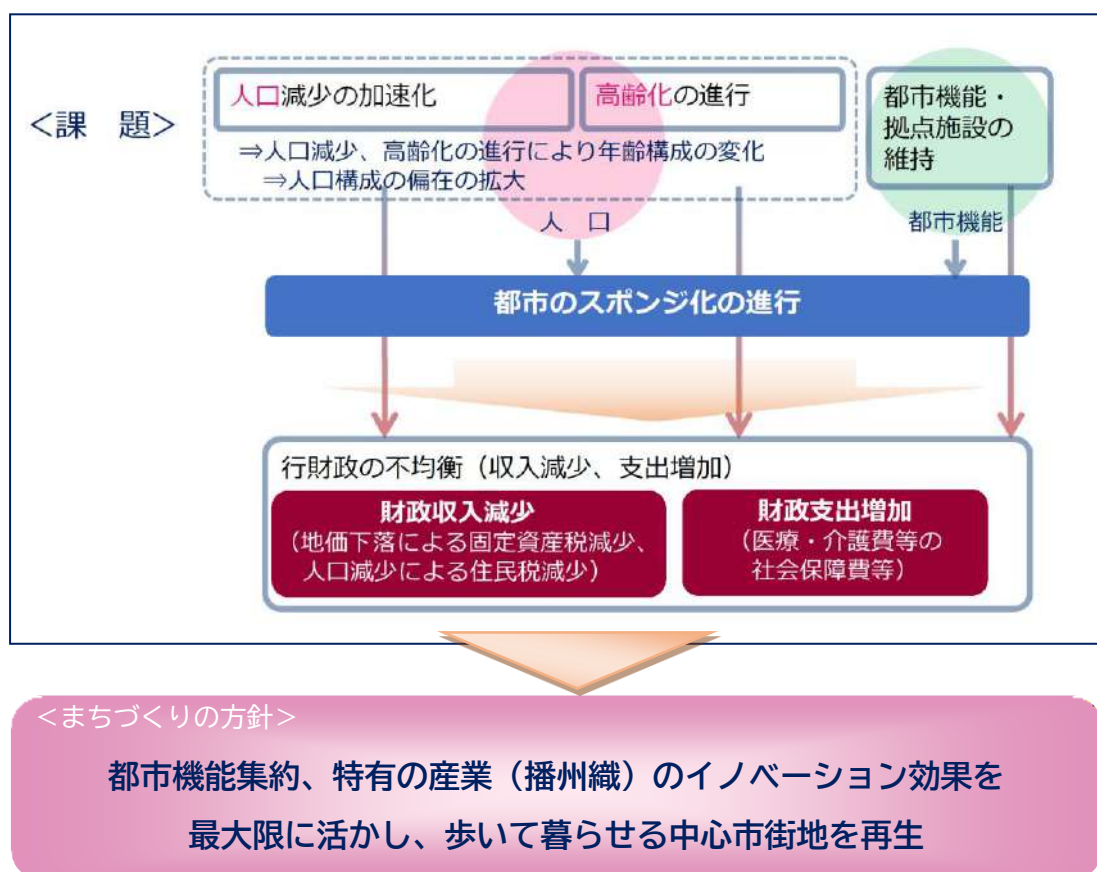
○まちづくりの方針

「都市の再構築に向けた基本的な考え方（理念）」のもと、課題解決に向けて、生活利便性の確保を通じた持続可能なまちづくりを目指します。

人口に係る課題として、生産年齢人口の減少に対しては、子育て環境が充実した“暮らし魅力”の高いまちづくり、高齢化の進行に対しては、高齢であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくりが必要と考えます。また、都市機能に係る課題に対しては、既存の都市機能の維持と“織りまち・にしわき”を築く更なる誘導による交流や新たな価値を創造するまちの顔となる拠点づくりが必要と考えます。

課題解決に向けた3つのまちづくりの方向性を総じて、「まちづくりの方針」とし、次のように設定します。

■まちづくりの方針



3) 西脇市のコンパクトシティ形成に向けたこれまでの取組と今後の方向性

本市の中心部（市街化区域）は、東西、南北それぞれ約2 km から4 km の比較的コンパクトな空間を形成しています。これまでもこの限られた空間の中で、市有地や民有遊休地を活用したまちの新陳代謝を図ってきました。

中心市街地は、大型染色工場・大型商業施設の廃業・撤退、市役所・市民会館の老朽化、狭あいな区画道路がもたらす防災上の問題、空き家・空き地の増加などの課題を有しています。また、今後は更なる人口減少が見込まれており、人口減少・少子高齢社会、厳しい財政状況を鑑みると、持続可能な都市であるために、機能分担及び集約・連携強化・官民連携の視点で、更に効率的な都市機能の立地誘導が必要です。

本市のこれまでの取組を整理し、まちづくりの方向性を踏まえた今後の方向性について次に示します。

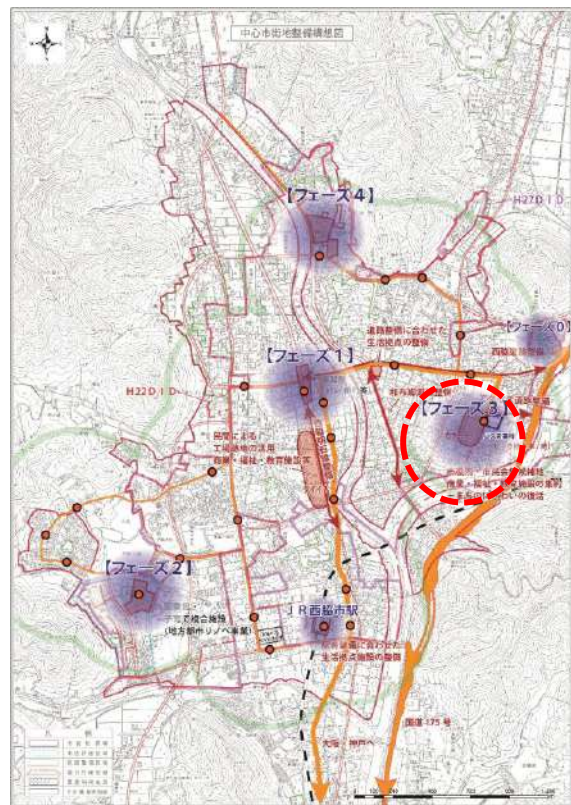
■コンパクトシティ形成に向けた取組

[まちづくりの経緯]

- フェーズ0
 - ・中心部に病院を立地
- フェーズ1
 - ・JR鍛冶屋線廃線に伴う西脇駅跡地に新たな都市核・交通拠点を形成
- フェーズ2
 - ・ニュータウン開発内の市有地を活用し、交流拠点を整備（コンパクト化促進）
- フェーズ3
 - ・拠点の集約・複合化の視点で都市の再構築を図り、コンパクト化をさらに促進
⇒近接するフェーズ0と一体的な拠点を形成
 - ・西と東の2つの拠点を形成
 - ・公共交通の再編による、ループバス（めぐりん）・デマンド型交通乗合タクシー（むすづん）の導入
 - ・旧染色工場跡地に商業施設の誘致
 - ・まちなか周辺エリアにおける幹線道路の整備促進

[今後の方向性]

- フェーズ4
 - ・民間の力を活用しPRE（公的不動産）の有効活用



■ (参考) フェーズ0～3の取組内容

● 【フェーズ0】～“いのち”を支える～ / 西脇病院 S26.3 (→H21.11建替)

現状

- ・市民の“健康”と“命”を支える重要施設
(救急指定、兵庫県東播磨内陸災害拠点病院指定等)
- ・昭和26(1951)年3月に開設(病床数47床)後、病棟増設、改築、新診療科開設を経て、平成16(2004)年3月に病院建築事業着工、平成21(2009)年11月にグランドオープン(現地建て替えによる機能更新、病床数320床)
- ・平成19(2007)年1月に設立された「西脇病院小児科を守る会(現・西脇小児医療を守る会)」を中心に、安心して子どもを産み育てられる地域を目指した活動がなされている。

“命をつなぐ道(R175・東播丹波連絡道路)”
市域を超えた救急救命医療のネットワークの構築



● 【フェーズ1】～新たな都市核・交通拠点の形成～ / 旧J R西脇駅跡の活用 “アピカ西脇” H8.7

契機

- ・かつてJ R鍛冶屋線西脇駅があり、西脇市の中心エリア
- ・モータリゼーションの進展により、ロードサイドに大型店舗(ネーブルショッピングタウン)が進出し、駅前商店街のにぎわい、集客力は低下
- ・廃線(H2)に伴い廃駅となり、駅周辺は空間的・機能的にさらに衰退

時代に合致した都市機能と都市環境を整備

新たな西脇市の都市核を再構築
時代を担う都市産業の拠点形成

事業手法

- ・第一種市街地再開発事業(アピカ西脇)として整備(約0.95ha)
(西脇駅跡地を国鉄清算事業団より取得)

導入機能

広域交通結節拠点

- ・バスターミナル
→周辺エリアだけでなく各主要都市と直結
- ・市営駐車場(地下、250台)

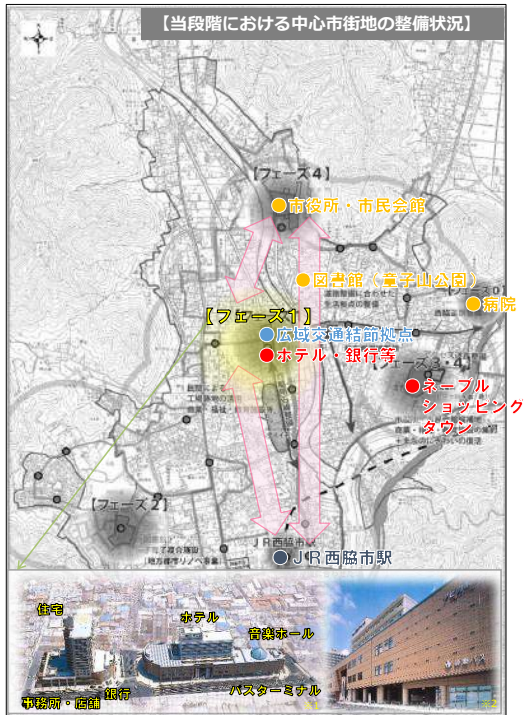
文化拠点

- ・音楽ホール(市営、180席)

ホテル

業務・商業施設

都市型住宅



●【フェーズ2】～交流拠点の形成～ /ニュータウン開発内の市有地活用 “複合施設みらいえ” H27.10

契機

- ・西脇市第2次総合計画における野村グリーンヒル開発構想（S62）に基づき、土地区画整理事業（組合、約22ha、事業期間H7～H16）が施行され、市は換地（約3.8ha）を取得
- ・西脇市駅西側エリアは教育文化の拠点地域であり、新興住民も多く人口の増加がみられるエリア
- ・一方、多様な世代の交流によるまちづくり活動の支援や子育て世代を支える機能の確保が課題

地域に必要な都市機能を複合整備

人つどい 人つながり 人はぐくむ交流の場の形成

オープンから2か月半で来館者10万人、
1年で来館者50万人を突破

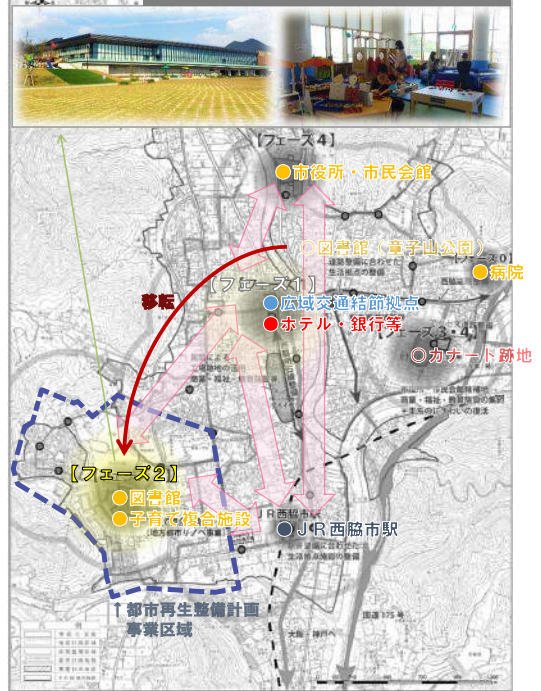
事業手法

- ・都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金、地方都市リノベーション事業）を活用して整備
（土地区画整理事業における換地（市有地及び土地開発公社用地）を活用）

導入機能

- | | |
|----------|------------------------------|
| 図書館 | ・童子山公園より移転 |
| 子育て支援施設 | ・こどもプラザ（児童館・子育て学習センター） |
| 地域交流センター | ・地区コミュニティセンター
・男女共同参画センター |
| 広場 | ・子どもの森・芝生広場・多目的広場 |

【当該階における中心市街地の整備状況】



※ネーブルショッピングタウン（ハイパーマートダイエー西脇店）は、H15年にカナート西脇店（イズミヤ系）となり、H25年に閉店

●【フェーズ3】～新たな都市拠点の形成～ /商業施設跡地の活用 “市役所・市民交流施設オリエンス” R3.5

契機

- ・昭和40年代前半に整備された市役所と市民会館の老朽化対策が課題
- ・産業構造の変化や少子高齢化など、市を取り巻く環境が大きく変化
- ・大型商業施設跡地に市庁舎と市民会館を新築移転
- ・「つながり」をテーマに、市役所・市民交流施設、健康福祉連携施設からなる複合施設を整備

新たなまちの賑わいの拠点を整備
多くの人が集い、彩り豊かなまちを共に織りなす場の形成

事業手法

- ・都市再生整備計画事業（都市構造再編集中支援事業）を活用して整備（大型商業施設跡地を活用）

導入機能

- | | |
|----------|--|
| 市役所 | ・市庁舎 |
| 高次都市施設 | ・市民交流施設 |
| 誘導施設 | ・地域包括支援センター
・在宅医療・介護連携支援センター
・基幹相談センター |
| 地域生活基盤施設 | ・駐車場、雨水貯水槽（ほか） |
| 道路 | ・庁舎北線（下戸田戎町線）、南線（下戸田戎町線）、東線（戸田鹿野線）、西線（南旭町下戸田線）、外周道路（下戸田戎町線・仲之町下戸田線・下戸田1号線・南本町下戸田線）、県道17号西脇三田線の整備 |

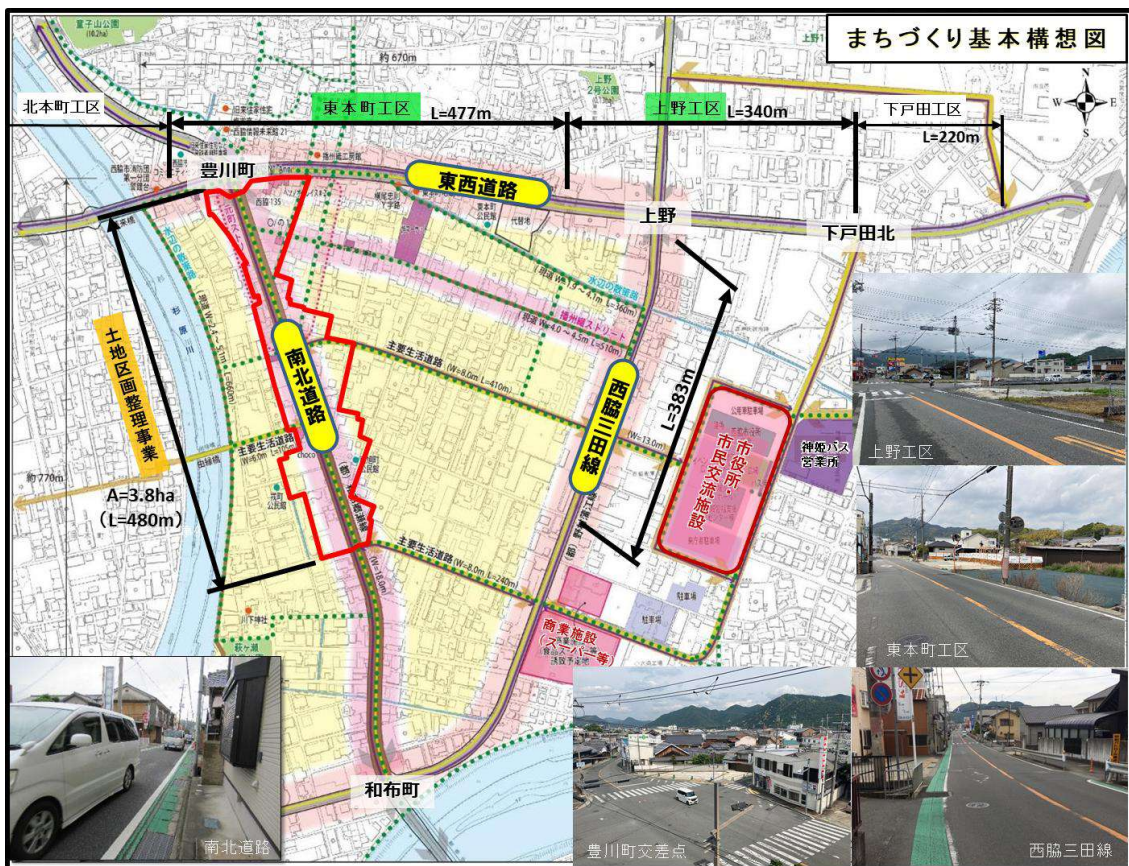


時代の変化に応じてまちの姿を少しずつ変えてきた本市は、コンパクトな空間の少ない資源（種地）を活用しながら、今後もまちの修繕を重ねていくことが求められます。しかし、今後は更なる人口減少が見込まれ、コンパクトな市街地を形成しているものの、持続可能性を確保するためには、より効率的な立地誘導が必要です。都市機能の一極集中を促しているものではなく、公共交通によりネットワークすることも重要で、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造といえます。フェーズ2では、コンパクト化に向けた取組のひとつとして、良好な住環境が形成されているエリアに地域に必要な拠点を集約・複合化したものです。

フェーズ3では、市庁舎の移転を契機として市庁舎周辺の拠点機能の強化に取り組みました。さらに、まちなか（中心市街地）区域内の基盤整備として、（都）西脇上戸田線（通称：東西道路）や（主）西脇三田線等の整備が進められています。また、（都）和布郷瀬線（通称：南北道路）においては、組合施行による土地区画整理事業の実施に向けた取組を進めています。

フェーズ4では、民間の力を活用し、庁舎跡地等をはじめとしたPRE（公的不動産）の有効活用を目指します。

■まちづくり基本構想図



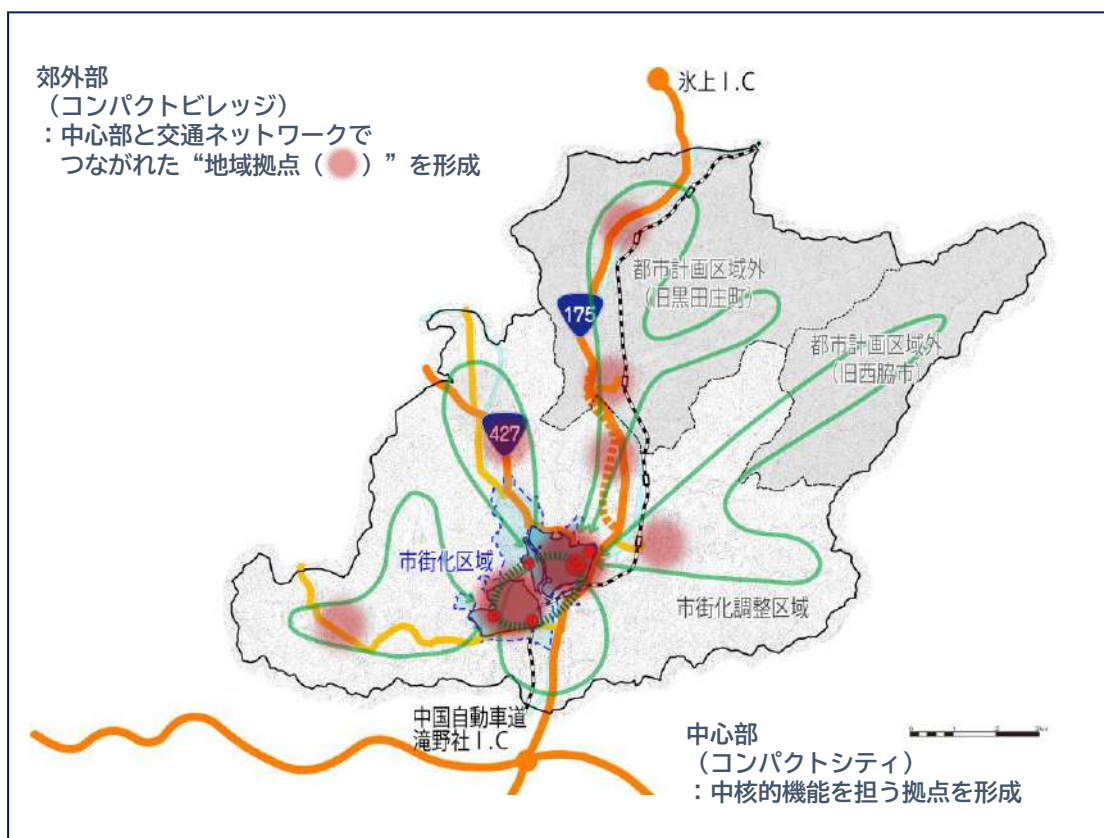
○西脇市の目指すべき都市の骨格構造

本市は、既に人口がピークアウトし、将来的にも人口減少が続く見込みです。

人口減少社会に対応した持続可能な都市として中心部に人口や都市機能を集積させると同時に、良好な農村集落が広がる郊外部においても日常生活に必要なサービスを維持する必要があります。

本市では、各地域で全てのサービスを満たすのではなく、中心部と郊外部を公共交通によってつなぐことにより、持続可能な都市の実現を目指します。

■将来の都市の骨格構造

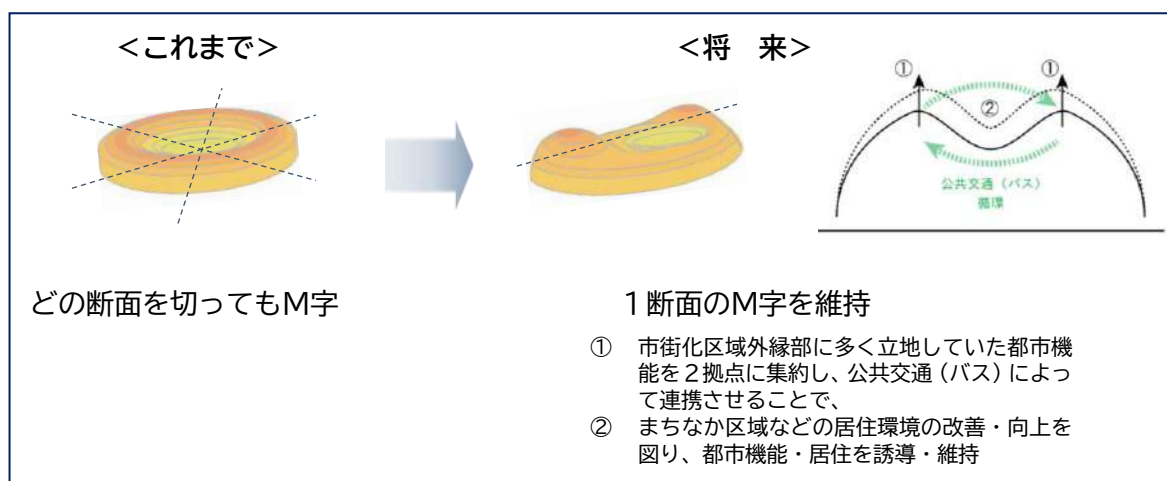


○西脇市中心部の都市構造

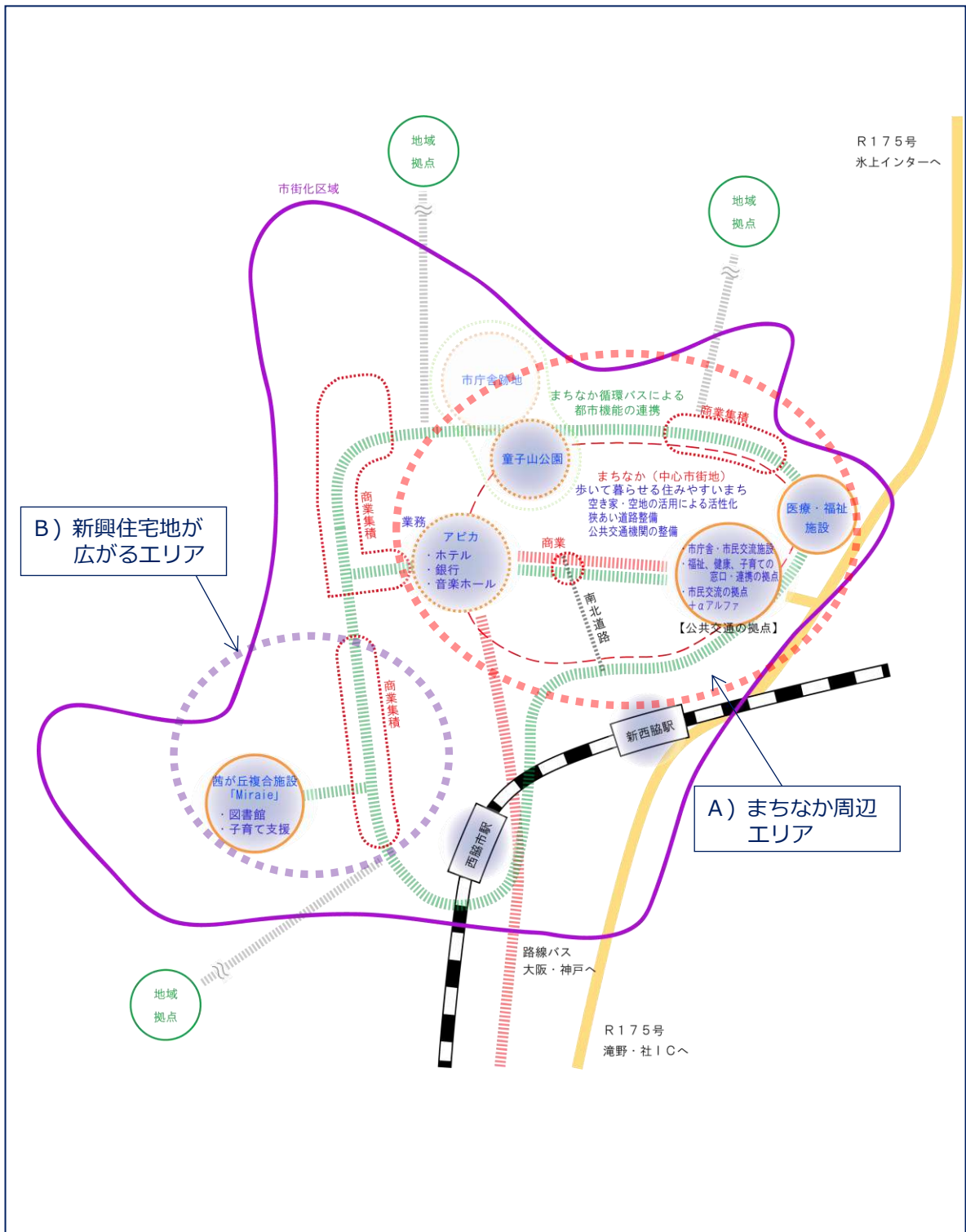
本市の直面する課題に対応するため、人口や都市機能の集約化を更に進め、居住環境の向上や公共交通ネットワークの再構築によって、将来的に懸念される低密度化、希薄化を食い止める取組を進めます。

具体的には、本章2-1)で整理した、本市中心部の都市構造の特徴で示したように、市街地外縁部に都市機能が立地している状況を模式化すると、円筒形のように表現できます。これは、どの断面を切ってもアルファベットの「M」字の形状に都市機能が分布している状態です。今後は、この「どの断面を切ってもM字」の状態から、1断面のM字を維持する2拠点へと都市機能を集約化することで、都市構造の転換を図ります。この模式化した概念を本市中心部の都市構造として平面で表すと、次頁図のようになります。都市機能が集積するA)まちなか周辺エリア、B)新興住宅地が広がるエリアの中に、それぞれ1拠点ずつに集約し、公共交通（バス）によって連携した都市構造を目指します。

■西脇市が目指す都市構造のイメージ（都市再構築の方向性（策定当初））



■ 中心部の都市構造



4) 課題解決のための誘導方針及び施策の考え方

本章2-2)で示した「まちづくりの方針」や、本章2-3)で示した「将来の都市の骨格構造」を踏まえ、課題解決のための誘導方針及び施策の考え方について以下にまとめます。

A) 「まちなか周辺エリア」 について

【誘導方針】

- 既存の都市機能の維持と“織りまち・にしわき”を築く更なる誘導による交流や新たな価値を創造するまちの顔となる拠点づくり
- まちなかをつなぐ新たな基盤づくりとまちなかエリアの特色を生かした居住機能の強化
- 高齢であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくり

施策の考え方



- 拠点の強化と維持
- 中心市街地の空き家・空き店舗の利活用促進
- 歩きたくなる空間の整備
- 拠点間交通などの利便性向上

B) 「新興住宅地が広がるエリア」 について

【誘導方針】

- 子育て環境が充実した“暮らし魅力”の高いまちづくり

施策の考え方



- 文教地区としての魅力を高めた子育て交流の場としての拠点づくり及び維持
- 良好な住環境の維持
- 拠点間交通などの利便性向上

第3章 誘導区域及び誘導施設

1 立地適正化計画区域

西脇市立地適正化計画区域は、市域の約6割を占める都市計画区域とします。

本市では、市街化区域、市街化調整区域の区域区分（線引き）を行っており、市街化区域は、都市計画区域のほぼ中央に位置し、その規模は都市計画区域の約1割に当たります。市街化区域は、市内を縦断する河川により3つの区域に分断されていますが、日常生活圏などを踏まえると、一体的な区域として捉えることができ、立地適正化計画に定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、市街化区域内に設定します。

■立地適正化計画区域など



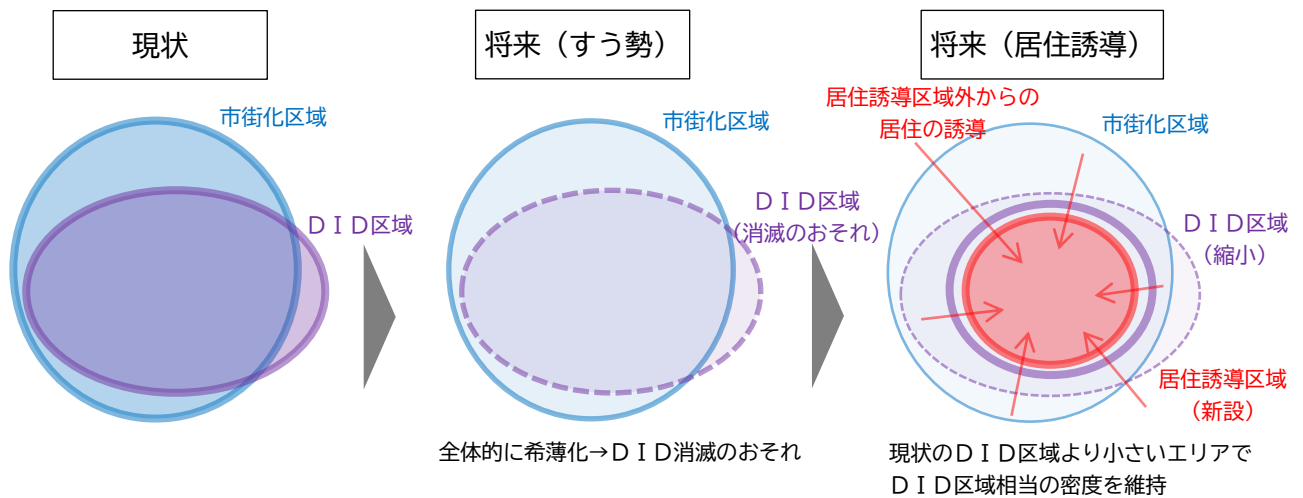
2 居住誘導区域

1) 居住誘導の考え方

居住誘導区域とは、人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。都市再生特別措置法第81条第19項の規定では、「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、市街化調整区域、災害危険区域などについては定めないと規定されています。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきとされています。

立地適正化計画では、居住誘導区域を設定することで、区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合に届出が必要となることから、居住誘導区域の人口密度の維持が期待されます。本市では、コンパクトなまちづくりに向け、将来的にも人口密度を維持するエリアを居住誘導区域として定めます。居住誘導区域は、自然災害のリスクが高いエリアを避け、交通利便性が高く、拠点を含む利便性の高いエリアを基軸に、具体的には次のように設定します。

○（参考）居住誘導区域設定のイメージ



○設定の基準（策定当初）

<居住を誘導すべきエリアの抽出手順>

<STEP 1> 総人口の分布状況：人口密度の高いエリアの維持

- ① DID (H22、H27) 内
- ② 現在 (H22) の人口が集積しているエリア (H22 人口：30～40 人/ha 以上)
- ③ 将来人口が増加見込みのエリア (H22-R22 増減人口：増加)

<STEP 2> 高齢者の分布状況：

- * 将来、後期高齢者が多く分布するエリアで、現在高齢化率が高いエリア (⇒エリア A)
- * 将来、後期高齢者が多く分布するエリアで、現在高齢化率が低いエリア (⇒エリア B)
- ④ 将来 (R22)、高齢者、とりわけ後期高齢者が集積しているエリア
(R22 後期高齢者：10 人/ha 以上)

⑤-エリア A：現在 (H22)、高齢化率が高いエリア

⑤-エリア B：現在 (H22)、高齢化率が低いエリア

<STEP 3> 拠点形成、都市機能の集積状況：

⑥-エリア A：西脇病院、市庁舎など、
神姫バス営業所、アピカ

⑥-エリア B：茜が丘複合施設「Miraie」、
西脇市駅

<STEP 4> 公共交通がカバーされているエリア

- ⑦ 公共交通がカバーされているエリア (1 時間当たり 2 本以上の運行があるエリア)

<STEP 5> 災害リスクの高いエリアは居住誘導区域に含まない。

- ⑧ 土砂災害：居住誘導区域に含まない。
- ⑨ 浸水：想定浸水深 2 m 以上のエリアは居住誘導区域に含まない。

<STEP 6> 居住を誘導すべきエリアの抽出

* 一定のまとまったエリア

- ・ エリア A は、幹線道路などで囲まれる「まちなか（中心市街地）」を基本とし、STEP 5（災害リスクの高いエリア）を除く。
工業系土地利用がなされているエリアは個別に判断。
- ・ エリア B は、幹線道路などで囲まれ、茜が丘複合施設「Miraie」が立地する茜が丘地区や、JR 西脇市駅を含む主に住居系用途地域のエリア（※工業系用途地域は含まない。）

<STEP 7> 居住誘導区域の設定

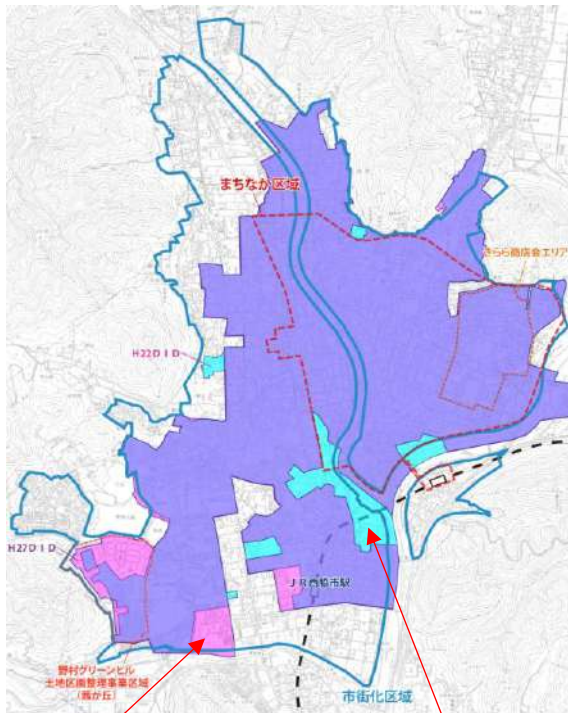
* 道路・河川などの地形地物、用途地域界などにより区分

○居住誘導の検討

<STEP1> 総人口の分布状況：人口密度の高いエリアの維持
 ①D I D (H22、H27) 内
 ②現在 (H22) の人口が集積しているエリア (H22人口：30～40人/ha以上)
 ③将来人口が増加見込みのエリア (H22-R22 増減人口：増加)

■策定当初

①D I D区域 (平成 22(2010)年、平成 27(2015)年)

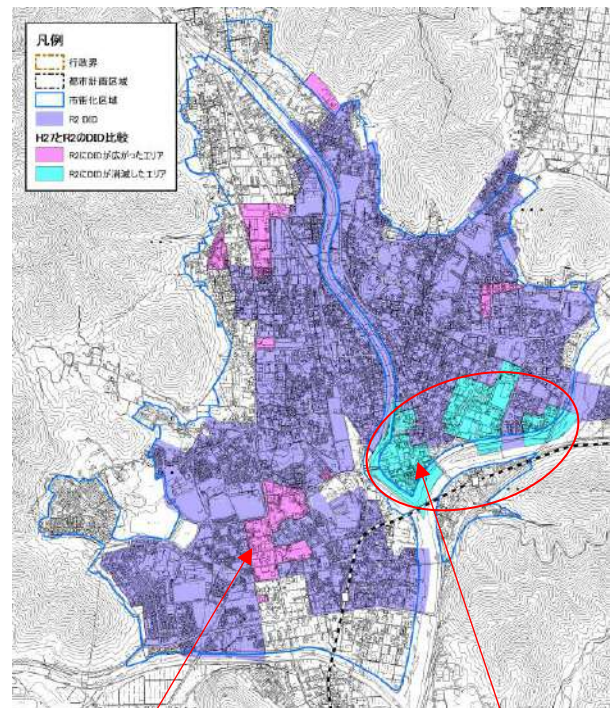


H27 に DID が広がったエリア(対 H22)

H27 に DID が消滅したエリア(対 H22)

■今回

①D I D区域 (平成 27(2015)年、令和 2 (2020) 年)

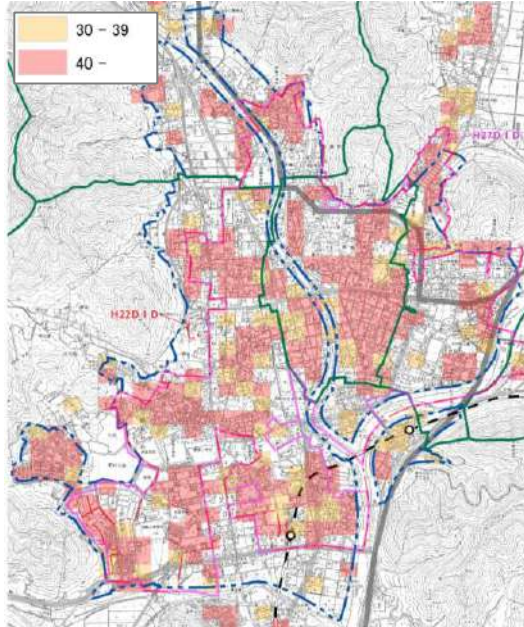


R2 に DID が広がったエリア(対 H27)

R2 に DID が消滅したエリア(対 H27)

■策定当初

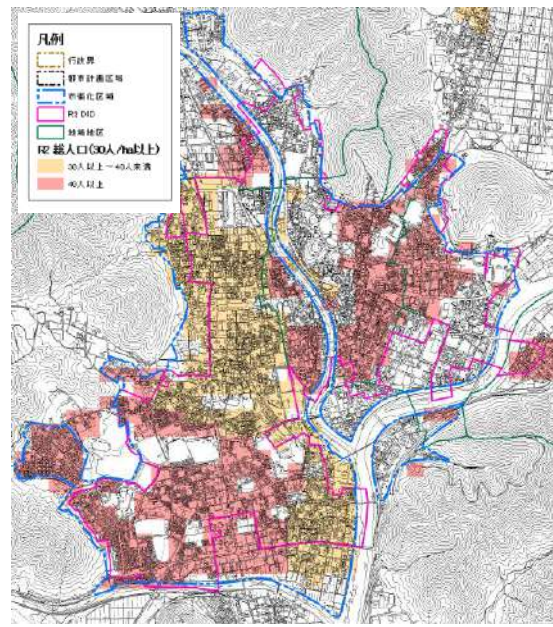
②総人口（平成 22(2010)年）



※100mメッシュ

■今回

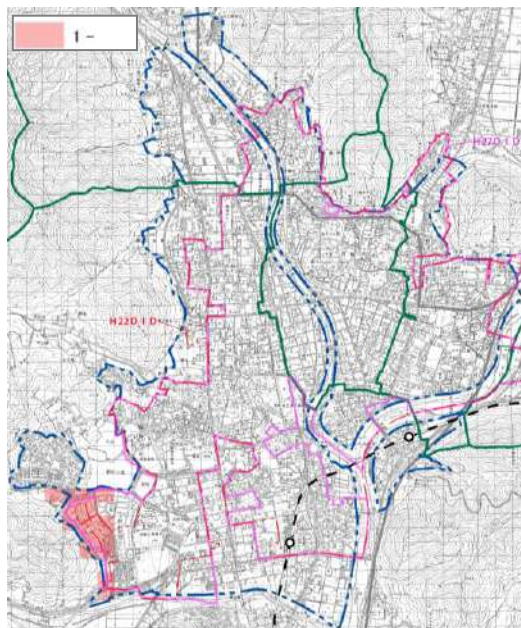
②総人口（令和 2(2020)年）



※100mメッシュ

■策定当初

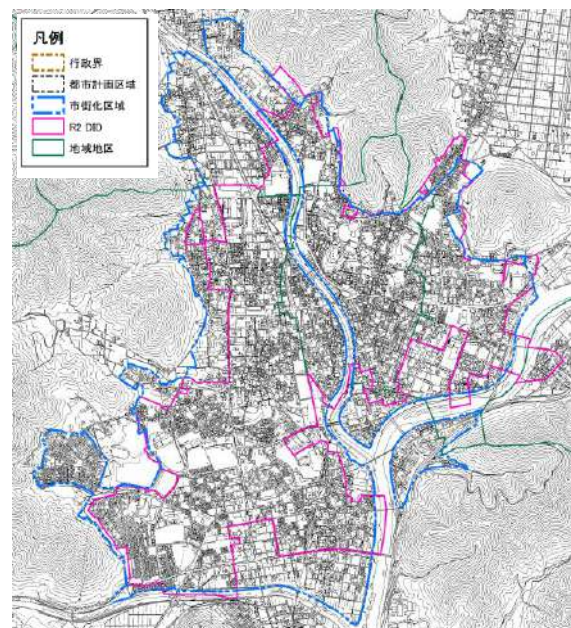
③総人口増減
（平成 22(2010)年-令和 22(2040)年）



※100mメッシュ

■今回

③総人口増減
（令和 2(2020)年-令和 22(2040)年）



※100mメッシュ

<STEP 2> 高齢者の分布状況

* 将来、後期高齢者が多く分布するエリアで、現在高齢化率が高いエリア (⇒エリアA)

* 将来、後期高齢者が多く分布するエリアで、現在高齢化率が低いエリア (⇒エリアB)

※現状すう勢の将来の分布状況が類似していても、現状が異なることから、
居住を誘導するための講ずべき施策が異なるため、区域を分類する。

④ 将来 (R22)、高齢者、とりわけ後期高齢者が集積しているエリア

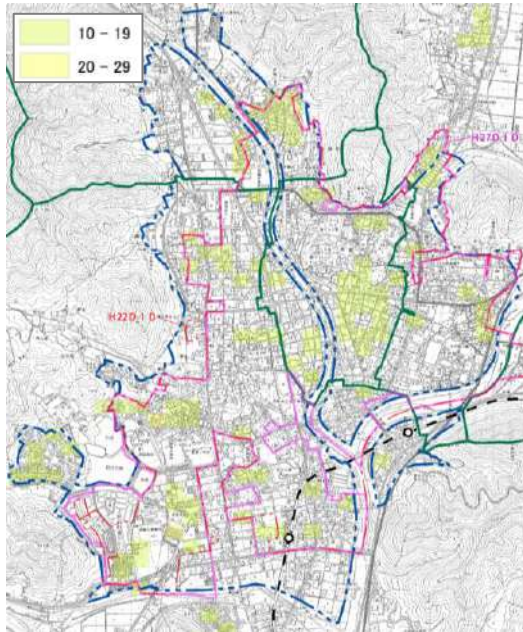
(R22 後期高齢者：10人/ha 以上)

⑤-エリアA：現在 (H22、R2)、高齢化率が高いエリア

⑤-エリアB：現在 (H22、R2)、高齢化率が低いエリア

■ 策定当初

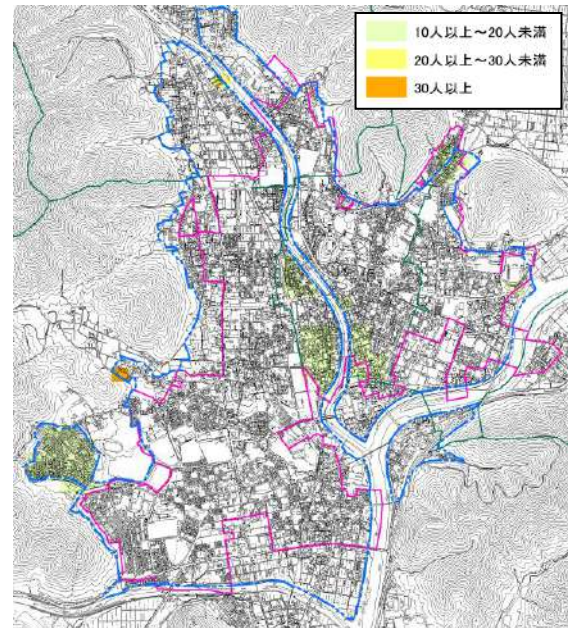
④ 後期高齢者数 (令和 22(2040)年)



※100mメッシュ

■ 今回

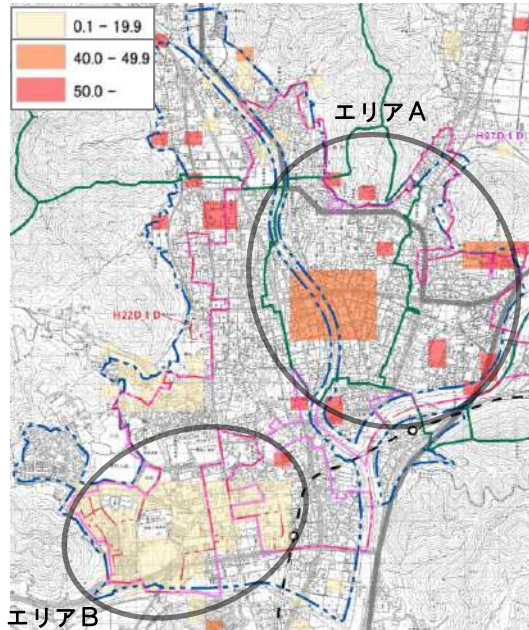
④ 後期高齢者数 (令和 22(2040)年)



※100mメッシュ

■ 策定当初

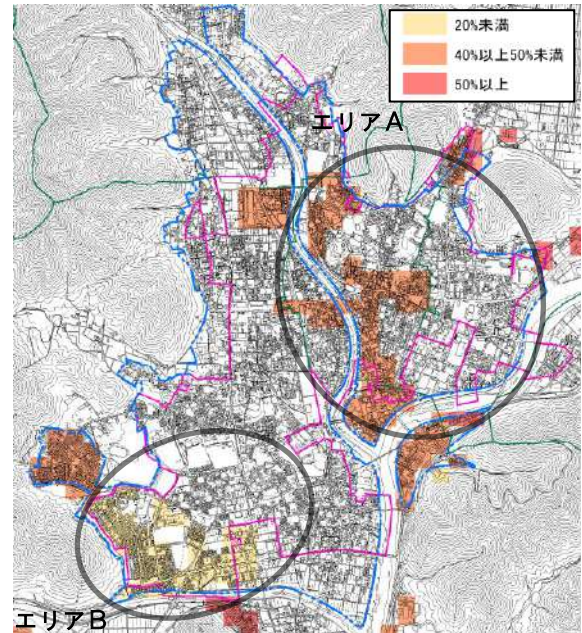
⑤ 高齢化率（平成 22(2010)年）



※100mメッシュ

■ 今回

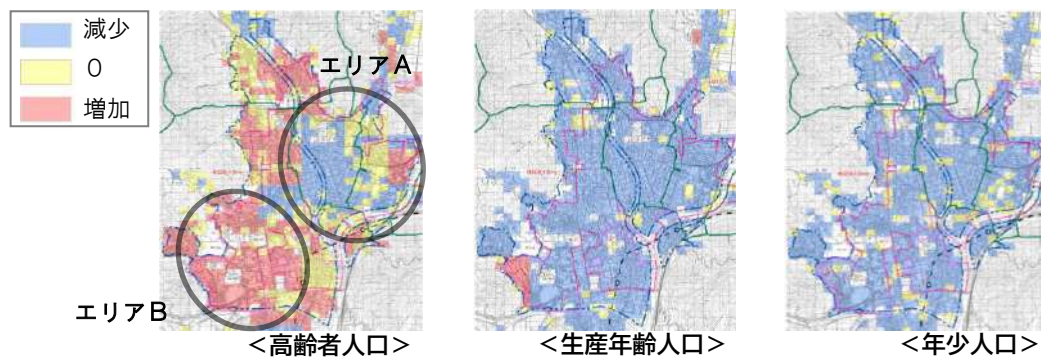
⑤ 高齢化率（令和 2(2020)年）



※100mメッシュ

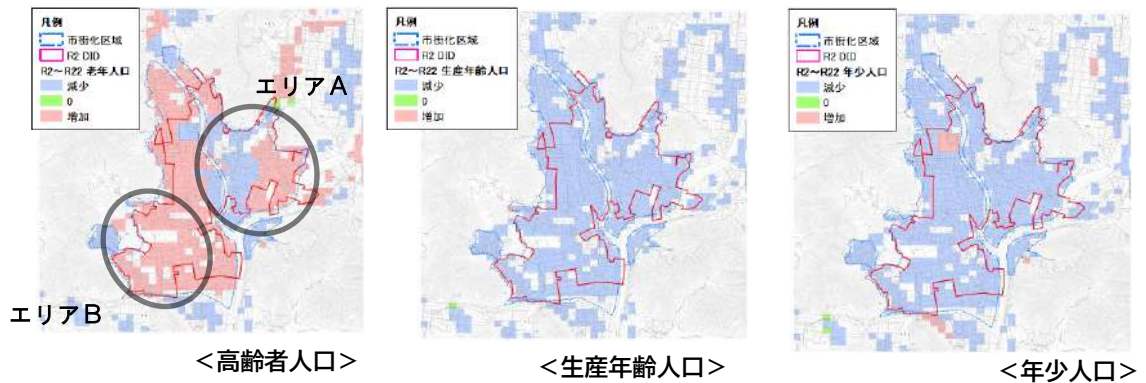
■ 策定当初

⑤（参考）年齢3区分別人口増減（平成 22(2010)年-令和 22(2040)年）



■ 今回

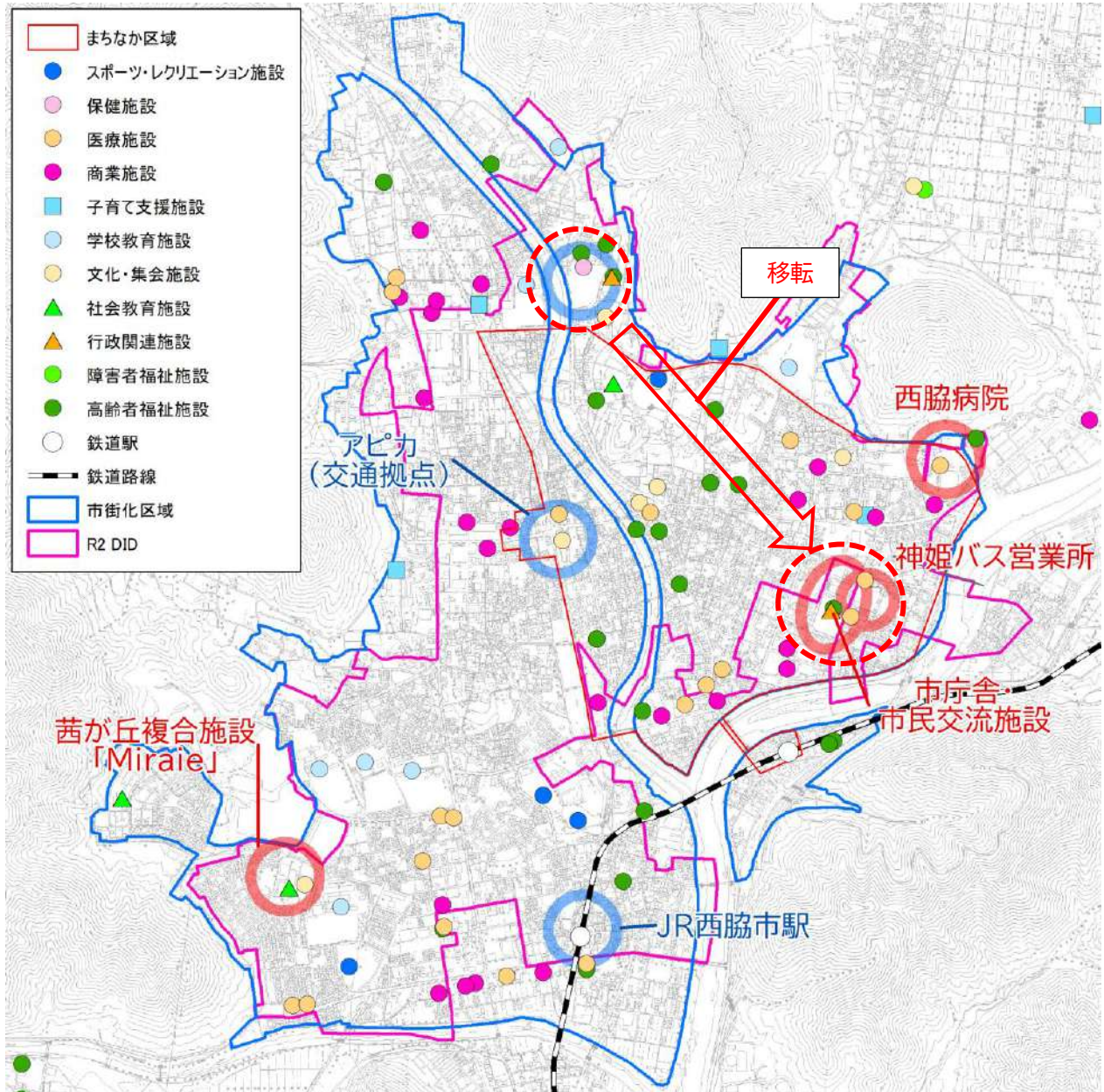
⑤（参考）年齢3区分別人口増減（令和 2(2020)年-令和 22(2040)年）



<STEP 3>拠点形成、都市機能の集積状況：

- ⑥-エリアA：西脇病院、市庁舎など、神姫バス営業所、アピカ
- ⑥-エリアB：茜が丘複合施設「Mirai」、西脇市駅

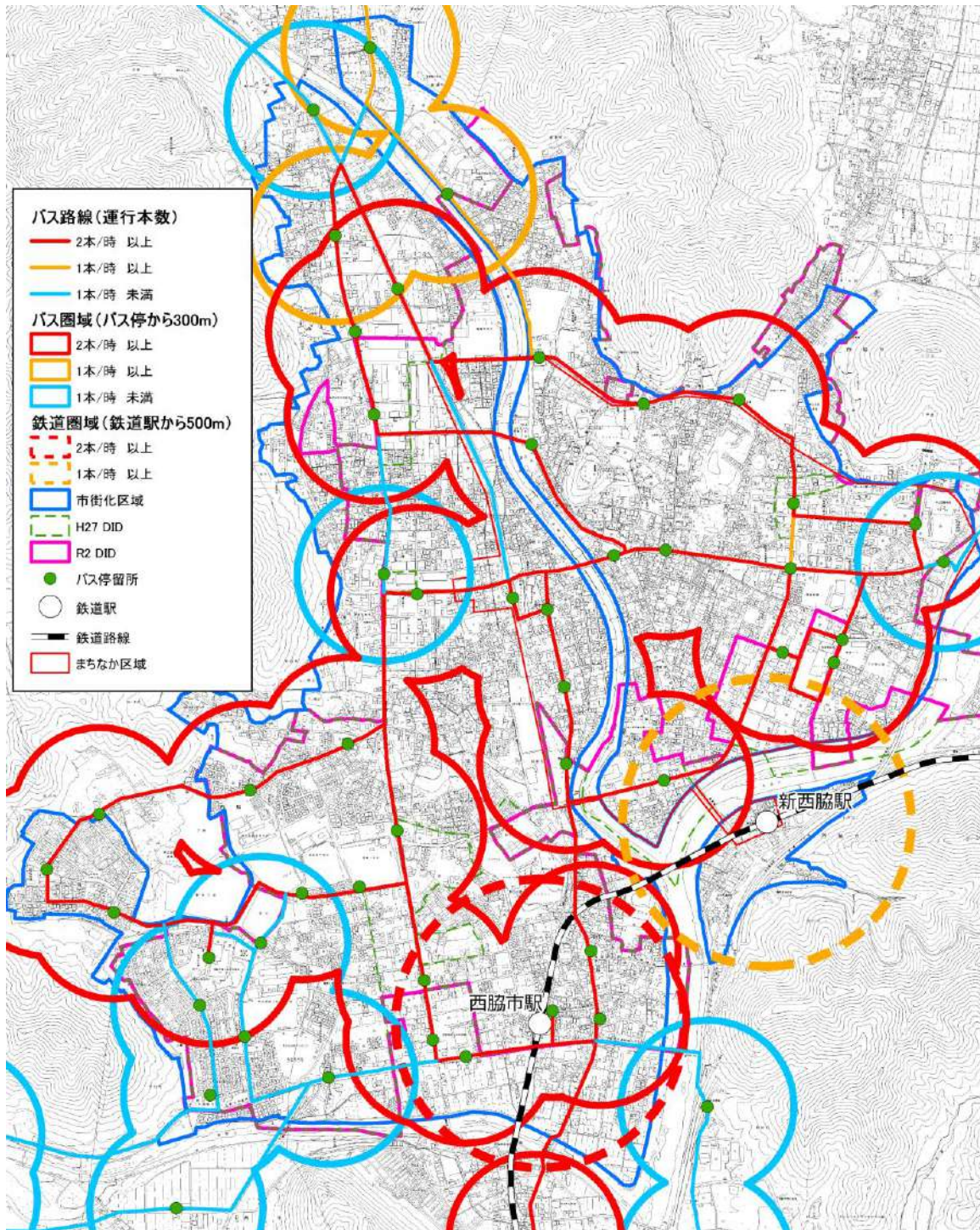
⑥都市機能の分布状況



<STEP 4>公共交通がカバーされているエリア

⑦公共交通がカバーされているエリア（1時間当たり2本以上の運行があるエリア）

⑦交通網図



<STEP5> 災害リスクの高いエリアは居住誘導区域に含まない

⑧土砂災害：居住誘導区域に含まない

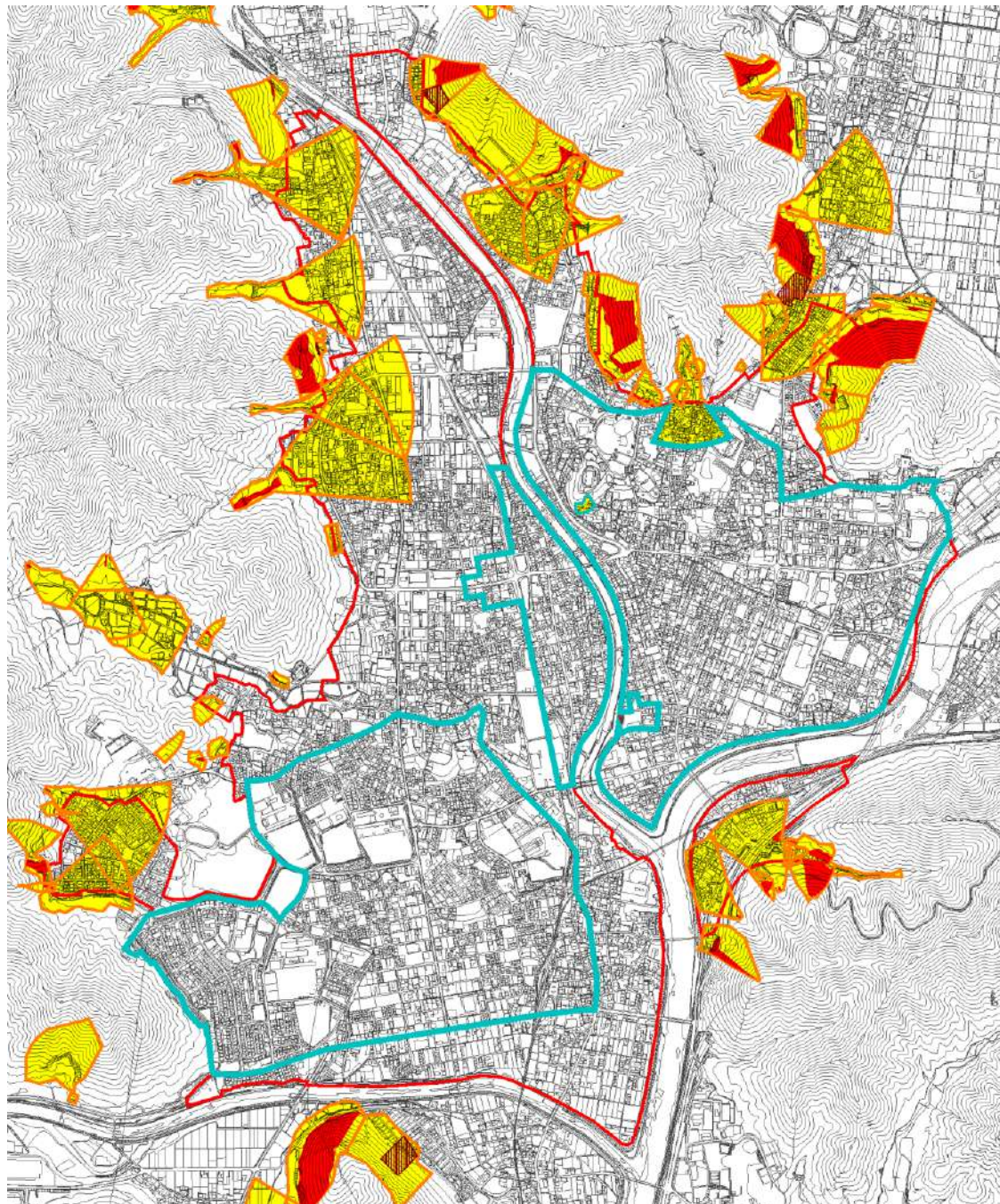
⑨浸水：計画規模降雨での浸水深 2.0m以上のエリアは居住誘導区域に含まない

居住誘導区域と災害ハザードの関係

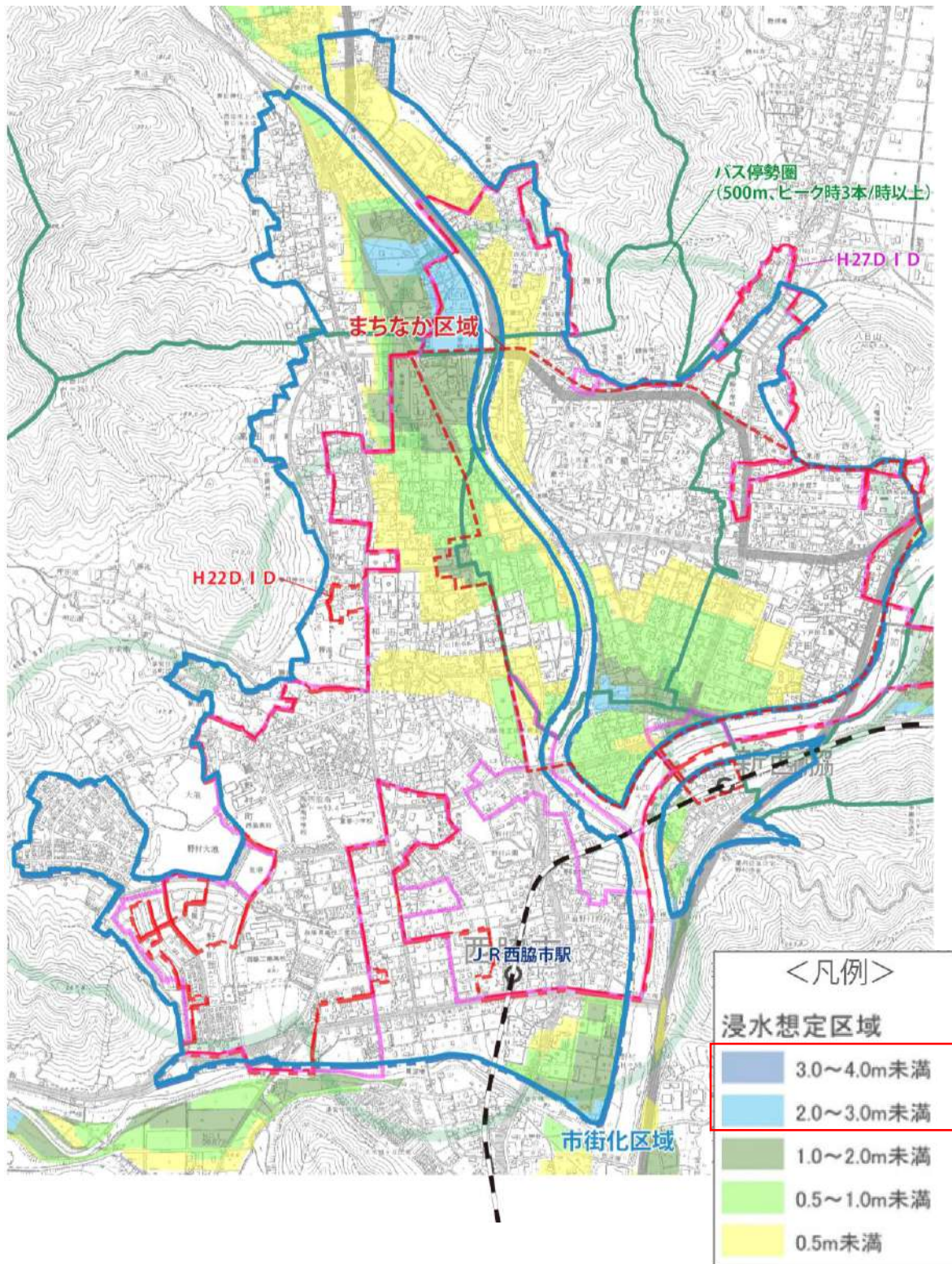
区分	対象区域
法的に含まないとされている区域 (都市再生法第 81 条第 19 項、同 法施行令第 30 条)	土砂災害特別警戒区域
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
	浸水被害防止区域
運用指針上、原則として含まない こととされている区域	津波災害特別警戒区域
	災害危険区域
運用指針上、居住を誘導するこ とが適当ではないと判断される場 合は、原則として含まないことと されている区域	土砂災害警戒区域
	津波災害警戒区域
	浸水想定区域
	都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域
	その他、災害発生のおそれのある区域

(出典：第13版 都市計画運用指針(令和7年3月 国土交通省))

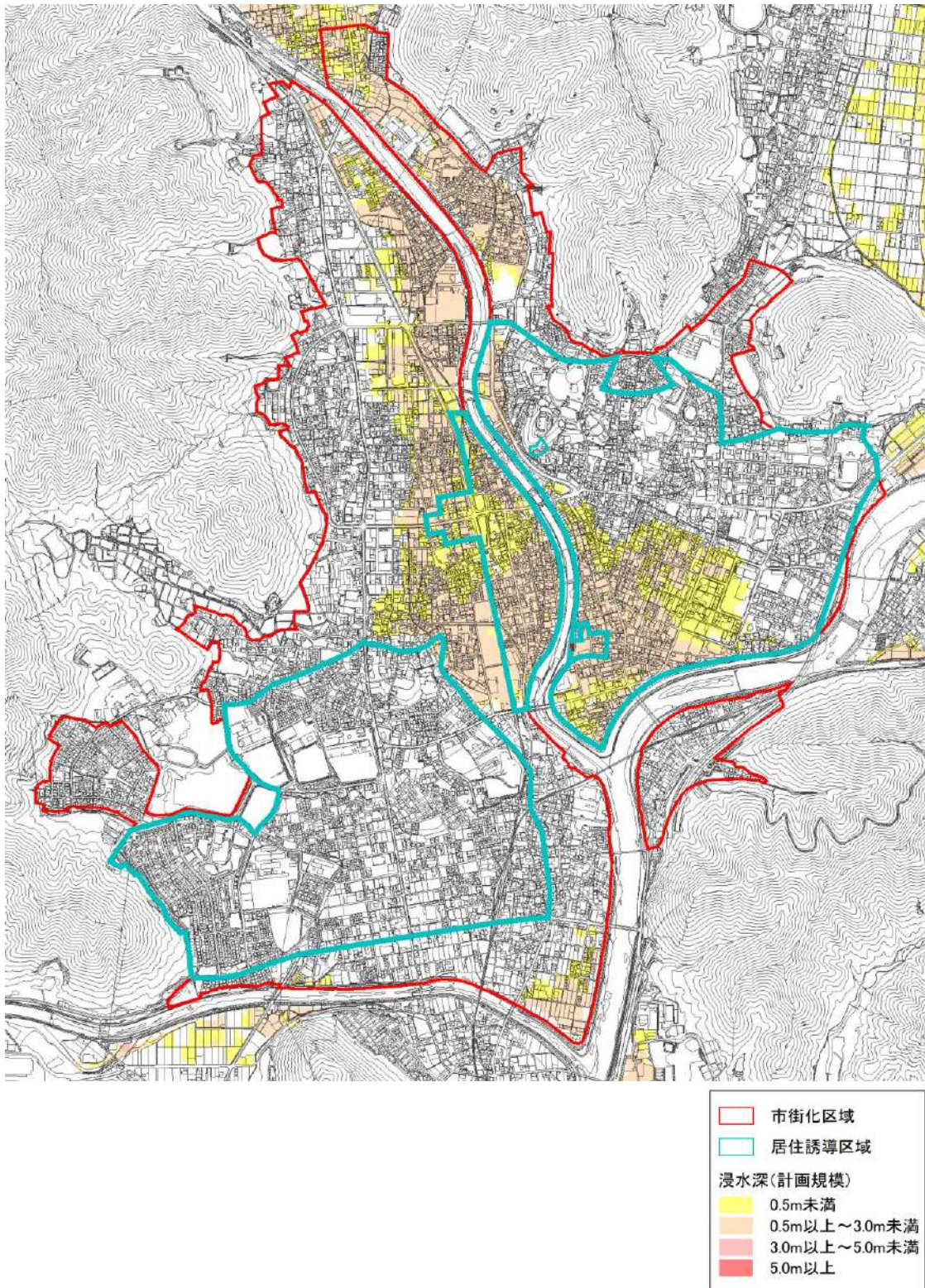
⑧災害リスク（土砂災害）



◎災害リスク（洪水）



■ (参考) 新たな浸水深区分による洪水浸水想定区域図



※（参考）災害リスクの高いエリアに対する考え方

本市は、豊かな自然に恵まれている一方で、土砂災害、水害などの自然災害が起こるおそれもあります。市街化区域内においても、土砂災害や河川氾濫に伴う浸水被害が想定されています。

災害リスクに対し、都市計画運用指針（以下「運用指針」という。）において、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は「原則として居住誘導区域に含まない」、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び浸水想定区域は「居住誘導区域に含めるか否かは、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込みなどを総合的に勘案し判断する」とされています。

<土砂災害>

本市の市街化区域は、周辺を山々に囲まれており、市街化区域の縁辺部に土砂災害リスクが想定されています。

土砂災害の被害を防ぐためには、一人ひとりが土砂災害から身を守れるように備えておくことが重要ですが、土砂災害は突発的に起こり、崩れ落ちるスピードが速いため、人家の近くで発生した場合、人的被害につながることもあります。したがって、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域については、発災後、人家に影響するスピードを踏まえ、居住誘導区域から除きます。

<浸水>

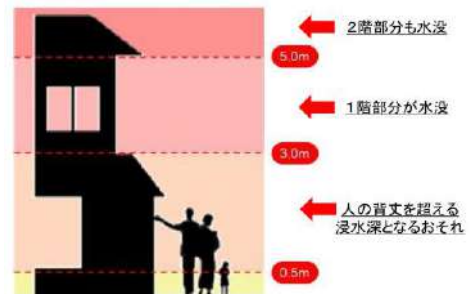
本市は、人口が集積する中心部に河川が縦断しており、おおむね100年に1回程度起こる大雨（総降水量288mm/2日）を想定した降雨による浸水被害が想定されていますが、一部のエリアを除き、想定浸水深2.0m未満が過半を占めています。

豪雨などによる浸水などのおそれがある場合は、防災行政無線やメール配信システム（「にしわき防災ネット」による一斉メール配信など）、報道機関（テレビ、ラジオなど）に対する発表などによる避難指示・勧告などを行います。

浸水想定区域については、居住の用に供しているエリアも少なからずある状況ですが、想定浸水深が2.0m未満であれば垂直避難が可能であると想定されます。したがって、浸水想定区域は想定浸水深2.0m以上のエリアは居住誘導区域から除きます。

なお、令和3年4月公開の西脇市防災マップより、新たな浸水深区分は、0.5m未満、3.0m以上5.0m未満、5.0m以上となっています。

■参考 浸水深と被害のリスク



(出典：国土交通省)

<STEP 6> 居住を誘導すべきエリアの抽出

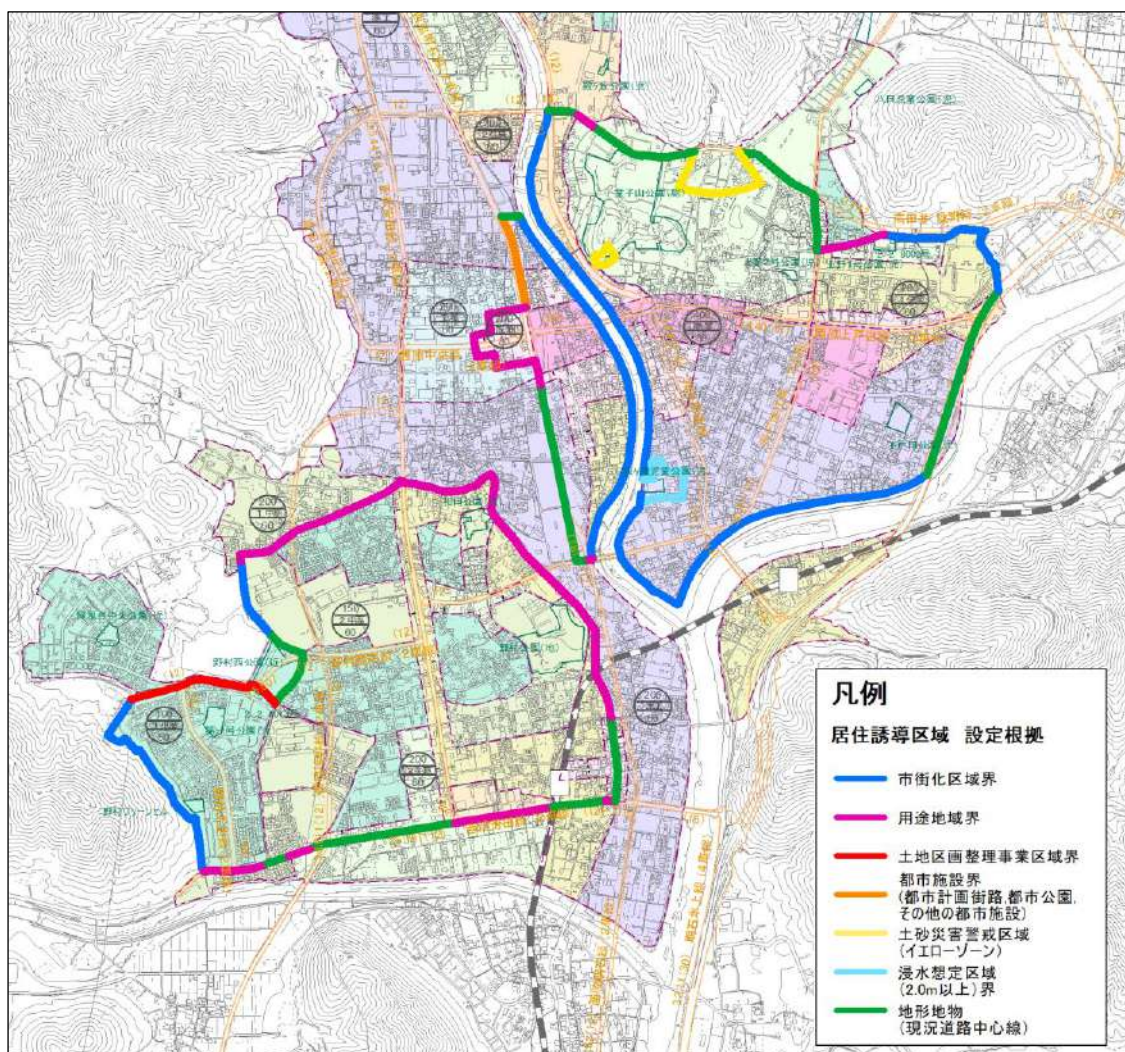
*一定のまとまったエリア

- ・エリアAは、幹線道路などで囲まれる「まちなか（中心市街地）」を基本とし、STEP 5（災害リスクの高いエリア）を除く。
工業系土地利用がなされているエリアは個別に判断
- ・エリアBは、幹線道路などで囲まれ、茜が丘複合施設「Mirai」が立地する茜が丘地区や、JR西脇市駅を含む主に住居系用途地域のエリア（※工業系用途地域は含まない。）

<STEP 7> 居住誘導区域の設定

*道路・河川などの地形地物、用途地域などにより区分

■（参考）区域設定根拠図

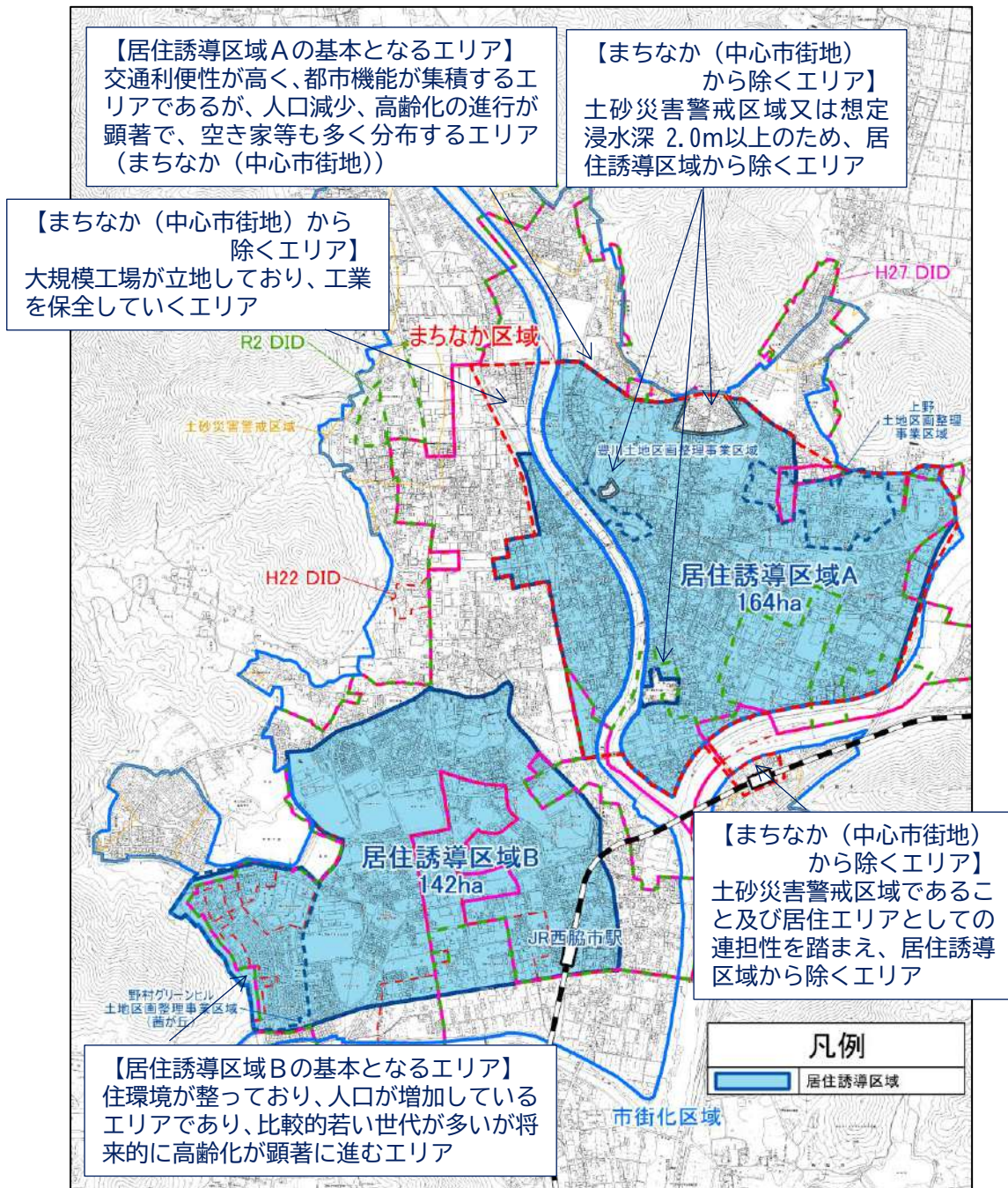


2) 居住誘導区域の設定

本章2-1) で整理した、居住誘導区域の考え方（設定の基準）に基づき、下図のとおりに居住誘導区域を設定します。

なお、河川区域が市街化区域に含まれないため居住誘導区域も分断されていますが、本計画では、一体的な居住誘導区域として捉えます。

■区域設定図（居住誘導区域）



【居住誘導区域Aの基本となるエリア】
 交通利便性が高く、都市機能が集積するエリアであるが、人口減少、高齢化の進行が顕著で、空き家等も多く分布するエリア
 (まちなか (中心市街地))

【まちなか (中心市街地) から除くエリア】
 土砂災害警戒区域又は想定浸水深 2.0m以上のため、居住誘導区域から除くエリア

【まちなか (中心市街地) から除くエリア】
 大規模工場が立地しており、工業を保全していくエリア

【まちなか (中心市街地) から除くエリア】
 土砂災害警戒区域であること及び居住エリアとしての連担性を踏まえ、居住誘導区域から除くエリア

【居住誘導区域Bの基本となるエリア】
 住環境が整っており、人口が増加しているエリアであり、比較的若い世代が多いが将来的に高齢化が顕著に進むエリア

凡例
 ■ 居住誘導区域

※新たに災害危険区域などが指定された場合、居住誘導区域から除きます。

○（参考）運用指針との整合性、居住誘導区域A・Bの特徴

法令や運用指針などで、居住誘導区域に含めることができない区域又は含めることについて判断が必要な区域について総括すると、本計画で定める居住誘導区域は、次のような設定となっています。

■国の基準に対する設定状況

国の基準	対象	市街化区域内の指定状況	本市における考え方
居住誘導区域に含まれないこととされている区域	市街化調整区域	－	居住誘導区域に含まない
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害特別警戒区域	指定あり	居住誘導区域に含まない
居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域	指定あり	居住誘導区域に含まない
	浸水想定区域	河川沿いに指定あり (計画規模降雨では区域の過半は3.0m未満。想定最大規模降雨では3.0m以上の区域が広範囲にあるほか、家屋倒壊倒壊等氾濫想定区域の設定あり)	2.0m以上は居住誘導区域に含まない 2.0m未満は居住誘導区域に含む
居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域	指定なし	－
	工業地域	指定あり	居住誘導区域に含まない
	準工業地域	指定あり	居住誘導区域に含まないことを基本とするが、住宅などと連担する場合などで一体的に居住誘導区域とすることが望ましい一部のエリアについては居住誘導区域に含む

3 都市機能誘導区域

1) 都市機能誘導の考え方

都市機能誘導区域とは、「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする」と都市再生特別措置法第81条第20項に規定されています。また、運用指針では、「原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき」とされています。このため、都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域など、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、都市の拠点となるべき区域を設定することが考えられます。また、都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車などによりそれらの区域間を容易に移動できる範囲で定められます。

本市においては、居住誘導区域における人口密度の維持と、医療・福祉・商業などの生活サービスの継続的な提供、また前章2-3)で示した「将来の都市の骨格構造」の実現のため、次の考え方にに基づき、都市機能を誘導します。

(1) 都市機能誘導区域の考え方

都市機能誘導区域は、今後、人口減少の中にあっても、快適に安心して暮らせる都市環境を維持していくため、本市の中心拠点に、生活に必要な都市機能の維持・強化、また交流の促進などにより、拠点性を高める視点で設定します。

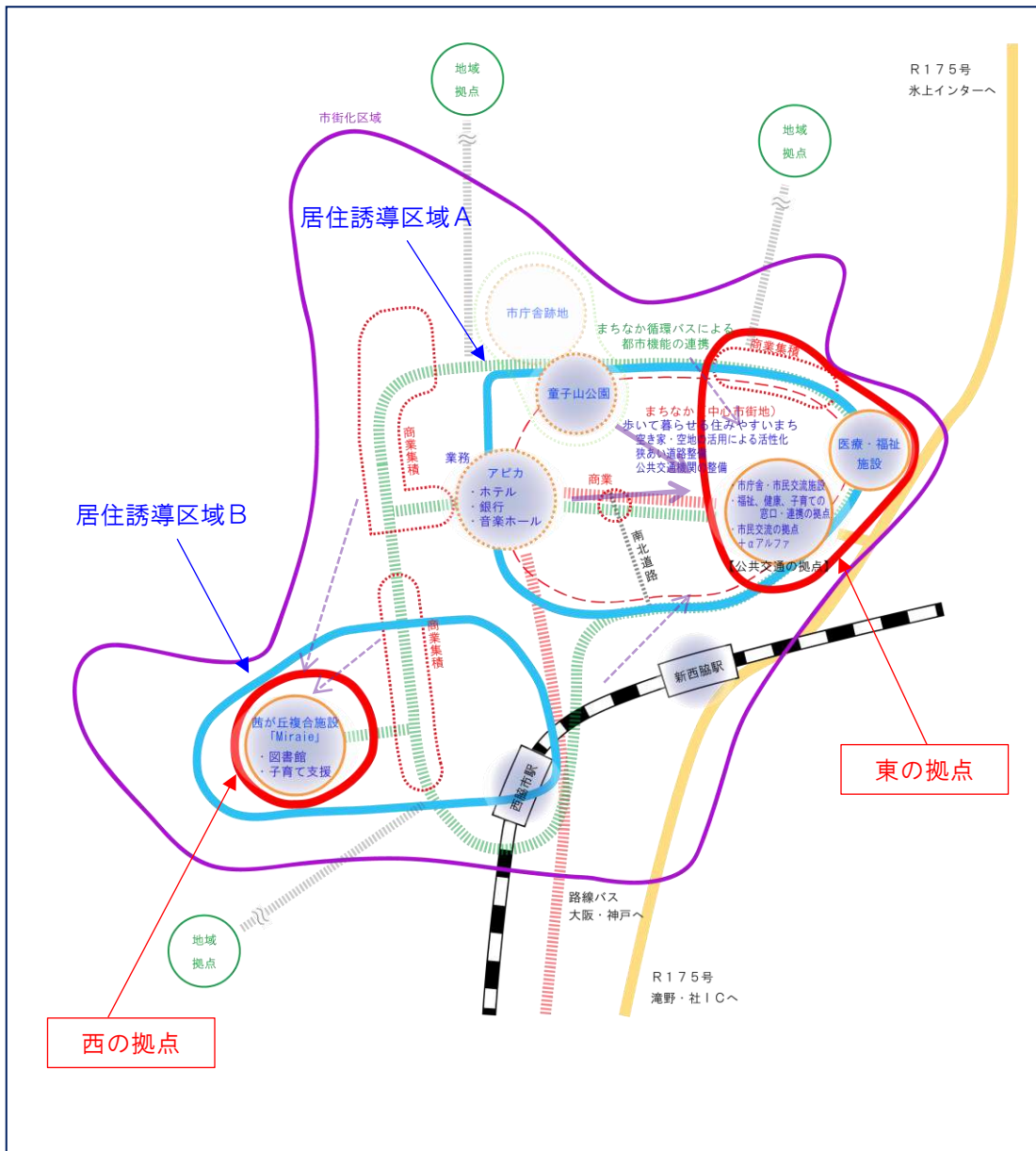
本章2)で示したとおり、居住誘導区域は、おおむね「まちなか(中心市街地)」及び「茜が丘周辺」エリアに設定しました。前章で示した「中心部の都市構造」に照らすと、居住誘導区域は次頁図のようになり、現状では、都市機能が市街化区域の外縁部に多く立地していることが分かります。

本市の市街化区域は比較的コンパクトで、さらに、まちなか(中心市街地)は約1.5km四方のエリアとなっており、徒歩や自転車などにより区域内を容易に移動できる規模ですが、まちづくりの方針(ターゲット)を踏まえ、人口減少下においても市民の生活サービスを維持するためには、都市機能の効率的な立地誘導、拠点の集約化を図ることが必要です。

前章2-3)で示した「西脇市が目指す都市構造のイメージ」では、市街化区域の外縁部に立地する様々な都市機能を、東西2つの拠点に集約し、公共交通(バス)によって連携させることを示しました。具体的には、居住誘導区域Aに位置する東の拠点を、

医療・福祉施設が既に立地し、広域交通拠点である神姫バス営業所が立地するゾーン、居住誘導区域Bに位置する西の拠点を、学校教育施設や、図書館・コミュニティセンター・子育て支援施設を複合施設として集約整備した施設(茜が丘複合施設「Miraij」)が立地するゾーンと捉えます。

■中心部の都市構造（居住誘導区域との関係）



(2) 誘導施設の考え方

誘導施設となり得る機能は、

- ・本市を支える中核的機能を担う拠点（中心拠点）として想定される機能
- ・生活に身近で日常生活圏域に必要と想定される機能

に区分され、具体的には下表に示す機能に分類されます。

本計画では、現状の立地状況及び「立地の適正化に関する基本的な方針」を踏まえ、効率的かつ効果的に中心拠点機能を2つの拠点到に集約していきます。

■ 誘導施設となり得る機能

都市機能	中心拠点到に想定される機能	地域拠点到に想定される機能
行政機能	総合的・中核的な行政サービスを受けることができる機能 (例) 市役所	日常生活を営むうえで必要となる行政窓口機能など (例) 市役所支所など
社会教育機能	市全域の市民を対象とした社会教育サービスの拠点到となる機能 (例) 地域交流センター	地域における社会教育活動を支える拠点到となる機能 (例) コミュニティセンター
学校教育機能	専門的で高度な教育を提供する機能 (例) 専修学校、大学サテライト	地域単位に必要な教育機能 (例) 高等学校、中学校、小学校
商業機能	時間消費型のショッピングニーズなどに対応した、買い物、食事を提供する機能 (例) 大規模商業施設	日々の生活に必要な生鮮品、日用品などの買い回りができる機能 (例) 食品スーパー
医療機能	総合的な医療サービスを受けることができる機能 (例) 病院	日常的な診療を受けることができる機能 (例) 診療所
高齢者向け福祉機能	市全域の市民を対象とした高齢者福祉の拠点到となる機能 (例) 地域包括支援センター	高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りなどのサービスを受けることができる機能 (例) 地域単位の支援センター 通所型高齢者向け福祉施設
子育て支援機能	市全域の市民を対象とした児童福祉の拠点到となる機能 (例) 子育て支援施設	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 (例) 地域単位の子育て支援施設
その他生活サービス機能など	(例) 銀行など金融機能 健康増進施設	(例) A T M

誘導施設となり得る機能のうち、本計画では、現状で既に立地しているものの、今後も維持・充実を図りたい施設や、新たに立地誘導を図りたい施設を中心拠点に誘導施設として位置付けることとします。

○中心拠点として位置付ける機能と区域

これまでは、市街化区域の外縁部に比較的多くの都市機能が立地してきました。今後の人口減少、少子高齢化、そして厳しい財政状況を鑑みると、比較的コンパクトな市街地を形成している本市においても都市機能のコンパクト化が必要です。具体的には、施設の集約化を図り、市民の生活サービス水準の維持が必要と考えます。

本市では市街化区域の新興住宅地が広がる西側のエリア（居住誘導区域Bを中心としたエリア）に、文教地区の機能強化のため、図書館、コミュニティセンター、子育て支援施設を集約した複合施設として茜が丘複合施設「Miraie」を整備しています。外縁部に立地する都市機能が人口減少などにより希薄化していくことが考えられますが、このように先導的に公共施設を拠点に集約立地することによって、エリア価値が高まり、民間施設や居住も維持・誘導が図られると考えられることから、今後もこの集約した機能を維持するため、茜が丘複合施設「Miraie」を誘導施設として設定しました。さらに、都市機能の強化を図るために、子育て支援施設を新たに誘導施設として追加します。

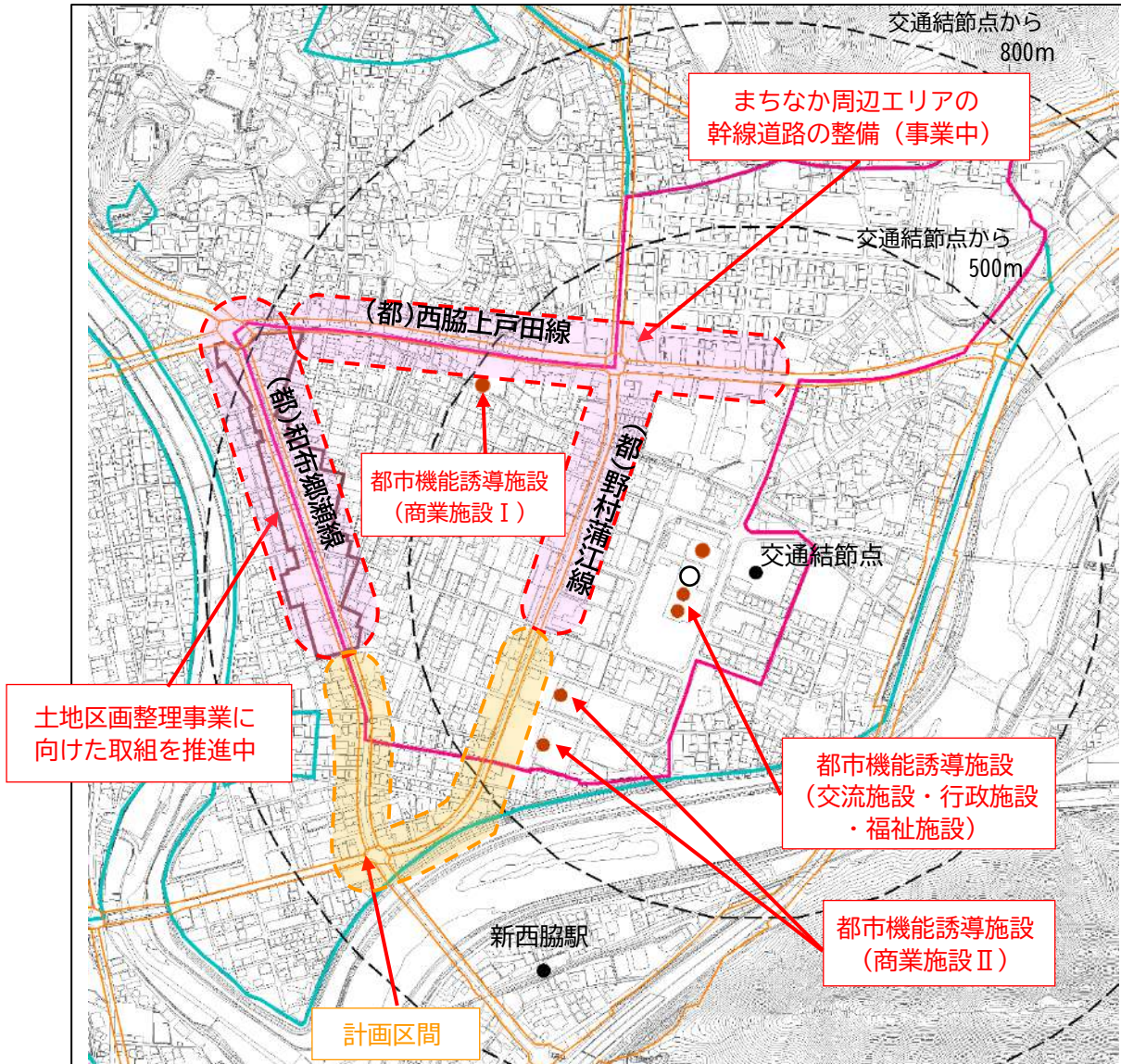
また、医療の拠点となっている西脇病院を含む区域に、市役所の移転を契機とし、市民交流施設や福祉の拠点を整備しました。商業施設の誘導も実現し、東の拠点整備が進みました。

近年の大きな事業の動きとして、幹線道路の整備・促進の取組が挙げられます。これらの取組により、今後、東側エリア（居住誘導区域Aを中心としたエリア）の拠点性が高まると考えられます。そして、当該エリアの拠点性が高まることにより、その波及効果として中心部への都市機能の集積が期待されます。

したがって、本市の中心部である東の拠点には、行政及び交流機能、医療・福祉機能、また商業施設を、引き続き誘導施設として設定します。

以上のように、これまでの市街化区域の外縁部に多く立地していた都市機能を2つの拠点に先導的に公共施設を中心に集約していくことにより、市民の生活サービス水準などの維持を図っていきます。

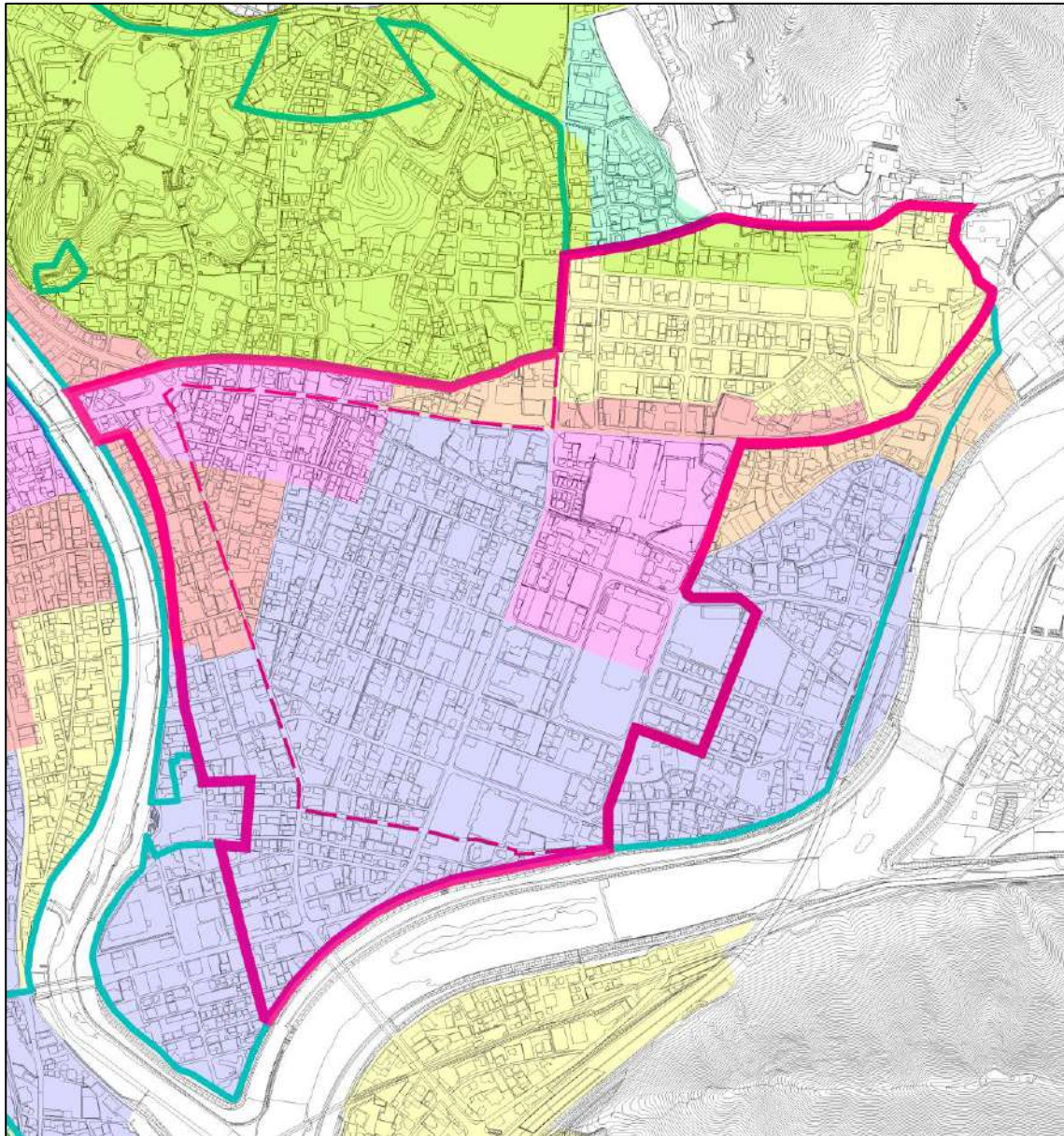
■東側エリアにおける事業概要



2) 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

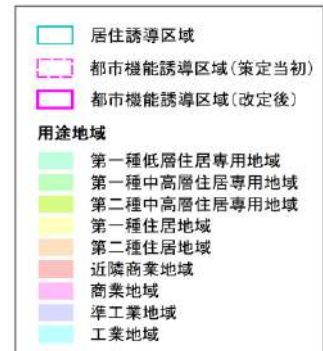
本章3-1)で整理した、都市機能誘導区域及び誘導施設の考え方にに基づき、下図のとおり都市機能誘導区域を変更します。

■都市機能誘導区域改定後



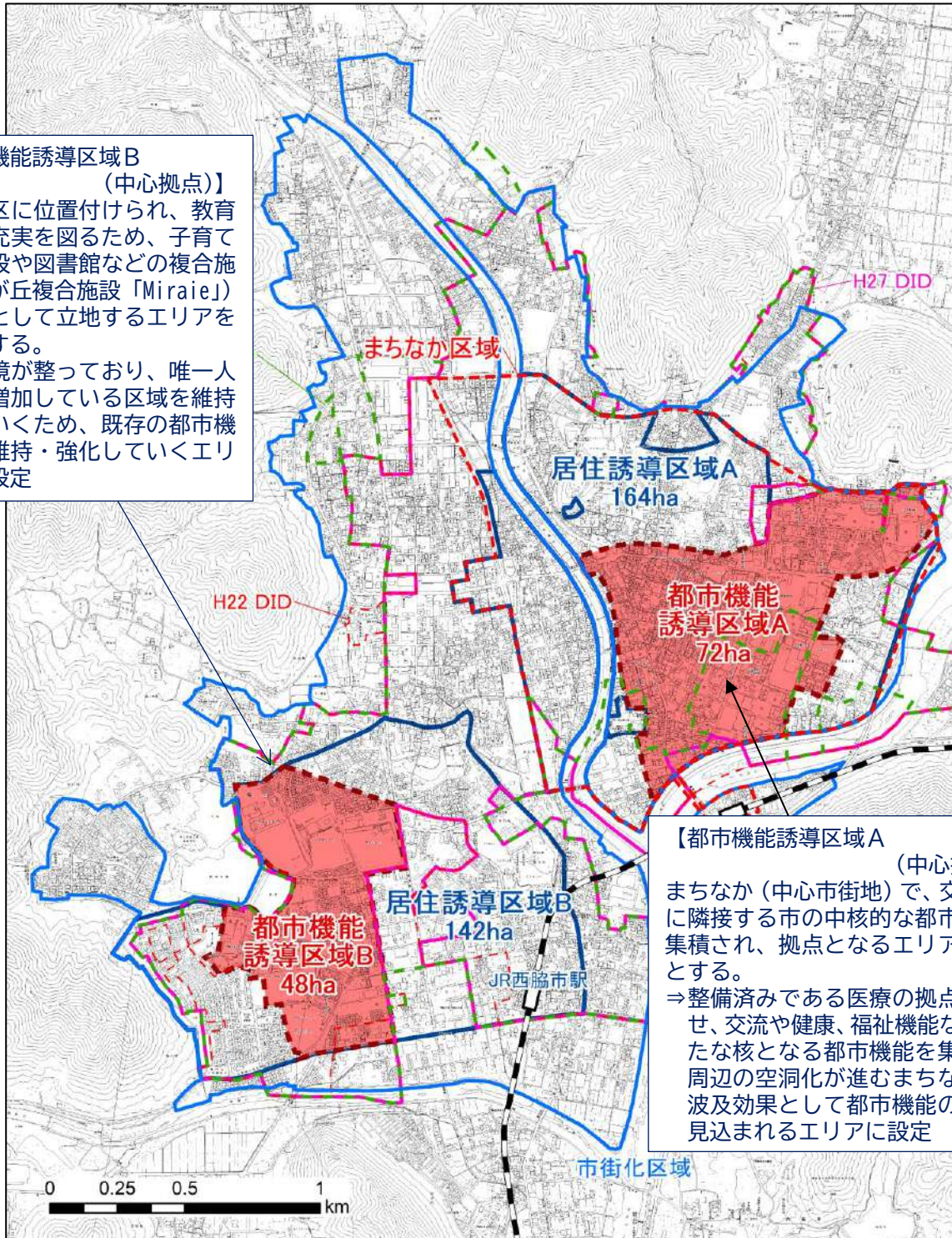
	区域A	区域B	計
策定当初	56	48	104
改定後	72	48	120
増加面積	16	-	16

ha





■区域設定図（都市機能誘導区域）

【都市機能誘導区域B
（中心拠点）】
文教地区に位置付けられ、教育文化の充実を図るため、子育て支援施設や図書館などの複合施設（茜が丘複合施設「Miraie」）が拠点として立地するエリアを中心とする。
⇒住環境が整っており、唯一人口が増加している区域を維持していくため、既存の都市機能を維持・強化していくエリアに設定



【都市機能誘導区域A
（中心拠点）】
まちなか（中心市街地）で、交通拠点に隣接する市の中核的な都市機能が集積され、拠点となるエリアを中心とする。
⇒整備済みである医療の拠点と合わせ、交流や健康、福祉機能などの新たな核となる都市機能を集約し、周辺の空洞化が進むまちなかへの波及効果として都市機能の誘導が見込まれるエリアに設定

凡例	
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域

また、誘導施設は、具体的には、下表のように整理できます。

■誘導施設一覧

名称		誘導施設 定義	都市機能誘導区域	
			都市機能 誘導区域 A	都市機能 誘導区域 B
交流施設		地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流などの都市活動・コミュニティ活動を支える中核的な「市民交流施設」	○	○
文化施設		図書館法第2条第1項に規定する「図書館」	－	○
行政施設		地方自治法第4条第1項に規定する「市役所本庁舎」	○	－
医療施設		医療法第1条の5第1項に規定する「病院」で複数診療科を備えた施設	○	－
福祉施設		介護保険法第115条の46第1項に規定する「地域包括支援センター」、同法第115条の45第2項第4号に規定する「在宅医療・介護連携支援」に関する相談窓口を有する施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2に規定する「基幹相談支援センター」	○	－
子育て支援施設		児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設	－	○
		児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」	－	○
商業施設	商業施設Ⅰ	運動などによる「健康増進」を目的とした施設（150㎡以上を対象）	○	－
	商業施設Ⅱ	「日常買回り品」の購入が可能な大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する商業施設	○	－
教育施設	教育施設Ⅰ	地域の産業振興に資する学校教育法第1条に規定する「大学」の「サテライト」、同法第124条に規定する「専修学校」、又は教育に資する「研究機能（ラボラトリー）」を有する施設	○	○
	教育施設Ⅱ	学校教育法第1条に規定する「高等学校」、「中学校」、「小学校」	－	○

○（参考）設定の基準（策定当初）

都市機能誘導区域は、誘導施設を誘導すべきエリアとして次のように設定しました。

<都市機能を誘導すべきエリアの設定手順>

（前提）居住誘導区域の中に設定

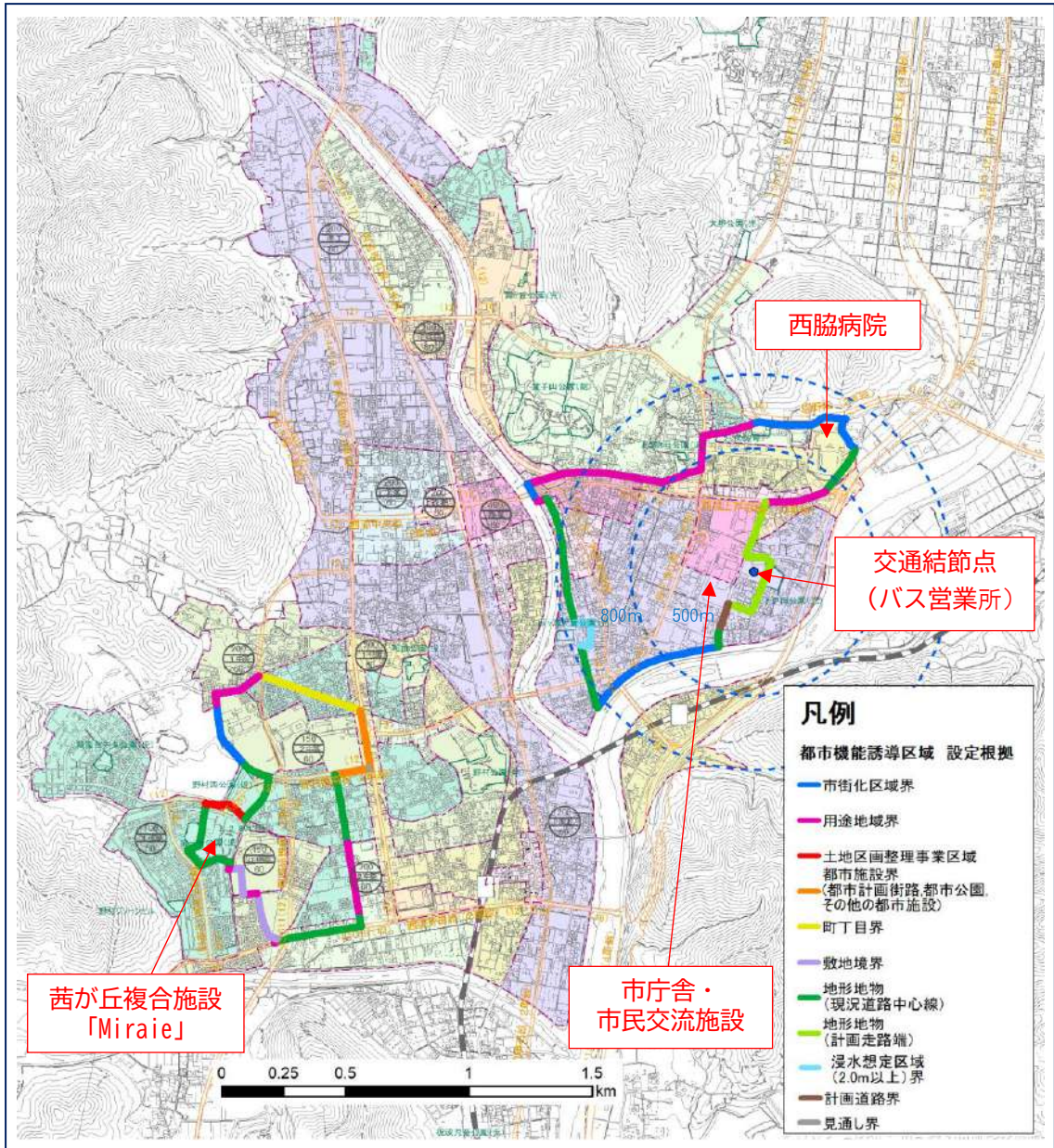
<1> トリガーとして拠点性を高める中心拠点機能を誘導

- ① 拠点を含む
（区域A：西脇病院、市庁舎・市民交流施設）
（区域B：茜が丘複合施設「Miraie」）

<2> 中心拠点機能の集約化による周辺への波及効果として立地を期待する施設の立地誘導

- ② 拠点、交通結節点（バス営業所）からおおむね 500～800mの範囲を踏まえる
- ③ 都市基盤が既に整備されているエリア、誘導施設（商業施設）が既に一定集積しているエリアを踏まえる
（区域B：茜が丘・野村地区中心拠点区域）
- ④ 幹線道路など、明確な地形地物で区分
（区域線の連続性を踏まえ、用途地域界も踏まえる）

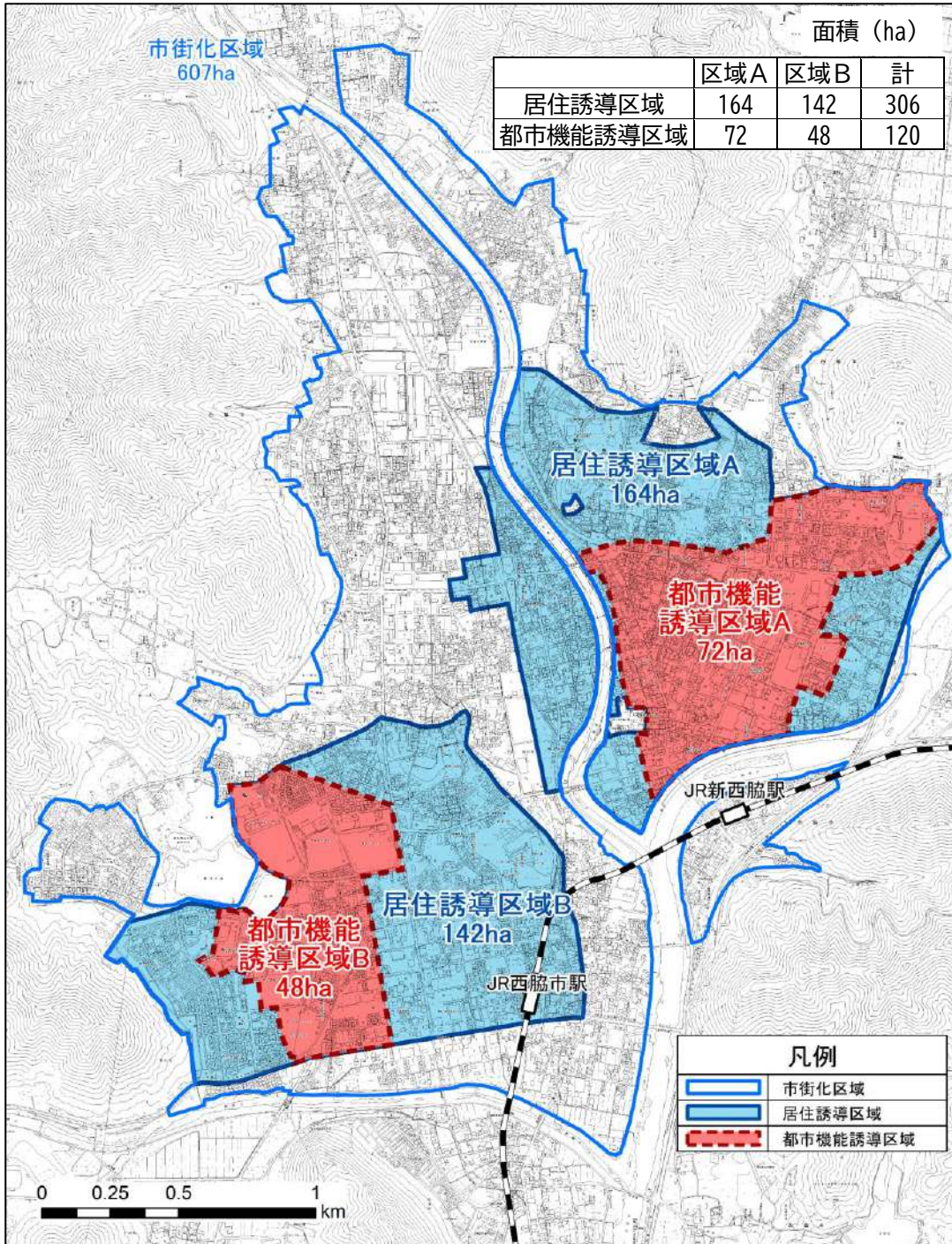
■ (参考) 区域設定根拠図



4 区域設定図（総括図）

本章2-2)で設定した居住誘導区域及び本章3-2)で設定した都市機能誘導区域をまとめると、下図のようになります。市街化区域に対し、居住誘導区域は約50%、都市機能誘導区域は約20%の面積比率となっています。

■区域設定図（総括図）



第4章 防災指針

1 防災指針を策定する背景

近年、全国各地で土砂災害や洪水等による自然災害が多発しており、今後も気候変動の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが懸念されます。このような自然災害に対応するため、令和2(2020)年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。防災指針は、都市の防災に関する機能の確保のため、居住誘導区域における災害リスクに関して定めるものです。

様々な災害のうち、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。また、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることが想定されます。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるなど、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

2 防災指針策定の流れ

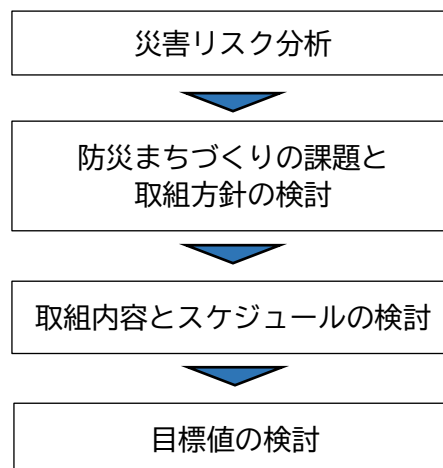
防災指針の検討に当たっては、

- ①災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせによる災害リスクの分析
- ②災害リスク分析を踏まえた防災まちづくりの課題と取組方針の検討
- ③主に居住誘導区域における防災対策・安全確保策等の取組内容とスケジュールの検討
- ④目標値の検討

を行うことが必要とされています。

そこで、まず本市における災害特性を整理した上で、主に居住誘導区域における災害リスク分析と課題の整理、取組方針及び内容の検討を行い、防災指針に定めることとします。

■防災指針の検討フロー



3 本市における災害リスク

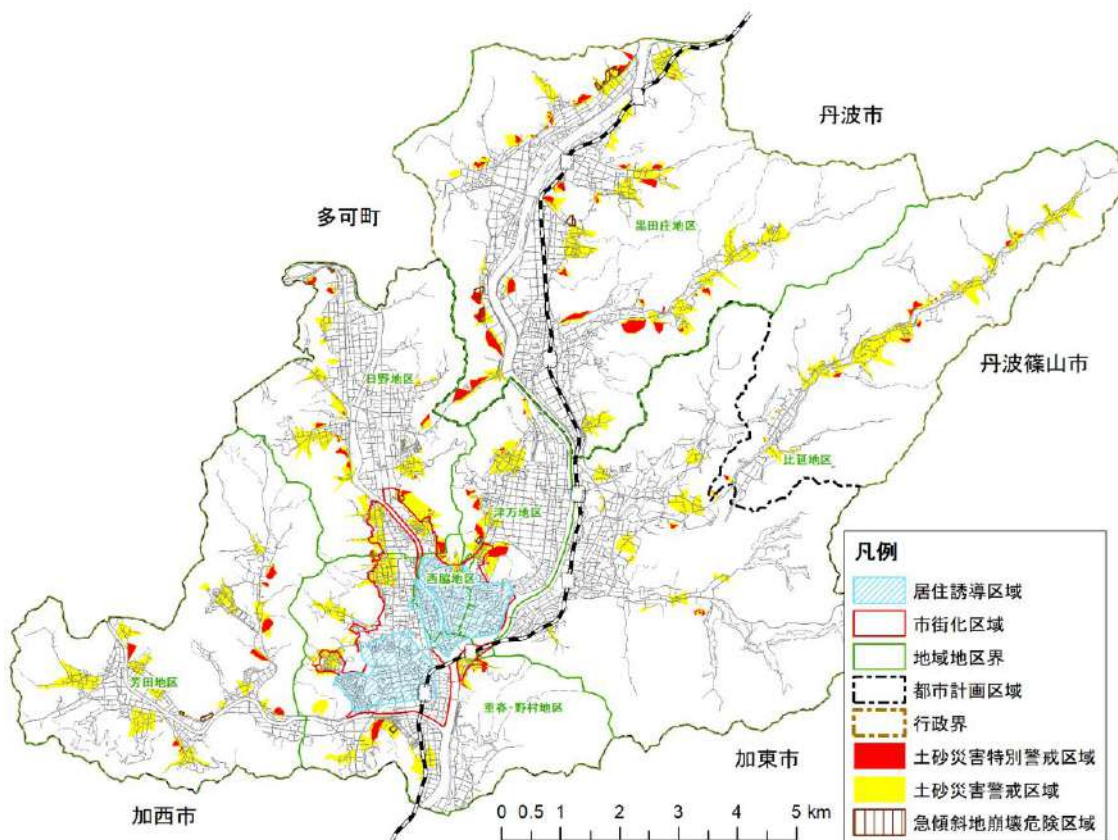
1) 本市における災害特性

(1) 土砂災害

本市は、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあることから、山々や丘陵に囲まれています。この地形的な特徴から、山間部を中心に土砂災害警戒区域等の指定区域が多数分布しています。

- 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条の規定により、居住誘導区域に含まないこととされている。
- 土砂災害警戒区域は、「都市計画運用指針（国土交通省）」により、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきとされている。

■土砂災害ハザード



(出典：国土交通省国土数値情報より作成)

(2) 洪水

本市は、中央部を加古川が流れ、杉原川、野間川沿いの平野部に集落が形成されており、これまでも、風水害による浸水被害が発生してきました。特に、平成16(2004)年10月の台風23号による災害では、加古川が計画高水位を超え浸水被害が発生するなど大きな被害が発生しました。

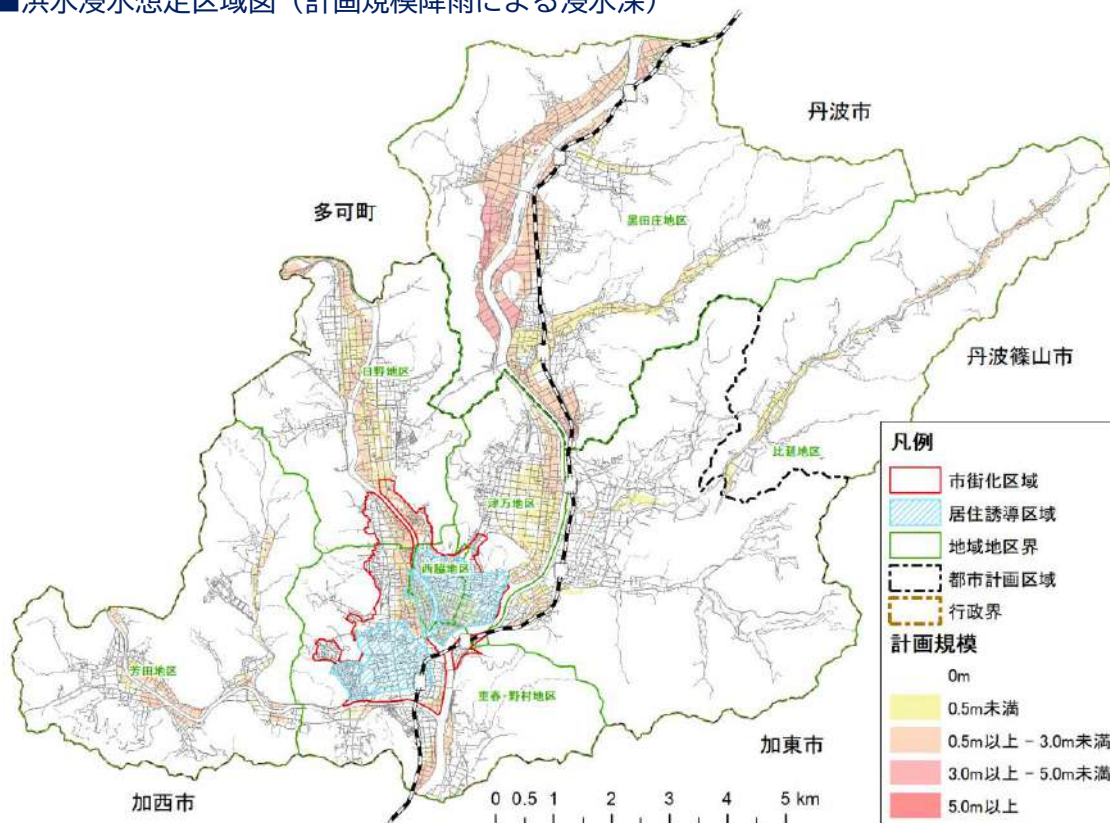
加古川水系における洪水浸水想定区域をみると、加古川水系加古川、杉原川、野間川に沿って広範囲に浸水エリアが指定されています。

特に想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、市街地においても浸水深が5.0m以上の区域もみられます。

また、家屋倒壊の危険のある家屋倒壊等氾濫想定区域についても、加古川、杉原川、野間川沿いにみられます。

- 洪水浸水想定区域は、「都市計画運用指針（国土交通省）」により、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきとされている。

■洪水浸水想定区域図（計画規模降雨による浸水深）



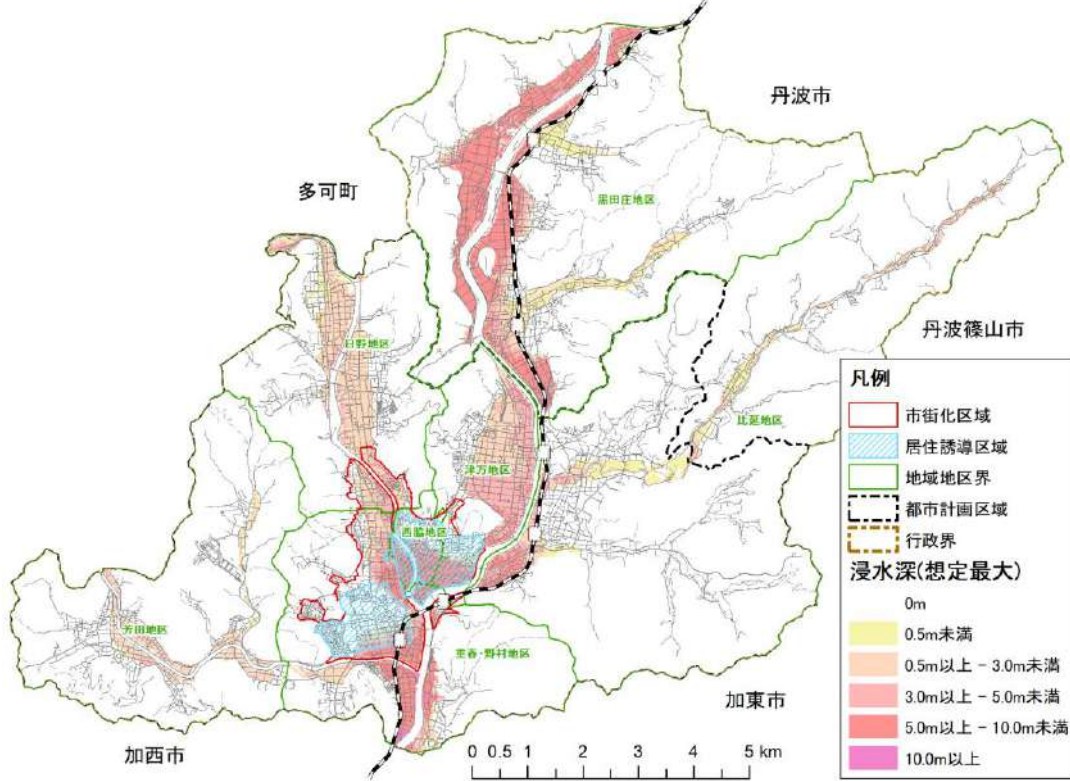
※計画規模降雨での洪水浸水想定区域

河川整備の目標としている降雨により河川が氾濫した場合の洪水浸水想定のこと。

降雨量の想定は西脇市では2日間で288mmとなっている。

(出典：兵庫県)

■洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨による浸水深）

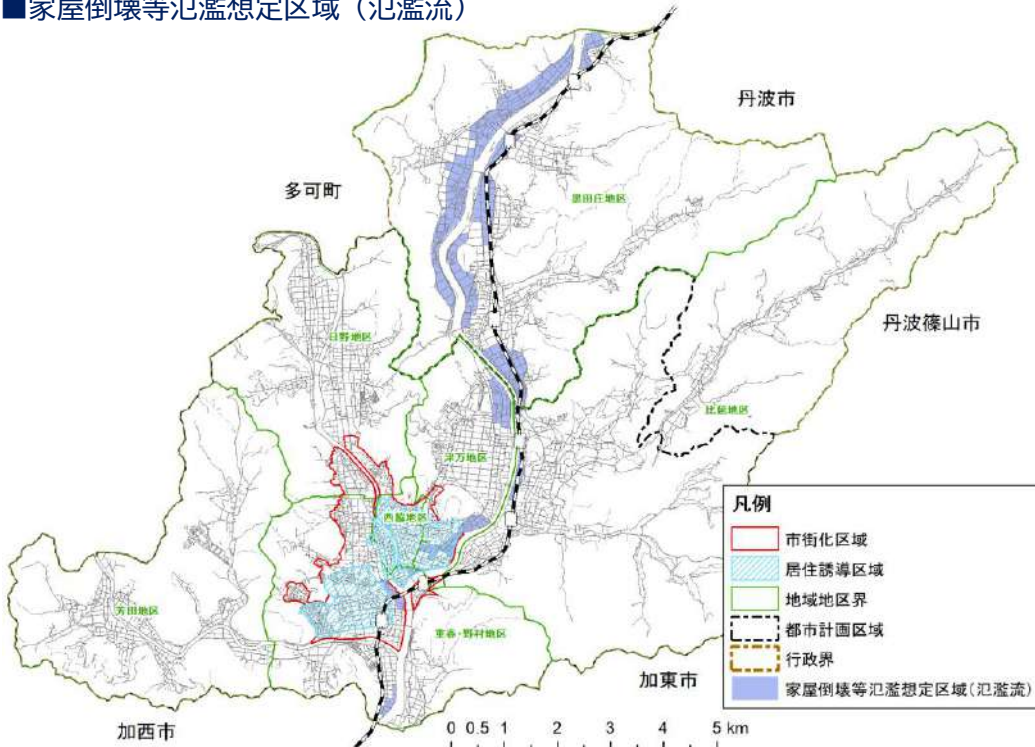


※想定最大規模降雨での洪水浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合の洪水浸水想定のこと。降雨量の想定は西脇市では2日間で750mmとなっている。

（出典：兵庫県）

■家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）



※家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、流速の早い「氾濫流」が発生するおそれのある区域。木造家屋は倒壊するおそれがある。

（出典：兵庫県）

■家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

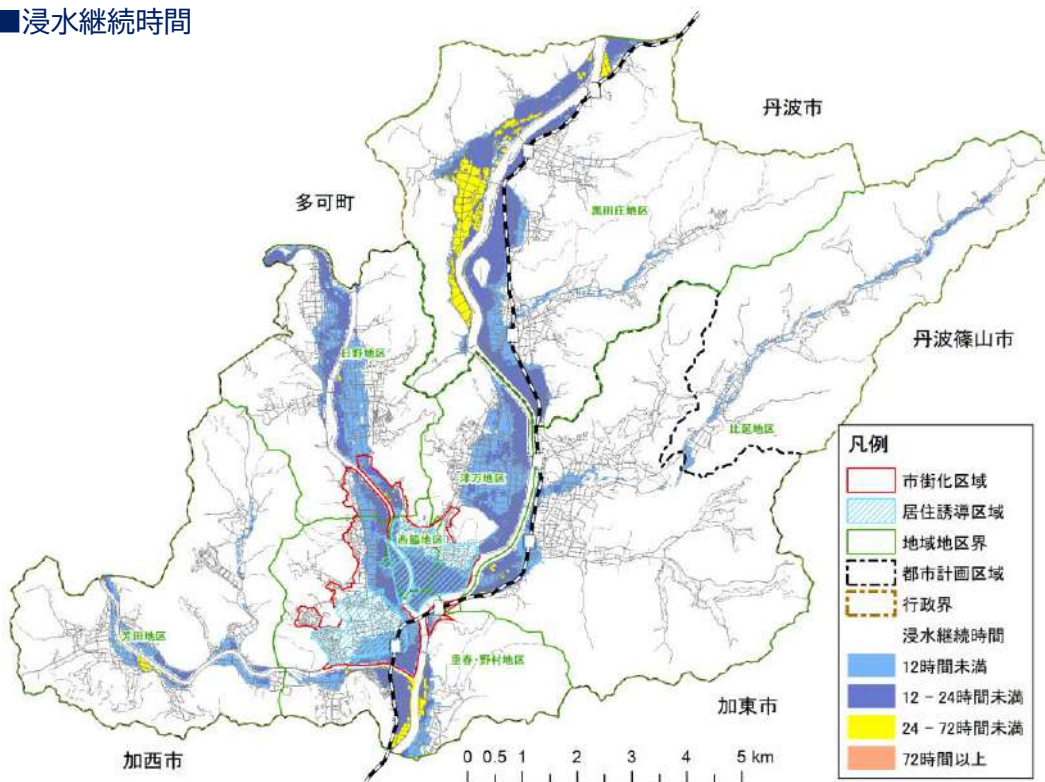


※家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、家屋が倒壊するような「河岸侵食」が発生するおそれのある区域

（出典：兵庫県）

■浸水継続時間



※想定最大規模降雨での浸水想定区域

想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、浸水の深さが50cmを上回ってから50cmを下回るまでの時間を示したもの

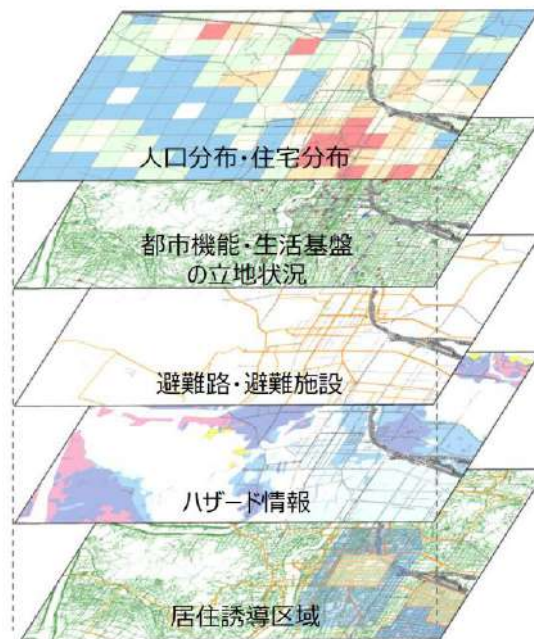
（出典：兵庫県）

2) 居住誘導区域における災害リスク分析

本市の居住誘導区域内における主な災害リスクとしては、地震による建物倒壊や河川の洪水による浸水被害があげられますが、地震災害は、全市的な建物の耐震化対策や不燃化対策等により災害リスクの低減を図るものであることから、ここでは洪水による浸水被害と都市情報を重ね合わせてリスク分析を行います。

ハザード情報	都市情報	分析の視点
■加古川水系河川の洪水 ・浸水深（計画規模） ・浸水深（想定最大） ・家屋倒壊（想定最大） ・浸水継続時間（想定最大）	・高齢者分布 ・避難所 ・防災拠点 ・住宅・建物分布 ・都市機能（医療施設、福祉施設）	・高齢者に危険がないか ・避難施設が活用できるか ・要配慮者や病人の生命維持に危険がないか ・浸水による機能停止がないか ・家屋倒壊の危険がないか ・長期に渡る孤立がないか

■災害リスクと都市情報の重ね合わせイメージ

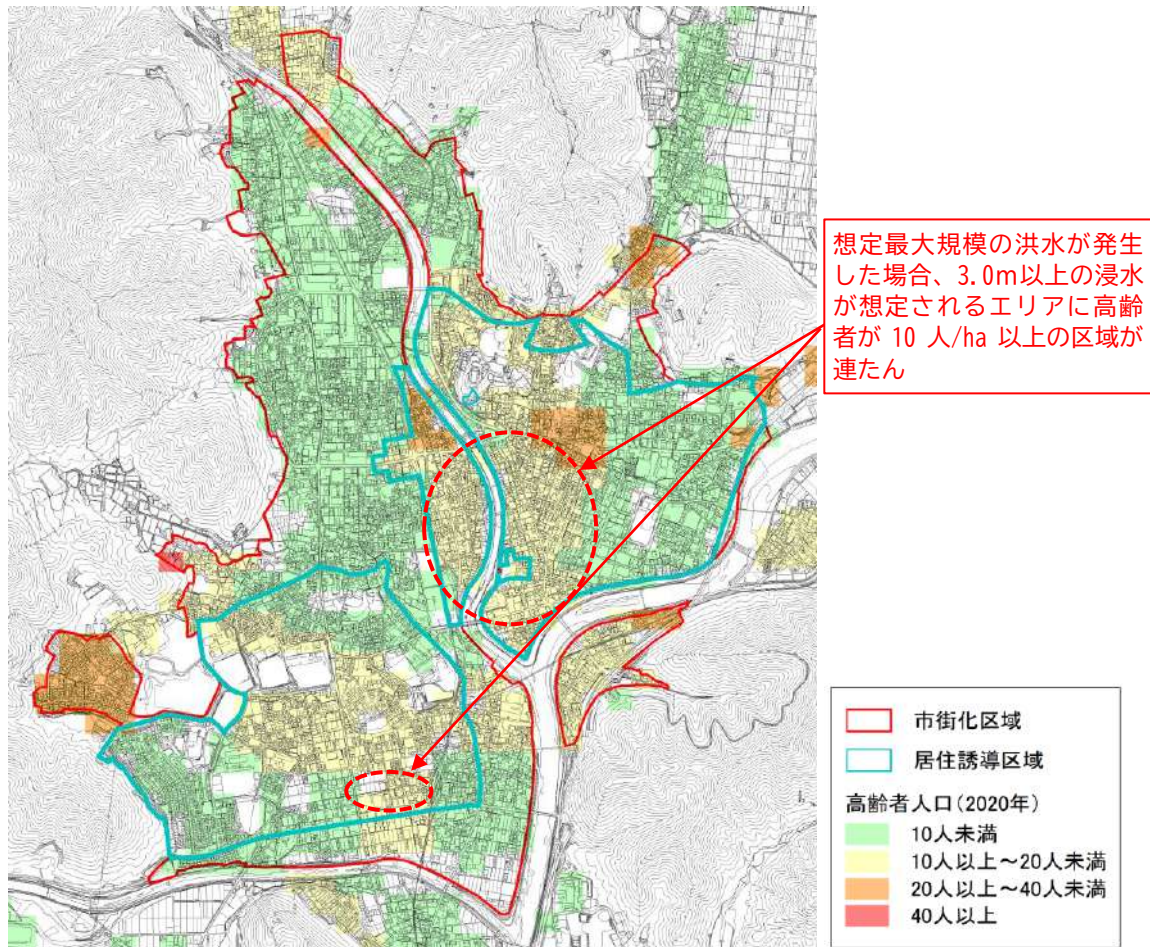


（出典：立地適正化計画制度（国土交通省））

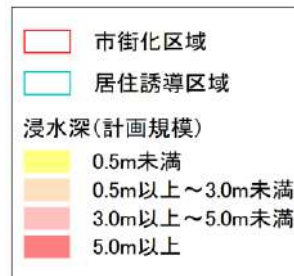
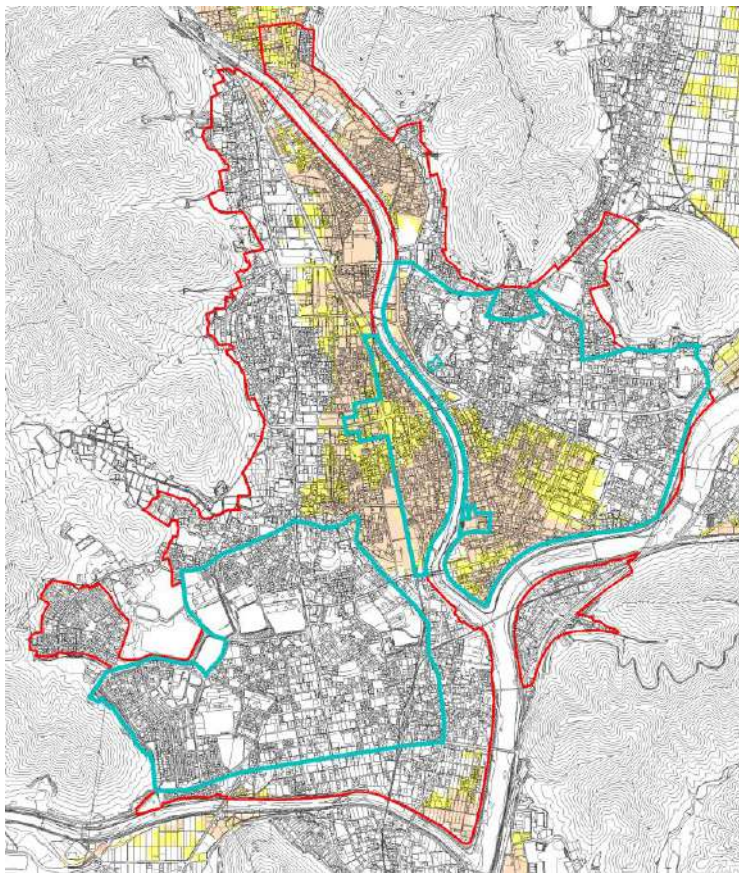
(1) 洪水浸水深（計画規模、想定最大）×高齢者分布

居住誘導区域Aについては、区域の多くが想定最大降雨による浸水想定区域に含まれており、建物の1階部分が水没するとされる浸水深 3.0m以上のエリアにも多くの高齢者が居住しています。

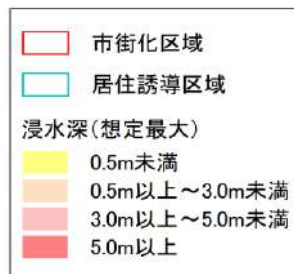
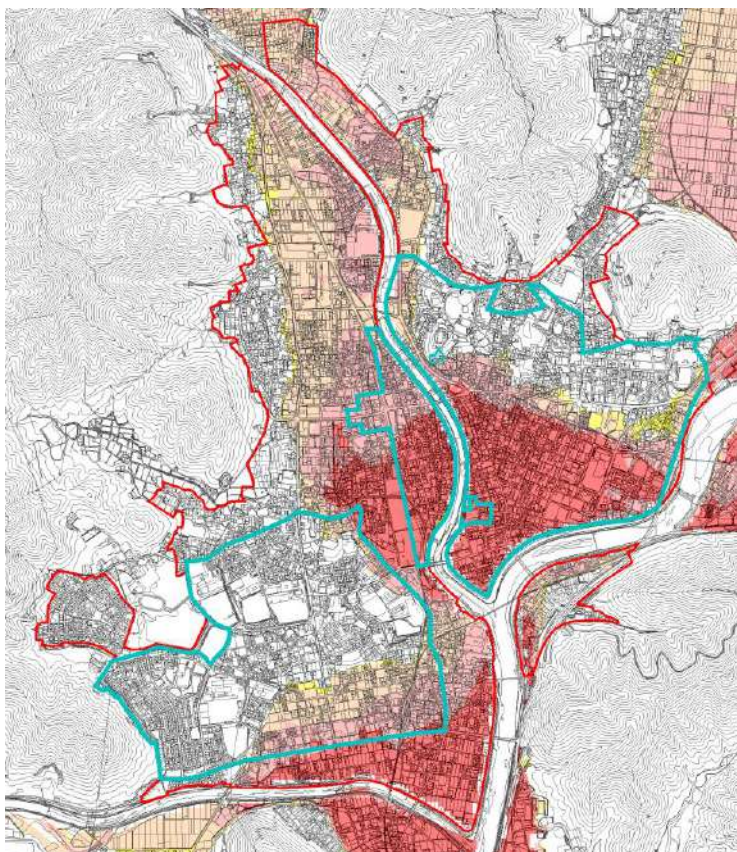
■高齢者分布



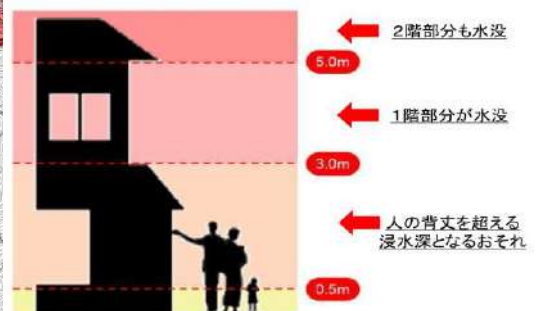
■居住誘導区域と浸水想定図（計画規模浸水深）



■居住誘導区域と浸水想定図（想定最大浸水深）



■参考 浸水深と被害のリスク



(出典：国土交通省)

(2) 洪水浸水深×避難所、防災拠点

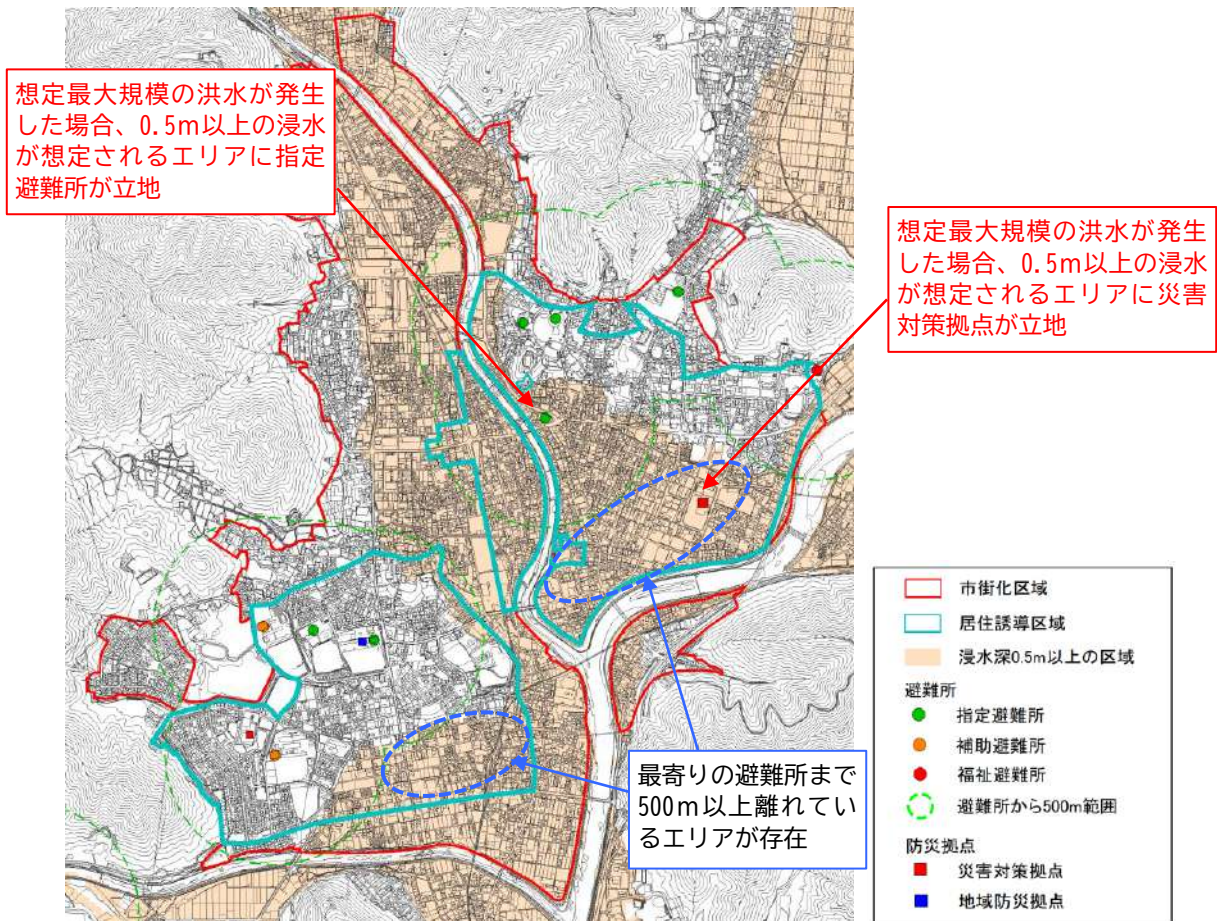
0.5m以上の水深があると大人でも歩行が困難になるとともに、車が浮いたりするなど、避難時の車の使用が危険^{※1}であるとされており、浸水深0.5m以上（想定最大）の区域は、居住誘導区域Aの過半のエリアにみられ、エリア内に指定避難所や災害対策拠点が立地しています。

居住誘導区域Aの南部には、避難所から500m^{※2}以上離れている地域もみられ、これらの地域では高齢者の徒歩での避難が困難であることが懸念されます。

※1 「水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）」より

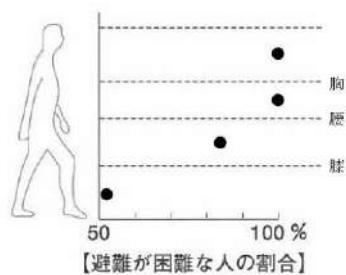
※2 高齢者の一般的な徒歩圏（「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」より）

■浸水エリア（浸水深0.5m以上）と避難地、防災拠点

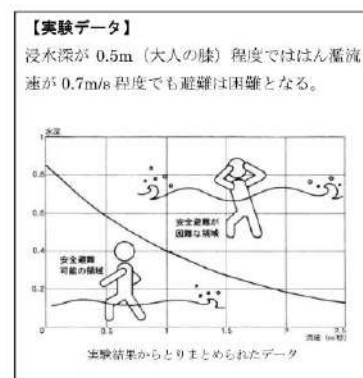


※防災拠点は、西脇市地域防災計画に位置付けられた災害対策拠点（市庁舎、茜が丘複合施設 Miraie（みらいえ））と地域防災拠点（重春小学校）をプロット

■参考 浸水深と避難



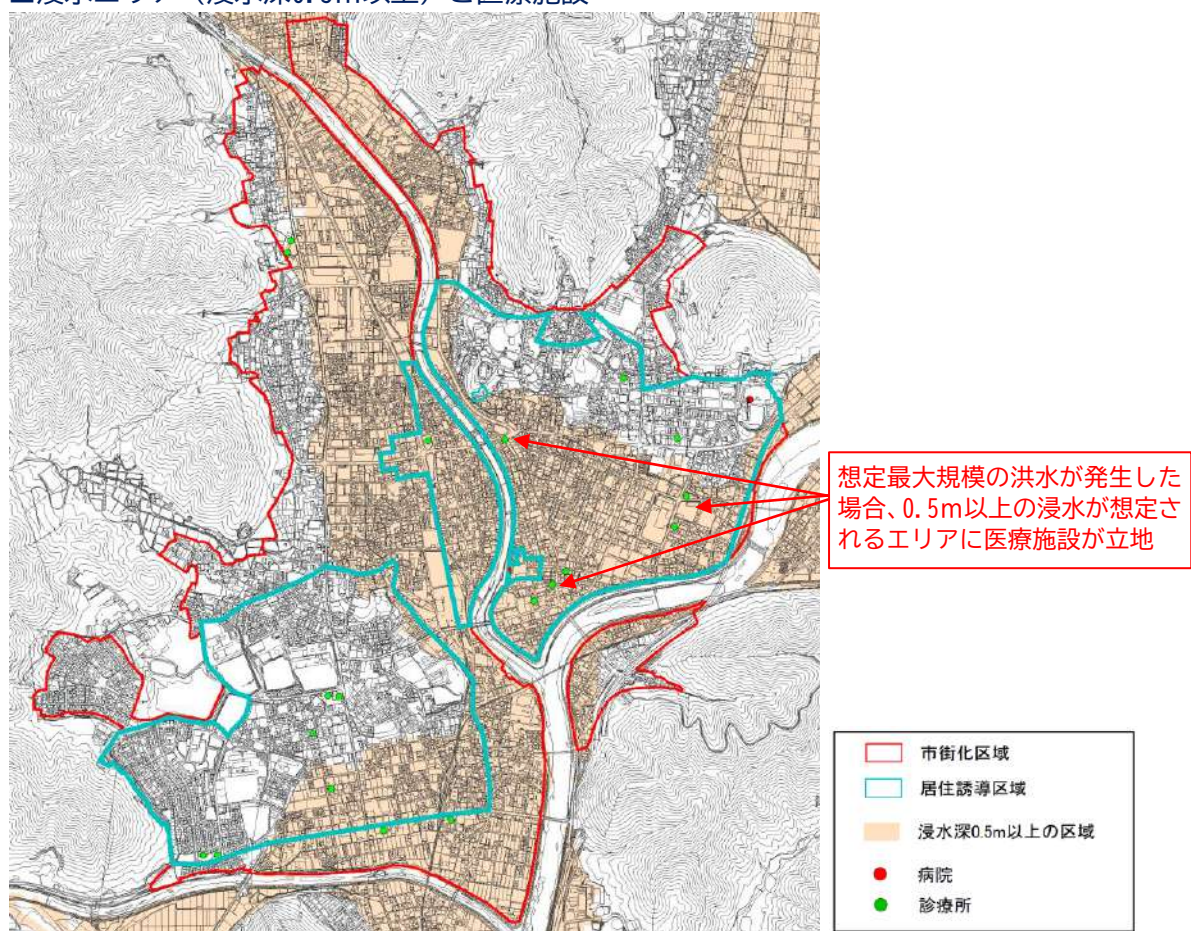
（出典：国土交通省）



(3) 洪水浸水深×医療施設

避難時に危険とされている、浸水深 0.5m以上（想定最大）の区域は居住誘導区域 Aの過半のエリアにみられ、医療施設（診療所）も数か所立地しています。

■浸水エリア（浸水深0.5m以上）と医療施設

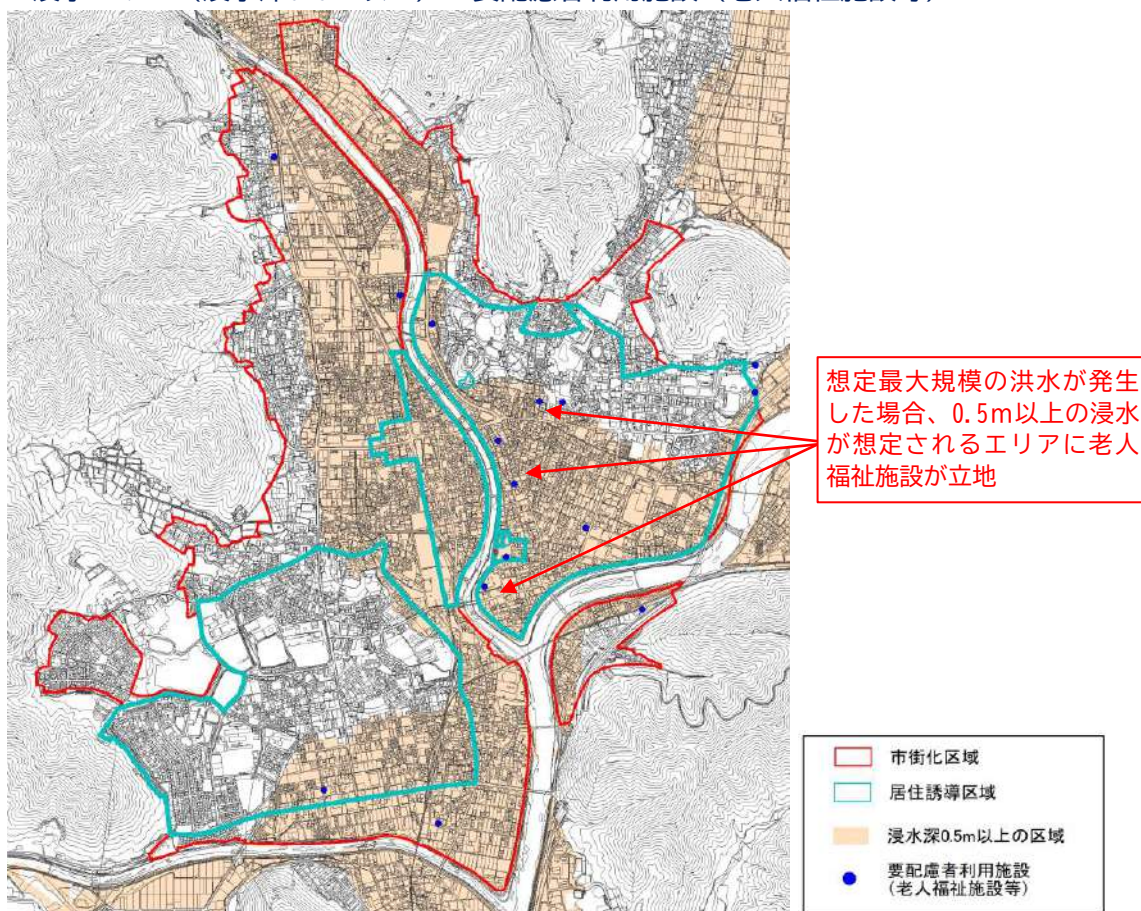


(4) 洪水浸水深×要配慮者利用施設（老人福祉施設等）

平成 30(2018)年の西日本豪雨や令和元(2019)年の東日本台風では、死者の多くが高齢者で占められました。

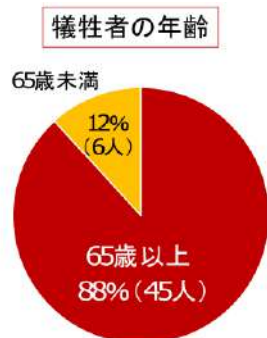
浸水深 0.5m以上（想定最大）の区域は、居住誘導区域Aの過半のエリアにみられ、老人福祉施設も数か所立地していることから、高齢者の安全確保が懸念されます。

■浸水エリア（浸水深0.5m以上）と要配慮者利用施設（老人福祉施設等）



※西脇市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設のうち老人福祉施設等をプロット

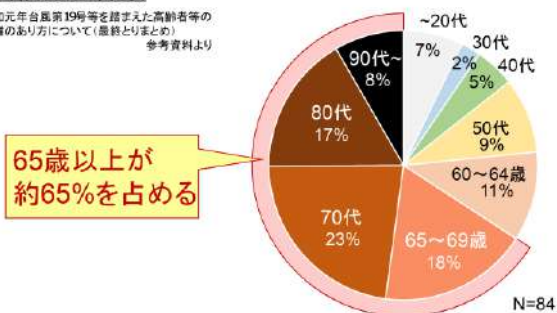
■平成 30 年西日本豪雨 岡山県 倉敷市真備町の被害



■令和元年東日本台風による被害

年齢別死者数

令和元年台風第19号等を襲った高齢者等の避難のあり方について(最終とりまとめ)
参考資料より



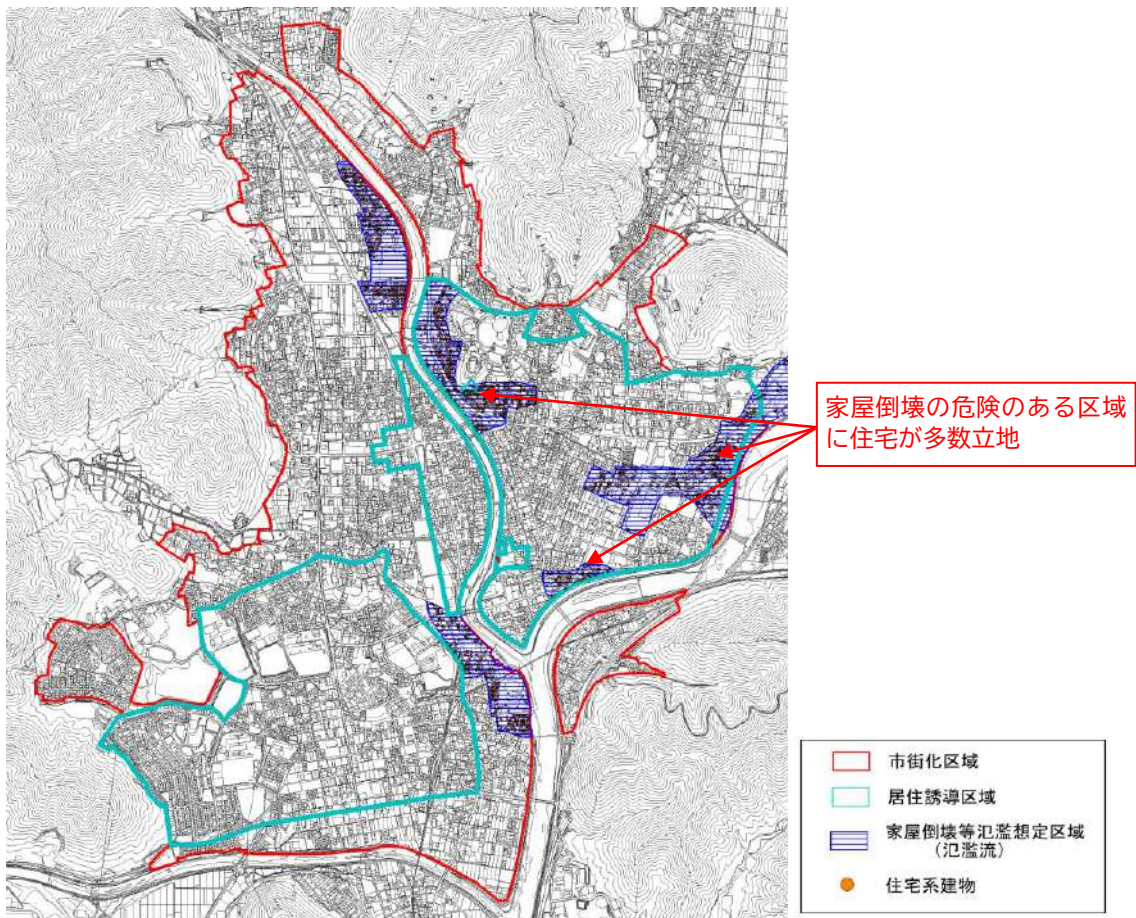
(出典：国土交通省中部地方整備局資料)

(5) 家屋倒壊（氾濫流）×住宅

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域で、居住誘導区域Aの区域内には、河川沿いから市街地にかけて氾濫流区域が広がっており、区域内には多くの住宅系建物が立地しています。

※下図の住居系建物は、都市計画基礎調査の住居施設をプロットしているため、非木造の建物も含まれる。

■家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と住宅分布



■参考 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

氾濫流：河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれのある区域



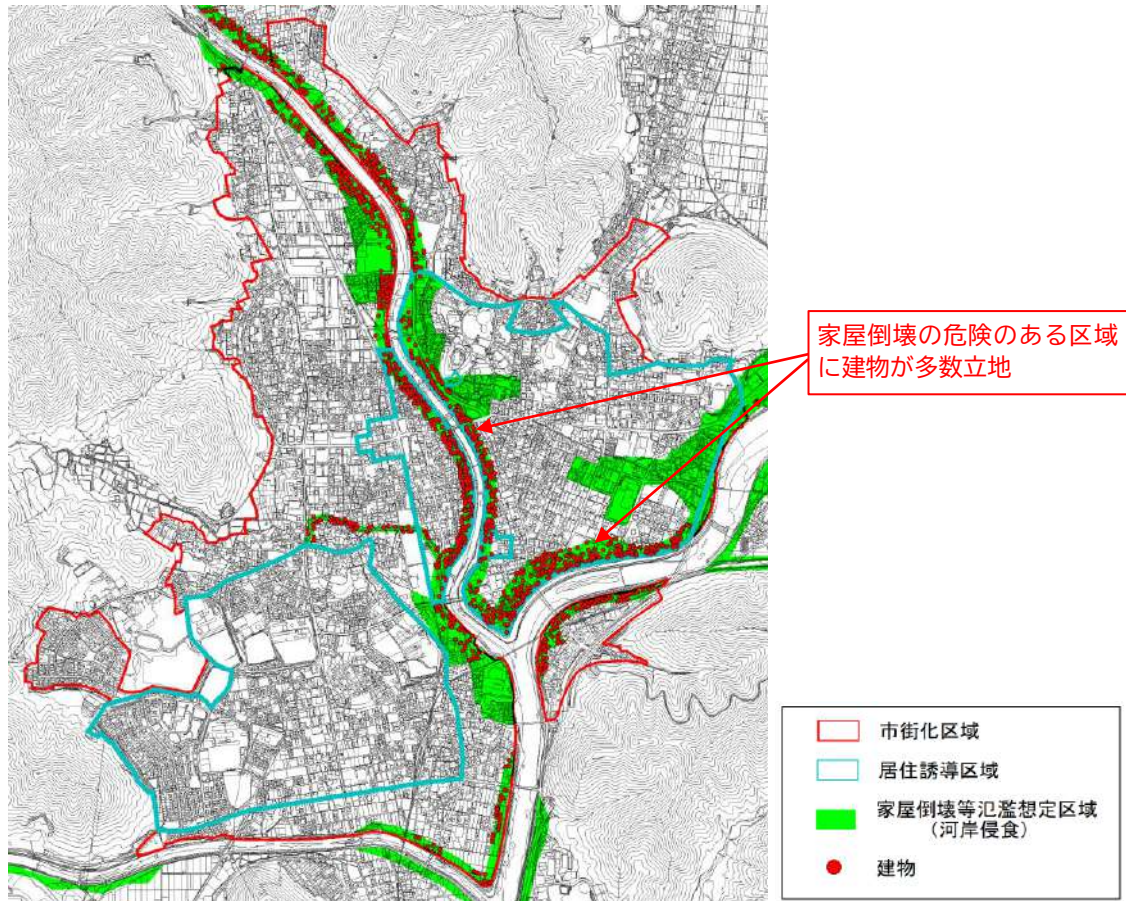
流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

(出典：内閣府)

(6) 家屋倒壊（河岸侵食）×建物

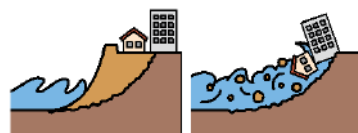
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、洪水時に河岸が侵食され、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域であり、居住誘導区域Aの区域内には、加古川の両岸に沿って多くの建物が立地しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と建物分布



■参考 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

河岸侵食：洪水時に河岸が侵食され、木造・非木造の家屋倒壊のおそれのある区域



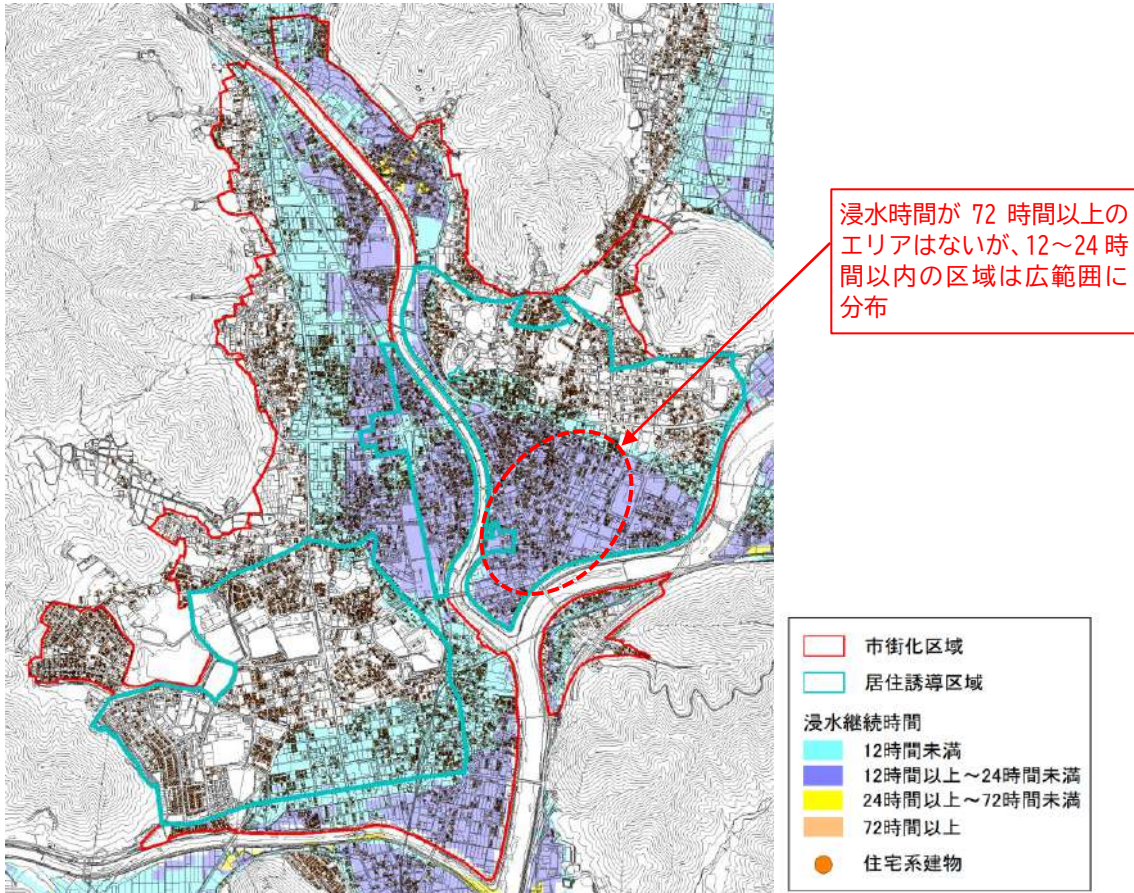
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

(出典：内閣府)

(7) 浸水継続時間×住宅分布

一般的に、災害に備えて最低でも3日分(72時間)の食料備蓄が望ましいとされているところ、居住誘導区域内に浸水継続時間が72時間以上のエリアはありません。12～24時間浸水が継続するエリアは、居住誘導区域Aの区域内に広くみられます。

■浸水継続時間と住宅分布



(出典：兵庫県)

4 防災まちづくりにおける課題と取組方針

1) 防災まちづくりにおける課題

本市の場合、主に居住誘導区域Aの区域内に洪水浸水想定区域が広く指定されており、床上浸水の目安とされる浸水深 0.5m以上（想定最大）の区域にも一定程度の高齢者が居住していることから、避難体制の充実が必要です。

想定最大規模の洪水時に建物の1階が水没するとされている浸水深 3.0m以上となる区域も、居住誘導区域Aの区域を中心に広範囲にみられることから、屋内（垂直）避難では安全確保に課題があります。

また、徒歩や自動車での避難が困難となるとされている浸水深 0.5m以上の区域に指定避難所が立地しているほか、加古川と杉原川が合流する地点周辺には、避難所まで500m以上離れている地域も存在しています。

加古川と杉原川沿川には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）がみられ、これらの地域も屋内（垂直）避難では安全確保に課題があります。

■災害リスクを踏まえた居住誘導区域における防災上の課題

課題①

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）は、河川沿いや市役所周辺などに設定されており、区域内には住宅も立地していることから、リスク低減のための対策が必要です。

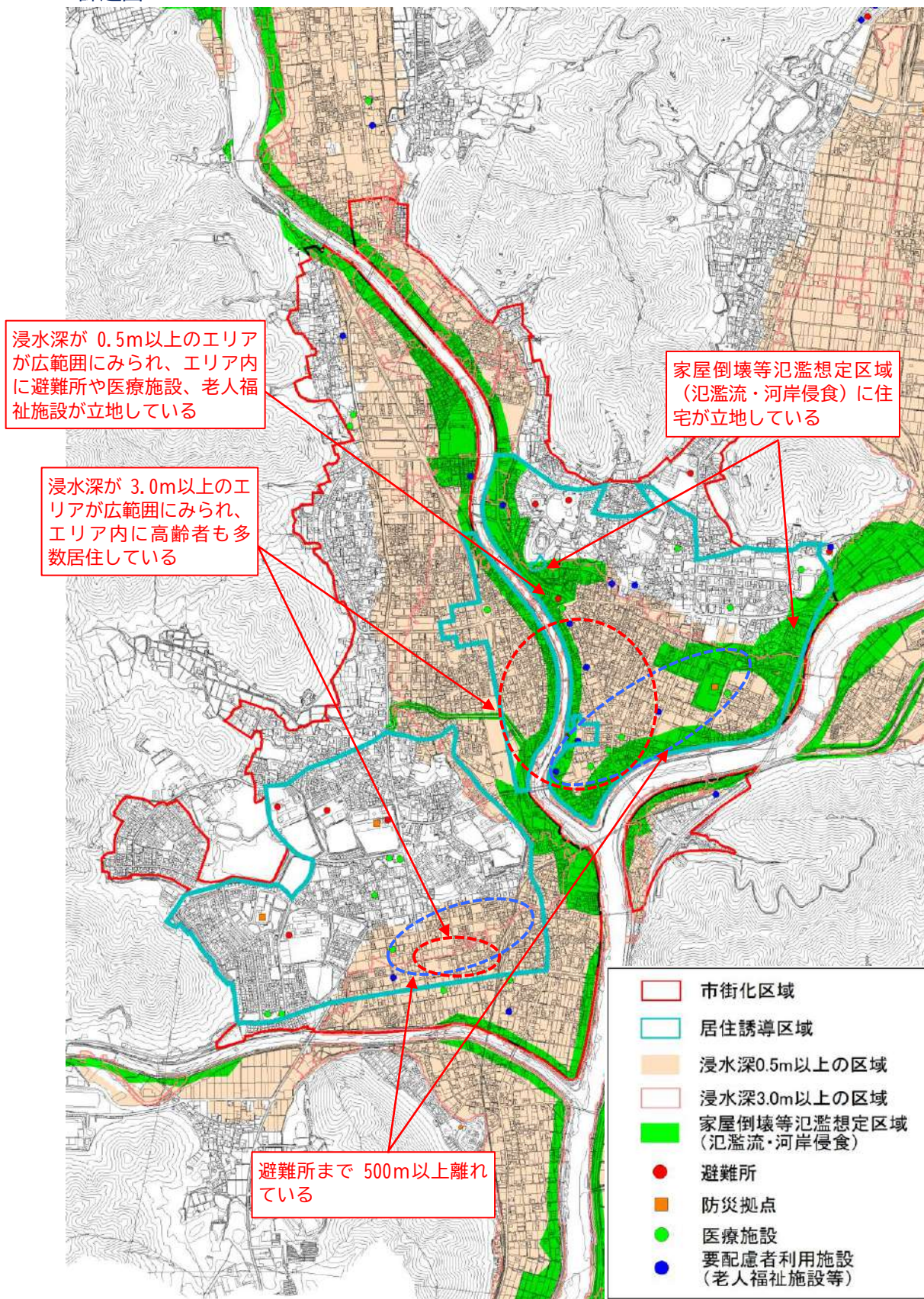
課題②

浸水深が深いエリアとして、建物の1階部分が水没する浸水深 3.0m以上の区域は、計画規模の洪水では見られませんが、想定最大規模の洪水においては居住誘導区域Aの過半の区域が該当するため、防災対策の強化が必要です。

課題③

徒歩や自動車での避難が困難となる浸水深 0.5m以上のエリアに避難所や防災拠点、医療施設、老人福祉施設等が立地しており、避難体制の充実が必要です。

■課題図



2) 防災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

防災指針では、以下の対応方針の検討を行うことが必要とされています。

- ・災害ハザードエリアにおける立地規制、建築規制（災害リスクの回避）
- ・災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを居住誘導区域から除外することによる立地誘導（災害リスクの回避）
- ・ハード、ソフトの防災・減災対策（災害リスクの低減）

本市は、居住誘導区域の広い範囲で浸水が想定されており、想定される災害による被害を全て防ぐことは困難ですが、ハード対策とソフト対策の両面から防災・減災に取り組むことによって、災害リスクを可能な限り小さくすることが重要です。

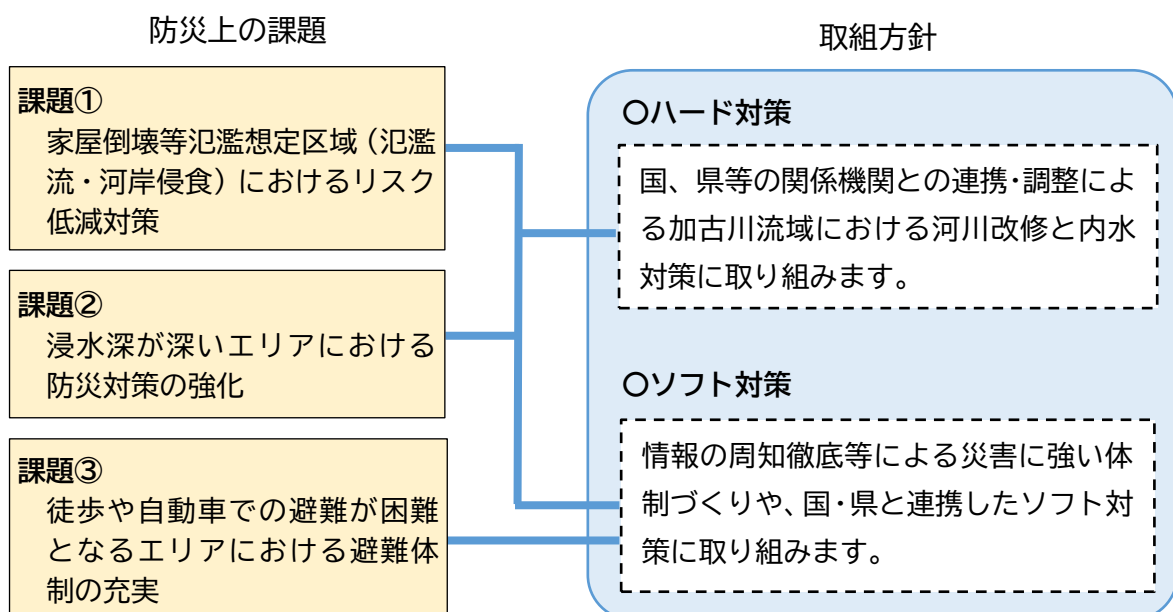
そのためには、市民や事業者と行政が一体となって地域の防災力を高めることによって防災・減災のまちづくりを進めることが必要であり、次のとおり防災まちづくりの将来像を設定します。

〈防災まちづくりの将来像〉

みんなで守る みんなで築く 防災・減災まちづくり

(2) 防災まちづくりの取組方針

防災まちづくりの課題と将来像を踏まえ、ハード及びソフト対策の推進により、都市の防災性の向上を図ります。

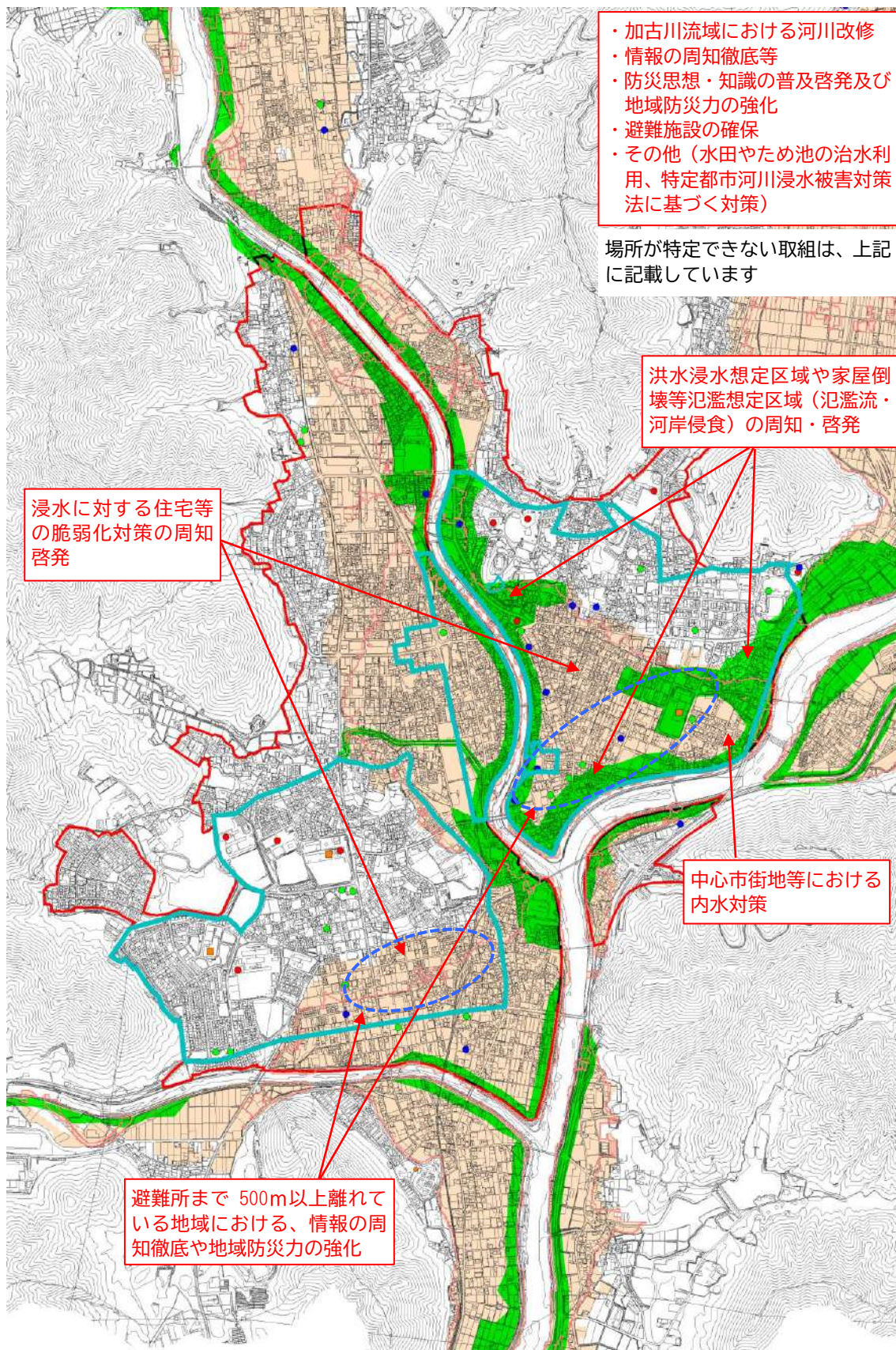


5 取組内容、スケジュール及び目標値

1) 取組内容

取組内容 (目的・概要)	
ハード対策	<p>加古川流域における河川改修</p> <p>【目的】 台風や集中豪雨等による浸水被害の低減を図る。</p> <p>【概要】 ・加古川水系流域治水プロジェクトや加古川水系加古川中流圏域河川整備計画に基づく、河道掘削、築堤、護岸整備、横断工作物改築（橋梁、堰）等の治水対策 ・市管理河川の改修</p>
	<p>中心市街地等における内水対策</p> <p>【目的】 中心市街地等における内水対策により治水安全度向上を図る。</p> <p>【概要】 ・「ながす」「ためる」「そなえる」の考えの下、地域一体での内水対策の促進 ・幹線排水路、樋門等の改良、排水ポンプ等の整備 ・雨水ポンプ場の適切な維持管理</p>
ソフト対策	<p>情報の周知徹底等</p> <p>【目的】 災害リスクの周知によるリスクの低減を図る。</p> <p>【概要】 ・ハザードマップによる、浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）・避難所等の周知啓発 ・にしわき防災ネット登録の啓発・促進 ・浸水に対する住宅等の脆弱化対策の周知啓発 ・避難発令時の防災無線・にしわき防災ネット・市ホームページ・各SNSでの市民への周知、防災マップの配布 ・個別の避難計画の作成支援（個別避難計画 等）</p>
	<p>防災思想・知識の普及啓発及び地域防災力の強化</p> <p>【目的】 防災思想や知識の普及啓発及び地域防災力の強化を図る。</p> <p>【概要】 ・水の学習会の開催 ・自治会への地区防災計画の作成・更新依頼 ・避難訓練を含む自主防災訓練の実施</p>
	<p>避難施設の確保</p> <p>【目的】 避難におけるリスクの低減を図る。</p> <p>【概要】 ・民間施設との連携促進</p>
	<p>その他</p> <p>【目的】 その他、各種取組の検討及び国・県との連携により、浸水拡大の抑制や被害の低減を図る。</p> <p>【概要】 ・水田やため池の治水利用 ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策</p>

■ 取組図







2) 取組スケジュール

種別	施策	重点的に実施する地区	実施主体	実施時期の目標		
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
ハード対策	加古川水系流域治水プロジェクト等に基づく治水対策	加古川中流域	国、県	→		
	- 西脇工区	沖田井堰上流、和田井堰上流	県	R9 →		
	- 西脇工区	鹿野大橋上流左岸、緯度橋上流左岸	県	R15 →		
	- 蒲江工区(未整備)	福地川合流地点から畑瀬橋上流	県	R15 →		
	市管理河川の改修	市全域	市	→		
	雨水ポンプ場の維持管理	中心市街地	市	→		
	幹線排水路、樋門等の改良、排水ポンプ等の整備	中心市街地	市	→		
ソフト対策	浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)・避難所等の周知啓発	居住誘導区域(ハザードエリア内)	市	→		
	にしわき防災ネット登録の啓発・促進	市全域	市	→		
	住宅等の脆弱化対策の周知啓発	居住誘導区域(ハザードエリア内)	市	→		
	避難発令時の周知、防災マップ配布	市全域	市	→		
	個別避難計画の作成支援	市全域	市	→		
	水の学習会の開催	市全域	市	→		
	地区防災計画の作成・更新依頼	市全域	市	→		
	自主防災訓練の実施	市全域	市	→		
	民間施設との連携促進	居住誘導区域(ハザードエリア内)	市	→		
	水田やため池の治水利用	市全域	市	→		
	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策	市全域	国、県	指定 →	→	

3) 目標値の設定

防災指針に基づく取組の進捗状況を評価する指標及び目標値を、以下のように設定します。

■評価指標と目標値

評価指標	基準値	推計値	目標値
	令和6(2024)年	令和22(2040)年	令和22(2040)年
にしわき防災ネット登録者数 ^{※1}	8,608人	—	 約30%増(対基準値) 11,000人 ^{※2}
地区防災計画作成件数 ^{※1}	80件 (全自治会数)	—	 現状の維持 ^{※3} (全ての自治会で地区 防災計画を作成)
災害に強いまちになってきていると感じる市民の割合 ^{※4}	32.3%	 令和2年から6年で 11%減	 約18%増(対基準値) 50% ^{※5}

※1 西脇市強靱化計画後期計画における目標指標と整合を図るために設定

※2 西脇市強靱化計画後期計画では、令和12(2030)年の目標値を10,000人と設定しているが、これは「にしわき防災ネット」登録者割合が、毎年約1%ずつ増加することに相当するため、令和22(2040)年の登録者割合を40%と仮定し、推計人口に乗じて算定

※3 現状において全ての自治会で地区防災計画の策定が完了している。今後、自治会の統合も想定されることから、現状の維持を目標とする。

※4 西脇市まちづくり市民アンケートにおいて、「災害に強いまちになってきている」との設問で「そう思う」、「やや思う」と回答した人の割合

※5 令和3(2021)年の調査では、「そう思う」、「やや思う」と回答した人の割合が47.6%だったため、それを上回る目標を設定

第5章 計画の推進・進行管理

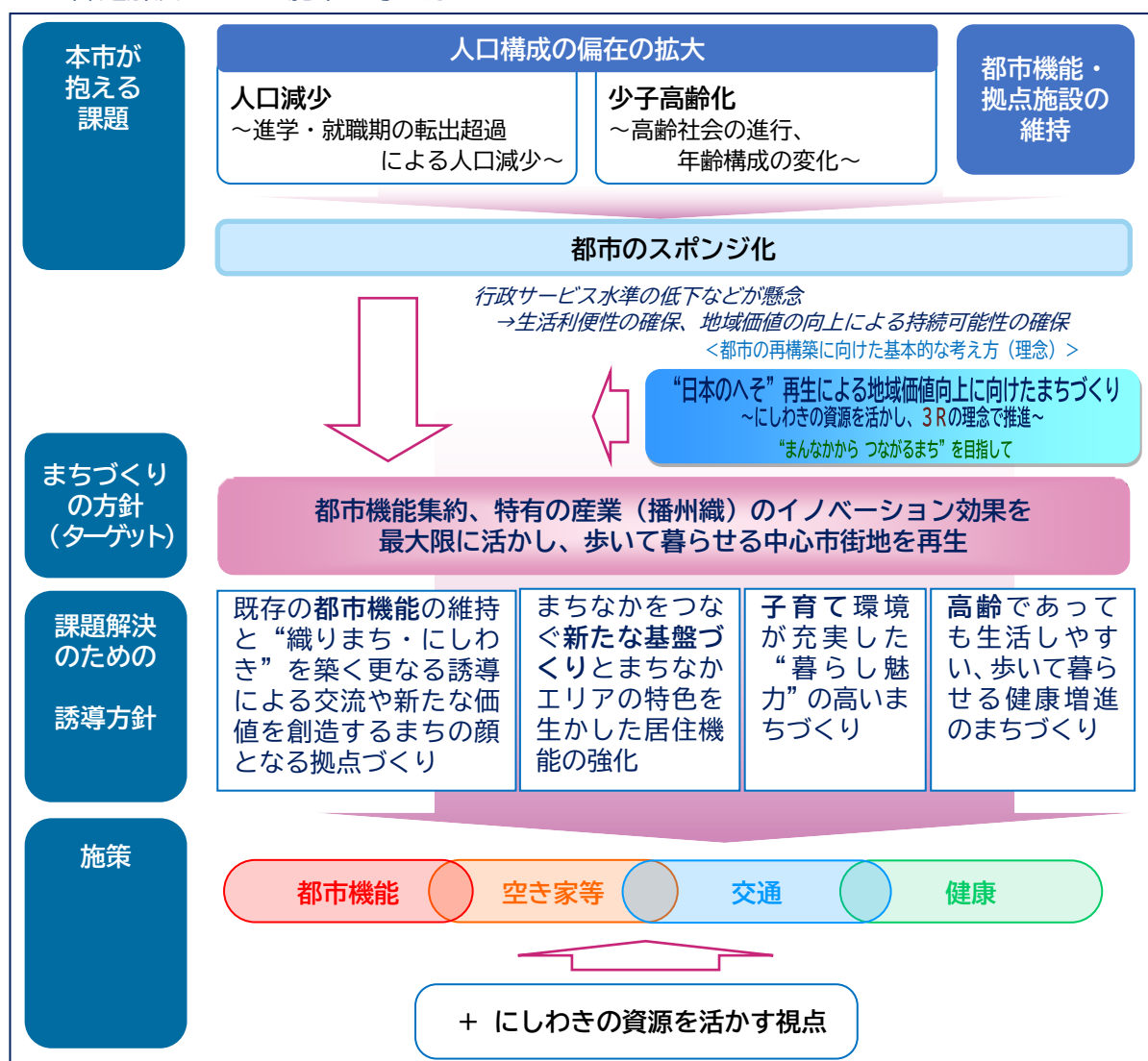
1 居住及び都市機能の維持・誘導を図るための施策

1) 誘導施策

立地適正化に向けたまちづくりの実現に向け、施策間連携を図りつつ、居住及び都市機能を維持・誘導するための施策を講じていきます。

誘導施策は、本市の最上位計画である「西脇市総合計画」や、人口減少を克服し地方創生を目指す「西脇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のほか、公共交通や公共施設などの他分野の関連計画を踏まえて設定するものであり、本市が独自に講ずる施策、国の支援を受けて本市が行う施策、国が直接行う施策があり、本計画においては、基本方針を踏まえ、次のように定めます。

■課題解決のための施策の考え方



○居住及び都市機能誘導区域における誘導施策

居住誘導及び都市機能誘導に関する基本方針を実現するため、居住及び都市機能を維持・誘導するための施策、その目的・概要を次に示します。

■誘導方針

- 既存の都市機能の維持と“織りまち・にしわき”を築く更なる誘導による交流や新たな価値を創造するまちの顔となる拠点づくり
- まちなかをつなぐ新たな基盤づくりとまちなかエリアの特色を生かした居住機能の強化
- 子育て環境が充実した“暮らし魅力”の高いまちづくり
- 高齢であっても生活しやすい、歩いて暮らせる健康増進のまちづくり

■誘導施策

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能誘導区域		左記以外
		A	B	
都市機能	<p>公共施設の複合化による都市機能を拠点エリアへ集約整備</p> <p>【目的】暮らしやすさの確保とあわせ、機能集約による財政負担の軽減を図る。</p> <p>【概要】地域の活性化や交流促進、健康増進活動の支援や文化芸術活動をはじめとする幅広い市民交流の場となり、雇用創出などに資するような市民交流施設（機能集約を備えた複合施設）を維持する。</p> <p>子育て・教育機能が集積する拠点施設を維持する。</p>	○	○	－

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能 誘導区域		左記 以外
		A	B	
空き家等	空き家・空き店舗の活用 【目的】既存ストックのリノベーションによる良好な居住・生活空間の創出、ビジネスユースの促進を図る。 【概要】空き家等活用に係る補助制度（重点配分）を検討し、誘導区域への居住・都市機能誘導を促す。 ※参考：現行制度「西脇市空き家活用支援事業補助金」	○	○	○
	空き家・空き地等取引の仲介 【目的】既存ストックの活用による良好な居住空間の創出を図る。 【概要】空き家バンクの活用により、居住誘導を促す。	○	○	○
	低未利用地の有効活用 【目的】密集市街地の改善により、良好な居住空間の創出を図る。 【概要】「低未利用地土地権利設定等促進計画」の策定を検討し、狭小敷地の一体利用の促進を図る。	○	○	○
交通	利便性の高い公共交通網の形成 【目的】まちなかの都市機能間、まちなかと地域間のネットワーク化により、移動の円滑化を図る。 【概要】ループバス、デマンド型交通乗合タクシーなどの利用促進を図る。併せて、利用しやすい公共交通サービスの充実を図る。 ※「西脇市地域公共交通計画」との連携	○	○	○
健康	歩行空間の整備 【目的】誘導施設へのアクセス向上と健康増進に資する歩行空間のネットワークを創出する。 【概要】整備重要路線において、歩行空間の整備を行う。また、ウォーキングコースの整備を行う。	○	○	○

○：対象、－：対象外

誘導するための施策 (目的・概要)		居住誘導区域		
		都市機能 誘導区域		左記 以外
		A	B	
その他	道路の整備 【目的】 まちなか区域の主要幹線道路及び生活道路の整備により、公共交通路線の交通流の円滑化を図る。 【概要】 市民交流施設などの誘導施設周辺の道路整備を行う。	○	○	○
	区画整理等による居住機能の強化 【目的】 魅力ある市街地づくりを図る。 【概要】 (都)和布郷瀬線(通称：南北道路)沿道地区において、面整備手法を活用したまちづくりを進める。茜が丘において、若者や子育て世帯に対する移住定住促進を図る。	○	○	○
	公共空間の創出 【目的】 ゆとりある公共空間の確保を図る。 【概要】 建替時のセットバックや空き地活用によりパブリックスペースを充実させる。	○	○	○
	若者向けの学び場、人材育成の場の創出 【目的】 基幹産業(播州織)のブランド化 【概要】 素材産業からの脱却を図り、製品化までを一貫して行い播州織のブランド化に資するため、デザイナーなどの誘致、育成へつなげる場の創出	○	○	－
	国の支援の活用 【目的】 誘導施設の建設に伴う負担軽減 【概要】 誘導区域外から区域内への事業用資産の買替特例(課税繰延べ)などの誘導施設に対する税制上の特例措置 一般財団法人民間都市開発推進機構(MINTO機構)による金融上の支援措置	○	○	－

2) 公共交通ネットワークに関する施策

本市では、「第2次西脇市都市計画マスタープラン」において、土地利用計画や道路など都市づくりの基本的な方向性を示しています。交通施設の方針としては、①円滑で快適な道路交通ネットワークの形成、②計画的な道路整備の推進、③人にやさしい道路空間の整備促進、④公共交通及び交通結節機能の強化を掲げています。

本計画に掲げる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現においては、鉄道、路線バス、コミュニティバスをはじめとした公共交通が「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、まちなかの移動の円滑化や交通拠点の強化を図る上でも、公共交通ネットワーク全体の強化が、コンパクトな都市の実現に必要となってきます。

以上の点を踏まえ、「第2次西脇市都市計画マスタープラン」における交通施設の方針を踏まえつつ、本計画で掲げる将来都市構造を実現するため、「西脇市地域公共交通計画」などに基づく公共交通施策と連携した取組を検討し、展開していきます。

3) 公的不動産の活用方針

都市機能の維持・誘導、そして充実に当たって、比較的小さな市街化区域に居住及び都市機能がコンパクトに集積する本市においては、まとまった一定規模の用地の確保が課題といえます。また、都市機能の誘導に当たっては、公共によるものだけでなく、民間の力を活用し、公民連携で推進することが望まれます。

既存の公的不動産や、施設の複合化などによって新たに生み出される公的不動産の活用にあたっては、将来を見据えた適正な公共施設の配置を進めていく必要性から、「西脇市公共施設等総合管理計画」とも連携・整合を図り、民間の力を活用した公的不動産の有効活用を図ります。

4) 低未利用地の有効活用と適正管理のための指針

本来、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、有効に利用されていない空き地、空き家、空き店舗、工場跡地などの未利用地や、周辺の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い駐車場などの低利用地は、適切な管理を促すだけでなく、有効利用を促すことが必要です。

本市では、市内全域の全ての空き家などを対象として、活用及び除却への支援や適正管理についての施策を「西脇市空家等対策計画」で定めているところです。

これらの取組を踏まえ、特に居住誘導区域内では適切な管理を促します。また、複数の土地の利用権などの交換・集約、区画再編を通じて、低未利用地を一体敷地とすることにより活用促進につながる場合、低未利用地の地権者などと利用希望者とを行政がコーディネートすることなども今後検討します。都市機能誘導区域内では、管理だけでなく都市機能誘導区域にふさわしい利用についても促します。

そこで、低未利用地の有効活用と適正管理のための指針などを次のように定めます。

■低未利用土地利用等指針

種 別	指 針
利用指針	<p>【都市機能誘導区域内】 オープンカフェや広場など、商業施設、医療施設などの利用者の利便性を高める施設としての利用を推奨すること。</p> <p>【居住誘導区域内】 リノベーションによる既存住宅の再生及び良好な居住環境整備のための敷地統合などによる利用を推奨すること。</p>
管理指針	<p>【空き家】 定期的な空気の入れ換えなどの適切な清掃を行うこと。</p> <p>【空き地等】 雑草の繁茂及び害虫の発生を予防するための定期的な除草や、不法投棄などを予防するため、柵の設置などによる適切な措置を講じ、適切な管理を行うこと。</p>

2 届出制度

居住機能及び都市機能の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法の規定に基づき、次のとおり届出が必要となります。






なお、届出は次頁の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に、原則としてこれらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。届出内容に支障がある場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。また、届出義務については本計画の公表時から発生します。

さらに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。当該措置は、既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて対処する機会を確保するためのものです。

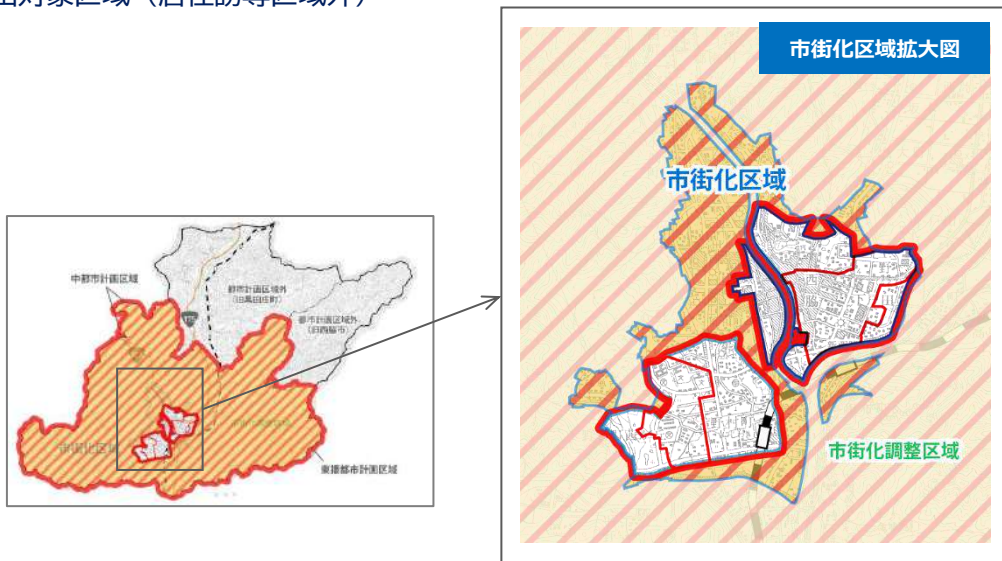
1) 居住誘導区域外

■住宅の建築などに係る届出（都市再生特別措置法第88条）

○居住誘導区域外における住宅開発などの動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に届出が必要

○開発行為	○建築等行為
<p>① <u>3戸以上の住宅</u>の建築目的の開発行為</p> <p>② <u>1戸又は2戸の住宅</u>の建築目的の開発行為で、その規模が <u>1,000 m²以上</u>のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300 m² 1戸の開発行為  届</p> <p>800 m² 2戸の開発行為  不要</p>	<p>① <u>3戸以上の住宅</u>を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅など①とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

■届出対象区域（居住誘導区域外）



※開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部が区域外にある場合は、届出対象

2) 都市機能誘導区域外

■誘導施設の建築などに係る届出（都市再生特別措置法第108条）

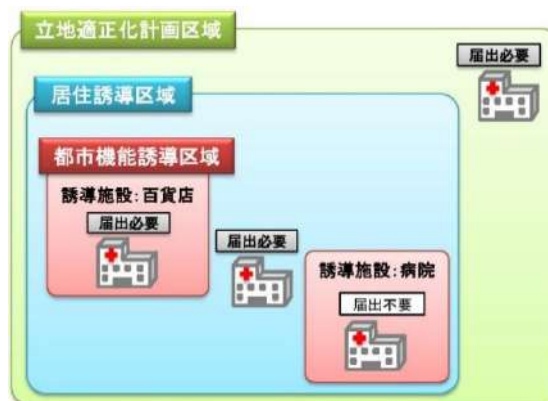
○都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合に必要

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○建築等行為

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

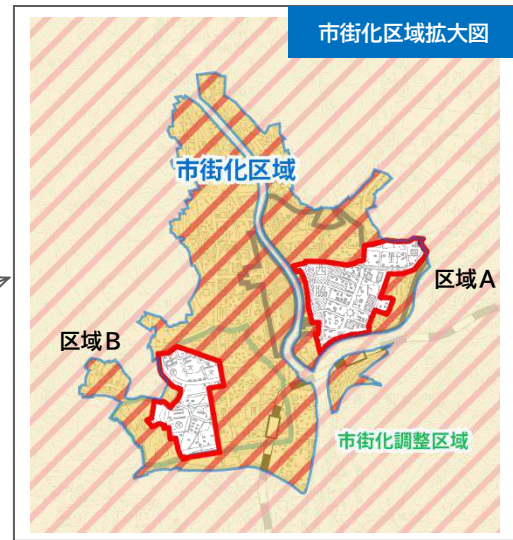
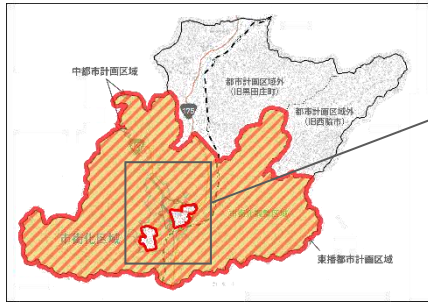


■届出の対象となる施設及び区域

届出対象施設		届出が不要な区域	届出が必要な区域
交流施設	市民交流施設	都市機能誘導区域A 都市機能誘導区域B	
文化施設	図書館	都市機能誘導区域B	
行政施設	市役所本庁舎	都市機能誘導区域A	
医療施設	病院	都市機能誘導区域A	
福祉施設	地域包括支援センターなど	都市機能誘導区域A	
子育て支援施設	放課後児童健全育成施設	都市機能誘導区域B	
	児童厚生施設	都市機能誘導区域B	
商業施設	商業施設Ⅰ 健康増進に資する施設	都市機能誘導区域A	
	商業施設Ⅱ 日常買回り品の購入が可能な施設	都市機能誘導区域A	
教育施設	教育施設Ⅰ 地域の産業振興に資する大学サテライト、専修学校、ラボなど	都市機能誘導区域A 都市機能誘導区域B	
	教育施設Ⅱ 高等学校、中学校、小学校	都市機能誘導区域B	

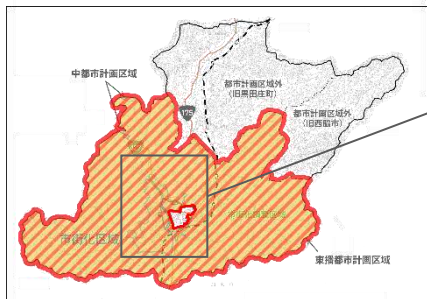
■都市機能誘導区域A及び都市機能誘導区域B以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、市民交流施設、地域の産業振興に資する大学サテライトなどの開発又は建築などを行う場合



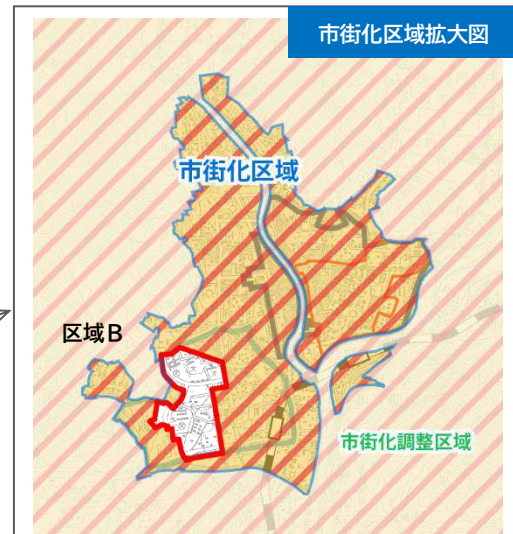
■都市機能誘導区域A以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、市役所本庁舎、地域包括支援センターなど、病院、商業施設の開発又は建築などを行う場合



■都市機能誘導区域B以外の届出対象

○下図及び右図の着色のエリアで、図書館、教育施設（高等学校、中学校、小学校）、子育て支援センターの開発又は建築などを行う場合



※開発・建築行為を行おうとする区域・敷地の全部が区域外にある場合は、届出対象

3 計画の評価方法及び管理

立地適正化に関する基本方針の実現に向けた目標を定量化する「評価指標」を設定します。また、評価指標は進捗管理のための「目標値」を設定します。

1) 評価指標（目標値）の設定

本計画における目標値を次のとおり整理します。

【本計画における評価指標と目標値（策定当初）】

基本方針を踏まえて実施する施策の効果により、利便性が高く生活しやすい居住環境が創出されます。そこで、その達成状況を把握する評価指標を設定します。目標値は、現状すう勢で人口密度の低下が推測される中、現在の「市街化区域内の人口密度」を「居住誘導区域内」で確保するものとして次の人口密度を設定します。

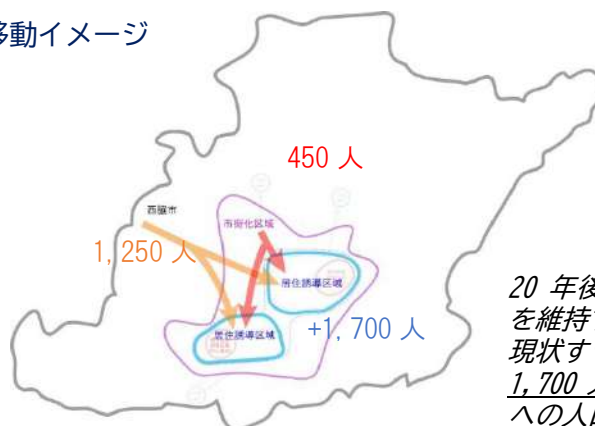
■ 目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値※1	推計値※2	目標値	現状値
	平成 27(2015)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
居住誘導区域内の人口密度	32.1 人/ha (市街化区域内)	約 17%減 26.5 人/ha (居住誘導区域内)	約 21%増(対推計値) (現状の維持) 32.1 人/ha (居住誘導区域内)	33.1 人/ha

※1 H27 年国勢調査人口を基に算出

※2 現状すう勢（施策を講じない場合）の将来人口推計で、H22 年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社人研にて公表されている要因を加味し 100mメッシュごとに推計して算出

■ 【参考】人口移動イメージ



20 年後も居住誘導区域内の人口密度を維持するためには、現状すう勢に対して 1,700 人の居住誘導区域外から区域内への人口移動が必要





【本計画における評価指標と目標値（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／都市機能・居住の一定エリア内維持（策定当初）】

都市機能の維持並びに居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、当該区域のエリア価値が維持されるものと考えられます。そこで、その宅地の価値を把握する評価指標を設定します。目標値は、地価の下落を抑制する値を設定します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値※ ¹	推計値※ ²	目標値	現状値
	平成 30(2018)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
都市機能誘導区域内の 固定資産税評価額（宅地）	19,100 円/㎡ (市街化区域内)	 約 35%減 12,300 円/㎡	 約 55%増(対推計値) (現状の維持) 19,100 円/㎡※ ³ (都市機能誘導区域内)	18,854 円/㎡ (都市機能誘導区域内)
居住誘導区域内の 固定資産税評価額（宅地）	19,100 円/㎡ (市街化区域内)	 約 35%減 12,300 円/㎡	 約 24%増(対推計値) 15,300 円/㎡※ ⁴ (居住誘導区域内)	19,207 円/㎡ (居住誘導区域内)

※1 西脇市税務課資料により算出

市街化区域内における現況課税地目「宅地」の固定資産税評価額を課税地積で除した値

※2 市街化区域内の固定資産税評価額は、近年2%程度下落しており、これが現状すう勢で続いた場合を想定

※3 都市機能誘導区域内の1㎡当たり固定資産税評価額の平均を維持した場合

※4 居住誘導区域内の1㎡当たり固定資産税評価額の平均の下落率を現状すう勢の2%から1%に半減、減少度を緩やかにした場合

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／都市機能・居住の一定エリア内維持（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。


【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／健康増進・元気高齢者の増加（策定当初）】

毎年実施している「西脇市まちづくり市民アンケート」によると、日頃から健康に暮らしている人は、平成 24(2012)年度は 84.0%であったのに対し平成 29(2017)年度は 85.0%と微増、健康づくりのために何らかの活動・取組（ウォーキングや体操など）をしている人は平成 24(2012)年度 47.6%であったのに対し平成 29(2017)年度は 46.2%と微減しています。

介護予防などの施策とあわせて、ハード面でも健康交流機能の整備を図り、都市機能誘導施設や公共交通を便利に利用できる人の割合を増加させるとともに、歩行者が安全に通行できるような道路（歩道）整備などを通して、歩きたくなる環境整備やウォーキングコースの整備を行い、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

健康増進に関する市民の活動実態を把握する評価指標と、コンパクトシティの多様な効果のひとつである健康増進効果を把握する評価指標を設定します。目標値は、「健康日本 21（第二次）」（厚生労働省）における目標値の設定を勘案して、身体活動・運動に対する意識に市民の意識・行動を3割程度高める値で設定します。また、日常生活における歩数の増加（+1,500歩）を目指します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5(2023)年
健康づくりのための活動・取組を行っている市民の割合	46.2% ^{※1}	—	 約3割増 (対基準値) 60%	58.5%


※1 西脇市資料（H29年度西脇市まちづくり市民アンケート）

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値
	平成 30(2018)年	令和 5(2023)年	令和 22(2040)年
歩行量（歩数）	4,500 歩/人・日	4,850 歩/人・日	 +1,500 歩/人・日 (対 H30(2018))

また、「歩く」ことが心身に及ぼす影響は多種多様といえますが、1日当たり歩行量（歩数）が1歩違うことにより年間の医療費が異なるとも言われており、「歩く」ことにより健康増進効果が期待できます。そこで、高齢者の健康増進度を把握する評価指標を設定します。目標値は、健康増進施策を通して、特に認定率の割合が高い後期高齢者の「要支援・要介護認定率」が下がる値を設定します。

■ 目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 28(2016)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5(2023)年
後期高齢者の 要支援・要介護 認定率	32.9%	—	 約 1.4%減 31.5%	32.5%

- ※1 西脇市資料（第7期西脇市高齢者安心プラン（西脇市高齢者福祉計画・介護保険事業計画））より実績値を採用
- ※2 健康増進施策効果として、後期高齢者認定率が、「第7期西脇市高齢者安心プラン」の成果目標毎年0.2%減少が、H31年度から後期高齢化者の増加が推測されているR7年度まで続き、そのあとR8年度以降は認定率を維持していくと仮定



【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／健康増進・元気高齢者の増加（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／公共交通（策定当初）】

まちなかの都市機能間、まちなかと地域間のネットワーク化により、公共交通の利便性が向上し、公共交通利用者の増加が見込まれることから、公共交通の利用状況を把握するための評価指標を次のとおり設定します。

■目標値に対する現況値の評価


評価指標	基準値	推計値	目標値	現況値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
公共交通の年間の延利用者数※1	18,090 人/年	 約 5%減 17,100 人/年	 約 35%増(対推計値) 23,000 人/年	61,373 人/年

※1 本市が運営するコミュニティバスとデマンド型交通の10月～9月の延利用者数
基準値…H28年10月1日～H29年9月30日の実績値
推計値…基準値×高齢者人口変動率（H29とH52の比較値：94.5%）
目標値…推計値×35%（デマンド型交通を導入した県下の都市の利用者増加率実績を採用）

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／公共交通（今回）】

令和3(2021)年度の公共交通の再編により、策定当初から利用者が大幅に増加したことから、「西脇市地域公共交通計画」の方針と整合を図り、以下のとおり目標値を改定します。

■改定案

評価指標	基準値	推計値	目標値	現況値
	令和 5 (2023)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
公共交通の年間の延利用者数	64,927 人/年※1	 約 5%減※2 61,000 人/年	 約 6.5%増(対推計値) (現状の維持) 65,000 人/年	64,927 人/年

※1 コミュニティバス「おりひめバス」、ループバス「めぐりん」、デマンド型交通乗合タクシー「むすぶん」の年間利用者数（R5年4月1日～R6年3月31日の1年間の利用者数）
※2 推計値…基準値×高齢者人口変動率（R2とR22の比較値：94.4%）

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／空き家（当初）】

その他連携施策として、空き家に関する評価指標を次のとおり設定します。

■目標値に対する現況値の評価

評価指標	基準値	推計値	目標値	現状値
	平成 29(2017)年	令和 22(2040)年	令和 22(2040)年	令和 5 (2023)年
まちなか※ ¹ の 空き家解消	7戸/年※ ²	—	 10戸/年※ ³	16.8戸/年

※1 まちなか（中心市街地）を基本とする「居住誘導区域A」内とする。

※2 基準値…H28年10月（「西脇市空家等対策計画」策定）～H29年8月末の実績値

※3 R元年から、10戸/年の解消を目標とするため、22年間で220戸の解消が目標となります。

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値／空き家（今回）】

引き続き、策定当初と同様の評価指標と目標値とします。

2) 目標の達成により期待される効果

各施策における目標値を達成することにより、次の効果が期待されます。

居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、都市機能の維持を図り、当該区域の地価の下落を抑制し、行政運営に必要な自主財源の確保に寄与します。

■効果指標と期待される効果

効果指標	目標の達成により期待される効果※1
市税収入の 減少の抑制 (固定資産税 ・都市計画税)	22年間（H30(2018)からR22(2040)）の市税収入 (現状すう勢（収入減少）の抑制）累計額約7億円※2

※1 目標値と推計値との差、固定資産税及び都市計画税を用いて算定

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の宅地面積は、市街化区域と各誘導区域面積比を按分

※2 区域区分廃止より、累計額に変更が生じる見込みがある。

また、健康増進効果として、医療・介護費の抑制が図られ、将来の少子高齢化社会における財政負担（扶助費など）の増加の低減につながり、行政運営を健全化する支出減少に寄与します。

■効果指標と期待される効果

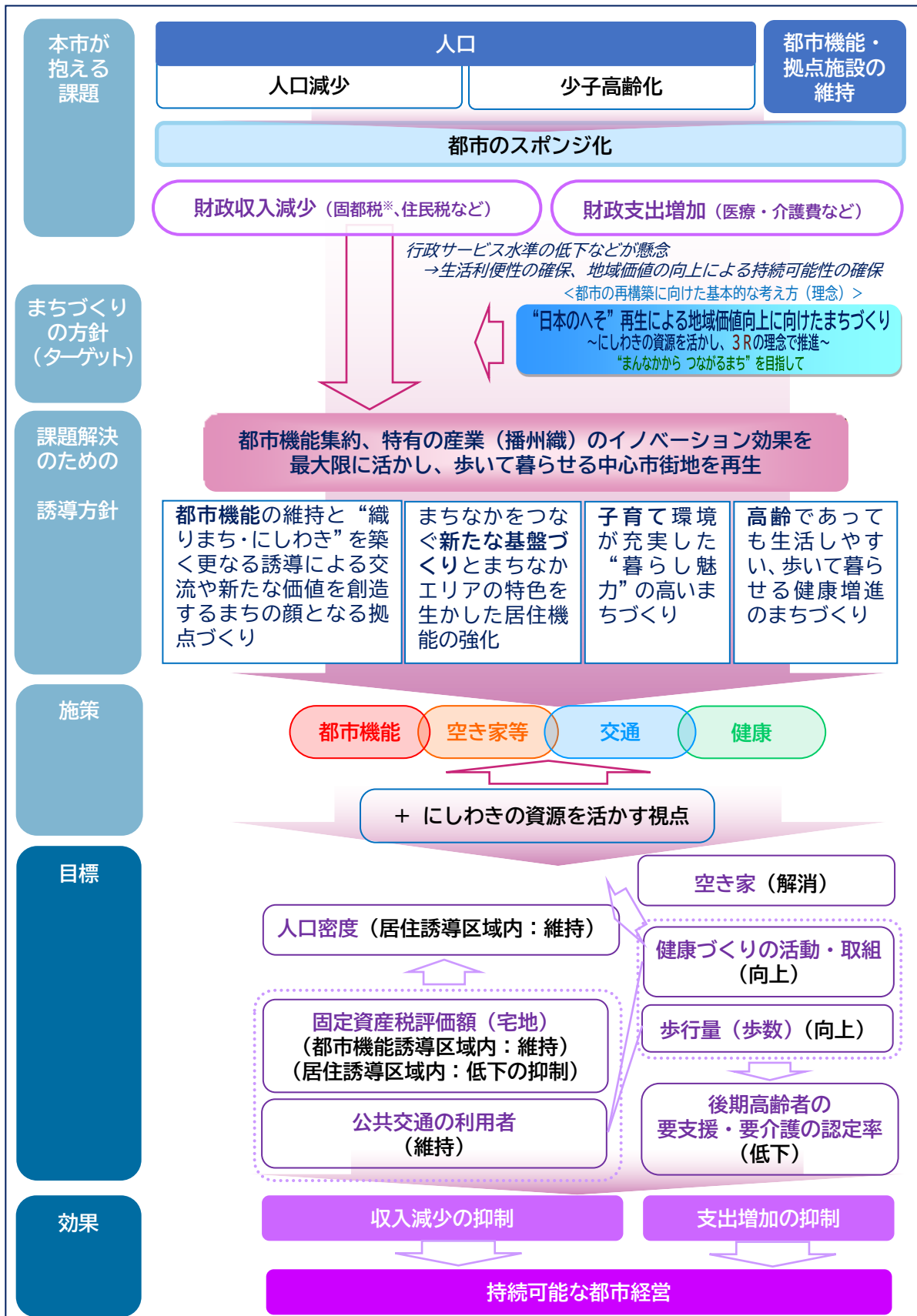
効果指標	目標の達成により期待される効果
介護保険給付費の 増加の抑制	22年間（H30(2018)からR22(2040)）の介護保険給付費※1 (現状すう勢（支出増加）の抑制）累計額約5億円 (うち、市負担分約0.4億円)
医療費の増加の抑制	【後期高齢者の要支援認定率減少に伴う効果】 22年間（H30(2018)からR22(2040)）の医療費※2 (現状すう勢（支出増加）の抑制）累計額約10億円 (うち、市負担分約0.8億円)
	【1日当たり歩行量（歩数）増加に伴う効果】 22年間（H30(2018)からR22(2040)）の医療費※3 (現状すう勢（支出増加）の抑制）累計額約56億円

※1 本市における認定者（うち要支援）の1人当たり年間介護保険給付費実績値を用いて算定

※2 本市における認定者（うち要支援）の1人当たり年間医療費実績値を用いて総額を算定
市負担分は、現行制度におけるおおむねの負担割合1/12を適用して算出（※1・2ともに）

※3 国の推計値である1日当たり1,500歩の歩行量（歩数）の増加により、年間3万5千円の医療費抑制効果（1人当たり年間医療費約40万7千円）を用いて算定。なお、歩行量（歩数）増加者数は、社人研推計人口に対し、40歳以上の6割の人が22年かけて1日当たり1,500歩増加を達成したと仮定

■施策による目標を達成することにより期待される効果



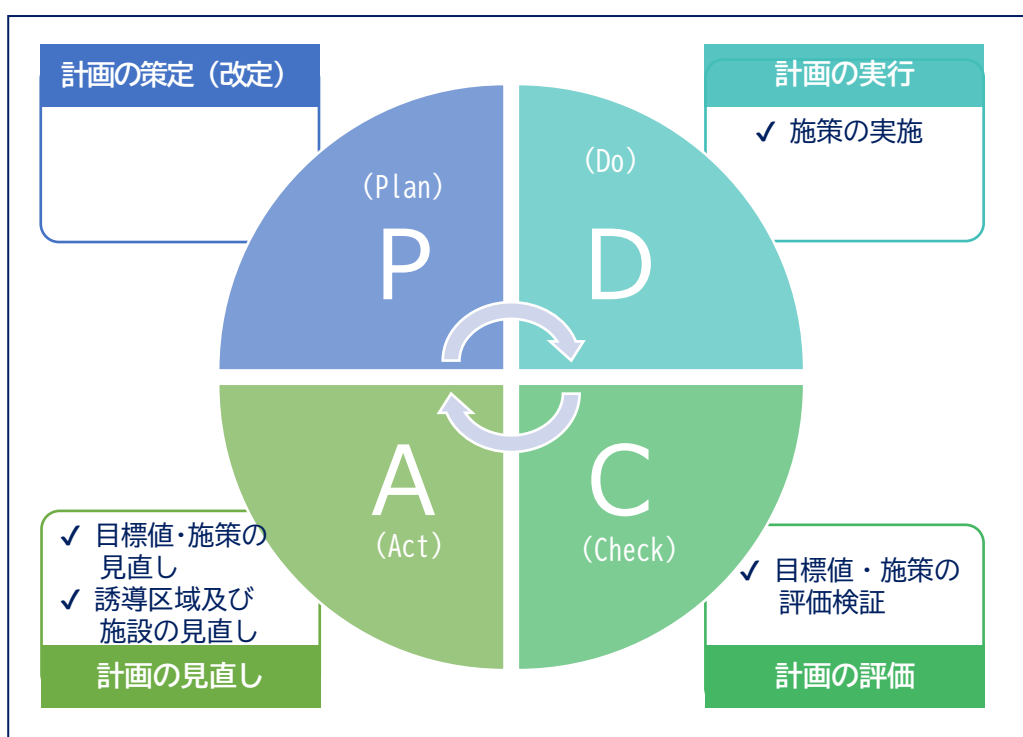
※固都税：固定資産税・都市計画税

3) 計画の評価方法及び管理

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しており、目標年度を令和 22(2040)年と設定しています。本計画の実現に向け、P (Plan) ⇒ D (Do) ⇒ C (Check) ⇒ A (Act) サイクルの考え方により、おおむね5年ごとを目安に、本計画で設定した目標値の達成状況の評価を行います。

計画の評価をもって、計画に見直しが必要となった場合は、計画期間中であっても必要に応じ適宜改定を行います。

■計画のPDCAサイクル概念図



参考資料

1 用語説明

あ行

アクションプラン

目的を成し遂げるための基本方針及び実施する具体的な行動内容を示した計画のこと。

イノベーション効果

技術革新によってもたらされる効果のこと。

SDGs

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12(2030)年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

か行

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食）

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域のこと。

基幹的市街地

都市の中心的な役割を担う地域のこと。

既存ストック

整備済みの道路や公園などの都市施設や住宅などの建築物をいう。

基準地価

国土利用計画法による土地取引規制の基準とするため、都道府県が毎年1回（通常は7月1日）公表している地価のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発・助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地のこと（急傾斜地法第3条）。

区域区分

無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化を進める区域（市街化区域）と市街化を抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度のこと（都市計画法第7条）。

公共交通

不特定多数の人が利用できる交通機関のこと。鉄道（地下鉄を含む。）のほか、軌道（道路に敷設される鉄道-路面電車、モノレール、新交通システムなど）、バス、タクシー、フェリー、航空機などがその代表

公示地価

地価公示法に基づき、土地価格の指標を示し、適正な地価の形成を図ることを目的に、国土交通省が、毎年1回（通常は1月

1日)公表している地価のこと。

洪水浸水想定区域

大雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。

交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所のこと。駅前広場やバスターミナルなどを指す。

公的不動産 (PRE)

国や地方公共団体などが保有する不動産のこと。

国土数値情報

国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するために、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備したもの

国土数値情報 (3次メッシュ)

全国の土地利用状況について、3次メッシュ(1kmメッシュ)ごとに、各利用区分(田・畑・果樹園・森林・荒地・建物用地・幹線交通用地・湖沼・河川等)の面積を整備したもの

国立社会保障・人口問題研究所 (社人研)

人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている厚生労働省に所属する国立の研究機関

コミュニティバス

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等において、住民の利便性向上のため、市が運行に参与している乗合バスのこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方のこと。

さ行

サテライト

英語の satellite (衛星) の音訳。転じて、本体に付属している機関や施設のこと。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域のこと。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう(都市計画法第7条)。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域をいう(都市計画法第7条)。

消滅可能性自治体

若年女性人口が令和2(2020)年から令和32(2050)年までの30年間に50%以上減少

すると推計される自治体のこと。

人口集中地区（D I D区域）

国勢調査において、都市的地域を表す指標として設定される。人口密度が40人/ha以上の基本単位区が互いに隣接し、合わせて人口が5,000人以上となる地区。英語によるDensely Inhabited Districtを略してD I Dとも呼ばれる。

人口動態

二つの時点間の人口の変化。通常一年間の出生・死亡・移動・結婚・離婚の数で把握する。

浸水継続時間

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に、浸水深0.5m以上が継続する時間を示したものの。

Society 5.0

第5期科学技術基本計画において提唱される。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新しい社会を指す。

た行

代表交通手段分担率

調査地域内で1日に生じた全トリップ（1つの目的を持った移動）数における、ある交通手段が代表交通手段であるトリ

ップ数の割合のこと。

地域拠点

商業・地域活動拠点・医療といった機能が比較的集積し、都市拠点と連携することによって、市民の日常生活を支える地域の拠点

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的として設置された機関

地区計画

良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標に併せ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりしながら、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度（都市計画法第12条の5）。広義には、地区計画のほか防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画等の全体を指すこともある。

デマンド型交通

予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

特定都市河川浸水被害対策法

著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の

規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律

特別指定区域制度

市街化調整区域で、少子高齢化や過疎化の進んでいる地域において、市や地域のまちづくり団体が住民と協働し、土地利用計画を策定した場合に、市からの申出により県が市街化調整区域における建築許可要件の一部を緩和することで、計画に即したまちづくりを実現していくもの

都市機能

商業・サービス、福祉、教育・文化、観光・交流、産業支援、居住など、都市的な活動を営むための各種機能のこと。

都市機能増進施設

立地適正化計画での都市機能誘導区域内の誘導施設で、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの

都市計画運用指針

国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているかなどについての原則的な考え方を示すもの

都市計画基礎調査

都市計画に必要な事項に関する基礎資料として、都市の現況及び動向を把握する

ために実施するもの（都市計画法第6条第1項）

都市計画区域

都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。

都市計画マスタープラン

長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの。法定の都市計画マスタープランには都道府県の定める都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（区域マスタープラン：都市計画法第6条の2）と市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン：都市計画法第18条の2）の2つの種類がある。

都市構造

自然環境や土地利用、積み重ねた社会資本等を基盤として、主要な都市機能の配置など都市の骨格的な構造を示すもの

都市のスポンジ化

都市の内部において、空き家、空き地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって、相当程度の分量で発生する現象

土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。イエローゾーンと呼ばれる（土砂災害防止法第7条）。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。レッドゾーンと呼ばれる（土砂災害防止法第9条）。

トリガー

拳銃の引き金の意味。転じて、一連の出来事のきっかけとなるもの。ある現象のけん引役となるもの

な行

二次救急拠点病院

主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療のことを二次救急医療といい、その拠点となる病院のこと。

は行

パーソントリップ調査

「どのような人が」「いつ」「どこから」「どこへ」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」動いたのかについて調査し、人の一日の全ての動きを捉えるもの。その調査結果は、交通計画を検討するための基礎的なデータとして活用されている。

ハザードエリア

地震や津波、洪水、土砂災害などの自然災害によって、大きな被害を受けるおそれのある地域のこと。

ビジネスユース

業務用に使用すること。本計画では、ビジネスパーソンやクリエイターが地域に新たな価値を生み出す働き場としての使用のこと。

PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、「計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて改善(Action)を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み(考え方)のこと。民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた方法で、近年では「行政評価」が盛んに導入されている。

ま行

モータリゼーション

英語で「動力化」「自動車化」を意味する言葉で、自動車が社会と大衆に広く普及し、生活必需品となる現象。狭義では、自家用乗用車の普及という意味で言われることが多い。

モビリティ・マネジメント

日常生活における移動について一人ひとりが考えることで、過度に自動車に依存した状態から、社会にも個人にも望ましい公共交通や自動車、徒歩等の多様な移動手段をかしこく利用する状態に、自発的な転換を促すコミュニケーションを中心とし

た取組

や行

用途地域

建築物が無秩序に混在することを防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めた、第1種低層住居専用地域など13種類の地域。用途地域ごとに適用する建築物の容積率、建ぺい率などを併せて都市計画に定める（都市計画法第8条、同9条）。

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、こども家庭庁が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

ら行

流域治水プロジェクト

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のことで、全国109の一級水系、約600の二級水系で策定・公表されている（R6.3末時点）。

ロードサイド

国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿道で、通りに面していること。

西脇市立地適正化計画

発行者：西脇市 編集：建設水道部都市計画課

〒677-8511 兵庫県西脇市下戸田 128 番地の 1

TEL：0795-22-3111（代） FAX：0795-22-8573

URL：<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/>

令和 8（2026）年 2 月改定